

令和 6 年  
公益法人の概況  
及び  
公益認定等委員会の活動報告

令和 7 年 1 2 月

内 閣 府



## はじめに

本報告は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 48 条及び第 57 条の規定に基づき、公益認定等委員会の事務処理状況、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての報告、調査を行った結果を取りまとめたものである。

今般、各都道府県の協力を得て、内閣府において、全行政庁（内閣府及び都道府県）分の公益法人の概況について取りまとめを行った。また、各都道府県に設置されている合議制の機関の事務処理状況に関するデータについても、公益認定等委員会の事務処理状況に関するデータに併記し収録した。

なお、参考として、移行認可を受けて特例民法法人から移行した一般法人及び申請中の特例民法法人の概況を掲載している。

### 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）

#### （設置及び権限）

**第 32 条** 内閣府に、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理する。

#### （事務の処理状況の公表）

**第 48 条** 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

#### （情報の提供）

**第 57 条** 内閣総理大臣及び都道府県知事は、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、公益法人に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

内閣府公益認定等委員会

委員長	清水 新一郎
委員長代理	湯浅 信好
委 員	生野 考司
委 員	石津 寿恵
委 員	北村 聰子
委 員	黒田 かおり
委 員	原田 大樹

（令和 7 年 12 月 24 日現在）

内閣府公益法人行政担当室



# 目 次

<b>第1部 公益法人の概況</b> .....	1
<b>第1章 公益法人制度の概要</b> .....	1
1. 一般社団法人及び一般財団法人 .....	1
2. 公益社団法人及び公益財団法人 .....	1
<b>第2章 法人数等</b> .....	3
1. 公益法人数 .....	3
2. 法人数の変動 .....	4
(1) 法人の認定 .....	5
(2) 法人の解散 .....	5
(3) 公益認定の取消し .....	5
(4) 法人の合併 .....	6
3. 社員・役職員等 .....	7
(1) 社員と代議員 .....	7
(2) 各種の会員 .....	8
(3) 評議員 .....	9
(4) 理事 .....	10
(5) 監事 .....	12
(6) 会計監査人 .....	13
(7) 職員 .....	13
<b>第3章 事業</b> .....	15
1. 事業年度 .....	15
2. 公益目的事業等 .....	16
(1) 公益目的事業の事業目的 .....	16
(2) 公益目的事業の事業類型 .....	19
<b>第4章 財務</b> .....	22
1. 資産・負債等 .....	22
(1) 資産 .....	22
(2) 負債 .....	23
(3) 正味財産 .....	23
(4) 遊休財産 .....	24
2. 収入・費用等 .....	25

（1）寄附金	25
（2）会費	27
（3）公益目的事業費用	27
（4）公益目的事業収入	28
（5）収支相償	29
（6）公益目的事業比率	30
（7）収益事業等	32
 第5章 税制	33
1. 公益法人の事業に対する税制上の優遇措置	33
（1）公益目的事業の非課税の特例（法人税）	33
（2）みなし寄附金の損金算入の特例（法人税）	33
（3）利子・配当等に係る所得税の非課税の特例（所得税）	34
（4）消費税制上の特定収入に該当しない寄附金に係る特例	34
（5）特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税 についての特例	35
（6）特定の用に供する不動産等に係る地方税の非課税	35
2. 寄附者に対する税制上の優遇措置	35
（1）個人が支出する寄附金についての特例	35
（2）法人が支出する寄附金についての特例（法人税）	37
（3）財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例	38
 補章1 移行法人の概況	39
第1節 法人数等	39
1. 移行法人数	39
2. 公益目的支出計画の完了等	40
（1）公益目的支出計画の完了	40
（2）解散	41
第2節 公益目的財産額等	42
1. 公益目的財産額	42
2. 年間公益目的支出額	43
3. 公益目的支出計画の完了予定期	44
 第2部 公益認定等委員会の活動報告	45
第1章 公益認定等委員会の取組	45
1. 公益認定等委員会	45
2. 令和6年度における取組	46
（1）審査及び監督	46

（2）公益法人等に対する支援	47
（3）法人等との対話	49
（4）広報活動	52
（5）制度的課題への取組	56
3. 公益認定等委員会と都道府県間の連携	58
<b>第2章 委員会の事務処理状況</b>	<b>59</b>
1. 公益法人に係る審査	59
（1）公益認定の申請	59
（2）変更認定申請及び変更の届出	61
（3）合併の届出等	62
（4）審査期間	63
2. 公益法人の監督	65
（1）定期提出書類等の審査	66
（2）立入検査	67
（3）報告徴収	69
（4）勧告・命令の勧告・公益認定の取消しの勧告等	71
3. 移行法人に係る審査	74
（1）移行認可の申請	74
（2）変更認可等	75
4. 移行法人の監督	76
（1）定期提出書類等の審査	76
（2）立入検査	76
（3）報告徴収	78
（4）勧告・命令の勧告・認可の取消しの勧告	79
5. 特例民法法人	80
（1）移行の状況	80
（2）移行申請中の特例民法法人	81
<b>付属資料編目次</b>	<b>82</b>
<b>統計表資料編目次</b>	<b>119</b>

## (利用上の注意)

◆本書で使用しているデータは、基本的に、国・都道府県が共同で運用する公益認定等総合情報システムにおける業務処理情報（データ時点は原則令和6年12月1日現在）から算出している。ただし、第1部第2章3の「社員・役職員等」については、各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の法人から提出された事業報告等のデータによる。

◆経年データの「年度」は、公益法人制度改革の施行が、平成20年12月1日であったこと等を踏まえ、各年12月1日から翌年11月30日までを用いることを基本としている。

（今回の対象期間）令和6年度：令和5年12月1日から令和6年11月30日まで

ただし、第2部「公益認定等委員会の活動報告」については、通常の会計年度（各年4月1日から翌年3月31日まで）による。

◆各表の数値は、公益認定等総合情報システムの過年度データが修正されることがあるため、第1部の公表済数値と異なる場合がある。

◆各表の数値のうち、金額は、表章単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

◆各表の割合（%）について、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

◆移行期間開始時点の特例民法法人のデータについては、基本的に「特例民法法人に関する年次報告」平成21年度版（基本となる集計時点は平成20年12月1日）によっている。

◆本報告で用いる法令の略称は、以下のとおりである。

「法人法」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

「法人法施行令」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成19年政令第38号）

「法人法施行規則」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）

「認定法」※ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）

「認定法施行令」※ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）

「認定法施行規則」※ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）

「整備法」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及

び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）

「整備法施行令」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成 19 年政令第 277 号）

「整備法施行規則」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 69 号）

なお、根拠法令の条項等※を（ ）囲みの中で示す場合は、次の略式で表記している。

＜例＞ ○○法第 1 条第 2 項第 3 号：○○法 § 1 Ⅱ③

※令和 6 年の法改正前の条項等を掲載。

◆本報告で用いる用語の説明は、以下のとおりである。

「一般法人」	法人法に定める一般社団法人及び一般財団法人をいう。
「公益法人」	認定法に定める公益社団法人及び公益財団法人をいう。
「移行法人」	行政庁から移行認可を受けて特例民法法人から一般法人に移行した法人のうち、移行時に純資産相当額があり、公益目的支出計画を実施中の法人をいう。
「特例民法法人」	改正前の民法第 34 条に基づき、主務官庁の許可を得て設立された社団法人及び財団法人をいう。特例社団法人及び特例財団法人から成る。
「行政庁」	認定法及び整備法に定める行政庁である内閣総理大臣（内閣府）及び都道府県知事（都道府県）をいう。
「公益認定」	一般社団法人又は一般財団法人が公益社団法人又は公益財団法人となるために、その申請により、認定法第 4 条に基づいて行政庁から受ける認定をいう。
「移行期間」	新公益法人制度が施行された平成 20 年 12 月 1 日から 25 年 11 月 30 日までの 5 年間をいう。
「移行認定」	特例社団法人又は特例財団法人が新公益法人制度における公益社団法人又は公益財団法人となるために、その申請により、整備法第 44 条に基づいて行政庁から受ける認定をいう。
「移行認可」	特例社団法人又は特例財団法人が新公益法人制度における一般社団法人又は一般財団法人となるために、その申請により、整備法第 45 条に基づいて行政庁から受ける認可をいう。
「認定の申請」	公益認定の申請をいう。
「公益認定の取消し」	認定法の規定に基づき行政庁が公益法人に対して行う処分の一つであり、これを受けた公益法人は公益法人でなくなる（移行認定を受けた法人は公益法人であり、この対象に含まれる。）。
「常勤」	週 3 日以上法人の業務に従事する者で、従事する場所は主及び従事する事務所に限定するものではない。

# 第1部 公益法人の概況

---

## 第1章 公益法人制度の概要

---

個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたる中、行政部門や民間営利部門だけでは社会のニーズを満たし、課題に対応することが難しくなっている。こうした状況に対応し、多様なサービスを提供することができる存在として、民間非営利部門が我が国の社会経済システムの中で果たすべき役割は重要さを増している。

このような中、平成20年12月に施行された法人法及び認定法により、国民が簡便に法人を設立することができる一般法人（一般社団法人及び一般財団法人）の制度を前提に、行政庁が公益を目的とする事業を適正に実施し得る法人を認定する現行の公益法人の制度が導入された。

＜付属資料1＞ 公益法人制度及び公益認定等委員会等の活動等の経緯

### 1. 一般社団法人及び一般財団法人

剰余金の分配を目的としない社団及び財団については、法人法に基づき、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、登記により一般社団法人又は一般財団法人としての法人格を取得することができる。

法人法においては、定款等に基づく法人の自治を一定程度認めつつ、一般社団法人及び一般財団法人が我が国社会における責任ある主体として自律的に活動するために必要な、法人としてのガバナンスに関する基本的な規律が定められている。

### 2. 公益社団法人及び公益財団法人

公益を目的とする事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、申請により、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）（注）による認定（公益認定）を受けることができる。認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」と総称する。）となる。

(注) ① 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人、②公益目的事業等を 2 以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定める法人は内閣総理大臣、それ以外の法人はその事務所が所在する都道府県の知事が行政庁となる（認定法 § 3）。

公益認定を受けるためには、事業の公益性や法人としてのガバナンス等について認定法に定められた基準を満たす必要がある。申請された内容が法律の定める認定基準を満たしていることについての判断は、民間有識者で構成される合議制の機関（国にあっては内閣府公益認定等委員会、都道府県にあっては各都道府県の合議制機関）が行う。

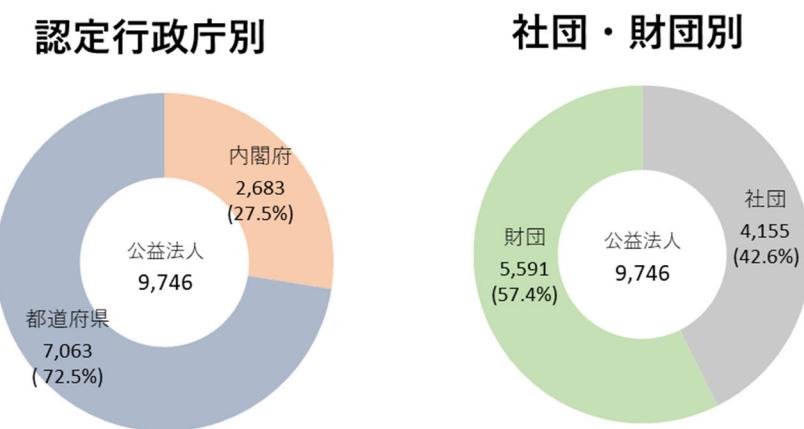
公益法人には、上記の認定基準を満たすほか、法人情報の開示等に関して認定法に定める事項を遵守することが求められる。また、公益法人の事業の適正な運営を確保するため必要な限度において、行政庁の監督を受けることになる。

公益法人の活動を支えるため、公益法人の事業については税制上の優遇措置が設けられている。また、公益法人の活動を支えるためには、善意の寄附による支援が重要であり、公益法人に対する寄附については、寄附者に対し税制上の優遇措置が設けられている。

## 第2章 法人数等

### 1. 公益法人数

図1-2-1 社団・財団別の公益法人数とその割合



(注) 令和6年12月1日現在。

以下、表1-2-1、表1-2-2、図1-2-2について同じ。

表1-2-1 社団・財団別の公益法人数とその割合

	合計	公益社団法人	公益財団法人
内閣府	[ 27.5%] 2,683 100.0%	827 30.8%	1,856 69.2%
都道府県計	[ 72.5%] 7,063 100.0%	3,328 47.1%	3,735 52.9%
合計	[100.0%] 9,746 100.0%	4,155 42.6%	5,591 57.4%
前年合計	[100.0%] 9,711 100.0%	4,162 42.9%	5,549 57.1%

図1-2-2 各年12月1日現在の公益法人数（社団・財団別）

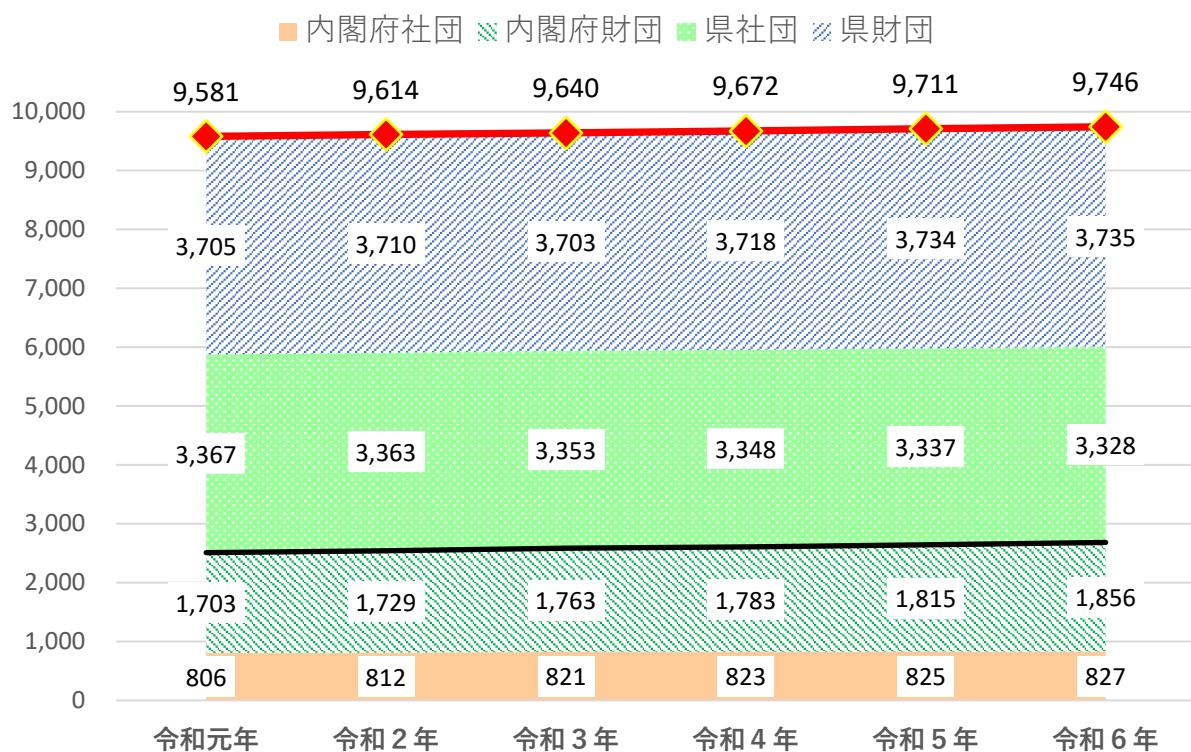


表1-2-2 各年12月1日現在の公益法人数（社団・財団別）

		令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
内閣府	社団	806	812	821	823	825	827
	財団	1,703	1,729	1,763	1,783	1,815	1,856
	計	2,509	2,541	2,584	2,606	2,640	2,683
都道府県	社団	3,367	3,363	3,353	3,348	3,337	3,328
	財団	3,705	3,710	3,703	3,718	3,734	3,735
	計	7,072	7,073	7,056	7,066	7,071	7,063
合計	社団	4,173	4,175	4,174	4,171	4,162	4,155
	財団	5,408	5,439	5,466	5,501	5,549	5,591
	計	9,581	9,614	9,640	9,672	9,711	9,746

## 2. 法人数の変動

公益法人数は、認定又は解散等により増減する。公益法人数が増加する事由として、公益認定がある。他方、公益法人数が減少する事由として、法人の解散、公益認定の取消し又は合併がある。なお、解散の場合には法人格が失われるが、公益認定が取り消されても一般法人として法人格は存続する。

(注) 合併の場合には、吸収合併と新設合併の合併形態の別、合併しようとする法人数、合併の相手方が公益法人であるか否かによって、公益法人の減少数は変わる。

## (1) 法人の認定

公益法人は、一般社団法人・一般財団法人が、行政庁の認定を受け、公益社団法人・公益財団法人となることで増加する。

**表1-2-3 公益法人認定数**

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	35	34	51	36	44	47
都道府県	46	43	28	46	36	31
合計	81	77	79	82	80	78

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

以下、表1-2-4～表1-2-6まで同じ。

## (2) 法人の解散

公益法人が合併以外の理由により解散（法人法§148、§202）した場合には、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、当該解散の日から一箇月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならぬ（認定法§26I）。解散後は、法令及び定款の定めに従い清算手続を行い、残余財産を類似目的の他の公益法人等に帰属させることになる（認定法§518、法人法§239）。

**表1-2-4 年度別の解散件数**

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	5	2	5	2	6	3
都道府県	11	15	18	7	10	11
合計	16	17	23	9	16	14

(注) 表中の令和5年度の「解散」法人数は、対象期間中に解散の届出・清算結了の届出を行った法人。

このほか、過年度解散の届出を行い、対象期間中に清算結了の届出を行った法人は7法人。

## (3) 公益認定の取消し

公益認定の取消しには、公益法人からの申請に基づいて行政庁が取消しを行う場合と、行政庁が自らの権限の行使として取消しを行う場合とがある（認定法§29）。公益認定を取り消されても、解散の場合と異なり、一般法人として法人格は継続する。しかし、公益目的事業のために法人が保有していた資産が引き続き公益目的のために用いられることになるよう、公益目的取得財産残額

に相当する額を類似目的の他の公益法人等に贈与しなければならない（認定法§30、§5⑯）。

**表1－2－5 年度別の公益認定の取消し件数**

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	5	2	1	3	2	3
都道府県	5	10	14	14	15	13
合計	10	12	15	17	17	16

（注）この表においては、各年12月1日から翌年11月30日の取消し件数を集計しているが、第2部P72「表2－2－18 公益認定の取消しの勧告件数」においては、各年4月1日から翌年3月31日の取消し件数の勧告による取消しの件数を集計しているため、数値が異なる。

#### （4）法人の合併

公益法人は、合併しようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出る必要がある（認定法§24）。

合併には、吸収合併と新設合併があり、吸収合併の場合には存続法人の法人格が継続するが、新設合併の場合には存続法人がなく、合併後に別の法人格が新設される。（注）

（注）3法人による合併の場合を例とすると、法人減少数は、吸収合併であれば2減であるが、新設合併であれば1増3減となる。

**表1－2－6 年度別の合併件数**

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	吸収合併	5	2	1	2	1	2
	新設合併	0	0	0	0	0	0
	計	5	2	1	2	1	2
都道府県	吸収合併	5	6	8	10	3	4
	新設合併	4	0	0	0	0	0
	計	9	6	8	10	3	4
合計	吸収合併	10	8	9	12	4	6
	新設合併	4	0	0	0	0	0
	計	14	8	9	12	4	6

（注）合併後に残る法人（吸収合併における存続公益法人、新設合併における新設公益法人）の数を計上している。

### 3. 社員・役職員等

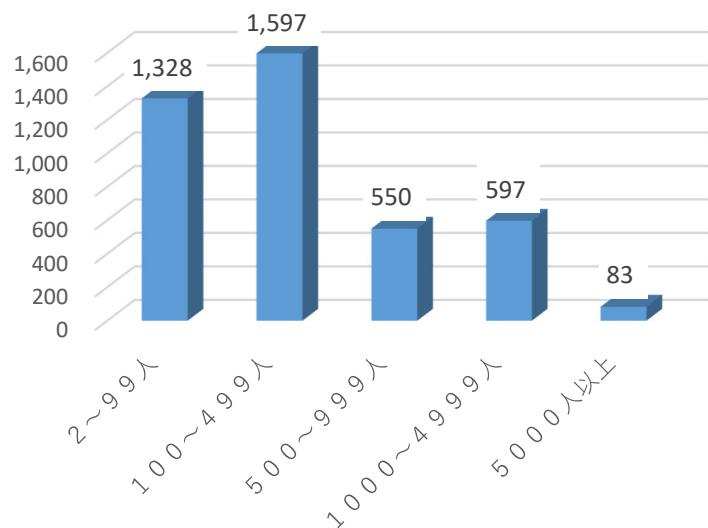
#### (1) 社員と代議員

##### (社員)

社員は、公益社団法人の存立の基礎となる構成員である。社員については、法人設立時には2名以上が必要である（法人法§10I）。また、社員は、個人、団体を問わない。

社員は、社員総会に参加して議決権を行使するとともに、定款で定めるところにより、法人に経費等を支払うこととされている（法人法§48、§27）。社員総会は、定款変更、役員の選解任等を行う権限を有する公益社団法人の最高議決機関である（法人法§146、§63、§70）。

図1-2-3 社員数規模別の公益社団法人数



（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

以下、表1-2-7～表1-2-17、図1-2-4～図1-2-7まで同じ。

表1-2-7 社員数規模別の公益社団法人数とその割合

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	2~99 人	100~ 499人	500~ 999人	1,000~ 4,999人	5,000人 以上
内閣府	827	705,012	852	126	356	286	68	91	26
都道府県	3,328	2,423,325	728	240	972	1,311	482	506	57
合計	4,155 (100.0%)	3,128,337	753	216	1,328 (32.0%)	1,597 (38.4%)	550 (13.2%)	597 (14.4%)	83 (2.0%)
前年合計	4,162 (100.0%)	3,157,010	759	217	1,331 (32.0%)	1,582 (38.0%)	565 (13.6%)	601 (14.4%)	83 (2.0%)

## (代議員)

社員数が多い公益社団法人の中には、定款上の会員の中から一定の割合をもって選出される代議員をもって法人法上の社員とする、いわゆる「代議員制」を探るものもある。

**表1－2－8 代議員制採用法人における社員数規模別の法人数**

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	社員（代議員） を選出する 会員数計	2～99人	100～ 499人	500～ 999人	1,000～ 4,999人	5,000人 以上
内閣府	149	43,877	294	118	2,489,290	63	82	2	1	1
都道府県	215	91,109	424	99	665,694	108	89	3	12	3
合計	364 (100.0%)	134,986	371	103	3,154,984	171 (47.0%)	171 (47.0%)	5 (1.4%)	13 (3.6%)	4 (1.1%)
前年合計	368 (100.0%)	144,277	392	107	3,249,963	164 (44.6%)	177 (48.1%)	8 (2.2%)	14 (3.8%)	5 (1.4%)

## (2) 各種の会員

公益社団法人における法人法上の社員は、定款上は「正会員」とされていることがあるが、この意味の「正会員」以外に、公益社団法人及び公益財団法人には、賛助会員、特別会員等の名称で、法人の事業に賛同して登録し、会費を払うなどの各種の「会員」が置かれている例がある。

**図1－2－4 各種の会員数規模別の公益法人数（社団・財団別）**

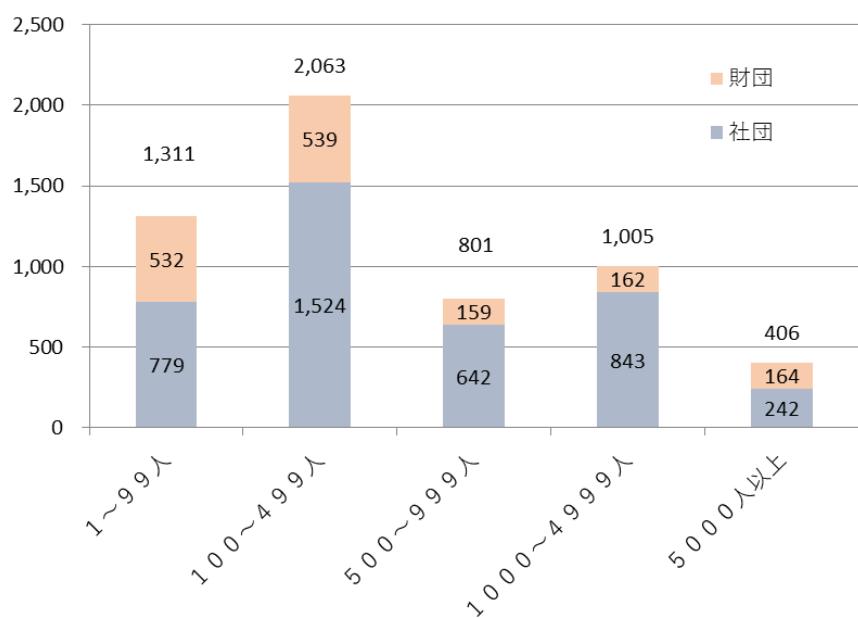


表1－2－9 各種の会員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	会員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	1～99人	100～ 499人	500～ 999人	1,000～ 4,999人	5,000人 以上
内閣府	社団	804	4,770,033	5,933	528	176	223	86	182	137
	財団	610	4,315,856	7,075	167	240	169	65	82	54
	計	1,414	9,085,889	6,426	307	416	392	151	264	191
都道府県	社団	3,226	3,489,532	1,082	371	603	1,301	556	661	105
	財団	946	4,505,751	4,763	220	292	370	94	80	110
	計	4,172	7,995,283	1,916	328	895	1,671	650	741	215
合計	社団	4,030 (100.0%)	8,259,565	2,050	380	779 (19.3%)	1,524 (37.8%)	642 (15.9%)	843 (20.9%)	242 (6.0%)
	財団	1,556 (100.0%)	8,821,607	5,669	203	532 (34.2%)	539 (34.6%)	159 (10.2%)	162 (10.4%)	164 (10.5%)
	計	5,586 (100.0%)	17,081,172	3,058	324	1,311 (23.5%)	2,063 (36.9%)	801 (14.3%)	1,005 (18.0%)	406 (7.3%)
前年合計		5,604 (100.0%)	17,225,797	3,074	325	1,319 (23.5%)	2,059 (36.7%)	796 (14.2%)	1,019 (18.2%)	411 (7.3%)

### （3）評議員

評議員については、3名以上でなければならない（法人法§170Ⅰ、§173Ⅲ）。評議員によって構成される評議員会は、定款変更、役員の選解任の権限を有する公益財団法人の議決機関である（法人法§200Ⅰ、§177、§63、§176）。

図1－2－5 評議員数規模別の公益財団法人数

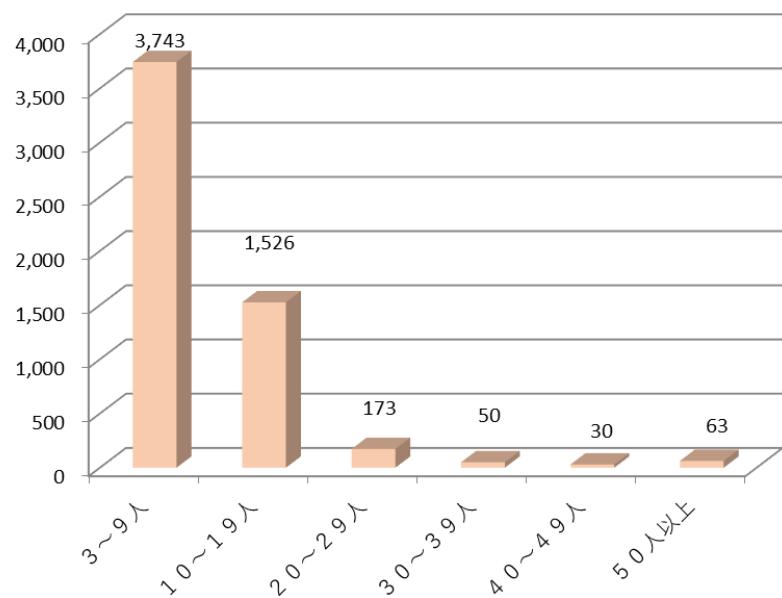


表1－2－10 評議員数規模別の公益財団法人数とその割合

	法人数	評議員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	1,856	17,645	9.5	8	1,209	537	68	13	6	23
都道府県	3,735	35,471	9.5	7	2,534	989	105	37	24	40
合計 (100.0%)	5,591	53,116	9.5	7	3,743 (66.9%)	1,526 (27.3%)	173 (3.1%)	50 (0.9%)	30 (0.5%)	63 (1.1%)
前年合計 (100.0%)	5,549	53,930	10	8	3,621 (65.3%)	1,604 (28.9%)	177 (3.2%)	49 (0.9%)	30 (0.5%)	68 (1.2%)

(注) データ基準日（令和6年12月1日）において、解散等により既に評議員が解任され3人未満となっているが、清算結了の届出手続が完了しておらず、システム上現存扱いとなっている法人が存在している。  
集計では、「法人数」「評議員数計」「平均値」「中央値」の算出に含めているが、評議員数の規模別には該当の階級がないため含めていない。

#### (4) 理事

理事は、一般法人の役員である。全理事で構成する理事会は、公益法人においては必置の機関であり（法人法§90Ⅰ、§170Ⅰ、認定法§5⑭ハ）、理事は3名以上でなければならない（法人法§65Ⅲ、§177）。理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、理事の中から代表理事や業務執行理事を選定する（法人法§90、§91、§197）。

図1－2－6 理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）

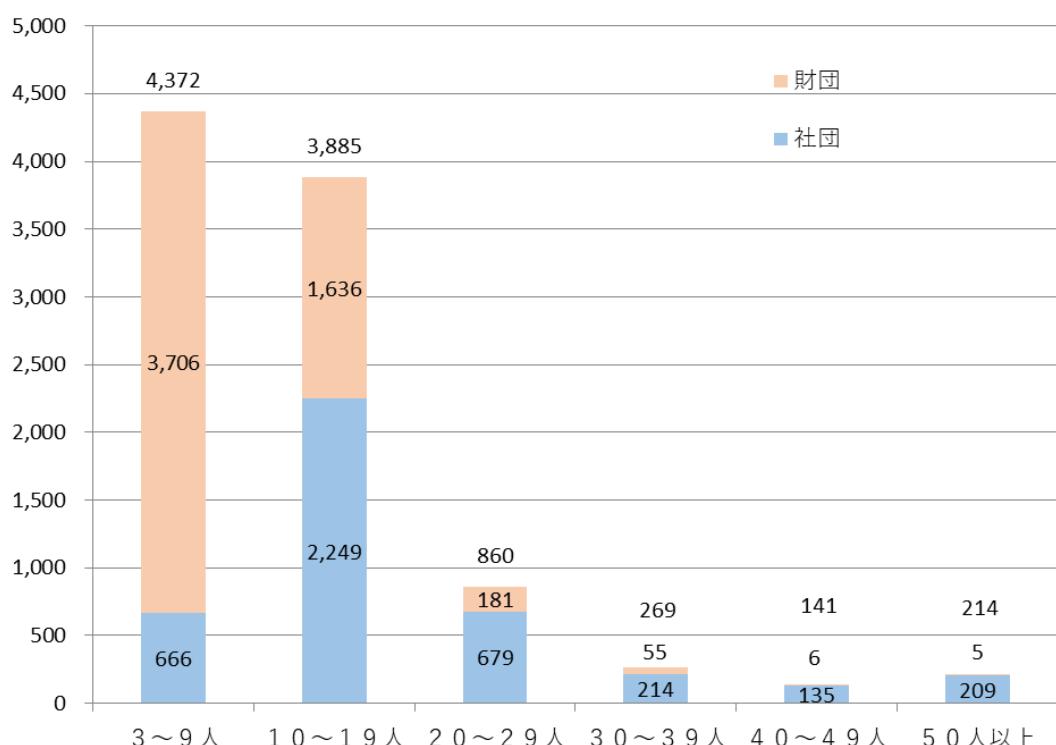


表1－2－11 理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）とその割合

		法人数	理事数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	社団	827	15,271	18.5	17	137	360	252	49	10	18
	財団	1,856	16,663	9.0	8	1,223	548	64	17	1	2
	計	2,683	31,934	11.9	9	1,360	908	316	66	11	20
都道府県	社団	3,328	63,122	19.0	14	529	1,889	427	165	125	191
	財団	3,735	34,128	9.1	8	2,483	1,088	117	38	5	3
	計	7,063	97,250	13.8	10	3,012	2,977	544	203	130	194
合計	社団	4,155 (100.0%)	78,393	18.9	15	666 (16.0%)	2,249 (54.1%)	679 (16.3%)	214 (5.2%)	135 (3.2%)	209 (5.0%)
	財団	5,591 (100.0%)	50,791	9.1	8	3,706 (66.3%)	1,636 (29.3%)	181 (3.2%)	55 (1.0%)	6 (0.1%)	5 (0.1%)
	計	9,746 (100.0%)	129,184	13.3	10	4,372 (44.9%)	3,885 (39.9%)	860 (8.8%)	269 (2.8%)	141 (1.4%)	214 (2.2%)
前年合計		9,711 (100.0%)	129,933	13.4	10	4,294 (44.2%)	3,914 (40.3%)	880 (9.1%)	258 (2.7%)	141 (1.5%)	224 (2.3%)

(注) データ基準日（令和6年12月1日）において、解散等により既に理事が解任され3人未満となっているが、清算結了の届出手続が完了しておらず、システム上現存扱いとなっている法人が存在している。

集計では、「法人数」「理事数計」「平均値」「中央値」の算出に含めているが、理事数の規模別には該当の階級がないため含めていない。

表1－2－12 常勤・非常勤別の理事数

	法人数	常勤理事が いる法人数	理事数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
内閣府	2,683 (100.0%)	1,545 (57.6%)	31,934	2,774	29,160
都道府県	7,063 (100.0%)	4,186 (59.3%)	97,250	6,372	90,878
合計	9,746 (100.0%)	5,731 (58.8%)	129,184 (100.0%)	9,146 (7.1%)	120,038 (92.9%)
前年合計	9,711 (100.0%)	5,735 (59.1%)	129,933 (100.0%)	9,172 (7.1%)	120,761 (92.9%)

(注) 週3日以上法人の業務に従事する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。  
以下、表1－2－14について同じ。

## (5) 監事

公益法人には監事を置くこととされている（法人法§61、§170、認定法§5⑭ハ）。監事は計算書類等を監査（財務監査）し、理事の職務執行を監査（業務監査）する（法人法§99、§124、§197）。このために、監事には各種の権限が付与され、また、義務が課されている。

表1-2-13 監事数別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	監事数計 (人)	平均値 (人)	1人	2人	3人	4人	5人以上
内閣府	社団	827	1,793	2.2	90	530	188	16	3
	財団	1,856	3,388	1.8	472	1,240	141	2	1
	計	2,683	5,181	1.9	562	1,770	329	18	4
都道府県	社団	3,328	7,419	2.2	110	2,434	709	61	13
	財団	3,735	7,224	1.9	546	2,902	273	10	3
	計	7,063	14,643	2.1	656	5,336	982	71	16
合計	社団	4,155 (100.0%)	9,212	2.2	200 (4.8%)	2,964 (71.3%)	897 (21.6%)	77 (1.9%)	16 (0.4%)
	財団	5,591 (100.0%)	10,612	1.9	1,018 (18.2%)	4,142 (74.1%)	414 (7.4%)	12 (0.2%)	4 (0.1%)
	計	9,746 (100.0%)	19,824	2.0	1,218 (12.5%)	7,106 (72.9%)	1,311 (13.5%)	89 (0.9%)	20 (0.2%)
前年合計		9,711 (100.0%)	19,868	2.0	1,142 (11.8%)	7,113 (73.2%)	1,347 (13.9%)	91 (0.9%)	18 (0.2%)

（注）データ基準日（令和6年12月1日）において、解散等により既に監事が解任され0人となっているが、清算結了の届出手続が完了しておらず、システム上現存扱いとなっている法人が存在している。

集計では、「法人数」「監事数計」「平均値」の算出に含めているが、監事数の規模別には該当の階級がないため含めていない。

表1-2-14 常勤・非常勤別の監事数

	法人数	常勤監事が いる法人数	監事数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
			(人)	(人)	(人)
内閣府	2,683	27 (1.0%)	5,181	31	5,150
都道府県	7,063	40 (0.6%)	14,643	43	14,600
合計	9,746	67 (0.7%)	19,824 (100.0%)	74 (0.4%)	19,750 (99.6%)
前年合計	9,711	65 (0.7%)	19,865 (100.0%)	71 (0.4%)	19,794 (99.6%)

## (6) 会計監査人

収益 1 千億円以上、費用・損失 1 千億円以上、負債 50 億円以上（注）のいずれかに該当する公益法人については、会計監査人を置かなければならない（認定法 § 5⑫、認定法施行令 § 6）。定款の定めにより会計監査人を置くことができる（法人法 § 60 II、§ 170 II）。

（注）令和 6 年の会計監査人設置基準改正により、収益 100 億円以上、費用・損失 100 億円以上、負債 50 億円以上に見直され、令和 7 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されることとなった。

表 1－2－15 会計監査人設置法人の割合（社団・財団別）

		法人数	会計監査人設置法人数	割合
内閣府	社団	827	62	7.5%
	財団	1,856	164	8.8%
	計	2,683	226	8.4%
都道府県	社団	3,328	73	2.2%
	財団	3,735	162	4.3%
	計	7,063	235	3.3%
合計	社団	4,155	135	3.2%
	財団	5,591	326	5.8%
	計	9,746	461	4.7%
前年合計		9,711	464	4.8%

## (7) 職員

公益法人の職員は、公益法人の活動を支えている。

図 1－2－7 職員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

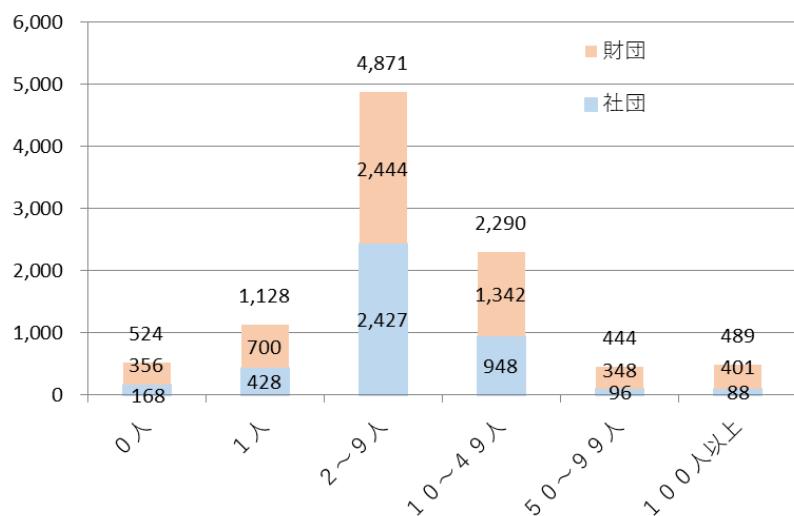


表1-2-16 職員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	職員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	0人	1人	2~9人	10~ 49人	50~ 99人	100人 以上
内閣府	社団	827	31,826	38.5	5	36	82	458	206	21	24
	財団	1,856	49,597	26.7	4	81	280	944	385	79	87
	計	2,683	81,423	30.3	4	117	362	1,402	591	100	111
都道府県	社団	3,328	55,504	16.7	5	132	346	1,969	742	75	64
	財団	3,735	155,937	41.8	6	275	420	1,500	957	269	314
	計	7,063	211,441	29.9	5	407	766	3,469	1,699	344	378
合計	社団	4,155 (100.0%)	87,330	21.0	5	168 (4.0%)	428 (10.3%)	2,427 (58.4%)	948 (22.8%)	96 (2.3%)	88 (2.1%)
	財団	5,591 (100.0%)	205,534	36.8	5	356 (6.4%)	700 (12.5%)	2,444 (43.7%)	1,342 (24.0%)	348 (6.2%)	401 (7.2%)
	計	9,746 (100.0%)	292,864	30.0	5	524 (5.4%)	1,128 (11.6%)	4,871 (50.0%)	2,290 (23.5%)	444 (4.6%)	489 (5.0%)
前年合計		9,711 (100.0%)	289,199	29.8	5	524 (5.4%)	1,134 (11.7%)	4,863 (50.1%)	2,261 (23.3%)	441 (4.5%)	488 (5.0%)

表1-2-17 常勤・非常勤別の職員数

	法人数	常勤職員が いる法人数	職員数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
内閣府	2,683	2,203 (82.1%)	81,423	61,777	19,646
都道府県	7,063	6,011 (85.1%)	211,441	160,380	51,061
合計	9,746	8,214 (84.3%)	292,864 (100.0%)	222,157 (75.9%)	70,707 (24.1%)
前年合計	9,711	8,351 (86.0%)	289,199 (100.0%)	219,599 (75.9%)	69,600 (24.1%)

(注) 週3日以上法人の業務に従事する者（パート、アルバイトや派遣の形態であっても、1年以上の長期間勤務（予定も含む。）を含む。）を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

## 第3章 事業

公益法人は、「公益目的事業を行うことを主たる目的とする」法人である。公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の認定法別表に掲げる種類の事業であって、「不特定かつ多数の者の利益」の増進に寄与するものである。公益法人は、公益目的事業のほか、毎事業年度の公益目的事業比率が50%以上となる範囲で公益目的事業に支障を及ぼさない限り、収益事業等を行うこともできる。ただし、収益事業等による利益の50%以上を公益目的事業に使わなければならない。

### 1. 事業年度

公益法人は定款に事業年度を記載しなければならない（法人法§11I⑦、§153I⑩）。事業年度の期間は1年を超えることができない（法人法施行規則§29、§64）。

表1-3-1 事業年度の設定状況（社団・財団別）

		法人数	1月～ 12月	2月～ 1月	3月～ 2月	4月～ 3月	5月～ 4月	6月～ 5月	7月～ 6月	8月～ 7月	9月～ 8月	10月～ 9月	11月～ 10月	12月～ 11月
内閣府	社団	827	58	4	17	676	5	8	26	8	8	12	3	2
	財団	1,856	111	8	15	1,561	11	18	38	24	14	36	9	11
	計	2,683	169	12	32	2,237	16	26	64	32	22	48	12	13
都道府県	社団	3,328	172	4	2	3,074	6	11	41	6	3	5	1	3
	財団	3,735	41	8	8	3,542	10	26	32	18	15	28	4	3
	計	7,063	213	12	10	6,616	16	37	73	24	18	33	5	6
合計	社団	4,155 (100.0%)	230 (5.5%)	8 (0.2%)	19 (0.5%)	3,750 (90.3%)	11 (0.3%)	19 (0.5%)	67 (1.6%)	14 (0.3%)	11 (0.3%)	17 (0.4%)	4 (0.1%)	5 (0.1%)
	財団	5,591 (100.0%)	152 (2.7%)	16 (0.3%)	23 (0.4%)	5,103 (91.3%)	21 (0.4%)	44 (0.8%)	70 (1.3%)	42 (0.8%)	29 (0.5%)	64 (1.1%)	13 (0.2%)	14 (0.3%)
	計	9,746 (100.0%)	382 (3.9%)	24 (0.2%)	42 (0.4%)	8,853 (90.8%)	32 (0.3%)	63 (0.6%)	137 (1.4%)	56 (0.6%)	40 (0.4%)	81 (0.8%)	17 (0.2%)	19 (0.2%)
前年合計		9,711 (100.0%)	372 (3.8%)	24 (0.2%)	41 (0.4%)	8,848 (91.1%)	30 (0.3%)	62 (0.6%)	132 (1.4%)	52 (0.5%)	38 (0.4%)	76 (0.8%)	15 (0.2%)	21 (0.2%)

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

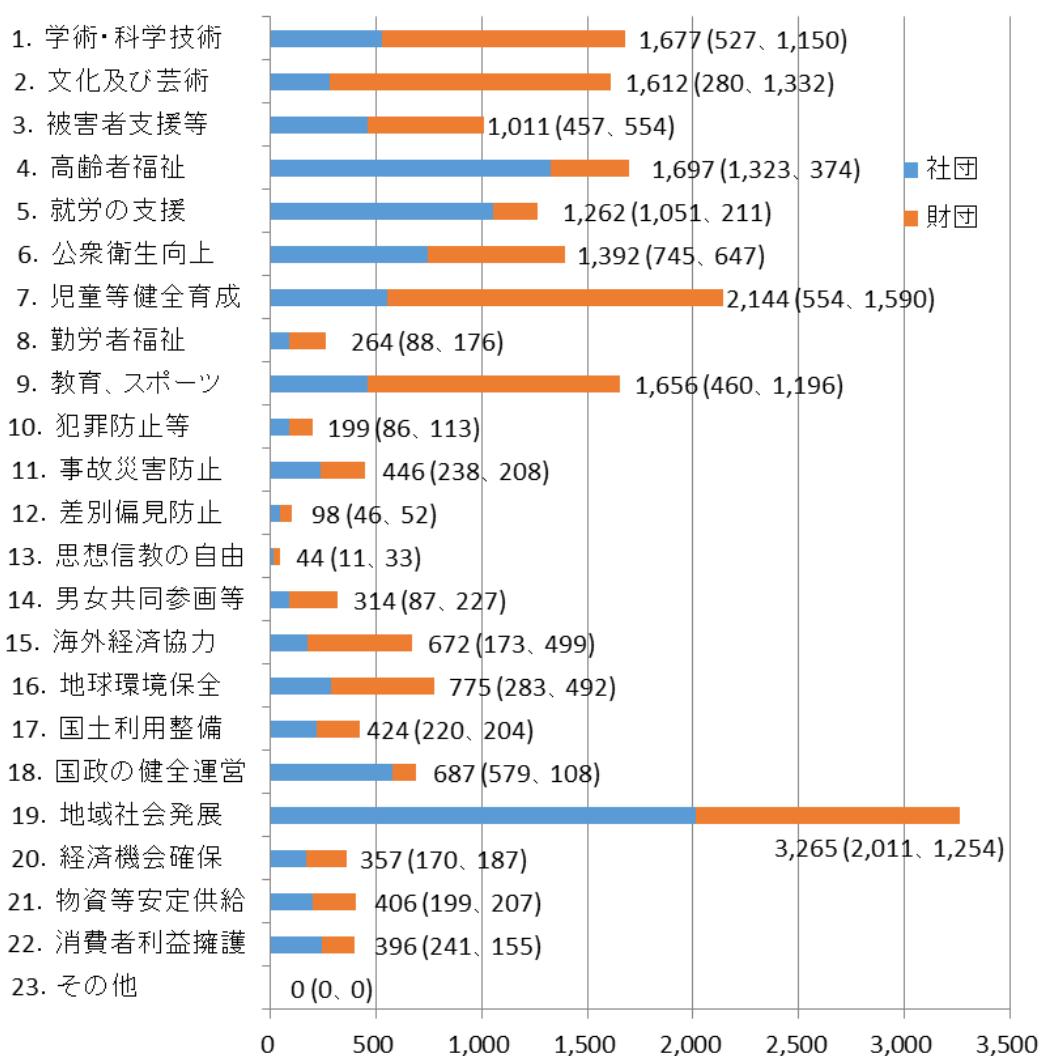
## 2. 公益目的事業等

### (1) 公益目的事業の事業目的

公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう（認定法 § 2④）。認定法の別表は、23（注）の事業目的を挙げている。

（注）「その他」の事業目的を定める政令が定められていないため、実質的には22事業目的

図1-3-1 公益目的事業の事業目的別（23事業）の法人数



（注）1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の認定データによる。以下、表1-3-2、表1-3-3、図1-3-2について同じ。

2 複数事業を行う法人及び複合目的・類型の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。以下、表1-3-2、表1-3-3、図1-3-2について同じ。

社団・財団の別に、公益目的事業の事業目的別にみた法人数を多い順に並べると、上位3位は次のとおりである（表1-3-2）。

順位	計 (9,746法人)	公益社団法人 (4,155法人)	公益財団法人 (5,591法人)
1	地域社会の健全な発展 3,265法人 (33.5%)	地域社会の健全な発展 2,011法人 (48.4%)	児童又は青少年の健全な育成 1,590法人 (28.4%)
2	児童又は青少年の健全な育成 2,144法人 (22.0%)	高齢者の福祉の増進 1,323法人 (31.8%)	文化及び芸術の振興 1,332法人 (23.8%)
3	高齢者の福祉の増進 1,697法人 (17.4%)	勤労意欲ある者に対する就労支援 1,051法人 (25.3%)	地域社会の健全な発展 1,254法人 (22.4%)

また、行政庁の区分別に、公益目的事業の事業目的別にみた法人数を多い順に並べると、上位3位は次のとおりである（表1-3-2）。

順位	計 (9,746法人)	内閣府 (2,683法人)	都道府県 (7,063法人)
1	地域社会の健全な発展 3,265法人 (33.5%)	学術及び科学技術の振興 955法人 (35.6%)	地域社会の健全な発展 2,926法人 (41.4%)
2	児童又は青少年の健全な育成 2,144法人 (22.0%)	児童又は青少年の健全な育成 678法人 (25.3%)	高齢者の福祉の増進 1,539法人 (21.8%)
3	高齢者の福祉の増進 1,697法人 (17.4%)	文化及び芸術の振興 541法人 (20.2%)	児童又は青少年の健全な育成 1,466法人 (20.8%)

表1-3-2 公益目的事業の事業目的別（23事業）の法人数（社団・財団別）

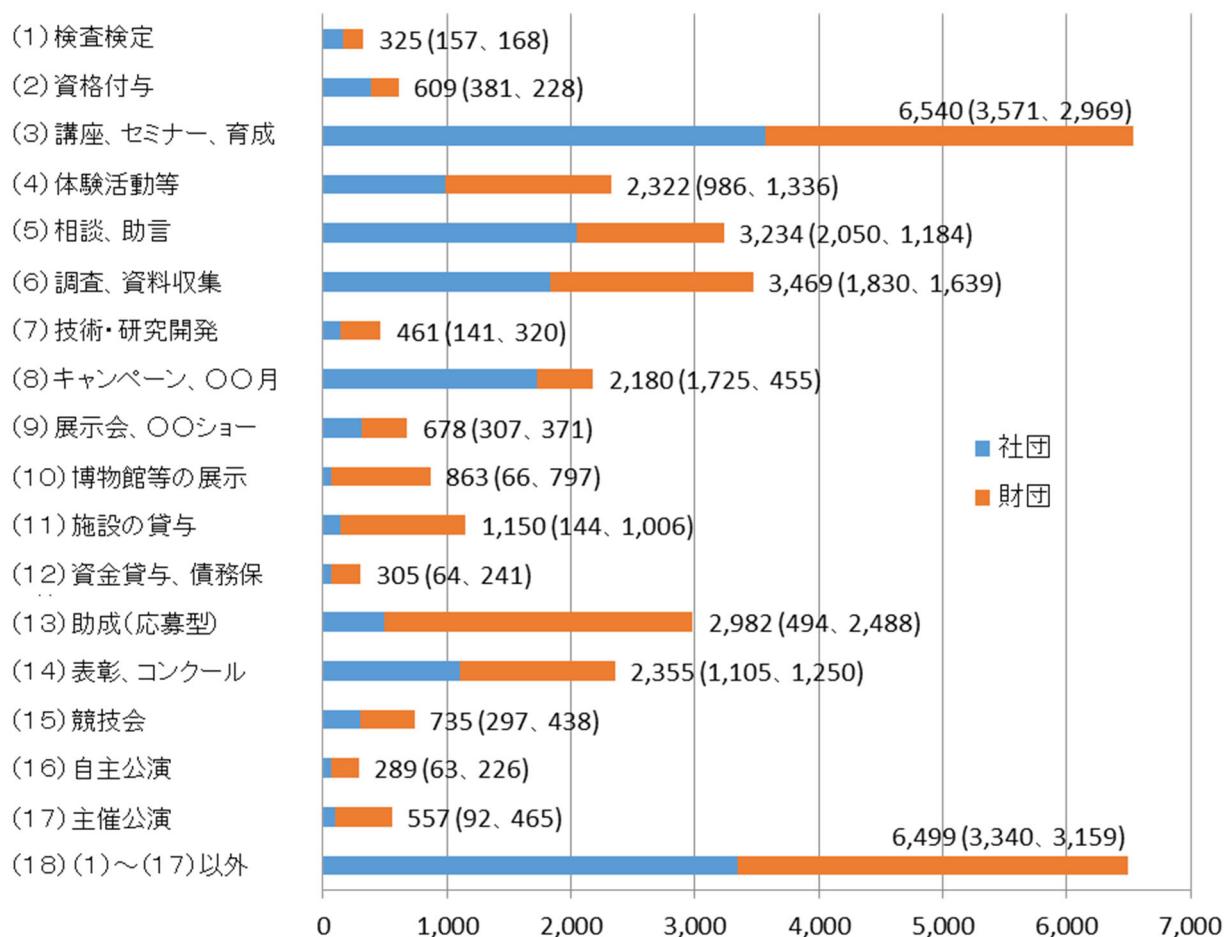
	合計	行政庁の区分別						
		うち社団	うち財団	内閣府	都道府県		うち社団	うち財団
					うち社団	うち財団		
法人実数	9,746 (100%)	4,155 (100%)	5,591 (100%)	2,683 (100%)	827	1,856	7,063 (100%)	3,328 3,735
1. 学術及び科学技術の振興	1,677 (17.2%)	527 (12.7%)	1,150 (20.6%)	955 (35.6%)	236	719	722 (10.2%)	291 431
2. 文化及び芸術の振興	1,612 (16.5%)	280 (6.7%)	1,332 (23.8%)	541 (20.2%)	157	384	1,071 (15.2%)	123 948
3. 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援	1,011 (10.4%)	457 (11.0%)	554 (9.9%)	281 (10.5%)	89	192	730 (10.3%)	368 362
4. 高齢者の福祉の増進	1,697 (17.4%)	1,323 (31.8%)	374 (6.7%)	158 (5.9%)	55	103	1,539 (21.8%)	1,268 271
5. 勤労意欲のある者に対する就労の支援	1,262 (12.9%)	1,051 (25.3%)	211 (3.8%)	90 (3.4%)	43	47	1,172 (16.6%)	1,008 164
6. 公衆衛生の向上	1,392 (14.3%)	745 (17.9%)	647 (11.6%)	262 (9.8%)	112	150	1,130 (16.0%)	633 497
7. 児童又は青少年の健全な育成	2,144 (22.0%)	554 (13.3%)	1,590 (28.4%)	678 (25.3%)	153	525	1,466 (20.8%)	401 1,065
8. 勤労者の福祉の向上	264 (2.7%)	88 (2.1%)	176 (3.1%)	52 (1.9%)	21	31	212 (3.0%)	67 145
9. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること	1,656 (17.0%)	460 (11.1%)	1,196 (21.4%)	530 (19.8%)	175	355	1,126 (15.9%)	285 841
10. 犯罪の防止又は治安の維持	199 (2.0%)	86 (2.1%)	113 (2.0%)	46 (1.7%)	17	29	153 (2.2%)	69 84
11. 事故又は災害の防止	446 (4.6%)	238 (5.7%)	208 (3.7%)	166 (6.2%)	94	72	280 (4.0%)	144 136
12. 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶	98 (1.0%)	46 (1.1%)	52 (0.9%)	36 (1.3%)	15	21	62 (0.9%)	31 31
13. 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護	44 (0.5%)	11 (0.3%)	33 (0.6%)	31 (1.2%)	10	21	13 (0.2%)	1 12
14. 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進	314 (3.2%)	87 (2.1%)	227 (4.1%)	158 (5.9%)	48	110	156 (2.2%)	39 117
15. 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力	672 (6.9%)	173 (4.2%)	499 (8.9%)	426 (15.9%)	124	302	246 (3.5%)	49 197
16. 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備	775 (8.0%)	283 (6.8%)	492 (8.8%)	224 (8.3%)	76	148	551 (7.8%)	207 344
17. 国土の利用、整備又は保全	424 (4.4%)	220 (5.3%)	204 (3.6%)	102 (3.8%)	62	40	322 (4.6%)	158 164
18. 国政の健全な運営の確保に資すること	687 (7.0%)	579 (13.9%)	108 (1.9%)	106 (4.0%)	40	66	581 (8.2%)	539 42
19. 地域社会の健全な発展	3,265 (33.5%)	2,011 (48.4%)	1,254 (22.4%)	339 (12.6%)	126	213	2,926 (41.4%)	1,885 1,041
20. 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上	357 (3.7%)	170 (4.1%)	187 (3.3%)	144 (5.4%)	70	74	213 (3.0%)	100 113
21. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保	406 (4.2%)	199 (4.8%)	207 (3.7%)	106 (4.0%)	43	63	300 (4.2%)	156 144
22. 一般消費者の利益の擁護又は増進	396 (4.1%)	241 (5.8%)	155 (2.8%)	149 (5.6%)	83	66	247 (3.5%)	158 89
23. その他、政令で定めるもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0 (0.0%)	0 0

## (2) 公益目的事業の事業類型

公益目的事業は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」でなければならない。この事実があるかどうかを認定するに当たっての留意点として、「公益目的事業のチェックポイント」（平成 20 年 4 月内閣府公益認定等委員会「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」参考）（注）がある。そこでは、便宜、事業の特性に応じた計 18 種類の事業類型を挙げ、それぞれについて事業の公益性を判断するに当たってのチェックポイントを掲げている。

（注）令和 6 年 12 月改定前のガイドライン

図 1－3－2 公益目的事業の事業類型別（18 類型）の法人数



社団・財団の別に、公益目的事業の事業類型別にみた法人数を多い順に並べると、上位3位は次のとおりである（表1-3-3）。

順位	計 (9,746法人)	公益社団法人 (4,155法人)	公益財団法人 (5,591法人)
1	講座、セミナー、育成 6,540法人 (67.1%)	講座、セミナー、育成 3,571法人 (85.9%)	講座、セミナー、育成 2,969法人 (53.1%)
2	調査、資料収集 3,469法人 (35.6%)	相談、助言 2,050法人 (49.3%)	助成（応募型） 2,488法人 (44.5%)
3	相談、助言 3,234法人 (33.2%)	調査、資料収集 1,830法人 (44.0%)	調査、資料収集 1,639法人 (29.3%)

また、行政庁の区分別に、公益目的事業の事業類型別にみた法人数を多い順に並べると、上位3位は次のとおりである（表1-3-3）。

順位	計 (9,746法人)	内閣府 (2,683法人)	都道府県 (7,063法人)
1	講座、セミナー、育成 6,540法人 (67.1%)	講座、セミナー、育成 1,603法人 (59.7%)	講座、セミナー、育成 4,937法人 (69.9%)
2	調査、資料収集 3,469法人 (35.6%)	助成（応募型） 1,179法人 (43.9%)	相談、助言 2,782法人 (39.4%)
3	相談、助言 3,234法人 (33.2%)	調査、資料収集 1,084法人 (40.4%)	調査、資料収集 2,385法人 (33.8%)

表1－3－3 公益目的事業の事業類型別（18類型）の法人数（社団・財団別）

	合計	行政庁の区分別							
		うち社団	うち財団	内閣府	都道府県		うち社団	うち財団	
					うち社団	うち財団			
法人実数	9,746 (100%)	4,155 (100%)	5,591 (100%)	2,683 (100%)	827	1,856	7,063 (100%)	3,328	3,735
(1) 検査検定	325 (3.3%)	157 (3.8%)	168 (3.0%)	127 (4.7%)	59	68	198 (2.8%)	98	100
(2) 資格付与	609 (6.2%)	381 (9.2%)	228 (4.1%)	388 (14.5%)	244	144	221 (3.1%)	137	84
(3) 講座、セミナー、育成	6,540 (67.1%)	3,571 (85.9%)	2,969 (53.1%)	1,603 (59.7%)	693	910	4,937 (69.9%)	2,878	2,059
(4) 体験活動等	2,322 (23.8%)	986 (23.7%)	1,336 (23.9%)	430 (16.0%)	164	266	1,892 (26.8%)	822	1,070
(5) 相談、助言	3,234 (33.2%)	2,050 (49.3%)	1,184 (21.2%)	452 (16.8%)	215	237	2,782 (39.4%)	1,835	947
(6) 調査、資料収集	3,469 (35.6%)	1,830 (44.0%)	1,639 (29.3%)	1,084 (40.4%)	481	603	2,385 (33.8%)	1,349	1,036
(7) 技術開発、研究開発	461 (4.7%)	141 (3.4%)	320 (5.7%)	221 (8.2%)	74	147	240 (3.4%)	67	173
(8) キャンペーン、○○月間	2,180 (22.4%)	1,725 (41.5%)	455 (8.1%)	221 (8.2%)	134	87	1,959 (27.7%)	1,591	368
(9) 展示会、○○ショー	678 (7.0%)	307 (7.4%)	371 (6.6%)	135 (5.0%)	72	63	543 (7.7%)	235	308
(10) 博物館等の展示	863 (8.9%)	66 (1.6%)	797 (14.3%)	198 (7.4%)	31	167	665 (9.4%)	35	630
(11) 施設の貸与	1,150 (11.8%)	144 (3.5%)	1,006 (18.0%)	150 (5.6%)	27	123	1,000 (14.2%)	117	883
(12) 資金貸与、債務保証等	305 (3.1%)	64 (1.5%)	241 (4.3%)	42 (1.6%)	15	27	263 (3.7%)	49	214
(13) 助成（応募型）	2,982 (30.6%)	494 (11.9%)	2,488 (44.5%)	1,179 (43.9%)	151	1,028	1,803 (25.5%)	343	1,460
(14) 表彰、コンクール	2,355 (24.2%)	1,105 (26.6%)	1,250 (22.4%)	780 (29.1%)	325	455	1,575 (22.3%)	780	795
(15) 競技会	735 (7.5%)	297 (7.1%)	438 (7.8%)	169 (6.3%)	91	78	566 (8.0%)	206	360
(16) 自主公演	289 (3.0%)	63 (1.5%)	226 (4.0%)	93 (3.5%)	36	57	196 (2.8%)	27	169
(17) 主催公演	557 (5.7%)	92 (2.2%)	465 (8.3%)	77 (2.9%)	17	60	480 (6.8%)	75	405
(18) 上記(1)～(17)の事業区分に該当しない事業	6,499 (66.7%)	3,340 (80.4%)	3,159 (56.5%)	1,400 (52.2%)	558	842	5,099 (72.2%)	2,782	2,317

## 第4章 財務

財務状況については、過去1年間に公益法人から提出された事業報告等の内容に基づく。令和6年12月1日時点の公益認定等総合情報システム上の入力確認済みデータを基に集計し、取りまとめている。対象法人数は計9,682法人である。

### 1. 資産・負債等

#### (1) 資産

表1-4-1 資産額規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	資産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
内閣府	社団	823	2,736,865	3,325	138	77	153	117	285	71	120
	財団	1,821	19,901,397	10,929	861	59	176	94	397	241	854
	計	2,644	22,638,262	8,562	451	136	329	211	682	312	974
都道府県	社団	3,321	2,023,655	609	55	378	1,193	626	744	147	233
	財団	3,717	8,833,559	2,377	384	65	335	336	1,357	576	1,048
	計	7,038	10,857,214	1,543	150	443	1,528	962	2,101	723	1,281
合計	社団	4,144 (100.0%)	4,760,520	1,149	64	455 (11.0%)	1,346 (32.5%)	743 (17.9%)	1,029 (24.8%)	218 (5.3%)	353 (8.5%)
	財団	5,538 (100.0%)	28,734,956	5,189	476	124 (2.2%)	511 (9.2%)	430 (7.8%)	1,754 (31.7%)	817 (14.8%)	1,902 (34.3%)
	計	9,682 (100.0%)	33,495,476	3,460	201	579 (6.0%)	1,857 (19.2%)	1,173 (12.1%)	2,783 (28.7%)	1,035 (10.7%)	2,255 (23.3%)
前年合計		9,644 (100.0%)	31,628,896	3,280	201	580 (6.0%)	1,850 (19.2%)	1,152 (11.9%)	2,795 (29.0%)	1,044 (10.8%)	2,223 (23.1%)

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（令和6年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。以下、表1-4-2～表1-4-12、図1-4-1～図1-4-4まで同じ。

## (2) 負債

表1-4-2 負債額規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	負債額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
内閣府	社団	823	1,746,215	2,122	19	299	272	81	113	16	42
	財団	1,821	8,935,353	4,907	8	959	339	132	234	42	115
	計	2,644	10,681,568	4,040	12	1,258	611	213	347	58	157
都道府県	社団	3,321	1,230,793	371	10	1,648	1,028	235	282	34	94
	財団	3,717	3,075,477	827	11	1,794	673	283	571	136	260
	計	7,038	4,306,270	612	11	3,442	1,701	518	853	170	354
合計	社団	4,144 (100.0%)	2,977,008	718	12	1,947 (47.0%)	1,300 (31.4%)	316 (7.6%)	395 (9.5%)	50 (1.2%)	136 (3.3%)
	財団	5,538 (100.0%)	12,010,830	2,169	10	2,753 (49.7%)	1,012 (18.3%)	415 (7.5%)	805 (14.5%)	178 (3.2%)	375 (6.8%)
	計	9,682 (100.0%)	14,987,838	1,548	11	4,700 (48.5%)	2,312 (23.9%)	731 (7.6%)	1,200 (12.4%)	228 (2.4%)	511 (5.3%)
前年合計		9,644 (100.0%)	14,561,809	1,510	11	4,734 (49.1%)	2,275 (23.6%)	706 (7.3%)	1,168 (12.1%)	253 (2.6%)	508 (5.3%)

## (3) 正味財産

正味財産は、公益法人会計基準（平成20年）では、指定正味財産、一般正味財産及び基金（法人法§131に基づき設定している場合）に区分することとされている。このうち指定正味財産は、寄附によって受け入れた資産であって、寄附者等の意思により当該資産の使途について制約が課されているものをいう。一般正味財産とは、指定正味財産以外の正味財産（基金を除く。）である。

表1-4-3 公益法人の正味財産額（社団・財団別）

		法人数	正味財産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	指定正味財産 (百万円)	一般正味財産 (百万円)
内閣府	社団	823	990,656	1,204	97	465,593	506,086
	財団	1,821	10,965,884	6,022	752	8,024,281	2,997,465
	計	2,644	11,956,540	4,522	381	8,489,874	3,503,551
都道府県	社団	3,321	792,547	239	36	265,115	526,451
	財団	3,717	5,758,627	1,549	300	3,763,379	1,994,553
	計	7,038	6,551,174	931	109	4,028,494	2,521,004
合計	社団	4,144	1,783,203	430	44	730,708	1,032,537
	財団	5,538	16,724,511	3,020	381	11,787,659	4,992,018
	計	9,682	18,507,714	1,912	146	12,518,368	6,024,555
前年合計		9,644	17,066,523	1,770	145	11,331,229	5,735,445

#### (4) 遊休財産

遊休財産とは、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産をいう。公益法人が、社会経済情勢の変化や、法人に関する状況の変化等に対応しつつ、適切に公益目的事業を実施していくためには、ある程度、自由に使用することができる財産を持つことは必要であり、遊休財産を保有することが直ちに問題となるものではない。しかし、公益目的事業に使用される見込みがない財産が公益法人に過大に蓄積された場合には、財産の死蔵につながり、税制優遇等の趣旨に反するほか、寄附等をした国民の期待にも反することにもなることから、遊休財産は、1年分の公益目的事業費相当額が限度とされている（認定法§16）（注）。

（注）令和6年の法改正により、遊休財産は使途不特定財産と改められ、その保有に係る規制も見直され、令和7年4月1日以降に開始する事業年度から適用されることになった。

**表1-4-4 公益法人の遊休財産額（社団・財団別）**

		法人数	遊休財産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)
内閣府	社団	823	168,245	204	31
	財団	1,821	375,013	206	21
	計	2,644	543,258	205	24
都道府県	社団	3,321	195,920	59	19
	財団	3,717	495,388	133	13
	計	7,038	691,309	98	17
合計	社団	4,144	364,166	88	20
	財団	5,538	870,401	157	15
	計	9,682	1,234,567	128	18
前年合計		9,644	1,179,616	122	18

表1－4－5 遊休財産額の割合別法人数

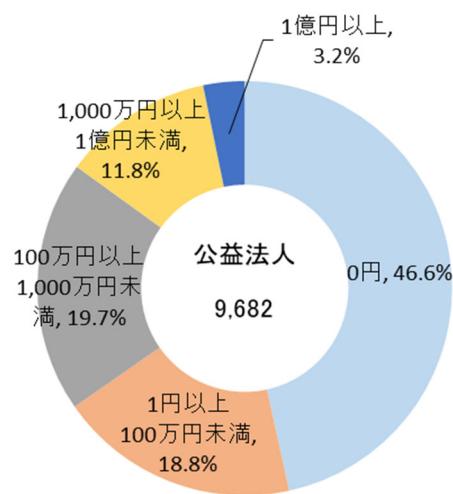
		法人数	遊休財産を保有していない法人数	保有上限額に対する遊休財産額の割合別法人数				上限額を超過している法人数
				25%未満 50%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%以下	
内閣府	公社	823	56	187	187	174	180	39
	公財	1,821	165	588	396	318	275	79
	計	2,644	221	775	583	492	455	118
都道府県	公社	3,321	93	1,432	604	492	485	215
	公財	3,717	345	1,450	813	537	380	192
	計	7,038	438	2,882	1,417	1,029	865	407
合計	公社	4,144	149	1,619	791	666	665	254
	公財	5,538	510	2,038	1,209	855	655	271
	計	9,682	659	3,657	2,000	1,521	1,320	525
前年合計		9,644	603	3,531	1,952	1,523	1,420	615

## 2. 収入・費用等

### (1) 寄附金

寄附金は、公益法人の活動を支える重要な財源である。公益法人において、寄附金は、原則として公益目的事業に使用すべき公益目的事業財産となるが、公益目的事業以外に使途が特定された場合には、その内容に従うことになる。

図1－4－1 寄附金収入額規模別の公益法人の割合



(注) 上記グラフは、公益目的事業に使用すべき寄附金収入額規模別の公益法人割合である。

以下、図1－4－2、図1－4－3について同じ。

図1-4-2 寄附金収入額規模別の  
公益法人の割合（社団）

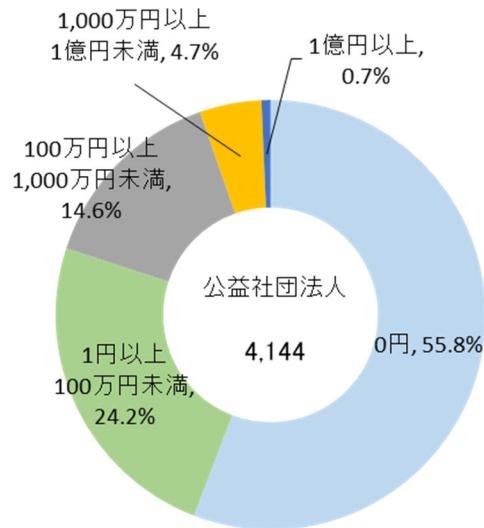


図1-4-3 寄附金収入額規模の  
公益法人の割合（財団）

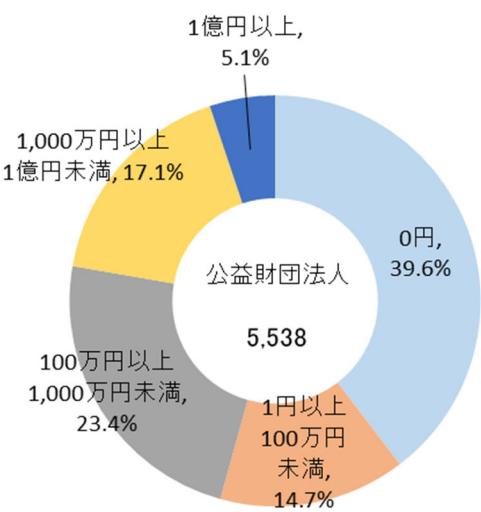


表1-4-6 寄附金収入額規模別の公益法人数（社団・財団別）

	法人数	寄附金額計 (百万円)	寄附金あり 法人数			0円	1円以上 1百万円未満	1百万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上	
				平均値 (百万円)	中央値 (百万円)						
内閣府	社団	823	29,858	560	53	3	263	162	259	112	27
	財団	1,821	516,409	1,333	387	14	488	150	421	531	231
	計	2,644	546,267	1,893	289	9	751	312	680	643	258
都道府県	社団	3,321	3,893	1,271	3	0.4	2,050	841	348	81	1
	財団	3,717	68,424	2,011	34	2	1,706	663	876	418	54
	計	7,038	72,318	3,282	22	1	3,756	1,504	1,224	499	55
合計	社団	4,144 (100.0%)	33,751	1,831	18	0.7 (55.8%)	2,313 (24.2%)	1,003 (14.6%)	607 (4.7%)	193 (0.7%)	28
	財団	5,538 (100.0%)	584,833	3,344	175	5 (39.6%)	2,194 (14.7%)	813 (23.4%)	1,297 (17.1%)	949 (5.1%)	285
	計	9,682 (100.0%)	618,585	5,175	120	3 (46.6%)	4,507 (18.8%)	1,816 (19.7%)	1,904 (11.8%)	313 (3.2%)	313
前年合計		9,644 (100.0%)	383,055	5,054	76	3 (47.6%)	4,590 (18.3%)	1,764 (19.3%)	1,866 (11.7%)	1,124 (3.1%)	300

- (注) 1 平均値及び中央値は、寄附金収入のある法人（5,175 法人）についての値である。  
2 上記表は、公益目的事業に使用すべき寄附金収入額である。公益目的事業以外に使途が特定される場合を含めた寄附金収入額は、650,318 百万円である。

## (2) 会費

公益社団法人の社員が支払う会費は、会費規定等において使途が指定されていれば当該使途に、使途の指定がなければ50%が公益目的事業会計の収益に計上される（認定法施行規則§26①）。

表1-4-7 会費収入のある公益社団法人数

	公益社団法人数	会費収入額計 (百万円)	会費収入のある 法人数			0円	1円以上 1百万円未満	1百万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上
				平均値 (百万円)	中央値 (百万円)					
内閣府	823 (100.0%)	78,801	719	110	10	104 (12.6%)	96 (11.7%)	264 (32.1%)	286 (34.8%)	73 (8.9%)
都道府県	3,321 (100.0%)	30,740	2,917	11	2	404 (12.2%)	1,154 (34.7%)	1,288 (38.8%)	433 (13.0%)	42 (1.3%)
合計	4,144 (100.0%)	109,541	3,636	30	2	508 (12.3%)	1,250 (30.2%)	1,552 (37.5%)	719 (17.4%)	115 (2.8%)
前年合計	4,146 (100.0%)	108,305	3,649	30	2	497 (12.0%)	1,247 (30.1%)	1,553 (37.5%)	737 (17.8%)	112 (2.7%)

## (3) 公益目的事業費用

公益目的事業費用は、正味財産増減計算書の費用に計上される。

図1-4-4 公益目的事業費用額の分布

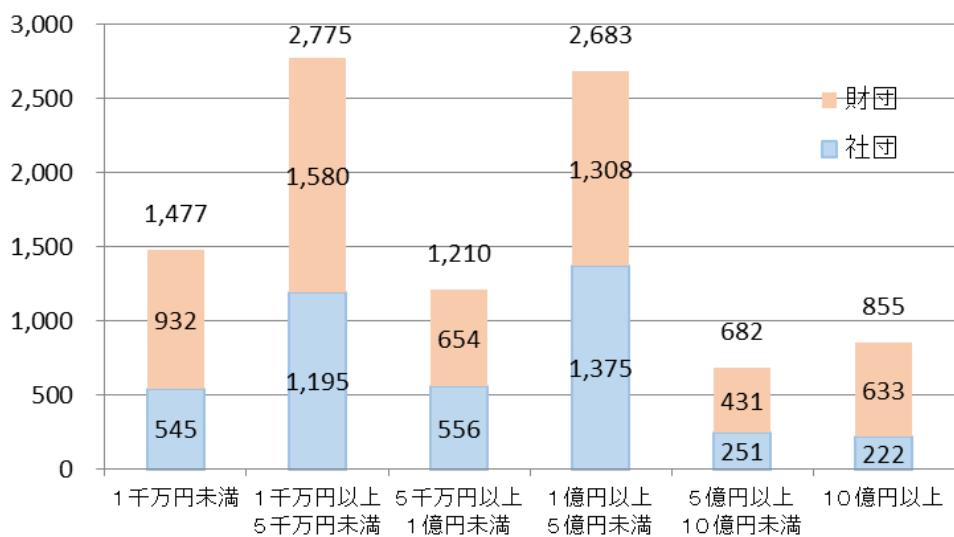


表1-4-8 公益目的事業費用額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上5億円 未満	5億円 以上10億円 未満	10億円 以上
内閣府	社団	823	850,837	1,034	85	59	250	142	253	54	65
	財団	1,821	2,359,807	1,296	75	230	528	266	489	123	185
	計	2,644	3,210,643	1,214	79	289	778	408	742	177	250
都道府県	社団	3,321	925,401	279	74	486	945	414	1,122	197	157
	財団	3,717	2,185,605	588	60	702	1,052	388	819	308	448
	計	7,038	3,111,007	442	68	1,188	1,997	802	1,941	505	605
合計	社団	4,144 (100.0%)	1,776,238	429	78 (13.2%)	545 (28.8%)	1,195 (13.4%)	556 (33.2%)	1,375 (6.1%)	251 (5.4%)	222
	財団	5,538 (100.0%)	4,545,412	821	66 (16.8%)	932 (28.5%)	1,580 (11.8%)	654 (23.6%)	1,308 (7.8%)	431 (11.4%)	633
	計	9,682 (100.0%)	6,321,650	653	71 (15.3%)	1,477 (28.7%)	2,775 (12.5%)	1,210 (27.7%)	2,683 (7.0%)	682 (8.8%)	855
前年合計		9,644 (100.0%)	6,162,208	639	70 (15.9%)	1,537 (28.6%)	2,756 (12.2%)	1,175 (27.4%)	2,645 (7.3%)	704 (8.6%)	827

#### (4) 公益目的事業収入

公益目的事業収入は、正味財産増減計算書の収益に計上される。

表1-4-9 公益目的事業収入額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	公益目的事業 収入額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	収入なし	1千万円 未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上5億円 未満	5億円 以上10億円 未満	10億円 以上
内閣府	社団	823	514,595	625	31	66	185	230	112	164	35	31
	財団	1,821	882,603	485	0.2	863	301	185	96	202	65	109
	計	2,644	1,397,198	528	6	929	486	415	208	366	100	140
都道府県	社団	3,321	696,283	210	38	358	956	445	358	941	147	116
	財団	3,717	1,766,816	475	15	903	815	585	245	578	228	363
	計	7,038	2,463,099	350	23	1,261	1,771	1,030	603	1,519	375	479
合計	社団	4,144 (100.0%)	1,210,878	292	35 (10.2%)	424 (27.5%)	1,141 (16.3%)	675 (11.3%)	470 (26.7%)	1,105 (4.4%)	182 (3.5%)	147
	財団	5,538 (100.0%)	2,649,419	478	7 (31.9%)	1,766 (20.2%)	1,116 (13.9%)	770 (6.2%)	341 (14.1%)	780 (5.3%)	293 (8.5%)	472
	計	9,682 (100.0%)	3,860,297	399	17 (22.6%)	2,190 (23.3%)	2,257 (14.9%)	1,445 (8.4%)	811 (19.5%)	1,885 (4.9%)	475 (6.4%)	619
前年合計		9,644 (100.0%)	3,668,972	380	16 (22.4%)	2,158 (23.8%)	2,294 (14.9%)	1,441 (7.9%)	764 (19.6%)	1,893 (5.1%)	491 (6.3%)	603

## (5) 収支相償

収支相償（注）とは、公益法人が行う公益目的事業について、事業に係る収入がその実施に要する費用を償う額を超えないという基準である（認定法§5⑥及び§14）。これは、必ず单年度で収支を均衡させなくてはならない、というものではなく、中長期的に収支が均衡することを求めるものである。

したがって、費用を超えた収益については、①特定費用準備資金の積立て（例：将来の公益目的事業の拡大）、②資産取得資金の積立て（例：公益目的に使用する建物の修繕積立金）、③当期の公益目的保有財産の取得（例：公益目的に使用する什器備品（例：医療機器）の購入）等により、中長期的に収支が均衡することが確認されれば、収支相償を満たすものとされる。

（注）令和6年の法改正により、収支相償は中期的収支均衡（黒字は発生から5年以内に解消（過去の赤字と通算可））に見直され、令和7年4月1日に開始される事業年度から適用されることとなった。これにより、過去の黒字・赤字の通算を行っても、なお、黒字が残る場合には、解消策を作成することとなる。

### ○剩余金解消計画を翌年度中に作成する運用について

収支相償の判定で剩余金が発生した場合、基本的には、翌事業年度の公益目的事業に費消することが想定されるが、多額の剩余金が生じる場合など特別な事情が生じる場合も想定されるため、翌年度に検討スケジュール及び翌々年度の具体的な計画を提出し、計画的に事業拡大等を行うという運用が認められる。

#### 参考 収支相償の剩余金の取扱い

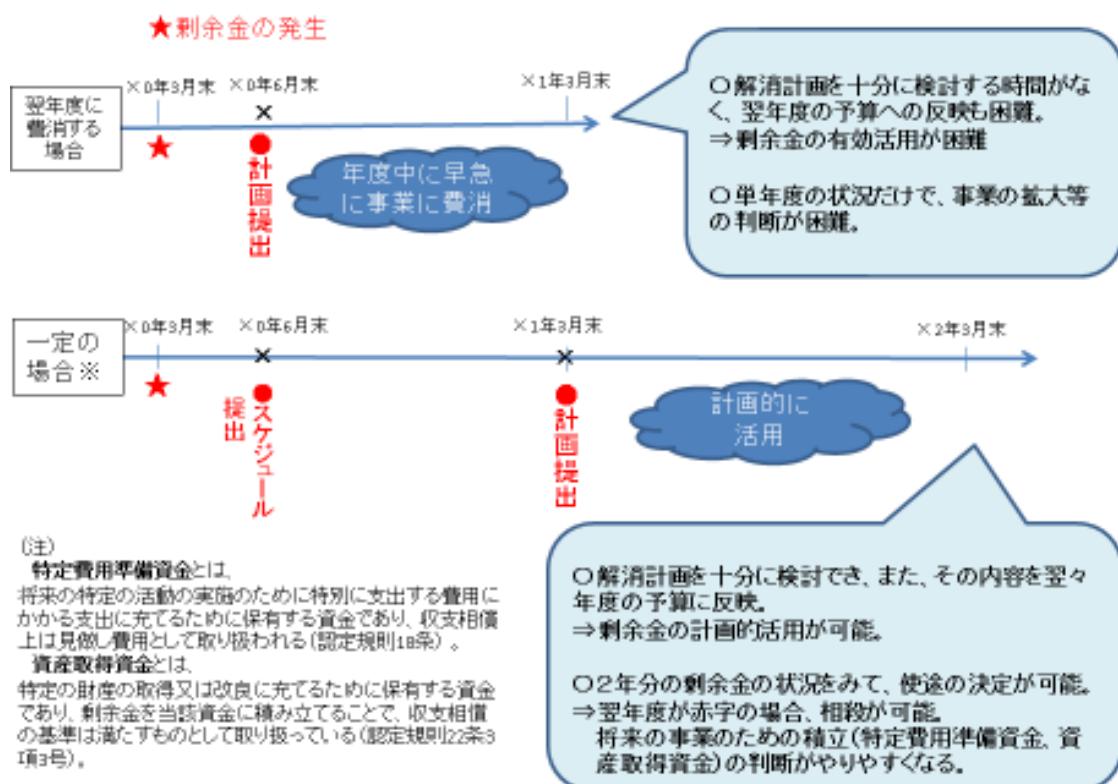


表1－4－10 収支相償の規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	△1千万円未満	△1千万円以上0円以下	1円以上1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上	中央値(円)
内閣府	社団	823	168	476	109	44	5	21	△1,029,332
	財団	1,821	354	1,054	208	108	43	54	△127,005
	計	2,644	522	1,530	317	152	48	75	△337,965
都道府県	社団	3,321	218	2,071	824	173	15	20	△204,579
	財団	3,717	380	2,156	726	284	71	100	0
	計	7,038	598	4,227	1,550	457	86	120	△48,781
合計	社団	4,144 (100.0%)	386 (9.3%)	2,547 (61.5%)	933 (22.5%)	217 (5.2%)	20 (0.5%)	41 (1.0%)	△287,420
	財団	5,538 (100.0%)	734 (13.3%)	3,210 (58.0%)	934 (16.9%)	392 (7.1%)	114 (2.1%)	154 (2.8%)	△5,881
	計	9,682 (100.0%)	1,120 (11.6%)	5,757 (59.5%)	1,867 (19.3%)	609 (6.3%)	134 (1.4%)	195 (2.0%)	△85,679
前年合計		9,644 (100.0%)	1,235 (12.8%)	5,463 (56.6%)	1,988 (20.6%)	601 (6.2%)	132 (1.4%)	225 (2.3%)	△248,915

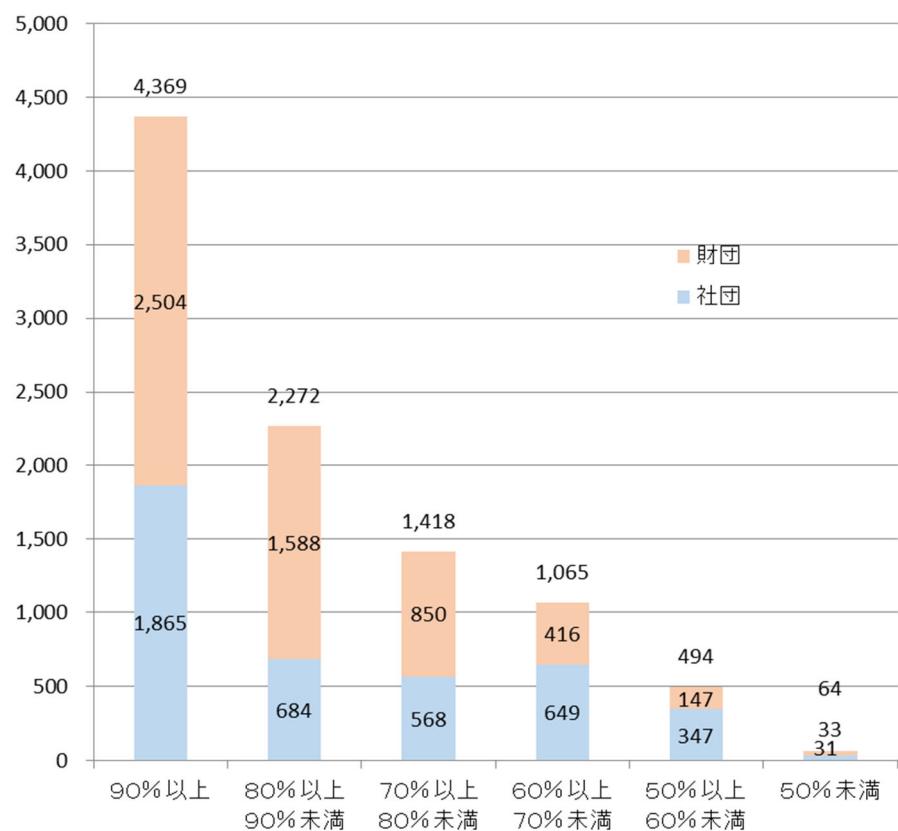
(注) 上記表において、収支一費用の額がプラスとなっている法人の中には、剰余金の解消計画の情報を含めて考慮すれば、収支相償を満たす法人も含まれている。

## (6) 公益目的事業比率

公益法人は、「公益目的事業を行うことを主たる目的とする」ものとされている（認定法§5①）。毎事業年度における公益目的事業比率（法人の経常費用全体に占める公益目的事業に係る経常費用の比率）が50%以上になるように公益目的事業を行わなければならない（認定法§5⑧、§15）。

なお、図1－4－5において、公益目的事業比率が50%未満の法人であっても、年度途中の分からち決算の関係で50%を下回ることになったケースや、令和6年12月1日時点において事業報告等の記載誤りが未訂正である場合も有ることには留意が必要である。

図1－4－5 公益目的事業比率別の法人数（社団・財団別）



(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の認定データによる。

表1－4－11 公益目的事業比率別の法人数（社団・財団別）

		法人数	90%以上	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	50%以上 60%未満	50%未満	中央値 (%)
内閣府	社団	823	262	256	158	108	36	3	84.6
	財団	1,821	790	567	289	123	41	11	88.3
	計	2,644	1,052	823	447	231	77	14	87.0
都道府県	社団	3,321	1,603	428	410	541	311	28	88.8
	財団	3,717	1,714	1,021	561	293	106	22	88.7
	計	7,038	3,317	1,449	971	834	417	50	88.7
合計	社団	4,144 (100.0%)	1,865 (45.0%)	684 (16.5%)	568 (13.7%)	649 (15.7%)	347 (8.4%)	31 (0.7%)	87.2
	財団	5,538 (100.0%)	2,504 (45.2%)	1,588 (28.7%)	850 (15.3%)	416 (7.5%)	147 (2.7%)	33 (0.6%)	88.6
	計	9,682 (100.0%)	4,369 (45.1%)	2,272 (23.5%)	1,418 (14.6%)	1,065 (11.0%)	494 (5.1%)	64 (0.7%)	88.2
前年合計		9,644 (100.0%)	4,429 (45.9%)	2,183 (22.6%)	1,390 (14.4%)	1,103 (11.4%)	474 (4.9%)	65 (0.7%)	88.4

## (7) 収益事業等

公益法人が健全な運営を維持し、公益目的事業を積極的に行うためには、そのための収入が必要である。公益法人には、収入確保の一つとして収益事業を行うことが認められている。また、このほかに、法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業（その他の事業）を行うことも認められている。これらの収益事業等については、法は、公益目的事業と区分して経理を行うことを求めている（認定法§19）。

収益事業等については、公益目的事業比率の制約の他に収益事業等で上げた利益の50%以上は、公益目的事業のために使わなければならない（認定法§18④、認定法施行規則§24）。

表1－4－12 収益事業等を実施している法人数（社団・財団別）

		法人数	収益事業等を実施している法人数	割合 (%)
内閣府	社団	823	390	47.4%
	財団	1,821	441	24.2%
	計	2,644	831	31.4%
都道府県	社団	3,321	1,757	52.9%
	財団	3,717	1,652	44.4%
	計	7,038	3,409	48.4%
合計	社団	4,144	2,147	51.8%
	財団	5,538	2,093	37.8%
	計	9,682	4,240	43.8%

## 第5章 税制

---

『民による公益の増進』を図るため、公益法人には各種の税制上の優遇措置が設けられている。これらは大きく分けると、公益法人の事業に対する税制上の優遇措置と寄附者に対する税制上の優遇措置の2つに分けられる。

### 1. 公益法人の事業に対する税制上の優遇措置

#### (1) 公益目的事業の非課税の特例（法人税）

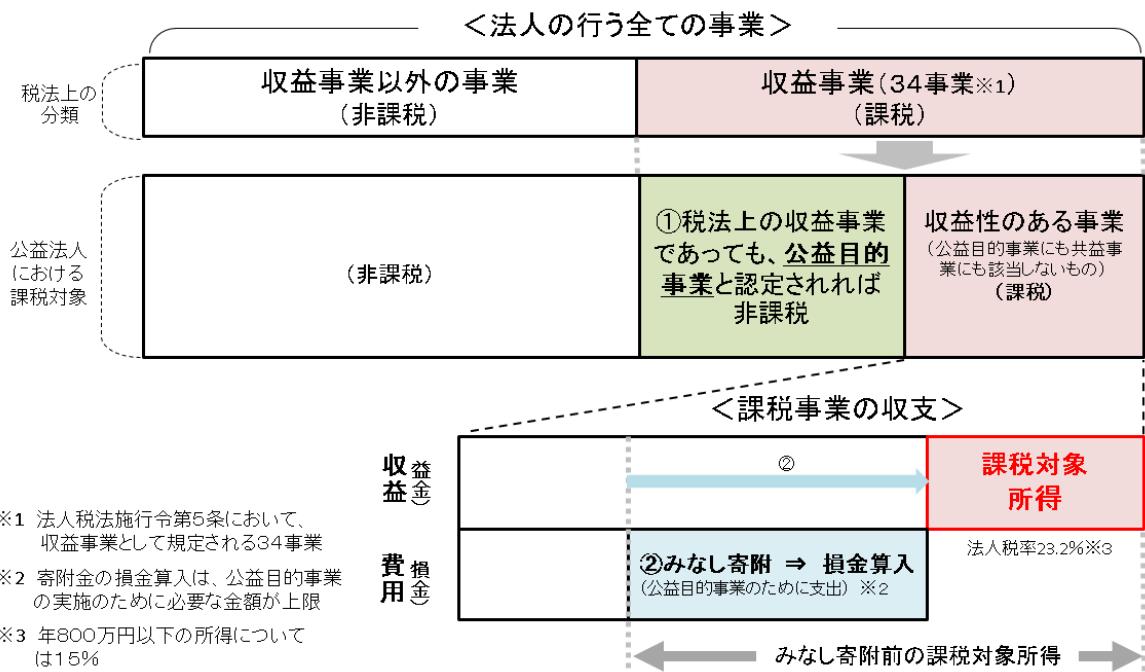
公益法人は、法人税法上の「収益事業」（34種類）から生じた所得のみに対して課税される。ただし、法人税法上の収益事業であっても、認定法上の公益目的事業として認定を受けた事業は非課税となる。法人税率は、23.2%（所得金額年800万円以下の場合は15%）となっている（法人税法§2⑬、§4Ⅰ、§6、§66Ⅰ～Ⅲ、租税特別措置法§42の3の2、法人税法施行令§5）。

#### (2) みなし寄附金の損金算入の特例（法人税）

公益法人は、収益事業に属する資産のうちから自らが行う公益目的事業のために支出した金額については、その収益事業に係る寄附金の額とみなすこととされている（法人税法§37V）。

なお、公益法人の寄附金の損金算入限度額については、みなし寄附金がない場合には、その事業年度の所得金額の100分の50に相当する金額とされている（法人税法§37Ⅰ、法人税法施行令§73Ⅰ③）。また、その事業年度の所得金額の100分の50に相当する金額を超える額のみなし寄附金がある場合には、公益目的事業の実施のために必要な金額（その金額がみなし寄附金を超えるときは、そのみなし寄附金に相当する金額）とされている（法人税法施行令§73の2）。

## 【参考】公益法人が行う事業に対する課税関係のイメージ



### (3) 利子・配当等に係る所得税の非課税の特例（所得税）

公益法人が支払を受ける一定の利子・配当等に係る源泉所得税については、非課税とされている（所得税法 § 11 I）。

### (4) 消費税制上の特定収入に該当しない寄附金に係る特例

平成25年度の税制改正により、公益法人が募集する寄附金のうち、その全額を消費税制上の課税仕入れ以外の支出（助成費など）のためにのみ使用することや期間を限定して募集することなど、一定の要件を満たしていることについて当該寄附金の募集要項等で明らかにした上で、それらについて寄附金の募集を開始する前に行政庁の確認を受けた場合には、当該寄附金収入は消費税制上の特定収入に該当しないこととされた。

この税制改正以前は、その全額を助成に充てるために募集する寄附金であっても、総収入に占める寄附金収入の割合に応じて、その一部が消費税制上の課税仕入れに充てられたものとみなされ、実質的には、当該寄附金の一部に消費税が課されるのと同じ結果となっていた。この改正により、公益法人は、消費税を負担することなく当該確認を受けた寄附金の全額を助成費等に充てることができることとなった（消費税法 § 60IV、消費税法施行令 § 75）。なお、この制度は、平成26年4月1日以降に募集を開始する寄附金から適用されている。

## **(5) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税についての特例**

平成 28 年度の税制改正により、公益法人が実施する、経済的理由により修学困難な高等学校、大学等の生徒又は学生に対する無利息その他一定の条件で行われる奨学金貸与事業（文部科学大臣の確認を受けたものに限る。）に係る消費貸借契約書に、印紙税が課されない旨の表示がある場合には、消費貸借契約書に係る印紙税を非課税とする特例が平成 31 年 3 月 31 日を期限として設けられた（租税特別措置法 § 91 の 3）。

この特例は、平成 31 年度税制改正、令和 4 年度税制改正及び令和 7 年度税制改正において延長されており、現在は令和 7 年 4 月 1 日以降の文部科学大臣が確認した日付から令和 10 年 3 月 31 日までの間に作成されるものについて適用される。

## **(6) 特定の用に供する不動産等に係る地方税の非課税**

公益法人が取得する不動産のうち、特定の用に供するものについては、不動産取得税が非課税となる（地方税法 § 73 の 4）。

また、公益法人が保有する固定資産のうち、特定の用に供するものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税となる（地方税法 § 348 II、§ 702 の 2 II）。

（注）非課税となる不動産又は固定資産とは、例えば、図書館・博物館において直接その用に供するものや、学術の研究を目的とする法人が直接その研究の用に供するもの等である（それぞれの税において、非課税の対象資産は異なる。）。

## **2. 寄附者に対する税制上の優遇措置**

### **(1) 個人が支出する寄附金についての特例**

#### **ア. 所得控除（所得税）**

公益法人は、全て税法上の「特定公益増進法人」（注）に該当し、全ての公益法人への寄附が所得控除の対象となる。

個人が、特定公益増進法人に対して寄附金を支出した場合、寄附者は寄附金の額（所得金額の 40%相当額が上限）から 2,000 円を控除した金額について寄附金控除（所得控除）を受けることができる（所得税法 § 78）。

（注）「特定公益増進法人」とは、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして所得税法施行令 § 217 又は法人税法施行令 § 77 において列挙されている法人をいう。

## イ. 税額控除（所得税）

個人が、運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件（注）を満たしていることの証明を受けた公益法人に対して寄附金を支出した場合、寄附金の額（原則として所得金額の40%相当額が上限）から2,000円を控除した金額の40%相当額（その年分の所得税額の25%相当額が上限）について所得税額の特別控除（税額控除）を受けることができる（租税特別措置法§41の18の3、租税特別措置法施行令§26の28の2）。

税額控除が適用される公益法人に対し寄附をした場合には、寄附者は所得控除又は税額控除のいずれかを選択して、その適用を受けることができる。

（注）いわゆるパブリックサポートテスト（PST要件）であり、公益法人が受け入れた寄附金の過去の実績において、次の要件のいずれかを満たすことが必要である。

〈要件1：絶対値要件〉実績判定期間における3,000円以上の寄附者数が1年当たり100人以上（なお、各事業年度の公益目的事業費用等の額の合計額が1億円に満たない場合は、公益目的事業費用等の額の合計額を1億円で除した数に100を乗じた人数（最低10人）以上）、かつ当該寄附者からの寄附金額が平均して年に30万円以上であること。

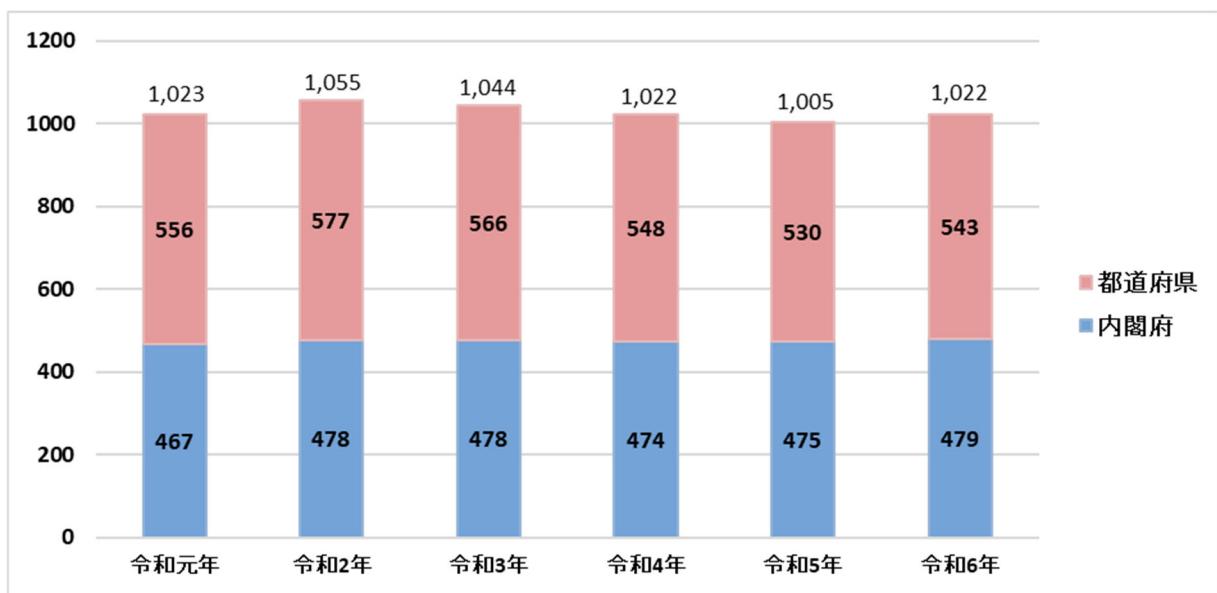
〈要件2：相対値要件〉実績判定期間における「寄附金収入金額／経常収入金額」が20%以上であること。

**表1－5－1 各年12月1日現在の税額控除対象法人数（社団・財団別）**

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
内閣府	社団	130	131	135	130	130	131
	財団	337	347	343	344	345	348
	合計	467	478	478	474	475	479
都道府県	社団	121	128	126	125	114	116
	財団	435	449	440	423	416	427
	合計	556	577	566	548	530	543
合計	社団	251	259	261	255	244	247
	財団	772	796	783	767	761	775
	合計	1,023	1,055	1,044	1,022	1,005	1,022

（注）各年12月1日現在、公益認定等総合情報システム上で証明手続が完了している法人数。以下、図1－5－1について同じ。

図1-5-1 各年12月1日現在の税額控除対象法人数



#### ウ. 個人住民税の控除

個人が都道府県及び市区町村が条例により指定した公益法人に対して寄附金を支出した場合、寄附金の額（所得金額の30%相当額が上限）から2,000円を控除した金額について、都道府県指定の寄附金は4%相当額（政令指定都市在住の者の場合は2%相当額）、市区町村指定の寄附金は6%相当額（政令指定都市在住の者の場合は8%相当額）、都道府県及び市区町村の両方から指定されている場合は合計10%相当額を、特別控除（税額控除）することができる（地方税法§37の2、§314の7）。

#### （2）法人が支出する寄附金についての特例（法人税）

会社などの法人が特定公益増進法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられている。両限度額を合算した額が、その法人の損金算入限度額とされる（法人税法§37IV、法人税法施行令§77の2）。

特別損金算入限度額	(所得金額の6.25%+資本金等の額（注）の0.375%) × 1/2
一般寄附金の 損金算入限度額	(所得金額の2.5%+資本金等の額（注）の0.25%) × 1/4

（注）事業年度の月数が12か月に満たない場合は、資本金等の額を12で除して当該事業年度数の月数を乗じた額とする。

### (3) 財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例

個人が公益法人に財産の寄附をした場合、その寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、譲渡所得等に係る所得税が非課税となる特例（注1）が設けられている（一般特例。租税特別措置法§40、租税特別措置法施行令§25の17V）。

一般特例とは別に、一定の要件の下、申請書を提出した日から原則として1か月以内に国税庁長官の承認又は不承認の決定がなかったときは、国税庁長官による承認があったものとみなされる承認手続の特例（承認特例。租税特別措置法§40、租税特別措置法施行令§25の17VIII）が設けられており、平成29年度税制改正において、その対象となる公益法人等の範囲が拡充され、公益社団法人や公益財団法人等において、寄附財産が不可欠特定財産とされるなど一定の要件を満たす場合にも、承認特例の対象とされることとなった。さらに、平成30年度税制改正においては、公益社団法人及び公益財団法人など一定の公益法人等が、行政庁の証明を受けた基金を設け、寄附財産を当該基金に組み入れる方法により管理する場合についても承認特例の対象とする措置が講じられるとともに、一般特例の適用を受けた寄附財産を当該基金に組み入れ、その後買換えにより別の資産を取得する等一定の要件を満たすときは、寄附財産を公益目的事業の用に直接供した期間にかかわらず、非課税承認を継続することができる特例が創設された。

また、相続税については、個人が公益法人に相続財産を寄附した場合、相続税の申告書に非課税の特例の適用を受ける旨を記載するとともに寄附した財産の明細書等を添付することで、相続税が非課税となる特例（注2）が設けられている（租税特別措置法§70）。

（注1）寄附を受けた法人が、当該寄附から2年を経過した日までに当該財産を公益目的事業に用いていないなど承認要件に該当しなくなった場合には、承認が取り消され、「寄附者」（承認の取り消しを受けた際に、公益法人が公益目的事業の用に供していた場合には「公益法人」）に所得税が課税される。

（注2）寄附を受けた法人が、当該財産を寄附から2年を経過した日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合等には、相続人に相続税が課税される。

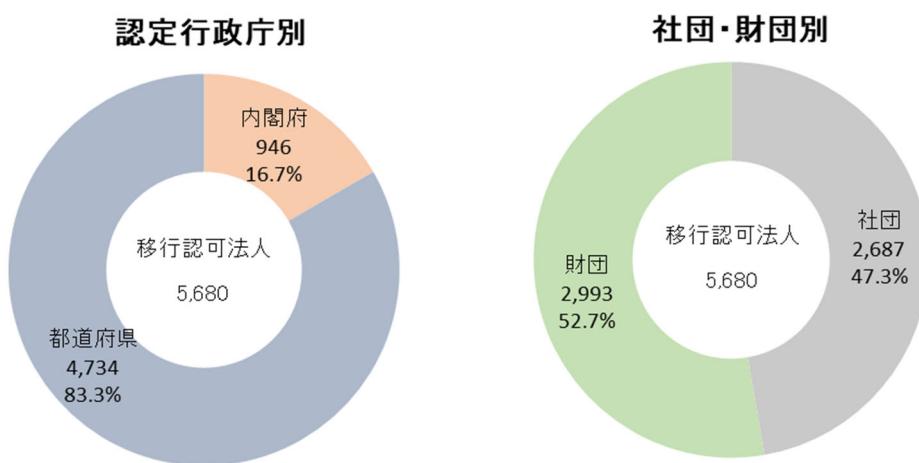
## 補章 1 移行法人の概況

「移行法人」とは、行政庁から移行認可を受けて特例民法法人から一般法人に移行した法人のうち、移行時に純資産相当額があり、公益目的支出計画を実施中の法人をいう。移行法人は一般法人であり、「公益目的支出計画の履行を確保するため必要な範囲内」において移行認可を行った行政庁が監督を行う。

### 第1節 法人数等

#### 1. 移行法人数

図1-6-1 行政庁別及び社団・財団別の移行法人数



(注) 令和6年12月1日現在。

以下、表1-6-1、1-6-2について同じ。

表1-6-1 行政庁別及び社団・財団別の移行法人数とその割合

	合計	一般社団法人	一般財団法人	
内閣府	[16.7%] (100.0%)	946 (100.0%)	279 (29.5%)	667 (70.5%)
都道府県	[83.3%] (100.0%)	4,734 (100.0%)	2,408 (50.9%)	2,326 (49.1%)
合計	[100.0%] (100.0%)	5,680 (100.0%)	2,687 (47.3%)	2,993 (52.7%)
前年合計	[100.0%] (100.0%)	6,014 (100.0%)	2,913 (48.4%)	3,101 (51.6%)

表1－6－2 各年12月1日時点の移行法人数（社団・財団別）

		令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
内閣府	社団	488	434	375	341	312	279
	財団	797	774	744	721	696	667
	計	1,285	1,208	1,119	1,062	1,008	946
都道府県	社団	3,484	3,235	2,991	2,790	2,601	2,408
	財団	2,770	2,667	2,580	2,493	2,405	2,326
	計	6,254	5,902	5,571	5,283	5,006	4,734
合計	社団	3,972	3,669	3,366	3,131	2,913	2,687
	財団	3,567	3,441	3,324	3,214	3,101	2,993
	計	7,539	7,110	6,690	6,345	6,014	5,680

## 2. 公益目的支出計画の完了等

### （1）公益目的支出計画の完了

公益目的支出計画を作成して移行認可を受けた法人のうち、公益目的支出計画の実施を完了し、行政庁の確認を得たものを「支出計画完了法人」（注）という。

移行法人が公益認定を受けた場合、又は移行法人の合併により新設され若しくは存続することとなる法人が公益法人である場合には、法の規定により公益目的支出計画は完了したものとみなされる（整備法§132I、§126V）。

なお、移行法人が合併した場合であって、合併後に新設され又は存続することとなる法人が公益法人以外のときは、公益目的支出計画の義務は、新設又は存続する法人に引き継がれる（整備法§126III、IV）。

（注）移行認可を受けた後、公益目的財産額の確定手続の段階で同財産額が0円以下となった法人もここに含む（移行認可の申請後も特例民法法人は事業活動を継続しており、移行申請の際に用いた決算書類の事業年度と移行後の財産額確定時点までの間には1事業年度以上が経過することが通常であるので、それに応じて財産額が変動する。）。

表1－6－3 年度別の支出計画完了等法人数（社団・財団別）

			平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	社団	計画完了	67	52	58	33	29	35
		みなし完了	0	1	1	0	0	0
財団	計画完了	26	19	27	18	16	28	
		みなし完了	2	0	1	0	0	1
合計	計画完了	93	71	85	51	45	63	
		みなし完了	2	1	2	0	0	1
都道府県	社団	計画完了	298	241	235	179	179	209
		みなし完了	3	2	2	0	2	2
財団	計画完了	81	75	74	61	65	73	
		みなし完了	5	6	2	1	2	1
合計	計画完了	379	316	309	240	244	282	
		みなし完了	8	8	4	1	4	3
合計	社団	計画完了	365	293	293	212	208	244
		みなし完了	3	3	3	0	2	2
財団	計画完了	107	94	101	79	81	101	
		みなし完了	7	6	3	1	2	2
合計	計画完了	472	387	394	291	289	345	
		みなし完了	10	9	6	1	4	4
総計(計画完了+みなし完了)			482	396	400	292	293	349

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

以下、表1－6－4について同じ。

## (2) 解散

移行法人が解散した場合には、清算手続において残余財産のうち公益目的財産残額相当額を行政手続の承認を受けて類似目的の他の公益法人等に帰属させなければならない（整備法§130）。

表1－6－4 年度別の解散届出件数

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内閣府	2	3	2	3	3	4
都道府県	16	17	16	27	22	19
合計	18	20	18	30	25	23

## 第2節 公益目的財産額等

### 1. 公益目的財産額

移行法人は、貸借対照表の純資産額を基礎として算定した「公益目的財産額」(注)を「公益目的支出計画」により公益目的に費消し、その計算上の残額(公益目的財産残額)が0円以下になる(支出計画の完了)まで実施する必要がある(整備法§119、§123I)。この間、移行法人は、毎事業年度の終了後3か月以内に、行政庁に公益目的支出計画実施報告書を提出することとされている(整備法§127)。

「公益目的財産額」は、移行認可を受けた後、移行日の前日時点で作成した貸借対照表に基づき確定する。

(注) 法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として、土地や有価証券を時価評価する等の一定の調整を行い、算定する(整備法§119I、整備法施行規則§14)。

表1-6-5 公益目的財産額規模別の法人数(社団・財団別)

		法人数	財産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
内閣府	社団	279	2,030,438	7,278	505	9	24	19	87	41	99
	財団	667	2,487,941	3,730	993	4	25	25	159	122	332
	計	946	4,518,379	4,776	820	13	49	44	246	163	431
都道府県	社団	2,408	1,061,537	441	125	180	526	382	823	249	248
	財団	2,326	1,679,653	722	181	43	364	374	944	257	344
	計	4,734	2,741,190	579	149	223	890	756	1,767	506	592
合計	社団	2,687 (100.0%)	3,091,975	1,151	142	189 (7.0%)	550 (20.5%)	401 (14.9%)	910 (33.9%)	290 (10.8%)	347 (12.9%)
	財団	2,993 (100.0%)	4,167,593	1,392	251	47 (1.6%)	389 (13.0%)	399 (13.3%)	1,103 (36.9%)	379 (12.7%)	676 (22.6%)
	計	5,680 (100.0%)	7,259,569	1,278	192	236 (4.2%)	939 (16.5%)	800 (14.1%)	2,013 (35.4%)	669 (11.8%)	1,023 (18.0%)
前年合計		5,935 (100.0%)	7,383,817	1,244	186	252 (4.2%)	1,025 (17.3%)	838 (14.1%)	2,088 (35.2%)	689 (11.6%)	1,043 (17.6%)

(注) 公益目的支出計画実施報告書(令和6年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

以下、図1-6-2、表1-6-6について同じ。

## 2. 年間公益目的支出額

「公益の目的のために支出する」ものとして公益目的支出計画の支出の対象となる事業等には3種類ある（整備法§119Ⅱ）。公益目的財産額を有する法人は、移行認可の申請の際に、これら3種類の事業等により公益目的支出計画を作成し、行政庁から移行認可を受ける必要がある。

- ア 公益目的事業 公益法人の公益目的事業の基準に適合する同等内容の事業
- イ 特定寄附 公益法人の清算の際の残余財産の贈与先の範囲として認定法が定める公益法人等に対する寄附
- ウ 繼続事業 特例民法法人の時から継続して行っている事業のうち、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとして認められる事業

図1-6-2 年間公益目的支出額の規模別の法人数（社団・財団別）

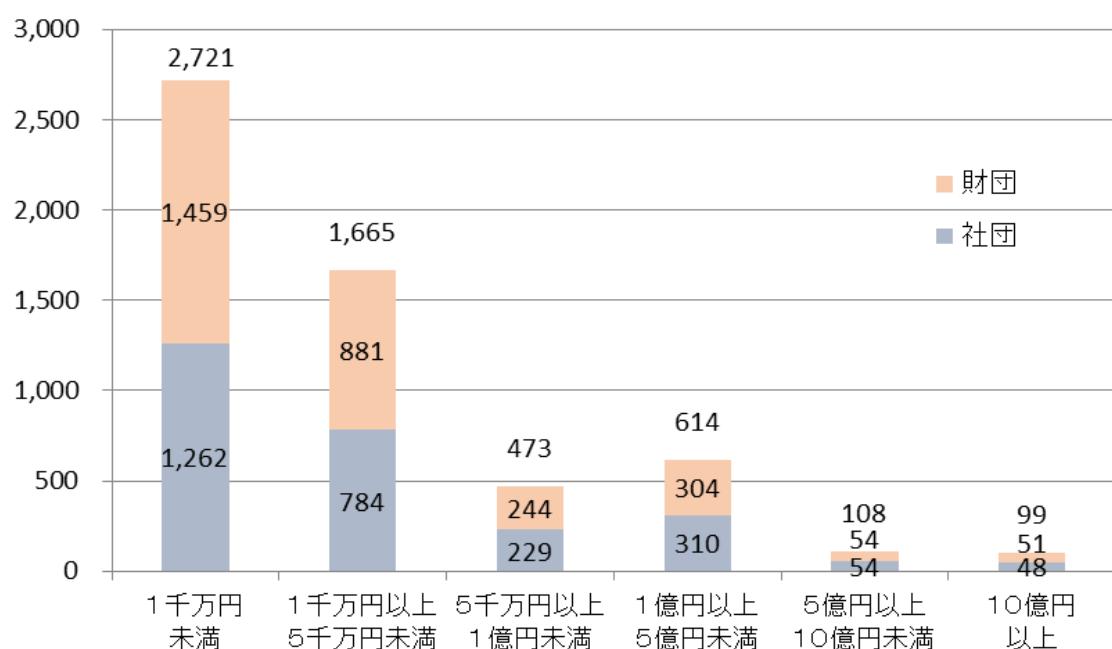


表1－6－6 年間の公益目的支出額の規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	支出額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
内閣府	社団	279	106,975	383	42	64	87	39	61	15	13
	財団	667	165,465	248	43	125	228	92	155	29	38
	計	946	272,440	288	42	189	315	131	216	44	51
都道府県	社団	2,408	193,865	81	10	1,198	697	190	249	39	35
	財団	2,326	114,560	49	7	1,334	653	152	149	25	13
	計	4,734	308,425	65	8	2,532	1,350	342	398	64	48
合計	社団	2,687 (100.0%)	300,840	112	12	1,262 (47.0%)	784 (29.2%)	229 (8.5%)	310 (11.5%)	54 (2.0%)	48 (1.8%)
	財団	2,993 (100.0%)	280,026	94	10	1,459 (48.7%)	881 (29.4%)	244 (8.2%)	304 (10.2%)	54 (1.8%)	51 (1.7%)
	計	5,680 (100.0%)	580,866	102	11	2,721 (47.9%)	1,665 (29.3%)	473 (8.3%)	614 (10.8%)	108 (1.9%)	99 (1.7%)
前年合計		6,260 (100.0%)	674,706	108	10	3,118 (49.8%)	1,764 (28.2%)	513 (8.2%)	673 (10.8%)	96 (1.5%)	96 (1.5%)

### 3. 公益目的支出計画の完了予定期

表1－6－7 公益目的支出計画の完了（公益目的財産残額が0円以下となる）  
予定期（社団・財団別）

		法人数	令和5年度 以前	6年度～ 10年度	11年度～ 15年度	16年度～ 20年度	21年度～ 25年度	26年度 以降
内閣府	社団	279	3	85	49	36	21	85
	財団	667	1	91	71	67	71	366
	計	946	4	176	120	103	92	451
都道府県	社団	2,408	39	584	402	287	188	908
	財団	2,325	9	266	239	192	181	1,438
	計	4,733	48	850	641	479	369	2,346
合計	社団	2,687 (100.0%)	42 (1.6%)	669 (24.9%)	451 (16.8%)	323 (12.0%)	209 (7.8%)	993 (37.0%)
	財団	2,992 (100.0%)	10 (0.3%)	357 (11.9%)	310 (10.4%)	259 (8.7%)	252 (8.4%)	1,804 (60.3%)
	計	5,679 (100.0%)	52 (0.9%)	1,026 (18.1%)	761 (13.4%)	582 (10.2%)	461 (8.1%)	2,797 (49.3%)
前年合計		6,014 (100.0%)	283 (4.7%)	1,107 (18.4%)	770 (12.8%)	586 (9.7%)	460 (7.6%)	2,808 (46.7%)

(注) 公益目的財産額の確定手続が完了した法人から提出された、公益目的支出計画実施報告書（令和6年12月1日時点）による。

## 第2部 公益認定等委員会の活動報告

### 第1章 公益認定等委員会の取組

#### 1. 公益認定等委員会

認定法においては、民間有識者による合議制の機関が公益認定等の申請に対する処分や監督処分等の手続に関与し、実態に即した適切な判断を行う仕組みが設けられている。これにより、行政庁が行う公益認定等の申請に対する処分、監督処分等の客觀性と透明性を担保し、制度に対する信頼性が確保されている。

国においては、内閣府に7人の委員で構成される公益認定等委員会（以下「委員会」という。）が設置された（平成19年4月1日設置）。

委員会の委員は、人格が高潔であって、委員会の業務に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計や公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する（認定法§35）。委員の任期は3年であり、委員7人のうち4人以内は常勤とするとができるとされている。委員は独立してその職権を行うこととされ、また、原則として在任中はその意に反して罷免されることはないなど、その独立性が担保されている（認定法§33～§38）。

委員会は、内閣総理大臣からの諮問に応じ、①公益認定等に関する申請等に対して行政庁が行う処分等について答申を行い、②公益認定等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃の立案等に係る審議を行うとともに、③内閣総理大臣からの権限の委任に基づき、公益法人等に対する監督等を行うこととされている。委員会は、このように、公益法人の公益性の認定や公益法人に対する監督など法令の執行に係る判断を行うこととされており、その意味で、実質的に行政責任を担っている。

参考：公益認定等委員会「設置根拠・運営規則等」

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/index.html>

委員会では、委員会と公益法人関係者とがお互いの問題意識等について理解を深めることを目的に、審査、監督に並ぶ第3の柱として、「法人等との対話」に取り組んでいる。

＜付属資料2＞ 委員会委員名簿  
＜付属資料3＞ 委員会の事務・権限

## 2. 令和6年度における取組

委員会は、令和6年度には計26回開催し、公益認定等に係る申請について審査を行うとともに、公益法人の適正な運営を確保するために必要な審議を行った。また、法人運営をサポートする視点で、行政庁（内閣府）と連携して制度の周知啓発に努めるとともに、法人から学び、よき活動を応援していく観点から能登半島地震における公益法人の取組を紹介するなど、法人との対話に取り組んだ。

参考：公益認定等委員会だより

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/qg0ydpwu0e.html>

### （1）審査及び監督

委員会においては、「民による公益の増進」という新公益法人制度の趣旨に鑑み、審査に当たって、各法人の創意工夫や自主性をできる限り尊重し、「暖かく」審査に臨むこととしている。内閣府と連携し、認定や認可の審査の標準処理期間（注）を定め、申請から原則4か月（変更認定申請については40日）以内に審査を行うことを目指し、多様な公益の担い手が積極的に公益目的事業を行うことができるよう「柔軟かつ迅速な審査」を進めた。

また、公益法人は、民による公益の担い手として自らを律することが大前提ではあるが、委員会としても、公益法人の事業の適正な運営を確保するため、定期提出書類のチェックや立入検査、報告徴収等を通じて法人運営について把握し、適切に監督上の措置が講じられるよう努めた。

（注）標準処理期間は、適法な申請を処理することを前提として定めたものであり、不備な申請の是正を求める補正等に要する期間を含まない。

## （2）公益法人等に対する支援

委員会は、内閣府と連携し、令和7年4月1日の新公益法人制度施行に向けた対応を中心に、申請書や定期提出書類の作成に必要な情報提供の充実を図るとともに、相談会や各種セミナー等を通じて、申請に対する支援や、法人運営の支援に当たってきた。

### ア. 法人に対する情報提供の充実

法人の申請事務や業務運営に資するよう、各種の手段により情報提供の充実を図った。

#### a 「公益認定等に関する運用について」（公益認定ガイドライン）の抜本見直し

新公益法人制度施行に先立ち、旧ガイドラインにおける「創意工夫や自主性を尊重」「柔軟性をもって判断」との精神は維持しつつ、合議制機関が中立・公正に判断するからガイドラインには細かく書かないという考え方を改め、①法人や国民など利用者から見て、分かりやすく予見可能性が高いものとする、②行政による恣意的又は硬直的な運用を抑制する、③事前の審査より事後のチェックを重視するという観点から、ガイドラインの全面的な見直しを行い、「公益法人 information」で公表している。

<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/a846rbz72g.html>

#### b 申請様式・手引き、よくある質問への回答の改訂

公益法人等が申請書類を作成する際の参考となるよう、各種申請書類作成の様式や手引きを新制度に沿った形に改めるとともに、令和6年改正認定法等の解釈や運用について、一問一答形式でわかりやすく解説し、「公益法人 information」で公表している。

#### c 法人に対する注意喚起・周知

制度理解を深め、法人においてガバナンスを高めていただく観点から、法人運営上注意すべき情報を「公益法人 information」で公表するとともに、「内閣府 公益法人メールマガジン」に掲載・周知し（P54 参照）、「公益法人の自主的・自律的ガバナンス強化のための調査報告書」において好事例を提供している。

#### d 「公益法人の各機関の役割と責任」の提供

公益法人の各機関（理事、監事等）の役割と責任についての理解を促進するため、「公益法人の各機関の役割と責任」を「公益法人 information」で提供している。

#### イ. 申請等に向けた各種取組

公益法人・移行法人や、新規の公益認定申請を検討している法人等を対象に、公益法人制度の基礎、各種申請の内容等まで、法人の状況に合わせた様々な取組を行っている。

##### a 窓口相談、電話相談

内閣府担当者が、広く制度についての照会を受ける電話相談のほか、担当者が時間を決めて申請法人の具体的な質問に応ずる窓口相談を実施している。

##### b テーマ別セミナーの開催

公益法人等を対象に、内閣府担当者が法人運営に関する多岐にわたるテーマを説明する「テーマ別セミナー」を実施している。

令和6年度は、全国6ブロックで開催地の都県の協力を得て「新しい公益法人制度説明会」として開催し、合計で2,622名が参加した。

東京会場での説明の模様は、内閣府公益法人行政担当室（公益認定等委員会事務局）公式YouTubeチャンネルで公開している。



新しい公益法人制度説明会（テーマ別セミナー）の模様（令和6年度）

##### c 民間専門家を活用した相談会の開催

申請や法人運営に関して、内閣府が委嘱する専門家（弁護士、公認会計士、税理士等の専門的知識を有する者）を相談員とした相談会を対面及びオンラインで開催している。令和6年度には、対面で2回（東京及び大阪各1回）及びオンラインで6回の合計8回開催した。合計243法人等（延べ数）が参加した。

### 民間の専門家による相談会

- 1 法人当たり相談時間：50 分程度
- 対面及びオンライン方式により開催
- 相談会事業運営の受託者において、法人の実情に即した理解促進方策（相談会）を企画立案し、適切に実施（相談事項の割振、相談員の管理・指導・評価等を含む。）
- 公益法人は「民が担う公益」の主体であるが、そうした公益法人向けの申請支援においても、民間の専門資格者を活用して、法人目線での相談を行っている。



相談会（対面及びオンライン）の模様（令和6年度）

### （3）法人等との対話

公益法人は、公益の増進という高い志を礎に、法人の設立理念にのっとって自立し、自律性を十分に發揮して運営していくことが求められる。このため、公益法人の関係者は、法令の遵守は無論のこと、誇りと責任意識をもって、公益法人の運営に携わることが期待されている。

また、公益の増進のためには、これを受ける側である国民・市民の立場や思いに常に配慮することが大切であり、認定法の運用に携わる委員会と、公益の増進に直接的に寄与する公益法人の関係者は、共にこのことを意識し、各々の活動に当たっていかなければならない。

このような考え方から、審査、監督に並ぶ第三の重要な柱として、公益法人等の関係者と対面し、相互に情報発信や意見交換を行い、意思疎通を図る「法人等との対話」を行い、国民・市民のための公益の増進の在り方を、公益法人をはじめとする法人の関係者と共に考え続け、その成果を広く発信していくこととし、令和5年5月にその活動予定を策定・公表した。

令和6年度に実施した活動を以下に例示する。

#### 参考：法人等との対話

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/mqkfvgc603.pdf>

## ア. 新しい公益法人制度対話フォーラム

令和7年度からの新しい公益法人制度では、公益法人が社会的課題の変化等に対応し、より柔軟・迅速で効果的な社会活動を展開できる仕組みとなることから、内閣府では公益法人に求められることや今後の可能性などについて、実際に公益活動に携わる関係者が参加する対話フォーラムを開催した。

### ○開催概要

- ・開催日時：令和6年12月19日（木）13:00～15:30
- ・会場：国立オリンピック記念青少年総合センターカルチャー棟小ホール
- ・参加者：226名

### ○内容

- (1) 開会挨拶 三原じゅん子 内閣府特命担当大臣（ビデオメッセージ）
- (2) 基調報告 高角 健志 内閣府公益認定等委員会事務局長  
/大臣官房公益法人行政担当室長  
新しい公益法人制度が目指すもの
- (3) 講演 千田 健一 公益社団法人日本フェンシング協会会長  
公益財団法人宮城県スポーツ協会会長  
「オリンピック躍進の背景にある協会改革～日本フェンシングはここまで躍進できたのか～」
- (4) パネル・ディスカッション

#### 【パネリスト】

- 今井 悠介 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン代表理事  
篠塚 肇 公益社団法人経済同友会常務理事  
千田 健一 公益社団法人日本フェンシング協会会長  
公益財団法人宮城県スポーツ協会会長  
中村 茂樹 公益財団法人SOMP O環境財団専務理事  
望月 正樹 公益社団法人日本オーケストラ連盟専務理事  
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会理事

#### 【コーディネーター】

- 石津 寿恵 明治大学副学長（学務担当）・経営学部教授

パネル・ディスカッションでは、法人のガバナンス強化、人材育成、説明責任、柔軟かつ機動的に行える制度運用などについて、パネリストによる積極的な意見交換が行われた。



〈パネル・ディスカッションの模様〉

#### イ. 地方所管法人等との対話

公益法人による公益活動を応援するとともに、公益法人の活動支援などの検討に当たっての参考とするため、委員会の委員が各地方の公益法人の理事等と法人運営等について意見交換を行っている。

令和6年度は、以下のとおりブロック会議の機会を捉えて幹事府県の推薦等のあった16の公益法人との間で、法人の活動状況や制度改革に関する対話を行った。

ブロック名（開催日）	行政庁	対話を行った法人名
北海道東北ブロック (10月25日)	福島県	(公財) ふくしま海洋科学館（アクママ リンふくしま）
		(公財) 福島県観光物産交流協会
		(公財) 諸橋近代美術館
関東甲信越静ブロック (11月11日)	内閣府	(公社) 全国食肉学校
		(公財) NEXUSスポーツ振興財団
東海北陸ブロック (11月29日)	福井県	(公社) 福井県バス協会
		(公社) 福井県観光連盟
		(公財) ふくい産業支援センター
近畿ブロック (11月19日)	大阪府	(公社) こどものホスピスプロジェクト
		(公財) シマノ・サイクル開発センター
		(公財) 西成労働福祉センター
中国四国ブロック (11月21日)	広島県	(公社) 広島交響楽協会
		(公財) 蘭島文化振興財団
九州ブロック (10月8日)	宮崎県	(公社) 宮崎県物産貿易振興センター
		(公財) 宮崎文化振興協会
		(公財) 宮崎県スポーツ協会



地方所管法人等との対話の模様（令和6年度）

#### ウ. セミナー・相談会

（2）公益法人等に対する支援 イ b、c 記載のとおり。

### （4）広報活動

委員会では、広く情報発信をしていく観点から、法人関係者に向けた法人運営等に係る情報及び国民に向けた公益法人の活動情報に関する広報について、内閣府と連携し、積極的に取組を進めてきた。

#### ア. 公益認定等委員会だより

委員会では、法人関係者に向けた情報発信として、月刊のニュースレターである「公益認定等委員会だより」を発行している（注）。

令和6年度には、公益認定等委員会だよりに以下のような記事を掲載し、公益法人等に対する情報提供を行った。

（注）平成23年12月から月刊。近年は年間10回程度刊行。

#### 【主な記事】

- 令和6年度相談会事業の告知
- 内閣府と地方所管法人等との対話
- 新しい公益法人等制度対話フォーラム
- 公益認定等ガイドライン



公益認定等委員会だより

- 「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用方針
- 令和5年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」について
- 令和6年度テーマ別セミナー実施報告
- 令和7年新年挨拶

## イ. ホームページ「公益法人 information」

内閣府及び都道府県は、答申書・公示文書の公表や新制度等に関する資料や申請書類作成の手引き等、多様な情報を提供するとともに、公益法人に関する検索機能を備えたホームページ「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)を共同で整備・運用している。

また、同ホームページは公益認定の申請及び公益法人や移行法人が各種定期提出書類を電子的に提出するシステム(PICTIS)の入口を提供している。

なお、より見やすく使いやすいホームページを目指し、令和7年3月、デザインを一新するなどリニューアルを行った。



(公益法人 information トップページイメージ)

### 【主な掲載記事】

- 公益認定等委員会だより
- 公益認定等委員会活動状況報告・メッセージ等
- 法人向けセミナー・相談会などのお知らせ
- 答申・勧告・その他決定等

## ウ. SNS及びメールマガジンによる情報発信

### a SNS

委員会の活動状況、公益法人制度等に関する情報について、より一層の広報活動の充実を図るため、内閣府が委員会と連携して、平成26年度からX(旧Twitter)を通じた情報発信を行っている。

また、令和6年度からは、新たに公式YouTubeチャンネルを開設し、公益法人・公益信託関係者はもとより、国民の皆様にもわかりやすい動画による情報発信を始めた。

主なコンテンツには、

○わかりやすく解説

- ・公益法人・公益信託って何？内閣府に聞く!!
- ・公益法人・公益信託は法改正でこう変わる！内閣府が解説します!!



○【特別企画】

- ・羽生善治 九段 × 加藤鮎子 大臣 スペシャル対談

○新しい公益法人制度に関する解説

○新しい公益法人会計基準の説明

○(新しい公益法人制度に関する) ウェブ CM

○対話フォーラム

○全国・公益法人紹介

公益法人自らがその活動内容などを紹介するシリーズ動画。令和6年度は10の公益法人の紹介を行った。



**b メールマガジン**

令和6年度には、公益法人、都道府県公益法人行政担当課室や国民の方々へ向けて公益法人の現況や公益法人の運営に役立つ情報等を「内閣府 公益法人メールマガジン」として配信した（令和7年3月末現在の配信数14,180件）。

**【主な発信内容】**

- 公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告
- 公益法人運営のワンポイントアドバイス
- 公益法人制度・公益信託制度改革について
- 政府からのお知らせ
- テーマ別セミナーや相談会の案内

## エ. 新しい公益法人制度に関する広報活動

令和7年4月からの新しい公益法人制度の施行を踏まえ、既述したとおり「テーマ別セミナー」として、全国6ブロックで「新しい公益法人制度説明会」を開催した（詳細は51ページ参照）。

また、公益法人等が主催する説明会・研修会に内閣府職員を派遣し、新しい公益法人制度の説明を行う「出前講座」等の取組を対面・オンラインで開催した。

このほか、各種動画配信やポスター、リーフレットの作成・配布等の広報活動を通じて周知や関係者の理解促進を行った。

### （各種動画）



### （ポスター）



### （リーフレット）



## （5）制度的課題への取組

委員会は、認定法に基づく政令及び内閣府令の制定について、内閣総理大臣から諮問を受け答申することとされているほか、審査基準としての公益認定等ガイドラインの策定を行ってきた。また、法人に対する公益性の認定や監督等に係る判断を担う立場から、公益法人制度の制度的課題について、内閣府と連携して取り組んできた。

### ア. 公益法人制度改革に伴う公益認定等ガイドラインの抜本的な見直し

令和5年6月の「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」最終報告を踏まえ、令和6年3月に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案」及び「公益信託に関する法律案」が閣議決定され、両法案は同年5月に成立した。

委員会では、同月から「公益認定等ガイドライン研究会」を開催し、民間による社会的課題解決に向けた公益的な諸活動の活性化を図るという制度改正の趣旨を適切に発揮できるよう、公益認定等ガイドラインの見直しに向けた検討を行った。同研究会での検討を踏まえ、令和6年12月に公益認定等ガイドラインを改定し、財務規律やガバナンス等についての法令改正に伴う見直しに留まらず、「予見可能性の向上」、「認定等に関する行政の判断のブレやばらつきの抑制」、「事前の一律チェックから事後の重点的なチェックへの転換」の推進の観点から抜本的な見直しを行った。

＜付属資料4＞ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の概要

＜付属資料5＞ 公益信託に関する法律の概要

＜付属資料6＞ ガイドラインに関する諸課題の検討について

＜付属資料7＞ 公益認定等ガイドライン研究会構成員名簿

＜付属資料8＞ 公益認定等ガイドラインの抜本見直し(主なポイント)

### イ. 公益法人会計基準の見直し等

委員会は、平成25年8月以降、公益法人の会計に関する実務上の課題や公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益法人の会計に関する研究会（以下「会計研究会」という。）を開催し、専門的な観点から公益法人の会計の諸課題について具体的な検討を行うこととしている。

令和6年度においては、公益法人制度改革に伴い、会計研究会において新たな会計基準の策定に向けた検討を実施した。当該検討を踏まえ、令和6年12月に新たな「公益法人会計基準」及び新たな「公益法人会計基準の運用指針」を委員会において決定した。（注1）

（注1）「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」（いずれも令和6年12月内閣府公益認定等委員会）

<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/ixwatme2xt.html>

あわせて、個別の論点に係る結論の背景を明らかにするため、「公益法人会計基準の検討経過」（令和6年12月18日内閣府公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会）を公表している。

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/ga4zli72ks.pdf>

また、会計研究会においては、新しい公益信託における会計の在り方についても検討を行い、その結果を令和7年3月に「公益信託会計の在り方について（検討の方向性）」として取りまとめた。（注2）

（注2）「公益信託会計の在り方について（検討の方向性）」（令和7年3月28日内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会）

<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/documents/nfvxyceeq7.pdf>

- ＜付属資料9＞ 公益法人の会計に関する諸課題の検討について
- ＜付属資料10＞ 令和6年度会計研究会の開催について
- ＜付属資料11＞ 新しい公益法人会計基準について

#### ウ. 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

委員会は、令和8年4月からの新しい公益信託制度の開始に向けて、政令や内閣府令等の考え方その他新制度の詳細について、旧制度下の公益信託の新制度への移行その他新制度施行に当たって特に影響のある事項を中心に有識者を含めた議論を行うため、令和7年1月に「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」（以下「施行準備研究会」という。）を立ち上げた。

施行準備研究会においては、令和7年1月から3月にかけて、新制度に係る政令や内閣府令等、公益信託における会計の在り方について議論がなされた。

- ＜付属資料12＞ 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置について

＜付属資料 13＞ 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会構成員名簿（令和 7 年 3 月時点）

### 3. 公益認定等委員会と都道府県間の連携

認定法の規定に基づき、都道府県においても、合議制の機関が設置されており、公益認定等に係る都道府県知事からの諮問に応じて審議し、答申を行うとともに、公益法人等に対する監督を実施している。

公益認定に当たっては、詳細な法定基準の下で、全行政庁が公益認定等ガイドラインを審査基準としているが、個々の事案の判断については、各合議制の機関の判断が尊重されることとなる。

他方で、制度の運用に当たっては、国と都道府県の間及び各都道府県の間で重大な方針の食い違いや不均衡が生じることのないよう、行政庁間の情報交流を図る必要がある。また、民間の創意を活かした多数の法人を世に送り出すためには、公益認定等委員会と都道府県の合議制機関とが認識を共有し、連携することが重要である。

このため、合議制機関の役割や、審査の在り方について理解を深め、委員相互の意思疎通を図るべく、各地域で開催されるブロック会議において、公益認定等委員会の委員と都道府県の合議制機関の委員による意見交換会を実施している。

＜付属資料 14＞ 各行政庁公益法人行政主管部局一覧

＜付属資料 15＞ 都道府県の合議制機関の委員名簿

#### 【令和 6 年度の開催実績】

公益認定等委員会と都道府県の合議制機関の連携と同様に、内閣府及び 47 都道府県の行政庁間においても連携を図る必要がある。このため、関連する内閣府令、同ガイドライン、FAQ の改正時などは内閣府より都道府県の行政庁に対して、事前に情報共有を緊密に行っているほか、公益認定等委員会の委員と都道府県の合議制機関の委員による意見交換会に併せて、都道府県の行政庁の事務職員をメンバーとするブロック会議に内閣府職員が参加することなどにより、日常的に情報共有を進めている。

また、令和 6 年度のブロック会議では、上記のほか内閣府より公益法人等制度改革に関する説明を行った。



ブロック会議の模様（令和 6 年度）

## 第2章 委員会の事務処理状況

---

公益法人制度においては、行政庁が、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき、法人の公益性を認定することとされている。一般法人の公益認定、特例民法法人の移行認定・移行認可、公益法人の変更認定、一般法人の公益目的支出計画の変更認可、合併による地位の承継の認可等の申請に対し行政庁が処分をしようとする場合には、原則として、合議制の機関（行政庁が内閣総理大臣の場合は、公益認定等委員会）に諮問しなければならないとされている。

委員会においては、①各法人の活動実態を踏まえつつ、それぞれの創意工夫や自主性を尊重する姿勢で取り組み、②法令の規定の遵守を前提としつつも、常に改革の本旨に立ち返り、柔軟性をもって判断することとし、③審議を「甘く」することはしないが、「暖かく」審議に臨むという姿勢で、審議を行うことを基本としている。

### 1. 公益法人に係る審査

#### （1）公益認定の申請

公益目的事業を行う一般法人が公益認定を求める場合は、行政庁に申請し、行政庁の認定（以下「公益認定」という。）を受けることができる（認定法§4、§7）。

行政庁は、これらの処分を行う場合には、認定法等の定める欠格事由に該当する場合等を除き、公益認定等委員会又は都道府県の合議制の機関（以下「委員会等」という。）に諮問しなければならない（整備法§133Ⅱ、認定法§43Ⅰ①）。これらの行政処分は行政庁の名前で行われるが、処分の前提となる基準適合性についての判断は、各行政庁に置かれた委員会等に実質的に委ねられており、委員会等の答申を踏まえ、これを尊重して行政庁が処分を行う仕組みが採られている。

## 〔国・都道府県別事務処理区別件数〕

**表2-2-1 申請件数**

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	46	62	51	52	46	58
都道府県	48	35	49	39	30	41
合計	94	97	100	91	76	99

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

以下、表2-2-2～表2-2-13、表2-2-15～表2-2-29まで、図2-2-1について同じ。

**表2-2-2 質問件数**

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	36	38	44	40	31	59
都道府県	38	39	35	35	28	32
合計	74	77	79	75	59	91

**表2-2-3 答申件数**

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	35	39	47	41	35	63
都道府県	41	40	37	34	29	35
合計	76	79	84	75	64	98

**表2-2-4 認定処分件数**

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	36	39	42	41	31	51
都道府県	50	38	35	43	32	32
合計	86	77	77	84	63	83

**表2-2-5 不認定処分件数**

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	1	1	1	0	0	0
都道府県	0	3	0	0	0	0
合計	1	4	1	0	0	0

## ○取下げ等件数

申請に対する処分を受ける前であれば、申請を取り下げることはいつでも可能である（注）ため、取下げの時点は様々である。

このほか、申請が形式上の要件を具備しない場合、行政手続法第7条に基づき行政庁は申請を拒否しなければならない。

（注）移行認定を申請した特例民法法人が移行期間満了後に移行認定の申請を取り下げた場合には、移行期間満了後の特例で移行認可を併行申請している場合を除き、移行期間満了の日に遡って解散したものとみなされる（整備法§46I、§116）。移行認可の申請を拒否された場合も、同様である。

**表2-2-6 取下げ件数**

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	25	18	32	26	23	24
都道府県	4	11	19	8	6	8
合計	29	29	51	34	29	32

**表2-2-7 拒否処分件数**

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

## （2）変更認定申請及び変更の届出

公益法人は、①公益目的事業の種類又は内容の変更（申請書の記載の変更を伴う場合に限る。）、②収益事業等の内容の変更（申請書の記載の変更を伴う場合に限る。）、③公益目的事業を行う区域又は事務所の所在場所の変更（行政庁の変更を伴う場合に限る。）を行おうとするときは、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない（認定法§11、認定法施行規則§7）。

また、変更認定が必要ない場合であっても、公益法人は、①法人の名称又は代表者の氏名等の変更、②公益目的事業の種類・内容若しくは収益事業等の内容の変更（申請書の記載の変更がない場合）又は（公益目的事業を行う区域若しくは事務所の所在場所の変更（行政庁の変更を伴わない

場合)、③定款の変更(変更認定を要するものを除く。)等があったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない(認定法§13Ⅰ)。

(注) 令和6年の法改正により、従来、変更認定を要することとされていた事項の一部(収益事業等の内容の変更等)について、変更届出事項に改められ、令和7年4月1日から施行されることとなった。

**表2-2-8 変更認定申請・変更届出件数**

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	変更認定	112	113	107	103	99	61
	変更届	3,034	2,879	3,020	3,021	3,060	3,102
都道府県	変更認定	226	244	235	210	198	160
	変更届	8,812	8,778	9,384	8,713	9,068	8,726
合計	変更認定	338	357	342	313	297	221
	変更届	11,846	11,657	12,404	11,734	12,128	11,828

**表2-2-9 変更認定処分件数**

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	115	93	105	88	92	88
都道府県	223	245	208	214	176	157
合計	338	338	313	302	268	245

### (3) 合併の届出等

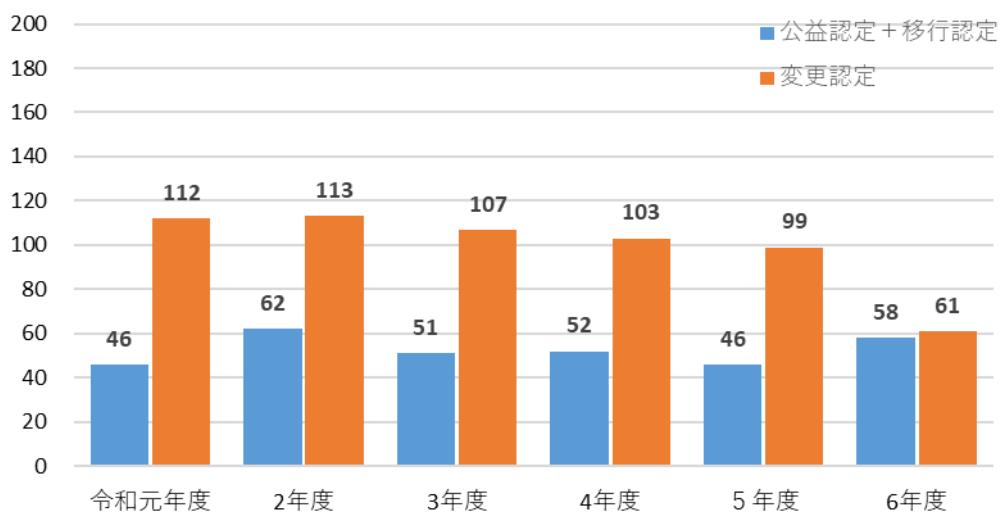
公益法人は、合併をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出る必要がある(認定法§24Ⅰ)。また、公益法人が新設合併契約を締結した場合において、行政庁の認可を得て、当該新設合併により設立する法人に公益法人の地位を承継させることができる(認定法§25Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)。

行政庁は、合併の届出があった場合には、届出に係る書類の写しを委員会等に送付しなければならない(認定法§45Ⅰ)。また、消滅公益法人の地位承継の認可申請に対する処分を行う場合には、委員会等に諮問しなければならない。

表2－2－10 合併の届出・地位承継の認可申請件数

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	届出	0	2	1	5	1	0
	認可申請	0	0	0	0	0	0
都道府県	届出	8	10	10	3	7	6
	認可申請	0	1	0	0	0	1
合計	届出	8	12	11	8	8	6
	認可申請	0	1	0	0	0	1

図2－2－1 公益認定・移行認定申請件数と変更認定申請件数の推移（内閣府）



#### （4）審査期間

内閣府では、令和7年4月1日以降に内閣府に申請された、公益認定及び変更認定について、申請から処分までの期間（補正に要した期間を除く等の調整を行った期間）を集計し、令和7年度から公表することとしている。参考として、令和6年度の審査期間は次図のとおりである（補正期間の調整等を行っていない、申請から処分までの期間）。）。

図2-2-2 申請から処分までの期間（公益認定）（令和6年度）

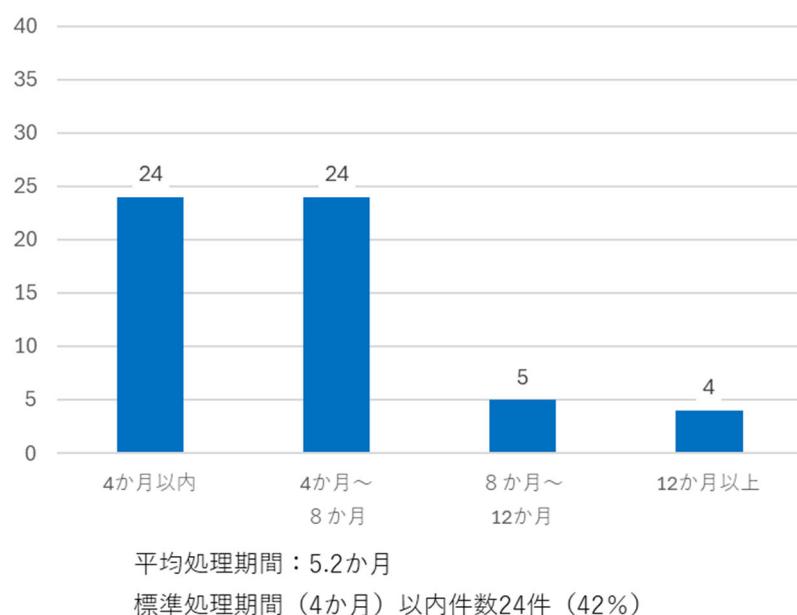
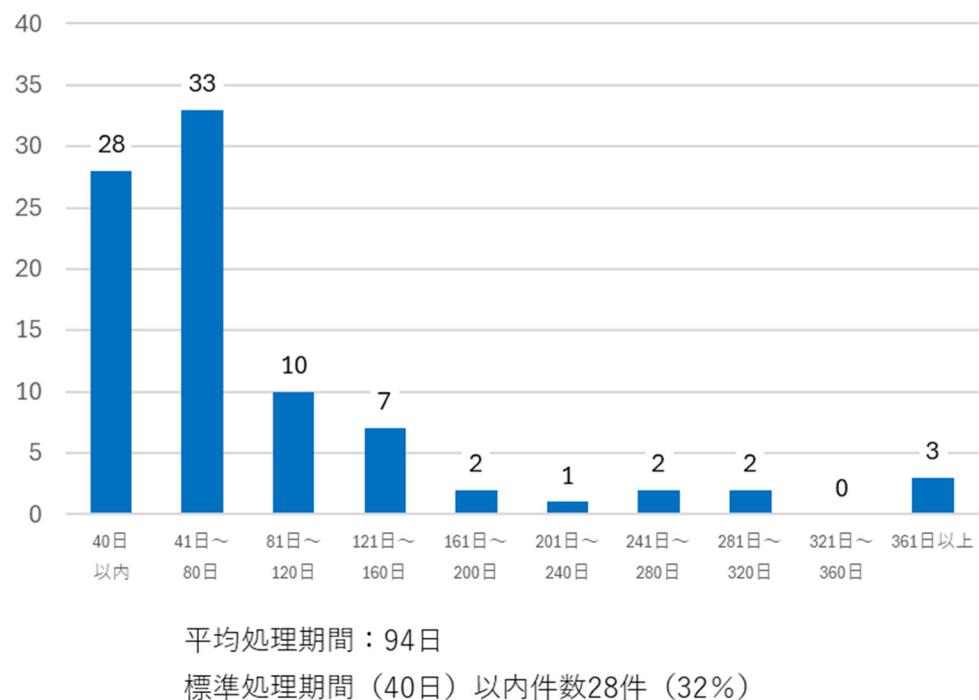


図2-2-3 申請から処分までの期間（変更認定）（令和6年度）



## 2. 公益法人の監督

認定法は、公益法人に対して、民間による公益を担う主体として自己規律及び適正な事業実施を期待し、また前提としている。このために、公益法人においては、理事、監事等の公益法人の各機関が法の規定にのっとり期待される役割を適切に果たすことにより、自らを規律していくことが運営の基本原則である。

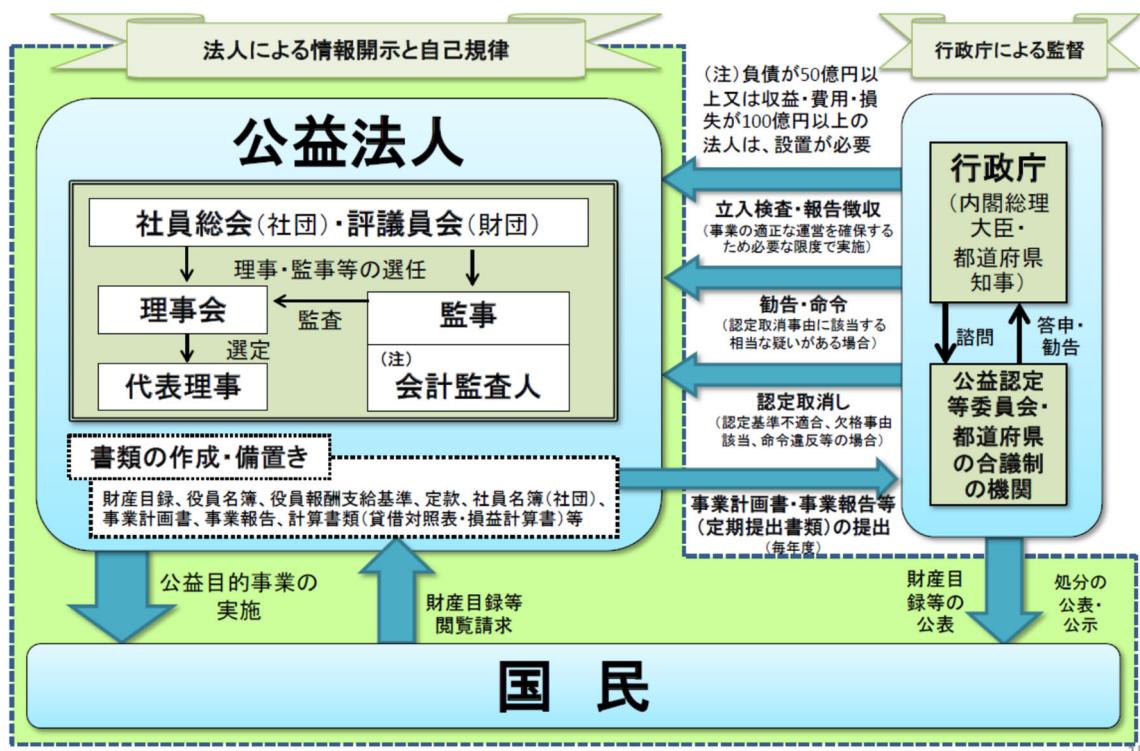
行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保する観点から、認定法の規定に基づく報告徴収・立入検査、勧告・命令等の監督を行うこととされている。

平成 20 年 12 月に施行された公益法人制度改革により①監督について主務官庁による裁量的なものから法令で明確に定められた要件に基づくものに改められたこと、②法律により法人のガバナンス（内部統治）及び情報開示について詳細に定められたことを踏まえ、また、③不適切な事案は制度に対する信頼を揺るがしかねないこと、④法人の実態を十分に把握しなければ効果的な監督を行うことができないことを考慮し、次のような考え方で公益法人の監督に臨むことを基本とするとしている。

- ア 法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
- イ 法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため公益法人が新制度に適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
- ウ 制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある公益法人に対し迅速かつ厳正に対処する。
- エ 公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める。

また、移行法人については、公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内において、整備法の規定に基づく報告徴収・立入検査、勧告・命令等の監督を行うこととされている。移行法人についても、公益の目的のために支出を行う限りにおいて共通の規律が必要と考えられることから、原則として公益法人の監督に準じた考え方で監督を行うこととしている。

## 公益法人のガバナンス・情報開示と監督の概要



### (1) 定期提出書類等の審査

#### ア. 制度の概要

公益法人の監督を行う法律上の権限は、基本的に行政庁にあるが、実質的な監督は委員会等が行う仕組みとなっている。公益法人が定期的に行政庁に対して提出することとされている事業計画書や事業報告など（認定法 § 22）については、その写しを委員会等に送付しなければならないとされている（認定法 § 45 I、§ 53 II）。このほか、変更の届出、合併に係る届出についても、その写しを委員会等に送付しなければならないとされている（P 61 参照）。

委員会等は、送付された書類等の審査を行い、必要に応じて立入検査や報告徴収を行うとともに、必要があると認めるときは、行政庁に対して、勧告、命令等を行うよう勧告することができるとされている（認定法 § 46 I、§ 54）。

## イ. 事務処理状況

公益法人による事業計画書等及び事業報告等の提出件数は、公益法人の増加により年々件数が増えている。

**表2-2-11 事業計画・事業報告の提出件数**

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	事業計画	2,472	2,520	2,613	2,620	2,662	2,733
	事業報告	2,498	2,520	2,568	2,593	2,639	2,670
都道府県	事業計画	6,956	7,075	7,034	7,154	7,207	7,231
	事業報告	7,052	7,051	7,048	7,031	7,056	7,100
合計	事業計画	9,428	9,595	9,647	9,774	9,869	9,964
	事業報告	9,550	9,571	9,616	9,624	9,695	9,770

## (2) 立入検査

### ア. 制度の概要

委員会等（国において、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものについては、内閣総理大臣（注））は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、当該法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる（認定法§27I、§59I・II）。

（注）国の場合、立入検査及び報告徴収の権限は内閣総理大臣にあるが（認定法§27I）、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものを除き、委員会にその権限を委任するとされている（§59I）。都道府県の場合、立入検査及び報告徴収の権限は、行政庁ではなく、合議制の機関にある（§59II）。

### イ. 立入検査の考え方

監督の具体的措置のうち、立入検査は、公益法人の実態把握のための重要な手段の一つである。「監督の基本的考え方」を踏まえ、公益法人に対しては認定法に基づき、適正かつ効果的な監督を効率的に行うことができるよう、内閣府は、平成21年12月に「立入検査の考え方」を公表（平成26年5月に一部改訂）し、立入検査についての原則的な考え方を以下のとおり示している。

- a 公益法人の立入検査は、認定法第27条第1項で示された、「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」、すなわち法令で明確に定められた公益法人として遵守すべき事項に関する公益法人の事業の運営実態を確認するという観点から行う。
- b 全ての法人に対する立入検査を、概ね3年を目途に一巡するスケジュールで実施することとする。  
立入検査を適切なものとするために、年度当初までに立入検査に関する計画を毎年作成する。公益法人の事業の運営状況に応じて立入検査の頻度を増やすなど、重点的かつ機動的な計画とする。  
立入検査の対象となる公益法人へは、立入検査実施予定日の概ね1か月前に立入検査の実施日時、場所等を通知する。
- c 立入検査の中で、法人関係者から要請があった場合又は必要があると判断する場合には、新公益法人制度に関する理解を深め、適切な法人運営の実施を支援する観点から、制度の詳細について説明等を行う。
- d 公益認定審査等の際の監督担当者への申送り事項等、定期提出書類、変更の届出、報告徴収で得られた情報、外部から提供された情報等を活用し、公益目的事業の実態等立入検査を行わなければ確認が困難な事項を中心に、重点的に検査を実施する。現場における検査の状況等から検査対象事項を広げる必要があれば、臨機応変に対応する。  
法人運営全般については、理事及び監事等法人運営に責任を持つ者から説明を求める。
- e 公益認定の基準又は欠格事由等に関連する公益法人の問題点が発覚した場合には、問題点の重大さを勘案して、適時適切に立入検査を実施する。

#### ウ. 公益認定等委員会及び内閣府の事務処理状況

委員会及び内閣府は、公益法人に対して令和6年度に356件の立入検査を実施している。

**表2－2－12 公益法人に対する立入検査の実施件数**

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	617	322	356	591	395	356
都道府県	2,121	1,795	1,676	2,066	2,057	1,883
合計	2,738	2,117	2,032	2,657	2,452	2,239

内閣府においては、全ての法人に対する立入検査を、概ね3年を目途に一巡するスケジュールで実施することとしている。なお、令和元年度、2年度及び3年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、内閣府は実施予定だった立入検査の一部を次年度に繰り越している。

なお、新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議の最終報告（令和5年6月2日）を踏まえ、内閣府においては、立入検査の考え方、手法・体制を見直す方向で検討している。その一環として、公益法人が遵守すべき事項についての注意喚起及び制度理解の醸成に努めることを目的として、従来の立入検査の手続及び検査事項等を簡素化した上で、法人の自己点検、対話に重点を置いた検査手法（点検調査）を、令和6年1月～3月に試行的に実施した上で、令和6年度から本格導入している。

### （3）報告徴収

#### ア. 制度の概要

委員会等（国において、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものについては、内閣総理大臣（P67の（注）参照））は公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、当該法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求めることができる（認定法§27I、§59IⅡ）。

#### イ. 公益認定等委員会の事務処理状況

委員会は、公益法人に対して、令和6年度に5件の報告徴収を行っている。

**表2-2-13 公益法人に対する報告徴収件数**

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	8	15	14	4	5	5
都道府県	66	71	56	63	66	68
合計	74	86	70	67	71	73

また、令和6年度は、公益法人に対して次表のとおり報告を求めている。

**表2-2-14 令和6年度 報告徴収の内訳（内閣府）**

No	法人種別	報告要求書発出日	主な内容	報告要求書提出日
1	公財	令和6年4月18日	(1)法人が実施する公益目的事業について、(2)団体等への助成金等の給付について、(3)法人の事務所及び職員について、(4)弁護士報酬及び供託金についてなど	令和6年5月20日
2	公財	令和6年4月26日	(1)公益目的事業を行うのに必要な技術的能力について、(2)公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎について、(3)特別の利益の供与について	令和6年6月28日
3	公財	令和6年9月26日	(1)経理処理、財産管理の適正性について、(2)弁護士費用及び供託金について、(3)監事の認識についてなど	令和6年10月29日
4	公社	令和6年10月11日	(1)公益法人としての管理・運営能力について、(2)理事会の運営及び役員の認識について、(3)再発防止策について	令和6年11月11日
5	公財	令和6年12月23日	(1)直近の役員変更が行われた日以降、他の同一団体の役員である監事の合計数が、監事の総数の3分の1を超える可能性、(2)定款に定める「特殊な関係がある者」が評議員等に複数いる可能性	令和7年2月7日

## (4) 勧告・命令の勧告・公益認定の取消しの勧告等

### ア. 制度の概要

委員会等は、報告収集、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、認定法第28条等に基づく勧告、命令、公益認定の取消しその他の措置をとることについて、行政庁に勧告をすることができる（認定法§46I、§54）。また、行政庁は、委員会等の勧告に基づく場合等以外に、第28条等に基づく勧告、命令、公益認定の取消しの処分をしようとする場合には、委員会等に諮詢しなければならない（認定法§43I、§51）。

### イ. 公益認定等委員会における事務処理状況

#### (ア) 勧告

令和6年度において、委員会は、認定法第46条第1項に基づき、令和6年12月25日に公益社団法人日本PTA全国協議会に関する勧告を内閣府（内閣総理大臣）に対して行った。

表2-2-15 令和6年度勧告一覧（内閣府）

No	日付	法人の名称	勧告の概要	資料リンク先
1	令和6年12月25日	公益社団法人日本PTA全国協議会	法人法の規定を遵守した法人運営を確立し、認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力」を回復するため、以下の措置を講ずること。 (1)令和4年度の当該法人所有の建物外装改修工事に係る元役員の背任容疑事案により毀損した財産を回復するとともに、再発防止策を図ること。 (2)コンプライアンスを確保しつつ、公益目的事業を適正に実施する上で前提となる安定的かつ継続的な法人運営を確立すること。 (3)上記(1)及び(2)について、具体的かつ実効性のある計画を策定し、同計画に基づく進捗状況及び対応状況について報告すること。	<a href="https://www.koeki-info.go.jp/activities/documents/3vi7m43650.pdf">https://www.koeki-info.go.jp/activities/documents/3vi7m43650.pdf</a>

表2-2-16 勧告件数

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	2	0	2	0	0	1
都道府県	0	0	0	0	3	3
合計	2	0	2	0	3	4

（注）上表の勧告を受け、行政庁では公益法人に対して勧告を行っている。

#### (イ) 命令の勧告

令和6年度において、認定法第46条第1項に基づき内閣府（内閣総理大臣）に対して行った命令の勧告の実績はなかった。

**表2-2-17 命令の勧告件数**

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

#### (ウ) 命令に係る諮問・答申

令和6年度において、内閣府（内閣総理大臣）から、認定法第43条第1項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることとした旨の諮問を受けて、勧告に係る措置を講じることを命ずることが相当である旨を答申した実績はなかった。

#### (エ) 公益認定の取消しの勧告

令和6年度において、認定法第46条第1項に基づき内閣府（内閣総理大臣）に対して行った公益認定の取消しの勧告の実績はなかった。

**表2-2-18 公益認定の取消しの勧告件数**

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

（注）この表においては、各年4月1日から翌年3月31日の勧告による取消件数を集計しているが、第1部P6「表1-2-5 年度別の公益認定の取消し件数」においては、各年12月1日から翌年11月30日までの取消し件数を集計しているため数値が異なる。

「公益法人及び移行法人に対する監督の制度」

	公益法人	移行法人 (公益目的支出計画を実施中の一般法人)
適用法	法人法+認定法	法人法+整備法
監督の範囲	公益法人の事業の適正な運営の確保 (認定法 § 27)	公益目的支出計画の履行の確保 (整備法 § 123)
定期提出書類の種類	事業計画書等 (認定法 § 22) (事業年度開始日の前日まで) 事業報告等 (認定法 § 22) (事業年度経過後 3 か月以内)	公益目的支出計画実施報告書等 (整備法 § 127) (事業年度経過後 3 か月以内)
立入検査・報告徴収の要件	公益法人の事業の適正な運営の確保に必要な限度 (認定法 § 27)	以下のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとき (整備法 § 128) ・正当な理由なく、公益目的支出計画に定める支出をしない ・各事業年度の支出が公益目的支出計画より著しく少ない ・法人の純資産額が著しく少ないので公益目的支出計画の変更認可を受けず、その実施に支障が生ずるおそれがある。
勧告及び命令の要件	認定取消し事由に該当すると疑う相当の理由があるとき (認定法 § 28)	上記のいずれかに該当すると認めるとき (整備法 § 129)
認定／認可取消しの要件等	欠格事由該当、行政庁の命令違反、認定基準不適合、認定法等の法令違反など (認定法 § 29) 〔※認定取消し → 一般法人となる ～公益目的取得財産残額を他の公益法人等に贈与〕	偽りその他不正な手段により移行認可を受けたとき (整備法 § 131) 〔※認可取消し → みなし解散〕

### 3. 移行法人に係る審査

特例民法法人が現行制度の一般法人への移行を希望する場合には、移行期間中に行庁に申請し、行庁から認可（以下「移行認可」という。）を受ける必要がある（整備法§45、§115、§120）。このとき、法人の移行時の純資産額を基礎に計算した公益目的財産額を、移行後公益の目的のために支出することにより零とするための公益目的支出計画（注）を作成する必要がある（整備法§119）。

この場合において、処分の客觀性・透明性を確保する観点から、行庁が認可申請に対する処分をしようとする場合には、委員会等に諮問しなければならない（整備法§133III）とされている。

#### （注）公益目的支出計画の趣旨

特例民法法人が保有する財産は、公益目的に使われることを前提に、寄附や税制優遇を受け、形成されてきたものである。このため、特例民法法人の時代から、解散時の残余財産を類似の公益目的のために寄附することを定款等で定めることが指導監督で求められてきた。現行の公益法人制度において、特例民法法人から一般法人に移行した法人のうち純資産を有するものに公益目的支出計画の作成を義務付けたのは、一般法人への移行により、事業内容や残余財産の帰属が法人自治に委ねられ、特例民法法人の保有する公益的性格を有する財産が、制限なく公益目的以外に費消されることは適当でないと考えられたためである。

#### （1）移行認可の申請

移行認可の申請に係る事務処理については、令和6年度は、継続審査中となっていた2件（1県）について、諮問及び答申、うち1件（注）について、不認可処分の手続が行われた。

（注）うち1件については、令和7年4月1日に認可処分の手続が行われている。

## (2) 変更認可等

移行法人（移行認可を受けて移行の登記をした一般法人であって、公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けていないものをいう。以下同じ。）は、公益目的支出計画を変更（軽微なものを除く。）する場合は、あらかじめ、行政庁の認可を受ける必要がある（整備法§125Ⅰ）。行政庁は、変更認可に対する処分を行う場合には、委員会等に諮問しなければならない（整備法§133Ⅲ）。また、変更認可が必要ない場合であっても、移行法人は、一定の事項（例えば、法人の代表者の氏名等）に変更があった場合は、行政庁に届け出る（変更届出）必要がある（整備法§125Ⅲ）。行政庁は、変更届出があった場合には、届出に係る書類の写しを委員会等に送付しなければならない（整備法§135Ⅰ）。

なお、公益目的支出計画に基づく支出が完了したことについて、行政庁の確認を受けた移行法人は、公益目的支出計画に基づく支出の義務が解除され、当該法人に対する行政庁の監督も終了することになる。

内閣府及び都道府県の変更認可の申請及び変更届出の件数は、表のとおりである。

**表2－2－19 変更認可申請・変更届出件数**

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	変更認可	22	22	41	21	22	19
	変更届出	244	225	235	230	213	196
都道府県	変更認可	141	173	145	158	133	114
	変更届出	1,096	1,161	1,060	944	948	990
合計	変更認可	163	195	186	179	155	133
	変更届出	1,340	1,386	1,295	1,174	1,161	1,186

## 4. 移行法人の監督

### (1) 定期提出書類等の審査

#### ア. 制度の概要

移行法人に対しては、移行認可を行った行政庁が監督を行うが、その範囲は法律で「公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内」とされている。また、監督を行う法律上の権限は、基本的に行政庁にあるが、実質的な監督は委員会等が行う仕組みとなっており、行政庁に提出された書類等の写しは委員会等に送付しなければならないとされている（整備法 § 135 I、§ 140）。

委員会等は、送付された書類等の審査を行い、法律で定められた要件に従い、必要に応じて立入検査や報告徴収を行うとともに、行政庁に対して、勧告、命令等を行うよう勧告することができるとされている（整備法 § 136 I、§ 141）。

#### イ. 事務処理状況

移行法人による公益目的支出計画実施報告の提出件数は、公益目的支出計画の実施が完了したことに伴う移行法人の減少により件数が減っている。

**表2－2－20 公益目的支出計画実施報告の提出件数**

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	1,341	1,250	1,167	1,099	1,055	984
都道府県	6,446	6,075	5,673	5,373	5,096	4,860
合計	7,787	7,325	6,840	6,472	6,151	5,844

### (2) 立入検査

#### ア. 制度の概要

委員会等は、移行法人について、公益目的支出計画の適正な履行が行われていない場合（次の a から c のいずれかに該当する場合をいう。以下同

じ。)に該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、公益目的支出計画の適正な履行を図る観点から必要な限度において、当該移行法人の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる(整備法§128I、§143I・II)。

- a 正当な理由がなく、公益目的支出計画に定める支出をしないこと。
- b 各事業年度の公益目的のための支出が、公益目的支出計画に定めた支出に比して著しく少ないこと。
- c 公益目的財産残額に比して当該移行法人の貸借対照表上の純資産額が著しく少ないと認められ、公益目的支出計画の変更の認可を受けず、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

(注) 内閣府の場合、立入検査及び報告徴収の権限は内閣総理大臣にあるが(整備法§128I)、その権限は委員会に委任するとされている(§143I)。都道府県の場合、立入検査及び報告徴収の権限は、行政庁ではなく、合議制の機関にある(§143II)。

#### イ. 立入検査の考え方

移行法人の立入検査は、公益法人同様「監督の基本的考え方」を踏まえ、整備法に基づき、適正かつ効果的な監督を効率的に行うことができるよう、内閣府は、立入検査についての原則的な考え方を以下のとおり示している。

移行法人の立入検査については、整備法第128条第1項の規定に基づき、移行法人が、「正当な理由がなく、公益目的支出計画に定める支出をしないこと」など先に述べた3つの要件のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、特例民法法人から一般法人への移行に係る整備法の規定の施行に必要な限度において立入検査を実施することとなる。

すなわち、立入検査を行う前提条件として、公益目的支出計画の履行を確保できないと疑うに足りる相当な理由があることが必要であり、移行法人に対する立入検査は事前に計画して行うものではなく、このような事態の発生に対応して実施する。

#### ウ. 公益認定等委員会の事務処理状況

委員会では、令和6年度において移行法人に対する立入検査の実績はなかった。

**表2-2-21 移行法人に対する立入検査の実施件数**

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県	2	0	0	0	0	1
合計	2	0	0	0	0	1

#### (3) 報告徴収

##### ア. 制度の概要

委員会等は、移行法人について公益目的支出計画の適正な履行が行われていない場合に該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、公益目的支出計画の適正な履行を図る観点から必要な限度において、当該移行法人に対し、その業務又は財産の状況に関し報告を求めることができる（整備法§128Ⅰ、§143ⅠⅡ）。報告徴収の実施の具体的な要件は、立入検査と同じである。

#### イ. 公益認定等委員会の事務処理状況

委員会では、令和6年度において移行法人に対する報告徴収の実績はなかった。

**表2-2-22 移行法人に対する報告徴収の実施件数**

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県	4	7	3	1	5	4
合計	4	7	3	1	5	4

## （4）勧告・命令の勧告・認可の取消しの勧告

### ア. 制度の概要

認可をした行政庁は、移行法人が公益目的支出計画の適正な履行が行われていない場合に該当すると認めるときは、当該移行法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる（整備法§129Ⅰ）。

また、認可をした行政庁は、勧告を受けた移行法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該移行法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（整備法§129Ⅱ）。

さらに、認可をした行政庁は、認可申請法人が偽りその他不正の手段により当該認可を受けたときは、その認可を取り消さなければならない（整備法§131Ⅰ）。

委員会等は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、整備法第129条等に基づく勧告、命令の勧告、認可の取消しその他の措置をとることについて、認可をした行政庁に勧告をすることができる（整備法§136Ⅰ、§141）。また、認可をした行政庁は、委員会等の勧告に基づく場合等以外に、整備法第129条等に基づく命令の勧告、認可の取消しの処分をしようとする場合には、委員会等に諮問しなければならない（整備法§133Ⅲ、§138Ⅱ）。

### イ. 公益認定等委員会における事務処理状況

委員会では、これまで移行法人に対する勧告、命令の勧告及び認可の取消しの勧告の実績はない。

## 5. 特例民法法人

特例民法法人は、新制度に移行するため、移行期間の5年間に、新公益法人への移行(移行認定)又は一般法人への移行(移行認可)のいずれかを選択し、行政庁に申請することとされた。移行期間内に移行申請(移行認定又は移行認可の申請)を行わなかった場合には、法律により移行期間満了の日に解散したとみなされる。

### (1) 移行の状況

**表2-2-23 制度施行時と令和7年4月1日時点の行政庁等の区分別移行状況**

制度施行時 (平成20年12月1日現在)				前回 (令和6年 4月1日現在)	令和7年4月1日現在					
法人数					合計	合計	公益法人	移行認定 申請中	一般法人	移行認可 申請中
国 (各府省)	社団	3,614	内閣府	社団	2,023	2,023	698	0	1,325	0
	財団	3,011		財団	2,448	2,448	1,459	0	989	0
	計	6,625		計	4,471	4,471	2,157	0	2,314	0
都道府県	社団	8,891	都道府県	社団	9,195	9,194	3,247	0	5,947	0
	財団	8,927		財団	6,999	6,999	3,594	0	3,405	0
	計	17,818		計	16,194	16,193	6,841	0	9,352	0
合計	社団	12,420	合計	社団	11,218	11,217	3,945	0	7,272	0
	財団	11,897		財団	9,447	9,447	5,053	0	4,394	0
	計	24,317		計	20,665	20,664	8,998	0	11,666	0

- (注) 1 旧制度計 24,317 法人と新制度計 20,664 法人の差は、みなし解散により新制度への移行を申請しなかった法人等である。
- 2 国と都道府県の共管法人が存在するため、制度施行時の内訳の計と合計欄は一致しない。
- 3 新制度に移行した法人の移行期間中におけるその後の変動として、以下がある。
- 1) 新制度の公益法人に移行後、合併・解散による減少
  - 2) 一般法人に移行後に、新たに公益認定を受けた又は解散による減少

## （2）移行申請中の特例民法法人

移行期間満了後は、移行認定に加えて移行認可を併行して申請することができる（整備法 § 116 I）ため、移行期間満了後は、移行申請の申請件数と申請中の法人数とが一致しない。

なお、令和7年4月1日現在で、移行申請中の件数は、0件となった。

表2－2－24 移行申請審査中の件数（社団・財団別）

	法人数計			移行認定			移行認可		
	計	社団	財団	計	社団	財団	計	社団	財団
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年合計	2	1	1	1	1	0	1	0	1

（注）令和7年4月1日現在

# 付属資料編目次

付属資料 1	公益法人制度及び公益認定等委員会等の活動等の経緯	8 3
付属資料 2	委員会委員名簿	9 3
付属資料 3	委員会の事務・権限	9 4
付属資料 4	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の概要	9 6
付属資料 5	公益信託に関する法律の概要	9 7
付属資料 6	ガイドラインに関する諸課題の検討について	9 8
付属資料 7	公益認定等ガイドライン研究会構成員名簿	1 0 0
付属資料 8	公益認定等ガイドラインの抜本見直し（主なポイント）	1 0 1
付属資料 9	公益法人の会計に関する諸課題の検討について	1 0 2
付属資料 10	令和 6 年度会計研究会の開催について	1 0 4
付属資料 11	新しい公益法人会計基準について	1 0 7
付属資料 12	新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置について	1 0 8
付属資料 13	新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会構成員名簿	1 1 0
付属資料 14	各行政庁公益法人行政主管部局一覧	1 1 1
付属資料 15	都道府県の合議制機関の委員名簿	1 1 2

## ＜付属資料1＞「公益法人制度及び公益認定等委員会等の活動等の経緯」

(委員会関連事項◆、その他行政庁関連事項等○)

### 委員会設置までの経緯

- ◆ 平成 14 年 3 月 29 日
  - ・ 「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」を閣議決定
  - 公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直し
  - ・ 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」を閣議決定
- ◆ 14 年 11 月  
「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」を設置（平成 15 年 1 月まで計 7 回開催）
- ◆ 15 年 6 月 27 日  
「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を閣議決定
- ◆ 15 年 11 月～
  - ・ 「有識者の協力を得つつ」検討を進めること等とした基本方針を踏まえ、具体的検討を進めていくため、「公益法人制度改革に関する有識者会議」（座長：福原義春（株）資生堂名誉会長）を開催
  - ・ 有識者会議の下に、一般的な非営利法人制度について専門的検討を行うため、法学者を中心とした「非営利法人ワーキング・グループ」を開催

→ 16 年 11 月 19 日 「有識者会議報告書」  
有識者会議 26 回、非営利法人 WG 14 回にわたる議論を踏まえ、基本的枠組みの具体化に資する観点から、現行公益法人制度に代わる新たな仕組みのあり方について提案
- ◆ 16 年 12 月 24 日  
「今後の行政改革の方針」（閣議決定）の中で「公益法人制度改革の基本的枠組み」を具体化
- ◆ 17 年 12 月 24 日  
「行政改革の重要方針」の中で、「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、制度上の枠組みを設計、法案を平成 18 年通常国会に提出することを明記
- ◆ 18 年 3 月 10 日  
「公益法人制度改革関連三法案」の国会への提出
- ◆ 18 年 5 月 26 日  
「公益法人制度改革関連三法案」の成立
- ◆ 18 年 6 月 2 日  
「公益法人制度改革関連三法」の公布
- ◆ 18 年 8 月 15 日  
「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」を閣議決定

- ◆ 18年10月26日  
「新たな公益法人等の会計処理に関する研究会」（内閣官房行政改革推進室。座長：佐竹正幸  
日本公認会計協会常務理事）立上げ（全10回開催。平成19年3月29日検討結果取りまとめ）
- ◆ 19年1月19日  
「新たな公益法人制度への移行準備に関する研究会」（内閣官房行政改革推進室。座長：能見  
善久東京大学大学院教授）立上げ（全3回開催）

#### 第一期委員会の経緯

- ◆ 19年4月1日
  - ・ 内閣府公益認定等委員会設置
  - ・ 第一期公益認定等委員会の委員7名が安倍内閣総理大臣から任命
- ◆ 19年4月2日
  - ・ 第1回公益認定等委員会を開催。委員長に池田守男委員を互選、委員長代理に佐竹正幸委員を指名
  - ・ 政令・府令の制定について内閣総理大臣から諮問
  - ・ 公益認定等委員会運営規則（公益認定等委員会決定第1号）
- ◆ 19年4月13日  
公益認定等委員会「審議の基本方針」を合意・公表
- ◆ 19年6月15日  
第11回公益認定等委員会において「公益認定等に係る政令の制定の立案及び内閣府令の制定について」に答申（19年9月7日政令・内閣府令公布）
- ◆ 19年10月19日  
「公益認定等に係る審議の中立性・公正性の確保について」（公益認定等委員会決定第2号）
- ◆ 20年4月11日  
公益認定等委員会「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」、「公益  
法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」を決定
- 20年4月23日  
内閣府新公益法人行政準備室長が各都道府県あてに府益準第3号を発出。内閣府が公益認定等  
ガイドラインを審査基準とすることを連絡するとともに、これに基づく制度の適正な運用を要請
- ◆ 20年10月10日  
公益認定等委員会が公益認定等ガイドラインを改正するとともに、新たに「移行認定又は移行  
認可の審査に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」を決定
- 20年10月15日  
内閣府新公益法人行政準備室が各都道府県あてに府益準第13号を発出。一部改正後の公益認定  
等ガイドライン及び「移行認定又は移行認可の審査に当たって定款の変更の案を作成するに際し  
特に留意すべき事項について」を内閣府が審査基準とすることを連絡するとともに、引き続きこ  
れらに基づく制度の適正な運用を要請

- ◆○ 20年12月1日
- ・ 新公益法人制度の施行（内閣府公益法人行政担当室が発足）
  - ・ 「新制度施行に当たっての委員長談話」を発出
  - ・ 内閣官房長官の下で開催された行政支出総点検会議が「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」を取りまとめ公表

- ◆○ 21年11月1日
- 公益認定等委員会に諮問・答申を経て、認定法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第64号）を施行。認定基準において特別の利益を与えてはならないこととされている関係者としての子法人及び親法人等に一般財団法人が含まれることを明確化

- 21年12月24日
- 「立入検査の考え方」を公表
- 21年12月25日
- 「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」を閣議決定

#### **第二期委員会の経緯**

- 22年4月1日
- 第二期公益認定等委員会の委員7名が鳩山内閣総理大臣から任命
- ◆ 22年4月2日
- 第93回公益認定等委員会を開催。委員長に池田守男委員を互選、委員長代理に雨宮孝子委員を指名
- ◆○ 22年6月18日
- 行政刷新担当大臣名で「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」を公表
- ◆ 23年3月31日
- 「東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ」を発出
- 23年5月20日
- 公益法人に対し、その法人が自ら行う東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、行政庁の確認を受けたものに限る。）が指定寄附金となる（財務省告示第174号）。
- 23年6月10日
- 公益法人等に対する寄附金（東日本大震災により滅失又は損壊した建物等（収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）の原状回復に要する費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、行政庁の確認を受けたものに限る。））が指定寄附金となる（財務省告示第204号）。
- 23年6月24日
- 公益財団法人ヤマト福祉財団に対する寄附金（東日本大震災により被害を受けた地域における農業若しくは水産業その他これらに関連する産業の基盤の整備又は生活環境の整備により当該地域の復旧及び復興を図る事業に要する費用に充てるために行った寄附金）が指定寄附金となる（財務省告示第209号）。

- 23年6月30日  
現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）の公布・施行により、公益社団・財団法人のうち一定の要件を満たすことについて行政庁の証明を受けた法人に対する個人の寄附金について、税額控除が選択適用できる制度を導入
  - 23年7月12日  
内閣府公益法人行政担当室において、「政府系公益法人の見直しについて」を取りまとめて公表
  - 23年8月1日  
行政庁である内閣府として行政手続法に定める標準処理期間（移行認定・移行認可・新規認定：4か月、変更認定・変更認可：40日）を設定し、公表
  - 24年6月1日  
「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（行政改革実行本部決定）
  - 24年9月28日  
行政改革実行本部において、国等から公益法人に対する個々の支出の点検・見直しについて公表
  - 24年11月6日  
行政改革実行本部において、国等から公益法人に対する支出の全体像について公表
  - 24年11月30日
    - ・ 移行登記希望の沿った処分日の調整について、平成26年4月1日の移行登記希望まで対応することを基本とすることを公表
    - ・ 東日本大震災の影響により、移行期間内に申請に必要な書類を整えることが困難な特例民法法人からの申請について、行政手続法上の「補正」により対応することが適当であることを被災県に通知（府益担第9026号内閣府大臣官房公益法人行政担当室長通知）
- ◆○ 25年1月23日  
公益認定等委員会に諮問・答申を経て、整備法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成25年内閣府令第1号）の施行及び公益認定等ガイドラインの一部改正。指定正味財産から一般正味財産に振り替えることによって生じた「収益」は、公益目的支出の額の計算上は収益計上しないことができる等の措置を規定
- ◆ 25年1月29日  
シンポジウム「新たな公益活動の芽生えと今後の展望～震災後2年を前にして～」を開催
- ◆ 25年2月8日  
委員長メッセージ「所見～スポーツ指導における暴力行為等の問題に関連して～」を発出

### 第三期委員会の経緯

- 25年4月1日  
第三期公益認定等委員会の委員7名が安倍内閣総理大臣から任命
- ◆ 25年4月5日  
第233回公益認定等委員会を開催。委員長に山下徹委員を互選、委員長代理に雨宮孝子委員を指名

- 25年4月12日  
「公益法人制度改革の進捗と成果について」を公表
- 25年5月31日  
消費税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第167号）の閣議決定。公益法人が募集する寄附金のうち、一定の要件を満たしていることについて行政庁の確認を受けた場合は、当該寄附金収入は消費税制上の特定収入に該当しない旨の措置が講じられた（当該措置は、平成26年4月1日以後に募集が開始される寄附金収入から適用）。
- ◆ 25年7月12日  
「公益法人の会計に関する研究会」を設置
- ◆ 25年7月23日  
「公益法人の自己規律について」を公表
- ◆ 25年8月29日  
「『公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換』を踏まえた現状と課題」を公表
- 25年10月31日  
移行期間の満了による特例民法法人の解散に伴う旧主務官庁の対応について各都道府県に通知（府益担第6648号内閣府大臣官房公益法人行政担当室長通知）  
なお、同日、各府省庁及び最高裁判所事務総局にも事務連絡を発出
- ◆○ 25年11月30日  
5年間にわたる新公益法人制度への移行期間が終了
- 25年12月25日  
行政改革推進本部において、平成24年度における公益法人に対する支出状況及び点検・見直し状況について公表
- ◆○ 26年3月3日  
公益認定等委員会の諮問・答申を経て、認定法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第13号）を施行。公益目的事業財産を処分できる「正当な理由」がある場合として、国等（認定法第5条第17号に掲げる法人）からの補助金等に由来する財産の自主返納ができる旨の規定を追加
- ◆ 26年5月23日  
「スポーツ系公益法人のガバナンス確保に向けた意見交換会」を開催
- ◆ 26年7月4日  
「「民による公益増進」のためのラウンドテーブル」を開催
- ◆ 27年3月26日  
「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」を公表
- ◆ 28年2月3日  
「「民による公益の増進」のためのラウンドテーブル」を開催
- ◆ 28年3月24日  
「平成27年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」を公表

## 第四期委員会の経緯

- 28年4月1日  
第四期公益認定等委員会の委員6名が安倍内閣総理大臣から任命
- 28年4月1日  
租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第159号）の施行。税額控除対象法人になるための要件を一部緩和（寄附実績に係るPST要件を当該法人の公益目的事業等の規模に応じて緩和）
- 28年4月1日  
「公益認定のための「定款」について」を公表
- ◆ 28年4月15日  
第347回公益認定等委員会を開催。委員長に山下徹委員を互選、委員長代理に小森幹夫委員を指名
- 28年4月22日  
第四期公益認定等委員会の委員1名が安倍内閣総理大臣から任命
- 28年5月18日  
「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が施行されたことに伴う公益認定法等の義務の免責について」を公表。認定法等に規定する義務について、熊本地震により履行期限が到来するまでに履行されなかつたものは平成28年7月29日まで免責
- 28年8月26日  
平成28年熊本地震により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のために公共・公益法人等が募集する寄附金（その募集に際し、行政庁の確認を受けたものに限る。）が指定寄附金となる（財務省告示第158号）。
- ◆ 28年10月28日  
平成28年度「ラウンドテーブル」を開催
- 29年1月6日  
「公益目的事業に係る変更認定・変更届出ガイド」を公表
- 29年4月1日  
租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第114号）の施行。現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る非課税特例措置適用の承認手続を簡素化
- ◆ 29年6月15日  
「平成28年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」を公表
- ◆ 30年2月20日  
平成29年度「ラウンドテーブル」を開催
- 30年4月1日  
租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ及びロ(2)の規定に基づき、内閣総理大

臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示（平成 30 年 3 月 31 日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省第一号）の施行。みなし譲渡所得税等の非課税承認を受けるための要件を緩和等（承認特例の拡充、特定買換資産の特例の創設等）

◆ 30 年 6 月 15 日

「平成 29 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」を公表

○ 30 年 7 月 20 日

「「平成 30 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が施行されたことに伴う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の義務の免責について」を公表。認定法等に規定する義務について、平成 30 年 7 月豪雨により履行期限が到来するまでに履行されなかつたものは平成 30 年 9 月 28 日まで免責

◆ 31 年 2 月 5 日

平成 30 年度「ラウンドテーブル」を開催

◆ 31 年 3 月 12 日

「平成 30 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討の整理について」を公表

◆○ 31 年 3 月 25 日

公益認定等委員会の諮問・答申を経て、認定法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 31 年内閣府令第 8 号）を施行及び公益認定等ガイドラインの一部改正。公益目的保有財産等から生じる果実のうち相当の期間内に費消することが見込まれるものに限り 6 号財産に含まれることを明確化

◆ 31 年 3 月 27 日

「新公益法人制度 10 年を迎えての振り返り」報告書を公表

**第五期委員会の経緯**

○ 31 年 4 月 1 日

第五期公益認定等委員会の委員 6 名が安倍内閣総理大臣から任命

◆ 31 年 4 月 12 日

第 422 回公益認定等委員会を開催。委員長に佐久間総一郎委員を互選、委員長代理に小森幹夫委員を指名

○ 31 年 4 月 22 日

第五期公益認定等委員会の委員 1 名が安倍内閣総理大臣から任命

○ 令和元年 10 月 31 日

「令和元年台風第 19 号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が施行されたことに伴う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の義務の免責について」を公表。認定法等に規定する義務について、令和元年台風 19 号により履行期限が到来するまでに履行されなかつたものは令和 2 年 1 月 31 日まで免責

- 元年 11 月 22 日  
経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、内閣府特命担当大臣（規制改革）の下、「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」の開催が決定（会議の庶務は、内閣府大臣官房公益法人行政担当室において処理）
- ◆ 2年 3 月 2 日  
令和元年度「ラウンドテーブル」を開催
- 2年 3 月 12 日  
「新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う公益法人の運営に関するお知らせ」を公表（公表後隨時改訂）
- ◆ 2年 4 月～  
新型コロナウィルス感染症対策として、公益認定等委員会を「Webのみの開催」または「Webと対面併用」で開催
- ◆ 2年 5 月 15 日  
公益認定等委員会「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」の一部改正（「継続組織の前提」関係）を決定
- ◆ 2年 5 月 20 日  
「令和元年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果及び整理について」を公表
- 2年 6 月 30 日  
公益法人が自ら行う新型コロナウィルス感染症対策等支援活動に特に必要となる費用に充てるため、その公益法人が募集する寄附金（その募集に際し、行政庁の確認を受けたものに限る。）が指定寄附金となる（令和 2 年 6 月 19 日財務省告示第 152 号）。
- ◆ 2年 7 月 17 日  
「令和 2 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が施行されたことに伴う公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の義務の免責について」を公表。認定法等に規定する義務について、令和 2 年 7 月豪雨により履行期限が到来するまでに履行されなかつたものは令和 2 年 10 月 30 日まで免責
- 2年 7 月 20 日  
「令和元年度公益法人の寄附金収入に関する実態調査」を公表
- 2年 12 月 25 日  
「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」を公表
- ◆ 3年 3 月 24 日  
「令和 2 年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」を公表
- ◆ 4年 3 月 25 日  
「令和 3 年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」を公表

#### 第六期委員会の経緯

- 4年 4 月 1 日  
第六期公益認定等委員会の委員 6 名が岸田内閣総理大臣から任命

◆ 4年4月8日

第508回公益認定等委員会を開催。委員長に佐久間総一郎委員を互選、委員長代理に湯浅信好委員を指名

○ 4年4月22日

第六期公益認定等委員会の委員1名が岸田内閣総理大臣から任命

○ 4年9月29日

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、民間にとっての利便性向上の観点から、公益法人制度の見直しに必要な検討を行うため、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の開催が決定（会議の庶務は、内閣府大臣官房公益法人行政担当室において処理）

◆ 5年2月6日

「令和4年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」を公表

○ 5年6月2日

「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議（最終報告）」を公表

◆○ 5年12月4日

公益認定等委員会の諮問・答申を経て、認定法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第75号）を施行。デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し及び公益目的取得財産残額に準ずる額の適正な算定を行うための改正

○ 5年12月13日

「公益法人等制度改革に関する対話フォーラム～「新しい時代の公益」に向けた創造と連携～」を開催

◆○ 6年1月11日

「「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が施行されたことに伴う公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の義務の免責について」を公表。認定法等に規定する義務について、令和六年能登半島地震により履行期限が到来するまでに履行されなかつたものは令和6年4月30日まで免責

○ 6年5月22日

- ・「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第29号）の公布
- ・「公益信託に関する法律」（令和6年法律第30号）の公布

◆ 6年5月24日

「令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」を公表

○ 6年8月15日

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第68号）の施行。事業報告書提出時における国税に係る納税証明書の添付が不要に。

○ 6年10月30日

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和6年政令第323号）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和6年内閣府令第87号）、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和6年内閣府令第88号）の公布

- 6年12月19日  
「新しい公益法人制度 対話フォーラム」を開催
- ◆ 6年12月20日
  - ・ 新しい「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン）を内閣府公益認定等委員会・内閣府大臣官房房公益法人行政担当室で決定。公益法人認定法令の運用に当たり留意すべき事項（法令等の解釈・運用）及び審査・処分の基準・考え方を示す。
  - ・ 新しい「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」を内閣府公益認定等委員会で決定。今般の公益法人制度改革を受けた必要な見直しを行うとともに「わかりやすい財務情報の開示」の実現を図る。

＜付属資料2＞

「委員会委員名簿」

(五十音順、敬称略)

(第六期) 令和4年4月1日から令和7年3月31日

※	いくの 生野	こうじ 考司	元　さいたま家庭裁判所所長
	いまいすみ 今泉	くにこ 邦子	南山大学大学院法務研究科教授
	かたおか 片岡	まき 麻紀	公認会計士
※	くろだ 黒田	かをり	元　(一財) CSO ネットワーク事務局長・理事
◎	さくま 佐久間	そういちろう 総一郎	日鉄ソリューションズ(株) 顧問
	さとう 佐藤	あきひろ 彰紘	弁護士
			真和総合法律事務所パートナー
○※	ゆあさ 湯浅	のぶよし 信好	公認会計士

◎：委員長　○：委員長代理

※：常勤委員

(注) 肩書は、令和7年3月31日時点

生野委員の任期は令和4年4月22日から令和7年4月21日

## ＜付属資料3＞

## 「委員会の事務・権限」

### ◆認定法に基づくもの

#### 1. 委員会への諮問事項

内閣総理大臣は、次の場合に委員会に諮問しなければならない（認定法§43）。

- (1) 公益認定の申請（§7Ⅰ）、変更の認定の申請（§11Ⅰ）又は合併による地位の承継の認可の申請（§25Ⅰ）に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が欠格事由に該当するものである場合、行政手続法の規定に基づき拒否する場合等を除く。）
- (2) 公益法人が任意的取消事由に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合に、必要な措置をとるべき旨の勧告（§28Ⅰ）、勧告に係る措置をとるべきことの命令（§28Ⅲ）又は公益認定の取消し（§29Ⅰ・Ⅱ）をしようとする場合（これらの措置を受ける公益法人が欠格事由に該当する場合等を除く。）
- (3) 認定法の規定により委任された公益認定の基準等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合
- (4) 地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるとときに都道府県知事に対して公益認定の取消しその他の措置を行うべき指示（§60）を行おうとする場合
- (5) 申請に対する処分、勧告に係る措置をとるべきことの命令、公益認定の取消しについての行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求に対する裁決（平成28年3月31日までは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てに対する決定）をしようとする場合（審査請求（異議申立て）が不適法であるとして却下する場合等を除く。）

#### 2. 委員会による答申

委員会は、諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表しなければならず、当該答申に基づいてとった措置について内閣総理大臣に報告を求めることができる（§44）。

#### 3. 内閣総理大臣による送付等

- (1) 内閣総理大臣は、変更の届出（§13Ⅰ）、合併等の届出（§24Ⅰ）、解散等の届出（§26）に係る書類の写し及び提出を受けた財産目録等（§22Ⅰ）の写しを委員会に送付しなければならない（§45Ⅰ）。
- (2) 内閣総理大臣は、許認可等行政機関が述べた意見（§31）を委員会に通知しなければならない（§45Ⅱ）。
- (3) 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで申請に対する処分等の措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない（§45Ⅲ）。

#### 4. 監督権限の委任

内閣総理大臣は、公益法人に対する報告徴収・立入検査の権限（§27Ⅰ、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものを除く。）を委員会に委任する（§59Ⅰ）。

#### 5. 委員会による勧告等

委員会は、3. (1)若しくは(2)の送付等を受けた場合又は4. の報告徴収等を行った場合には、公益法人が認定の取消事由に該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、勧告、命令、又は公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができ、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる（§46）。

#### 6. 資料提出その他の協力

委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる（§47）。

## ◆整備法に基づくもの

### 1. 委員会への諮問事項

内閣総理大臣は、次の場合に委員会に諮問しなければならない（整備法 § 133Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）。

- (1) 移行認定申請（§ 44）に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が欠格事由に該当するものである場合及び行政手続法の規定に基づき拒否する場合を除く。）
- (2) 移行認可申請（§ 45）又は変更認可申請（§ 125Ⅰ）に対する処分をしようとする場合（行政手続法の規定に基づき拒否する場合を除く。）
- (3) 行政庁の勧告（§ 129Ⅰ）を受けた移行法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときに当該措置をとるべきことの命令（§ 129Ⅱ）又は認可の取消し（§ 131Ⅰ）をしようとする場合（公益目的支出計画の変更の届出（§ 125Ⅲ）等をしなかったことを理由としてこれらの処分をしようとする場合を除く。）
- (4) 整備法の規定により委任された、都道府県の合議制の機関が諮問を要しないと認めるときの基準等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合
- (5) 申請に対する処分、勧告に係る措置をとるべきことの命令、認可の取消しについての行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求に対する裁決（平成 28 年 3 月 31 日までは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく異議申立てに対する決定）をしようとする場合（審査請求（異議申立て）が不適法であるとして却下する場合等を除く。）

### 2. 委員会による答申

委員会は、諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表しなければならず、当該答申に基づいてとった措置について内閣総理大臣に報告を求めることができる（§ 134）。

### 3. 内閣総理大臣による送付等

- (1) 内閣総理大臣は、公益目的支出計画の変更等の届出（§ 125Ⅲ）、合併等の届出（§ 126Ⅰ）、移行法人が公益認定を受けた場合の届出（§ 132Ⅱ）に係る書類の写し並びに提出を受けた計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書（§ 127Ⅲ）の写しを委員会に送付しなければならない（§ 135Ⅰ）。
- (2) 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで申請に対する処分等の措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない（§ 135Ⅱ）。

### 4. 監督権限の委任

内閣総理大臣は、移行法人に対する報告徴収・立入検査の権限（§ 128Ⅰ）を委員会に委任する（§ 143Ⅰ）。

### 5. 委員会による勧告等

委員会は、3. (1)若しくは(2)の送付を受けた場合又は4. の報告徴収等を行った場合には、移行法人が公益目的支出計画が適正であること等の基準に適合するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、勧告、命令、又は認可の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすことができ、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる（§ 136）。

### 6. 資料提出その他の協力

委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる（§ 137）。

## 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の概要

### 趣旨

- 公益法人は、民間公益を担う主体として大きな潜在力を有しているが（法人数9700、職員数約29万人、公益目的事業費年間5兆円、総資産31兆円）、現行制度の財務規律や手続の下では、その潜在力を発揮しにくいとの声。
- このため、①財務規律等を見直し、法人の経営判断で社会的課題への機動的な取組を可能にするとともに、②法人自らの透明性向上やガバナンス充実に向けた取組を促し、国民からの信頼・支援を得やすくすることにより、より使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

### 概要

#### 1. 財務規律の柔軟化・明確化

- 収支相償原則（費用を超える収入を得てはならない）を見直し、中期的期間（内閣府令で定める期間）で収支の均衡を図る趣旨を明確化。
- 将来の公益目的事業を充実させるための資金を規定（積立ては費用とみなす）。
- 「遊休財産」の名称を「使途不特定財産」に変更。
- 公益目的事業継続予備財産（災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産）をその保有制限の算定対象から除外するとともに、同財産の保有について理由の公表を義務付け。

#### 2. 行政手続の簡素化・合理化

- 収益事業等の内容の変更について、認定事項から届出事項に見直し。

#### 3. 自律的なガバナンスの充実、透明性の向上

- わかりやすい財務情報開示のため、公益法人に3区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則義務付け。
- 公益認定の基準として、①理事・監事間の特別利害関係の排除及び②外部理事・監事の導入を追加。併せて、公益法人は、事業報告に、適正な運営の確保のため必要な事項（ガバナンス充実に向けた自主的な取組等）を記載することとする。
- 公益法人の責務として、ガバナンスの充実や透明性の向上を図るよう努めるべき旨を規定。併せて、国の責務として、情報収集・提供等の公益法人の取組の支援を行う旨を規定。

※施行期日：公布後1年以内（令和7年4月予定）

### 効果

公益法人が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会的課題解決に向けた活動を担うことが可能に

→新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献

## ＜付属資料5＞

### 公益信託に関する法律の概要

#### 趣旨

- 公益信託は、公益法人のように機関を設けることなく、信託財産及び受託者の組織・能力を活用して、委託者の意思を反映した公益活動を行う制度。
- 現行では、主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや税制優遇を得るための制約が多いことを背景に、公益法人と比べ利用されていない（信託件数約400件、信託財産額500億円）。
- このため、①主務官庁制を廃して公益法人と共に行政庁が公益信託の認可・監督を行う制度に改めるとともに、②公益信託の認可基準及びガバナンス等を法定することで、国民からの信頼を確保しつつ、使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

#### 概要

#### 1. 主務官庁制の廃止と行政庁（公益法人と共に）による認可・監督制の創設

- 公益信託は、公益事務（※）を行うことを目的とするものとし、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。  
※ 不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として公益法人と同様の内容を規定する。
- 主務官庁による許可・監督制を廃止し、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づき、公益信託を認可するものとする。
- 公益信託の変更等は行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
- 公益信託の受託者に対する報告徴求及び検査、勧告及び命令並びに認可の取消しについて、公益法人と同等の規定を設ける。

#### 2. 公益法人と同様に、認可の基準・ガバナンス等の法定

- 公益信託の受託者は、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることとする。
- 公益信託の信託管理人は、受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするものであること等とする。
- 公益信託において公益法人と整合した財務規律を設ける。
- 公益信託の認可基準として、終了時に類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者等に残余財産を帰属させる旨の定めを信託行為に置かなければならない等の規定を設ける。
- 公益信託の受託者について財産目録の備置き及び閲覧等に関する規定を設ける。

※施行期日：公布後2年以内（令和8年4月予定）

#### 効果

公益信託が、その潜在力を最大限に發揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会的課題解決のための中核的な手段となることが可能に

→新しい資本主義を目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献

## ＜付属資料6＞

### ガイドラインに関する諸課題の検討について

公益認定等委員会  
令和6年5月17日

#### 1 趣旨・背景事情

令和5年6月2日、経済財政担当大臣の下に設置された「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」が公益法人制度の改革について最終報告（以下「最終報告」という。）を発表した。これを踏まえ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）等においても、民間による社会的課題解決に向けた公益的な諸活動を活性化し、「新しい資本主義」を実現する観点から現行公益法人制度を大幅に見直し、「公益認定法」の改正及び運用の改善を行うことで、民間公益活動を活性化することとされた。

以上を踏まえ、公益認定の審査基準であり、審査の基本的な考え方を示す「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン。以下「ガイドライン」という。）（注1）について、制度改正の趣旨の適切な発揮の観点から、財務規律やガバナンス等についての法令改正に伴う見直しに留まらず、現行ガイドラインにおける「予見可能性の向上」、「認定等に関する行政の判断のブレやばらつきの抑制」とともに、「事前の一律チェックから事後の重点的なチェックへの転換」を推進するため、ガイドラインを抜本的に見直す必要がある。

（注1）現行のガイドラインは公益認定等委員会が平成20年4月に作成し、同31年3月に最終改訂した。

#### 2 検討課題の設定

最終報告において公益認定法の運用上の課題等が指摘されたことを踏まえ、法令改正に伴う変更事項に加え、ガイドラインに関する実務上の諸課題を整理した上で、順次検討する。

#### 3 検討の体制と手順

令和7年4月の改正法施行に向けて、今般の制度見直し及び現行ガイドラインの諸問題について、都道府県、法人等の関係者の参画を得て、迅速に実務的かつ専門的な観点から具体的かつ集中的な検討を行う必要があるため、委員会の下に「公益認定等ガイドライン研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、検討を進めることとする。

##### （1）研究会の構成

公益法人行政に関する学識経験者等（常勤委員3人、都道府県審議会委員2人、学識経験者4人、法人実務担当者2人程度）に委員会委員長から参与を委嘱し、研究会を構成する。なお、委員は、必要に応じ、追加することができるものとする。

##### （2）委員会との関係、検討プロセス等

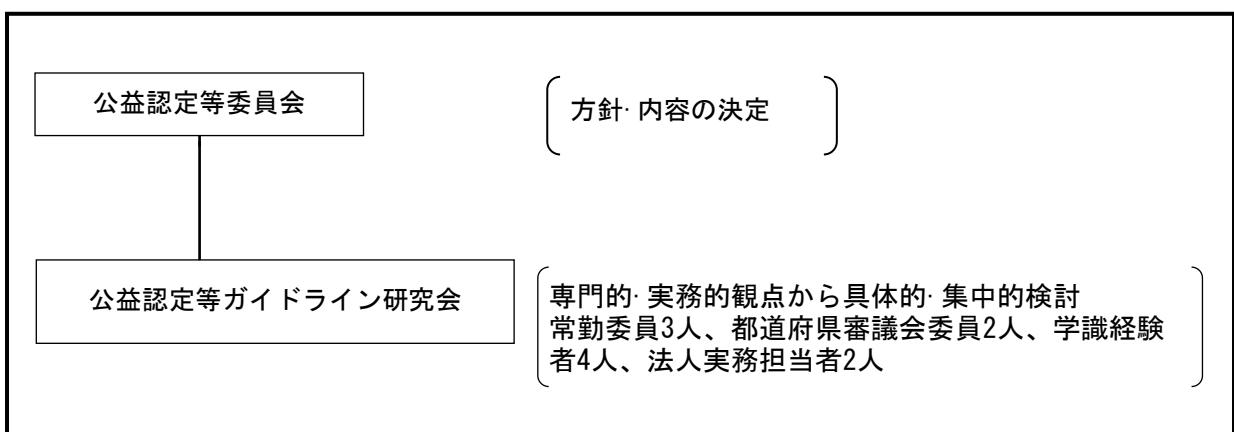
- 研究会は、公益認定等委員会事務局における検討状況を踏まえ、随時、対面（リモート参加可）、ウェブ会議、メール等の方法により開催する。
- 検討過程では、必要に応じ、学識経験者、法人関係者等から意見を聴取するとともに、幅広く国民の意見を聴く。

- 研究会は検討結果を踏まえ、ガイドライン改訂案を作成し、委員会に報告する。
- 会計基準に係る事項は、公益法人の会計に関する研究会における検討結果を尊重する。
- 研究会の議事録及び資料は、原則として公開する。

#### 4 委嘱期間、スケジュール等

- 委嘱期間は、令和6年度中(令和7年3月31日まで)とする。
- 各法人、行政庁等への周知期間を考慮し、令和6年中のガイドライン改訂を目指す。
- 研究会の開催頻度は、概ね月1回とする。

(参考図)



<付属資料7>

公益認定等ガイドライン研究会 構成員名簿

生野 考司	公益認定等委員会委員
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
黒田 かおり	公益認定等委員会委員
実吉 威	大阪府公益認定等委員会委員、（公財）ひょうごコミュニティ財団代表理事、特定非営利活動法人市民活動センター神戸理事
篠塚 肇	（公社）経済同友会常務理事
鈴木 順子	（公財）SOMPO環境財団事務局長
溜箭 将之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
松元 暁子	慶應義塾大学法学部教授
宮森 征司	新潟大学法学部准教授
湯浅 信好	公益認定等委員会委員長代理
吉井 啓子	東京都公益認定等審議会会長、明治大学法学部教授

(敬称略。50音順)

以上

## ＜付属資料8＞ 公益認定等ガイドラインの抜本見直し（主なポイント）

### 公益認定等ガイドラインの抜本見直し（主なポイント）

#### 旧ガイドラインの課題

- ◆（合議制機関による柔軟な判断を期待し）具体的な基準や考え方が示されていない。
  - ⇒ ガイドラインに明示されない考慮要素（例：営利企業の事業と類似する事業には公益目的事業の「特徴」が必要）に基づき判断しており、予見可能性がないとの指摘
  - ⇒ 個別判断の蓄積で定着した運用が明示されず、透明性に欠けるとの指摘
  - ⇒ 「FAQ」や「記入の手引き」において実質的な法令解釈が打ち出されており、分かり辛いとの指摘
  - ⇒ 行政庁や担当者により言うことが異なるとの指摘
- ◆公益目的事業について、制度上「申請書記載事項」の変更には変更認定申請が必要とされるが、申請書に何を記すか明示していない。
  - ⇒ 行政庁の指導に従って申請書に細かく記載した法人は、細かい変更のたびに変更認定申請が必要との指摘
  - ⇒ 公益性の判断が明らかに変わらないものは届出を可とする運用について、基準が曖昧との指摘。
  - ⇒ 申請に当たり、追加的に多くの書類の提出が求められるとの指摘

#### 以下の観点から抜本的な見直し

- ・予見可能性の向上
- ・行政の判断のブレやばらつきの抑制
- ・事前の一律チェックから事後の重点的なチェックへの転換

#### 主なポイント

##### 1. 制度運用の基本的考え方を明示【第1章】

- ◆ 法目的は「公益の増進及び活力ある社会の実現」であり、公益認定や監督は、そのための手段
- ◆ ガイドラインの利用者は、法人、行政庁及び国民
- ◆ 法に基づく審査・監督と法人への支援（行政指導）の峻別
- ◆ 毎年、判断の蓄積、関係者の意見等を踏まえた見直し。
- ◆ 各種判断について「事例集」を作成・公表

##### 2. 公益目的事業該当性の判断の明確化【第2章】

- ◆ 「公益目的事業」と判断する考え方・基準を明確化（具体的な考慮要素を示す類型に出資事業等を追加）
- ◆ 申請書記載事項（変更認定・変更届出の範囲）の明確化
- ◆ 認定審査時に必要な書類の明確化

##### 3. 公益認定基準等の考え方を明確化【第3章～第5章】

- ◆ 法令の趣旨を明記
- ◆ 財務規律・ガバナンス・情報開示等に関する制度改正の趣旨等を明記
- ◆ 役員報酬に関する考え方を明確化

##### 4. 監督・処分の考え方を明確化【第6章】

- ◆ 事後チェックの強化・重点化
- ◆ 外部からの情報提供（公益通報等）の活用
- ◆ 監督処分等の適用方針を明記

## ＜付属資料9＞

### 公益法人の会計に関する諸課題の検討について

公益認定等委員会  
平成25年7月12日  
令和5年7月7日最終改正

#### 1 趣旨

公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）注において、公益法人の会計に関する諸課題の検討を行うものとする。

（注）現行の公益法人会計基準（20年基準）は、公益認定等委員会が平成20年4月に作成し、同21年10月及び令和2年5月に改定した。

#### 2 検討課題の設定

日本公認会計士協会、公益法人等幅広い関係者からの意見を踏まえ、公益法人の会計に関する実務上の諸課題を整理した上で、順次検討する。

#### 3 検討の体制と手順

専門的な観点から具体的な検討を行うため、委員会の下に研究会を開催し、検討を進めることとする。

##### （1）研究会の構成

公益法人の会計に関する学識経験者、実務家又は公認会計士数名に委員会委員長から参与を委嘱し、研究会を構成する。必要に応じ、研究会には、委員がオブザーバー参加する。

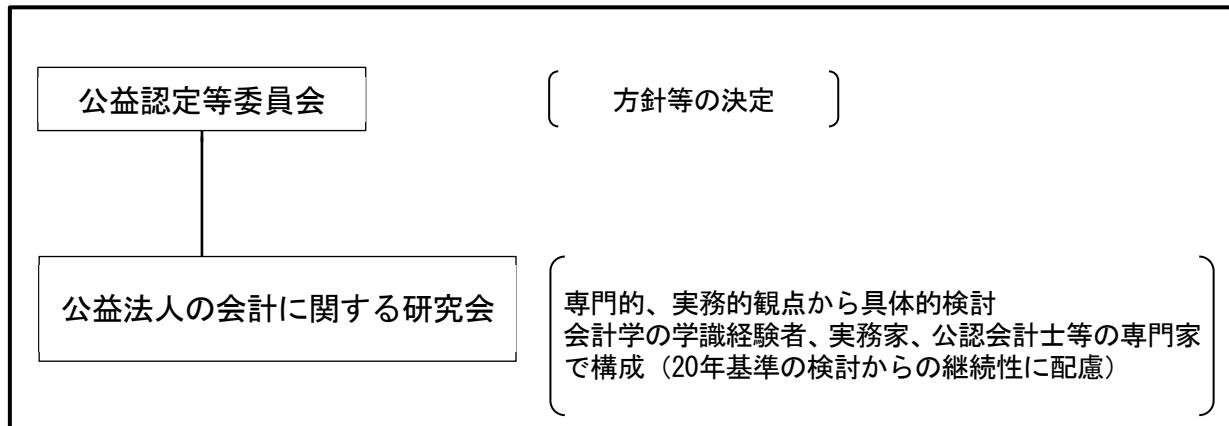
##### （2）委員会との関係、検討プロセス等

- 検討過程では、必要に応じ、実態及び論点案についてのアンケート、法人からのヒアリング、改正案のパブリックコメントの実施等を行う。
- 研究会での検討結果を踏まえ、最終的には、委員会の場で審議し、方針を決定する。

#### 4 委嘱期間、スケジュール等

- 公益法人の会計に関する諸課題を継続的に検討するため、研究会は継続的に開催する。なお、構成員の委嘱期間は会計年度とする。  
課題の研究に必要な場合、委員長の了解を得て、期間を定めて委嘱期間を延長することができる。
- 研究会の開催頻度は、1か月に1回程度を基本とする。

(参考図)



## 令和 6 年度会計研究会の開催について

「公益法人の会計に関する研究会」（以下「研究会」という。）は、公益法人を巡る会計事象の変化や実務上の課題に的確に対応するため当委員会のもとに開催している。

公益認定法の改正法が国会で成立し、その施行（令和 7 年 4 月を想定）に向け、政令や内閣府令、ガイドライン等の見直しを行っていくこととなる。

公益法人会計基準についても、新公益法人制度に整合したものとするほか、新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告（令和 5 年 6 月 2 日）において掲げられた「わかりやすい財務情報の開示」に向け、令和 5 年度の研究会で検討した見直しの考え方及び方向性を踏まえて、新会計基準の策定に向けた具体的な検討を進めていく必要がある。また、今般の改革で全面的に見直しが行われた公益信託についても、新制度に整合した会計基準の在り方を検討する必要がある。

令和 6 年度は、新たな公益法人会計基準の検討や公益信託会計基準の在り方の検討を始めとする公益法人の会計上の諸課題に対応するため、以下のとおり研究会を開催することとする。

### I. 検討事項

- ① 新公益法人会計基準の策定について
- ② 新公益信託制度における会計基準の在り方について
- ③ その他

### II. 検討体制

- ・ 研究会は、別紙のメンバーにより構成する。なお、公益信託会計基準の在り方の検討に当たり、必要に応じ、メンバーの追加を行う。
- ・ 必要に応じ、学識経験者、法人関係者等から意見を聴取するとともに、委員との認識の共有を図る。

### III. 運営

- ・ 会議は、概ね 10 回程度を目途に、適宜ウェブ会議、メール等の方法により、開催することとする。なお、新公益法人制度及び新公益信託制度の検討の進捗に応じ、両制度と整合を図る観点から、必要に応じて研究会の開催を延長することがある。

- ・ 令和6年11月を目途に、新公益法人会計基準の案を作成し委員会に報告することとする。その他の検討事項については、研究会としての報告書を作成し委員会に報告し、公表することとする。

以上

公益認定等委員会  
公益法人の会計に関する研究会  
構成員名簿

別紙

梶川 融 太陽有限責任監査法人会長

金子良太 早稲田大学大学院会計研究科教授

川島治彦 (公財) トヨタ財団総務部長、(公社) 九段常務理事

菅田裕之 日本公認会計士協会非営利法人委員会委員長

高山昌茂 協和監査法人代表社員

田中光史 (公財) 全国法人会総連合専務理事

中田ちず子 中田公認会計士事務所代表、(公財) 公益法人協会監事

古庄 修 神奈川県公益認定等審議会会长、青山学院大学大学院会計プロフェッショナル研究科教授

(敬称略 50 音順)  
(オブザーバー)

湯浅信好 公益認定等委員会委員長代理

生野考司 公益認定等委員会委員

黒田かおり 公益認定等委員会委員

片岡麻紀 公益認定等委員会委員

## ＜付属資料 11＞

### 新しい公益法人会計基準について

令和 6 年度公益法人の会計に関する研究会では、公益法人制度改革に伴い「わかりやすい財務情報の開示」を行うため、新たな会計基準の策定に向けた具体的な検討を実施し、「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」（以下、「公益法人会計基準等」。注）の案を取りまとめ、令和 6 年 12 月に公益認定等委員会において決定した。検討に当たり研究会は、令和 5 年度の研究会で会計基準の見直しの考え方及び方向性を取りまとめた「令和 5 年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」（令和 6 年 5 月 24 日研究会報告）の内容を踏まえるとともに、国民からの幅広い意見募集（令和 5 年度報告についても意見募集を実施）を行い、また、日本公認会計士協会から「非営利組織モデル会計基準」及び「公益法人の会計に関する諸課題の検討」についてヒアリングを行つて、公益法人会計基準等の案を作成した。

（注）「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」（いずれも令和 6 年 12 月 内閣府公益認定等委員会）

<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/ixwatme2xt.html>

公益法人会計基準等は、令和 7 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用される（ただし、令和 10 年 3 月 31 日までに開始する事業年度までは従前の会計基準の適用も可能。）。

新しい会計基準における主なポイントは、次のとおりである。

- 新会計基準全体に関する基本的な考え方として、公益法人における「財務報告の目的」を明確化（公益法人に期待される財務情報の開示の考え方を明確化）
- 公益法人の特性を踏まえつつ、多様なステークホルダーにとってわかりやすい財務情報の開示とするため、公益法人特有の会計処理を見直し（振替処理の廃止、基本財産・特定資産の位置付けの整理等）。併せて、「正味財産増減計算書」から「活動計算書」へ見直し
- 財務規律の柔軟化・明確化に伴う法人の説明責任として、財務諸表における情報開示を充実（財務規律への適合状況について注記及び附属明細で一體的な情報開示）
- 現行会計基準制定時（平成 20 年）からの公益法人の活動や社会変化への対応として、金融商品に関する会計処理や固定資産に関する会計処理などの明確化、寄付によって受け入れた資産に関する情報開示の追加

以上

## 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の 設置について

公益認定等委員会  
令和7年1月10日

### 1. 趣旨

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）については、令和8年4月の施行に向けて、新制度に係る政令、内閣府令の考え方その他新しい公益信託制度の詳細について、施行準備や移行にあたって特に影響のある事項を中心に、広く法律、信託実務、公益法人等の活動に関する知識を有する識者の参画を得て、速やかにかつ専門的・集中的に検討を行う必要があることから、施行準備に関する研究会を設置する。

### 2. 研究会の構成

公益認定等委員会の下に「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」（以下「研究会」という。）を設置し、委員会委員長から適切な有識者等（常勤委員3人、学識経験者5～6人、信託実務担当者1～2人、法律実務担当者1～2人、公益法人関係者1～2人程度）に参与を委嘱し、研究会を構成する。参与は必要に応じ、追加することができるものとする。

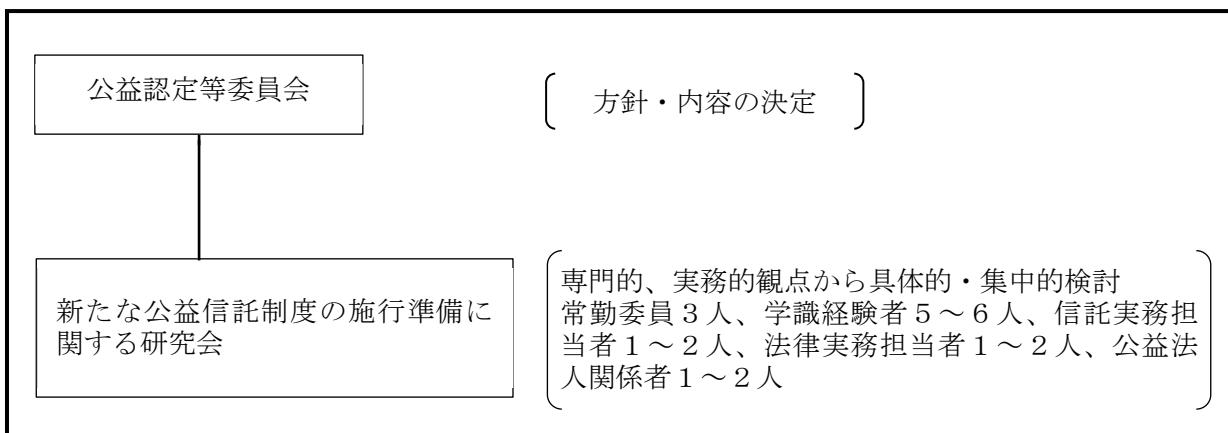
### 3. 開催期間

令和7年1月を目途に立ち上げ、概ね月1回程度の頻度で開催予定とする。同年の7月頃までを目途とするが、必要に応じて期間を延長する。

### 4. 運営

- (1) 研究会は非公開とし、会議終了後配付資料を公表する。会議の議事概要を速やかに公表した上で、後日議事録を公表する。
- (2) 研究会は委員会に対して政令・内閣府令案等検討状況を適宜報告する。
- (3) 検討過程では、必要に応じ、学識経験者、信託関係者等から意見を聴取するとともに、幅広く国民の意見を聴く。
- (4) 会計処理に係る事項は、公益法人の会計に関する研究会における検討結果を尊重する。

(参考図)



## 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

### 構成員名簿

(五十音順、敬称略)

生野 考司	公益認定等委員会委員
大塚 智見	大阪大学大学院法学研究科准教授
岡本 仁宏	関西学院大学名誉教授
黒田 かおり	公益認定等委員会委員
溜箭 将之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
豊福 嘉弘	三井住友トラストグループ株式会社業務部担当部長
林 邦彦	弁護士（林邦彦法律事務所）
藤谷 武史	東京大学社会科学研究所教授
松元 暢子	慶應義塾大学法学部教授
弥永 真生	明治大学専門職大学院会計専門職研究科教授
湯浅 信好	公益認定等委員会委員長代理

以上

(令和7年3月31日現在)

行政庁		機関名	電話番号
国	内閣府	公益認定等委員会事務局 公益法人行政担当室	03-5403-9555
都道府県	北海道	総務部行政局法人団体課	011-204-5004
	青森県	交通・地域社会部地域生活文化課	017-734-9079
	岩手県	総務部行政経営推進課	019-629-5086
	宮城県	総務部私学・公益法人課	022-211-2295
	秋田県	総務部行政経営課	018-860-1057
	山形県	総務部高等教育政策・学事文書課	023-630-2055
	福島県	総務部私学・法人課	024-521-8226
	茨城県	総務部総務課	029-301-2239
	栃木県	経営管理部行政改革ICT推進課	028-623-2226
	群馬県	生活こども部県民活動支援・広聴課	027-226-2148
	埼玉県	総務部文書課	048-830-2537
	千葉県	総務部政策法務課	043-223-2160
	東京都	生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課公益法人担当	03-5320-6727
	神奈川県	総務局組織人材部文書課	045-210-2461
	新潟県	総務部法務文書課	025-280-5017
	富山県	経営管理部法務文書課	076-444-3150
	石川県	総務部総務課	076-225-1232
	福井県	総務部情報公開・法制課	0776-20-0246
	山梨県	県民生活部私学・科学振興課	055-223-1359
	長野県	総務部情報公開・法務課	026-235-7057
	岐阜県	総務部法務・情報公開課	058-272-1139
	静岡県	経営管理部法務課	054-221-2866
	愛知県	総務局総務部法務文書課	052-954-6022
	三重県	総務部行財政改革推進課	059-224-2231
	滋賀県	総務部総務課公益法人・宗教法人係	077-528-3145
	京都府	総務部総務調整課	075-414-4038
	大阪府	総務部法務課	06-6944-6093
	兵庫県	総務部法務文書課 公益・宗教法人班	078-362-3134
	奈良県	総務部法務文書課	0742-27-8329
	和歌山県	環境生活部生活局県民生活課	073-441-2092
	鳥取県	総務部行政監察・法人指導課	0857-26-7884
	島根県	総務部総務課	0852-22-6966
	岡山県	総務部総務学事課	086-226-7199
	広島県	総務局総務課	082-513-2246
	山口県	総務部学事文書課	083-933-2130
	徳島県	企画総務部法制監察課	088-621-2031
	香川県	総務部総務学事課	087-832-3062
	愛媛県	総務部総務管理局私学文書課	089-912-2221
	高知県	総務部法務文書課	088-823-9160
	福岡県	総務部行政経営企画課	092-643-3030
	佐賀県	総務部法務私学課	0952-25-7002
	長崎県	総務部総務文書課	095-895-2114
	熊本県	総務部総務私学局県政情報文書課	096-333-2068
	大分県	総務部法務室	097-506-2272
	宮崎県	総務部総務課	0985-32-4477
	鹿児島県	総務部学事法制課	099-286-2245
	沖縄県	総務部総務私学課	098-866-2074

都道府県名	合議制機関の名称	委員名簿（令和7年3月31日現在） ※◎は会長（委員長） ○は会長代理（委員長代理）
北海道	北海道公益認定等審議会	◎大原 昌明（北星学園大学経済学部経営情報学科教授） ○齐田 顕彰（弁護士（齐田顕彰法律事務所）） 伊藤 実枝子（株式会社コンフィ代表取締役） 池田 直美（公認会計士（池田直美事務所）） 庄司 正史（公認会計士（庄司正史事務所））
青森県	青森県公益認定等審議会	◎森 樹男（弘前大学人文社会科学部教授） ○岩谷 直子（弁護士） 小林 太郎（公認会計士・税理士） 長谷川 美千留（青森公立大学経営経済学部准教授） 蝦名 和美（税理士・社会保険労務士）
岩手県	岩手県公益認定等審議会	◎遠藤 明哲（公認会計士・税理士） ○深澤 泰弘（岩手大学人文社会科学部教授） 日野原 由未（岩手県立大学社会福祉学部准教授） 細川 亮（弁護士） 八木橋 美紀（税理士）
宮城県	宮城県公益認定等委員会	◎石田 祐（関西学院大学人間福祉学部教授） ○半澤 力（弁護士） 古川 直磨（公認会計士） 羽田 さゆり（東北学院大学法学部准教授） 熊沢 由美（東北学院大学地域総合学部教授）
秋田県	秋田県公益認定等委員会	◎臼木 智昭（秋田大学情報データ科学部教授） ○佐々木 俊幸（弁護士） 相沢 陽子（一般財団法人秋田経済研究所研究員） 大野 彩子（公認会計士） 三浦 秀明（税理士）
山形県	山形県公益認定等審議会	◎伊藤 真知子（東北公益文科大学名誉教授） ○井上 哲寿（公認会計士） 池田 弘乃（山形大学教授） 岩村 幸姫（弁護士） 梅津 節子（行政書士）
福島県	福島県公益認定等審議会	◎福島 雄一（福島大学行政政策学類教授） ○金子 市夫（福島県商工会連合会専務理事） 三浦 正博（弁護士） 渡邊 さやか（公認会計士） 二階堂 良子（税理士）

茨城県	茨城県公益認定等審議会	◎田崎 昇 (公認会計士) ○遠藤 俊弘 (弁護士) 石毛 光子 (元茨城県会計管理者) 西野 由希子 (茨城大学教授) 森本 敦司 (常磐大学教授)
栃木県	栃木県公益認定等審議会	◎前橋 明朗 (作新学院大学教授・税理士) ○三田 妃路佳 (宇都宮大学准教授) 岡田 豊子 (株式会社岡田建築設計事務所専務取締役) 深谷 卓男 (公認会計士) 安田 真道 (弁護士)
群馬県	群馬県公益認定等審議会	◎丸山 和貴 (弁護士) ○小竹 裕人 (群馬大学情報学部教授) 井上 真由美 (高崎経済大学経済学部准教授) 井ノ部 奈津子 (税理士) 猿谷 直樹 (弁護士)
埼玉県	埼玉県公益法人認定等審議会	◎坂本 幸子 (税理士) ○西田 浩子 (公益財団法人かめのり財団常務理事) 大久保 恵美子 (公認会計士) 菊田 秀雄 (駿河台大学法学部教授) 大西 真里子 (弁護士)
千葉県	千葉県公益認定等審議会	◎川口 明浩 (公認会計士) ○日名子 曜 (弁護士) 日野 勝吾 (淑徳大学准教授) 西山 祐仁 (公認会計士) 山田 千尋 (弁護士)
東京都	東京都公益認定等審議会	◎吉井 啓子 (明治大学法学部教授) ○伊藤 栄寿 (法政大学法学部教授) 尾嶋 由紀子 (公益社団法人全国消費生活相談員協会 常務理事) 小島 明子 (株式会社日本総合研究所創発戦略センター スペシャリスト) 佐古 麻衣子 (弁護士) 袖山 裕行 (袖山公認会計士事務所所長) 村田 隆一 (三菱H C キャピタル株式会社特別顧問) 【専門委員 任命日 2023/4/1 任期 2年】 居関 剛一 (居関公認会計士事務所代表)
神奈川県	神奈川県公益認定等審議会	◎古庄 修 (青山学院大学大学院会計プロフェッショ ン 研究科教授) ○依田 俊伸 (東洋大学大学院経営学研究科客員教授) 齋藤 美幸 (弁護士) 佐藤 恵 (国士館大学政経学部教授) 関 ふ佐子 (神奈川大学法学部教授) 長谷川 聰 (専修大学法学部教授) 【専門委員 任命日 2024/4/1 任期 1年】 龜浦 大輔 (公認会計士) 山本 みや子 (税理士)

新潟県	新潟県公益認定等審議会	◎上山 泰 (新潟大学法学部教授) 清水 直隆 (公認会計士) 山口 祐子 (弁護士) 中條 美奈子 (NPO法人マミーズ・ネット理事長) 武田 純子 (税理士)
富山県	富山県公益認定等審議会	◎大原 弘之 (弁護士) 金山 瞳美 (税理士) ○柴 雅棋 (元社会福祉法人富山県社会福祉協議会専務理事) 橋本 理華 (公認会計士) 村上 満 (富山国際大学子ども育成学部教授)
石川県	石川県公益認定等審議会	◎合田 篤子 (金沢大学人間社会研究域法学系教授) ○武田 公子 (金沢大学人間社会研究域経済学経営学系教授) 高橋 涼子 (金沢大学人間社会研究域地域創造系教授) 千葉 俊徳 (金沢学院大学経済学部教授) 山腰 茂広 (弁護士)
福井県	福井県公益認定等委員会	◎野波 俊光 (公認会計士) 清水 葉子 (福井県立大学経済学部経済学科教授) 友廣 みどり (グリーンラボ代表) 川村 一司 (弁護士) 小松 亜佳子 (行政書士)
山梨県	山梨県公益認定等審議会	◎佐々木 亮 (弁護士) ○今朝丸 亜矢子 (公認会計士) 大塚 一久 (税理士) 齋藤 雅代 (山梨学院大学法学部教授) 渡辺 光美 (リズムオブラブ主宰)
長野県	長野県公益認定等審議会	◎倉田 博光 (公認会計士) ○相澤 久子 (公認会計士) 中谷 隆秀 (長野県生活協同組合連合会事務局長) 増田 紗子 (一般社団法人南信州基金理事) 渡辺 伸樹 (弁護士)
岐阜県	岐阜県公益認定等審議会	◎岩田 尚之 (弁護士) ○臼田 早苗 (公認会計士) 中川 しのぶ (税理士) 三谷 晋 (岐阜大学地域科学部准教授) 水野 和佳奈 (岐阜協立大学経済学部教授)
静岡県	静岡県公益認定等審議会	◎伊藤 隆史 (常葉大学法学部教授) ○栗原 孝明 (弁護士) 白鳥 三和子 (公認会計士) 小野寺 郷子 (一般社団法人会議ファシリテーター普及協会副代表理事) 松島 達也 (公認会計士)

愛知県	愛知県公益認定等審議会	◎青木 清 (南山大学名誉教授) ○小島 章裕 (公認会計士) ○積木 潤 (弁護士) ○松宮 朝 (愛知県立大学教育福祉学部教授) ○吉田 正子 (税理士)
三重県	三重県公益認定等審議会	◎澤田 博 (公認会計士) ○西崎 賢治 (公認会計士、税理士) ○田中 里美 (三重短期大学法経科教授) ○中川 かおり (弁護士) ○若林 三知 (行政書士)
滋賀県	滋賀県公益認定等委員会	◎浦坂 純子 (同志社大学社会学部長) ○内田 香奈 (特定非営利活動法人きょうとNPOセンター 副統括責任者) ○遠藤 大輔 (弁護士) ○神山 由美子 (行政書士) ○近藤 健介 (公認会計士)
京都府	京都府公益認定等審議会	○白浜 徹朗 (弁護士) ○久保 秀雄 (京都産業大学法学部教授) ○荻野 奈緒 (同志社大学法学部教授) ○西川 吉典 (公認会計士) ○北村 恵美子 (特定非営利活動法人きょうとNPOセンター 理事)
大阪府	大阪府公益認定等委員会	○田中 敦 (摂南大学法学部法律学科特任教授) ○久保 秀雄 (京都産業大学法学部教授) ○実吉 威 (公益財団法人ひょうごコミュニティ財団 代表理事) ○辰巳 八栄子 (公認会計士) ○小谷 真理 (同志社大学政策学部准教授)
兵庫県	兵庫県公益認定等委員会	○田端 和彦 (兵庫大学生涯福祉学部教授) ○吉田 邦子 (弁護士) ○和氣 大輔 (公認会計士)
奈良県	奈良県公益認定等審議会	○吉岡 祥充 (龍谷大学名誉教授) ○向山 敦夫 (大阪公立大学大学院経営学研究科教授) ○篠藤 敦子 (公認会計士・税理士) ○藤次 芳枝 (弁護士) ○高津 融男 (奈良県立大学地域創造学部教授)
和歌山県	和歌山県公益認定等審議会	○波床 昌則 (弁護士) ○島 由佳子 (有限会社 ViVifala 島ゆかこ 代表取締役) ○和中 修二 (公認会計士・税理士) ○清弘 正子 (和歌山大学経済学部准教授) ○木村 功 (きのくに信用金庫常務理事)

鳥取県	鳥取県公益認定等審議会	◎今田 慶太 (弁護士) ○山崎 信吾 (特定非営利活動法人未来理事) 鶴見 渉 (公認会計士、税理士) 森木 絵理子 (税理士) 森本 敦子 (特定非営利活動法人こども未来ネットワーク理事)
島根県	島根県公益認定等審議会	◎嘉村 雄司 (島根大学法文学部法経学科教授) ○大野 敏之 (弁護士) 井上 道子 (元島根県商工労働部次長) 北本 舞 (行政書士) 松前 光朋 (公認会計士) 米井 順子 (元島根県立美術館副館長)
岡山県	岡山県公益認定等委員会	◎井上 信二 (公認会計士) 福重 さと子 (岡山大学学術研究院社会文化科学学域教授) 中畠 真哉 (弁護士) 近藤 理恵 (岡山県立大学保健福祉学部教授) ○大本 裕志 (元岡山県商工会連合会専務理事)
広島県	広島県公益認定等審議会	◎山田 紳太郎 (公認会計士) ○吉中 信人 (広島大学大学院人間社会科学研究科教授) 菖蒲田 清孝 (広島商工会議所副会頭) 池田 智子 (安田女子大学心理学部現代心理学科教授) 菅谷 英美 (弁護士)
山口県	山口県公益認定等審議会	古林 照己 (公認会計士) 進藤 優子 (山口県立大学教授) ○鈴木 朋絵 (弁護士) ◎高橋 和幸 (下関市立大学教授)
徳島県	徳島県公益認定等審議会	◎豊永 寛二 (弁護士) ○島内 保彦 (弁護士) 孝志 茜 (公認会計士・税理士) 小田切 康彦 (徳島大学准教授)
香川県	香川県公益認定等審議会	◎宮本 吉朗 (元一般社団法人香川経済同友会代表幹事、 (株)アムロン代表取締役会長・CEO) ○石川 千晶 (公認会計士) 藤本 智子 (弁護士) 宮脇 秀貴 (香川大学経済学部教授) 林田 光弘 (香川大学法学部准教授)
愛媛県	愛媛県公益認定等審議会	◎北田 隆 (公認会計士) ○仙波 誉子 (株式会社岩本商会代表取締役社長) 太田 韶子 (愛媛大学法文学部教授) 溝上 達也 (松山大学経営学部教授) 丸山 征寿 (弁護士)

高知県	高知県公益認定等審議会	◎梶 英樹 (高知大学講師) ○高林 藍子 (弁護士) 廣光 伸哉 (公認会計士) 中本 雅章 (弁護士)
福岡県	福岡県公益認定等審議会	◎竹之内 高司 (公認会計士) ○相澤 直子 (久留米大学法学部准教授) 中西 常道 (公認会計士) 松永 裕己 (北九州市立大学大学院マネジメント研究科教授) 南正覚 文枝 (弁護士)
佐賀県	佐賀県公益認定等審議会	◎奥田 律雄 (弁護士) ○田村 浩司 (公認会計士・税理士) 多久島 加代子 (行政書士) 松本 さぎり (公認会計士) 宮原 信孝 (一般財団法人筑後川コミュニティ財団代表理事)
長崎県	長崎県公益認定等審議会	◎西村 宣彦 (長崎大学経済学部教授) ○池内 愛 (弁護士) 石田 聖 (長崎県立大学地域創造学部准教授) 豊田 菜々子 (NPO法人環境保全教育研究所理事) 林田 真知子 (公認会計士・税理士)
熊本県	熊本県公益認定等審議会	◎辻本 英子 (NPO法人消費者支援ネット熊本理事) ○米満 まり (税理士 (税理士法人東京会計グループ熊本支店)) 中村 裕彦 (公認会計士 (くまもと監査法人)) 大日方 信春 (熊本大学大学院人文社会科学研究部法学系教授) 清田 慎太郎 (弁護士)
大分県	大分県公益認定等審査会	◎阿部 貴史 (弁護士) ○古庄 研二 (公認会計士) 加藤 真理 (税理士) 亀岡 鋼平 (大分大学経済学部准教授) 村上 和子 (社会福祉法人シンフォニー理事長)
宮崎県	宮崎県公益認定等審議会	◎柏田 芳徳 (弁護士) ○山田 文美 (弁護士) 海野 理香 (税理士) 出山 実 (宮崎産業経営大学経営学部准教授) 横山 幸子 (社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会副会長)
鹿児島県	鹿児島県公益認定等審議会	◎松田 忠大 (鹿児島大学法文学部教授) ○福元 紳一 (弁護士) 松枝 千鶴 (公認会計士) 鳥丸 聰 (シンクタンク・バードウイング代表) 宇都 由美子 (NPO法人理事長)

沖縄県	沖縄県公益認定等審議会	◎儀部 和歌子（弁護士） ○青山 喜佐子（社会保険労務士） 越野 泰成（琉球大学教授） 仲里 豪（弁護士） 戸谷 義治（琉球大学教授） 当山 恵子（税理士） 有銘 寛之（公認会計士・税理士）
-----	-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 統計表資料編目次

\*本文掲載表を都道府県別に表章したものである。

資料番号	タイトル
<b>第1部 第2章関係</b>	
資料1-2-1	社団・財団別の公益法人数とその割合
資料1-2-2	各年12月1日現在の公益法人数(社団・財団別)
資料1-2-7	社員数規模別の公益社団法人数
資料1-2-8	代議員制採用法人における社員数規模別の法人数
資料1-2-9	各種の会員数規模別の公益法人数(社団・財団別)
資料1-2-10	評議員数規模別の公益財団法人数
資料1-2-11	理事数規模別の公益法人数(社団・財団別)
資料1-2-12	常勤・非常勤別の理事数
資料1-2-13	監事数別の公益法人数(社団・財団別)
資料1-2-14	常勤・非常勤別の監事数
資料1-2-15	会計監査人設置法人の割合
資料1-2-16	職員数規模別の公益法人数(社団・財団別)
資料1-2-17	常勤・非常勤別の職員数
<b>第1部 第3章関係</b>	
資料1-3-1	事業年度の設定状況(社団・財団別)
<b>第1部 第4章関係</b>	
資料1-4-1	資産額規模別の公益法人数(社団・財団別)
資料1-4-2	負債額規模別の公益法人数(社団・財団別)
資料1-4-3	公益法人の正味財産額(社団・財団別)
資料1-4-4	公益法人の遊休財産額(社団・財団別)
資料1-4-6	寄附金収入額規模別の公益法人数(社団・財団別)
資料1-4-7	会費収入のある公益社団法人数
資料1-4-8	公益目的事業費用額規模別の法人数(社団・財団別)
資料1-4-9	公益目的事業収入額規模別の法人数(社団・財団別)
資料1-4-11	公益目的事業比率別の法人数(社団・財団別)
資料1-4-12	収益事業等を実施している法人数(社団・財団別)
<b>第1部補章1関係</b>	
資料1-6-1	行政庁別及び社団・財団別の移行法人数とその割合
資料1-6-2	各年12月1日時点の移行法人数(社団・財団別)
資料1-6-5	公益目的財産額規模別の法人数(社団・財団別)
資料1-6-6	年間の公益目的支出額の規模別の法人数(社団・財団別)
<b>第2部 第2章関係</b>	
資料2-2-1	年度別の公益認定の申請件数
資料2-2-4	年度別の公益認定処分件数
資料2-2-5	年度別の公益不認定処分件数
資料2-2-6	年度別の公益認定申請取下げ件数
資料2-2-8	年度別の変更認定申請・変更届出件数
資料2-2-9	年度別の変更認定処分件数
資料2-2-23	年度別の不認可処分件数

## 資料1-2-1 社団・財団別の公益法人数とその割合

	計	社団法人数	社団法人の割合 (%)	財団法人数	財団法人の割合 (%)
合計	9,746	4,155	42.6	5,591	57.4
内閣府	2,683	827	30.8	1,856	69.2
都道府県計	7,063	3,328	47.1	3,735	52.9
北海道	253	127	50.2	126	49.8
青森県	101	61	60.4	40	39.6
岩手県	93	44	47.3	49	52.7
宮城県	142	75	52.8	67	47.2
秋田県	69	40	58.0	29	42.0
山形県	136	59	43.4	77	56.6
福島県	154	77	50.0	77	50.0
茨城県	132	73	55.3	59	44.7
栃木県	123	53	43.1	70	56.9
群馬県	116	53	45.7	63	54.3
埼玉県	210	118	56.2	92	43.8
千葉県	189	98	51.9	91	48.1
東京都	432	217	50.2	215	49.8
神奈川県	299	132	44.1	167	55.9
新潟県	178	72	40.4	106	59.6
富山県	135	61	45.2	74	54.8
石川県	142	71	50.0	71	50.0
福井県	107	55	51.4	52	48.6
山梨県	86	33	38.4	53	61.6
長野県	121	56	46.3	65	53.7
岐阜県	127	58	45.7	69	54.3
静岡県	179	82	45.8	97	54.2
愛知県	263	119	45.2	144	54.8
三重県	104	54	51.9	50	48.1
滋賀県	138	63	45.7	75	54.3
京都府	254	90	35.4	164	64.6
大阪府	244	115	47.1	129	52.9
兵庫県	241	91	37.8	150	62.2
奈良県	98	51	52.0	47	48.0
和歌山県	93	43	46.2	50	53.8
鳥取県	74	35	47.3	39	52.7
島根県	105	42	40.0	63	60.0
岡山県	165	66	40.0	99	60.0
広島県	168	73	43.5	95	56.5
山口県	101	49	48.5	52	51.5
徳島県	84	43	51.2	41	48.8
香川県	133	45	33.8	88	66.2
愛媛県	111	48	43.2	63	56.8
高知県	112	47	42.0	65	58.0
福岡県	293	137	46.8	156	53.2
佐賀県	68	30	44.1	38	55.9
長崎県	106	44	41.5	62	58.5
熊本県	91	49	53.8	42	46.2
大分県	111	63	56.8	48	43.2
宮崎県	89	46	51.7	43	48.3
鹿児島県	194	115	59.3	79	40.7
沖縄県	99	55	55.6	44	44.4

資料1-2-2 各年12月1日現在の公益法人数（社団・財団別）

		令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
合計	計	9,581	9,614	9,640	9,672	9,711	9,746
	社団	4,173	4,175	4,174	4,171	4,162	4,155
	財団	5,408	5,439	5,466	5,501	5,549	5,591
内閣府	計	2,509	2,541	2,584	2,606	2,640	2,683
	社団	806	812	821	823	825	827
	財団	1,703	1,729	1,763	1,783	1,815	1,856
都道府県計	計	7,072	7,073	7,056	7,066	7,071	7,063
	社団	3,367	3,363	3,353	3,348	3,337	3,328
	財団	3,705	3,710	3,703	3,718	3,734	3,735
北海道	計	255	253	253	255	256	253
	社団	131	129	129	129	129	127
	財団	124	124	124	126	127	126
青森県	計	107	107	107	106	105	101
	社団	65	65	65	64	63	61
	財団	42	42	42	42	42	40
岩手県	計	97	96	96	96	95	93
	社団	48	48	47	47	46	44
	財団	49	48	49	49	49	49
宮城県	計	147	144	144	144	142	142
	社団	77	76	77	77	75	75
	財団	70	68	67	67	67	67
秋田県	計	71	71	70	70	70	69
	社団	42	42	41	41	41	40
	財団	29	29	29	29	29	29
山形県	計	139	139	137	137	137	136
	社団	59	59	59	59	59	59
	財団	80	80	78	78	78	77
福島県	計	155	155	154	154	154	154
	社団	77	77	77	77	77	77
	財団	78	78	77	77	77	77
茨城県	計	134	134	134	134	133	132
	社団	75	75	75	74	73	73
	財団	59	59	59	60	60	59
栃木県	計	121	123	122	122	122	123
	社団	54	54	53	53	53	53
	財団	67	69	69	69	69	70
群馬県	計	115	116	116	116	116	116
	社団	54	54	54	53	53	53
	財団	61	62	62	63	63	63
埼玉県	計	212	211	211	210	211	210
	社団	122	121	121	119	118	118
	財団	90	90	90	91	93	92
千葉県	計	188	188	186	187	188	189
	社団	97	97	97	98	98	98
	財団	91	91	89	89	90	91
東京都	計	429	428	430	428	432	432
	社団	220	219	219	218	219	217
	財団	209	209	211	210	213	215
神奈川県	計	290	291	292	295	295	299
	社団	130	131	131	132	131	132
	財団	160	160	161	163	164	167

		令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
新潟県	計	183	181	179	180	179	178
	社団	73	73	72	72	72	72
	財団	110	108	107	108	107	106
富山県	計	136	137	137	137	135	135
	社団	63	63	63	62	60	61
	財団	73	74	74	75	75	74
石川県	計	144	145	144	142	142	142
	社団	74	74	74	73	71	71
	財団	70	71	70	69	71	71
福井県	計	110	110	109	109	108	107
	社団	56	56	56	56	55	55
	財団	54	54	53	53	53	52
山梨県	計	89	88	86	84	85	86
	社団	36	36	34	33	33	33
	財団	53	52	52	51	52	53
長野県	計	120	121	121	121	120	121
	社団	55	56	56	56	56	56
	財団	65	65	65	65	64	65
岐阜県	計	132	132	132	129	128	127
	社団	62	62	62	60	58	58
	財団	70	70	70	69	70	69
静岡県	計	177	179	180	179	179	179
	社団	84	84	84	82	82	82
	財団	93	95	96	97	97	97
愛知県	計	251	253	256	262	262	263
	社団	116	116	117	119	119	119
	財団	135	137	139	143	143	144
三重県	計	104	104	104	104	105	104
	社団	54	54	54	55	55	54
	財団	50	50	50	49	50	50
滋賀県	計	139	139	139	140	139	138
	社団	64	64	64	64	64	63
	財団	75	75	75	76	75	75
京都府	計	254	256	254	253	253	254
	社団	90	90	90	90	90	90
	財団	164	166	164	163	163	164
大阪府	計	237	237	236	241	243	244
	社団	113	114	114	114	115	115
	財団	124	123	122	127	128	129
兵庫県	計	240	237	235	235	239	241
	社団	93	91	90	91	91	91
	財団	147	146	145	144	148	150
奈良県	計	99	100	99	99	99	98
	社団	51	52	51	51	51	51
	財団	48	48	48	48	48	47
和歌山県	計	95	94	93	93	94	93
	社団	44	44	44	44	44	43
	財団	51	50	49	49	50	50
鳥取県	計	77	75	74	74	73	74
	社団	36	35	34	34	34	35
	財団	41	40	40	40	39	39

		令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
島根県	計	106	106	106	105	105	105
	社団	42	42	42	42	42	42
	財団	64	64	64	63	63	63
岡山県	計	160	163	162	163	164	165
	社団	67	67	66	66	66	66
	財団	93	96	96	97	98	99
広島県	計	165	169	169	170	169	168
	社団	73	75	74	75	75	73
	財団	92	94	95	95	94	95
山口県	計	102	102	101	100	101	101
	社団	49	49	48	49	49	49
	財団	53	53	53	51	52	52
徳島県	計	86	84	84	83	84	84
	社団	42	42	42	42	43	43
	財団	44	42	42	41	41	41
香川県	計	132	133	133	133	133	133
	社団	45	45	45	45	45	45
	財団	87	88	88	88	88	88
愛媛県	計	110	111	112	111	112	111
	社団	47	48	48	48	48	48
	財団	63	63	64	63	64	63
高知県	計	111	111	110	111	112	112
	社団	47	47	47	47	47	47
	財団	64	64	63	64	65	65
福岡県	計	297	292	292	296	294	293
	社団	139	138	137	137	137	137
	財団	158	154	155	159	157	156
佐賀県	計	65	67	67	67	68	68
	社団	29	29	29	29	30	30
	財団	36	38	38	38	38	38
長崎県	計	108	108	107	107	107	106
	社団	44	44	44	44	44	44
	財団	64	64	63	63	63	62
熊本県	計	89	90	90	91	91	91
	社団	48	48	48	49	49	49
	財団	41	42	42	42	42	42
大分県	計	109	110	110	111	110	111
	社団	63	63	63	63	62	63
	財団	46	47	47	48	48	48
宮崎県	計	89	89	89	89	89	89
	社団	44	44	45	45	45	46
	財団	45	45	44	44	44	43
鹿児島県	計	196	195	195	194	194	194
	社団	117	116	116	115	115	115
	財団	79	79	79	79	79	79
沖縄県	計	100	99	99	99	99	99
	社団	56	55	55	55	55	55
	財団	44	44	44	44	44	44

(注) 各年12月1日現在

## 資料1-2-7 社員数規模別の公益社団法人数

	法人数	社員数計	2～99人	100～499人	500～999人	1,000～4,999人	5,000人以上
合計	4,155	3,128,337	1,328	1,597	550	597	83
内閣府	827	705,012	356	286	68	91	26
都道府県計	3,328	2,423,325	972	1,311	482	506	57
北海道	127	64,333	26	61	23	17	0
青森県	61	26,753	24	21	12	3	1
岩手県	44	22,002	12	22	8	1	1
宮城県	75	48,399	18	33	14	9	1
秋田県	40	20,524	12	18	8	1	1
山形県	59	28,762	22	24	7	5	1
福島県	77	45,334	25	30	12	9	1
茨城県	73	48,217	17	37	10	8	1
栃木県	53	40,287	12	24	7	9	1
群馬県	53	29,012	21	20	6	5	1
埼玉県	118	131,996	19	46	16	35	2
千葉県	98	117,336	23	39	14	19	3
東京都	217	208,875	39	71	17	89	1
神奈川県	132	121,034	47	43	15	25	2
新潟県	72	62,019	20	20	13	18	1
富山県	61	31,218	22	24	8	6	1
石川県	71	36,173	28	28	7	7	1
福井県	55	25,852	25	18	8	3	1
山梨県	33	19,461	10	14	5	3	1
長野県	56	39,517	19	16	12	8	1
岐阜県	58	22,249	18	26	10	4	0
静岡県	82	84,722	24	27	12	17	2
愛知県	119	154,135	20	46	21	27	5
三重県	54	36,474	15	20	10	8	1
滋賀県	63	33,033	22	20	13	7	1
京都府	90	48,801	26	47	11	4	2
大阪府	115	133,996	28	43	17	24	3
兵庫県	91	43,957	23	39	17	12	0
奈良県	51	23,929	16	26	6	2	1
和歌山県	43	46,593	12	24	3	2	2
鳥取県	35	13,601	13	16	2	4	0
島根県	42	17,206	18	16	4	3	1
岡山県	66	44,561	17	30	10	8	1
広島県	73	69,567	18	27	9	18	1
山口県	49	19,425	20	17	7	5	0
徳島県	43	20,736	16	17	4	6	0
香川県	45	32,508	16	17	6	4	2
愛媛県	48	37,311	19	10	9	8	2
高知県	47	21,818	18	20	4	4	1
福岡県	137	127,834	33	59	20	22	3
佐賀県	30	16,250	11	8	8	2	1
長崎県	44	33,093	12	16	9	6	1
熊本県	49	43,416	13	20	8	7	1
大分県	63	23,725	23	24	11	5	0
宮崎県	46	25,128	17	18	5	5	1
鹿児島県	115	51,236	45	47	15	7	1
沖縄県	55	30,917	18	22	9	5	1

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

## 資料1-2-8 代議員制採用法人における社員数規模別の法人数

	法人数	2～99人	100～499人	500～999人	1000～4999人	5000人以上
合計	364	171	171	5	13	4
内閣府	149	63	82	2	1	1
都道府県計	215	108	89	3	12	3
北海道	10	8	2	0	0	0
青森県	1	1	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0
宮城県	3	2	0	0	1	0
秋田県	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0
福島県	3	2	0	0	1	0
茨城県	4	2	1	0	1	0
栃木県	0	0	0	0	0	0
群馬県	2	1	1	0	0	0
埼玉県	1	0	0	0	1	0
千葉県	2	1	1	0	0	0
東京都	16	8	6	0	2	0
神奈川県	12	9	3	0	0	0
新潟県	2	1	1	0	0	0
富山県	4	2	1	1	0	0
石川県	1	1	0	0	0	0
福井県	1	1	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0
長野県	7	6	1	0	0	0
岐阜県	5	3	2	0	0	0
静岡県	3	2	1	0	0	0
愛知県	1	0	1	0	0	0
三重県	3	2	1	0	0	0
滋賀県	7	3	4	0	0	0
京都府	17	4	11	1	1	0
大阪府	34	8	22	1	3	0
兵庫県	23	8	15	0	0	0
奈良県	3	1	2	0	0	0
和歌山県	8	1	6	0	0	1
鳥取県	2	2	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0
岡山県	2	1	1	0	0	0
広島県	2	2	0	0	0	0
山口県	1	1	0	0	0	0
徳島県	1	0	1	0	0	0
香川県	4	3	0	0	0	1
愛媛県	2	2	0	0	0	0
高知県	1	1	0	0	0	0
福岡県	15	9	4	0	1	1
佐賀県	2	2	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0
熊本県	2	2	0	0	0	0
大分県	2	1	1	0	0	0
宮崎県	1	1	0	0	0	0
鹿児島県	5	4	0	0	1	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

資料1-2-9 各種の会員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	会員数計	1～99人	100～499人	500～999人	1,000～4,999人	5,000人以上
合計	計	5,586	17,081,172	1,311	2,063	801	1,005	406
	社団	4,030	8,259,565	779	1,524	642	843	242
	財団	1,556	8,821,607	532	539	159	162	164
内閣府	計	1,414	9,085,889	416	392	151	264	191
	社団	804	4,770,033	176	223	86	182	137
	財団	610	4,315,856	240	169	65	82	54
都道府県計	計	4,172	7,995,283	895	1,671	650	741	215
	社団	3,226	3,489,532	603	1,301	556	661	105
	財団	946	4,505,751	292	370	94	80	110
北海道	計	158	188,023	20	77	30	27	4
	社団	127	129,397	16	59	27	23	2
	財団	31	58,626	4	18	3	4	2
青森県	計	70	40,190	19	26	17	6	2
	社団	60	30,829	15	25	15	4	1
	財団	10	9,361	4	1	2	2	1
岩手県	計	59	53,195	13	32	9	3	2
	社団	42	24,125	8	23	8	2	1
	財団	17	29,070	5	9	1	1	1
宮城県	計	93	134,933	19	36	19	15	4
	社団	72	59,629	14	29	15	13	1
	財団	21	75,304	5	7	4	2	3
秋田県	計	47	23,893	11	21	13	1	1
	社団	39	22,040	9	16	12	1	1
	財団	8	1,853	2	5	1	0	0
山形県	計	64	59,576	16	31	8	6	3
	社団	53	31,122	14	24	8	6	1
	財団	11	28,454	2	7	0	0	2
福島県	計	90	141,647	22	43	11	11	3
	社団	75	49,512	17	35	11	11	1
	財団	15	92,135	5	8	0	0	2
茨城県	計	85	106,293	10	48	11	12	4
	社団	72	58,789	8	40	11	11	2
	財団	13	47,504	2	8	0	1	2
栃木県	計	63	50,441	11	29	11	10	2
	社団	53	45,270	9	25	9	8	2
	財団	10	5,171	2	4	2	2	0
群馬県	計	68	541,390	21	25	9	8	5
	社団	51	43,114	14	21	8	5	3
	財団	17	498,276	7	4	1	3	2
埼玉県	計	142	189,133	22	51	22	39	8
	社団	117	148,713	13	47	18	34	5
	財団	25	40,420	9	4	4	5	3
千葉県	計	122	181,736	23	51	19	23	6
	社団	96	128,277	14	42	16	21	3
	財団	26	53,459	9	9	3	2	3
東京都	計	267	751,762	31	84	26	103	23
	社団	215	491,599	20	67	20	96	12
	財団	52	260,163	11	17	6	7	11
神奈川県	計	182	294,462	39	69	24	38	12
	社団	130	175,165	24	49	21	31	5
	財団	52	119,297	15	20	3	7	7

		法人数	会員数計	1~99人	100~499人	500~999人	1,000~4,999人	5,000人以上
新潟県	計	108	415,782	22	31	17	24	14
	社団	68	70,002	13	19	14	21	1
	財団	40	345,780	9	12	3	3	13
富山県	計	87	525,697	31	30	9	10	7
	社団	59	70,547	15	24	8	9	3
	財団	28	455,150	16	6	1	1	4
石川県	計	82	93,180	22	37	9	9	5
	社団	67	43,628	19	30	7	9	2
	財団	15	49,552	3	7	2	0	3
福井県	計	64	33,810	20	28	9	6	1
	社団	53	31,813	17	20	9	6	1
	財団	11	1,997	3	8	0	0	0
山梨県	計	40	24,304	13	17	5	4	1
	社団	32	23,240	7	15	5	4	1
	財団	8	1,064	6	2	0	0	0
長野県	計	72	74,671	11	28	15	15	3
	社団	56	58,938	8	19	14	13	2
	財団	16	15,733	3	9	1	2	1
岐阜県	計	69	65,300	16	31	12	8	2
	社団	54	59,136	11	24	11	6	2
	財団	15	6,164	5	7	1	2	0
静岡県	計	106	166,858	22	39	16	24	5
	社団	80	96,323	18	25	14	21	2
	財団	26	70,535	4	14	2	3	3
愛知県	計	155	217,622	22	62	28	34	9
	社団	116	179,773	11	47	22	30	6
	財団	39	37,849	11	15	6	4	3
三重県	計	71	67,525	10	31	15	12	3
	社団	53	52,270	9	20	11	11	2
	財団	18	15,255	1	11	4	1	1
滋賀県	計	81	394,313	20	29	13	15	4
	社団	62	52,709	12	22	13	13	2
	財団	19	341,604	8	7	0	2	2
京都府	計	123	122,563	29	52	20	18	4
	社団	86	68,790	17	37	16	14	2
	財団	37	53,773	12	15	4	4	2
大阪府	計	145	258,719	21	39	25	51	9
	社団	111	212,177	7	27	22	49	6
	財団	34	46,542	14	12	3	2	3
兵庫県	計	121	340,838	20	41	29	26	5
	社団	88	104,899	11	27	24	25	1
	財団	33	235,939	9	14	5	1	4
奈良県	計	60	39,805	15	30	8	5	2
	社団	50	28,311	12	25	8	4	1
	財団	10	11,494	3	5	0	1	1
和歌山県	計	51	86,016	11	22	6	8	4
	社団	40	65,488	8	17	5	8	2
	財団	11	20,528	3	5	1	0	2
鳥取県	計	43	23,431	11	21	5	5	1
	社団	34	17,219	6	19	4	5	0
	財団	9	6,212	5	2	1	0	1

		法人数	会員数計	1～99人	100～499人	500～999人	1,000～4,999人	5,000人以上
島根県	計	52	34,168	18	22	6	4	2
	社団	41	19,870	13	19	4	4	1
	財団	11	14,298	5	3	2	0	1
岡山県	計	88	150,727	21	39	12	14	2
	社団	66	52,012	11	33	11	10	1
	財団	22	98,715	10	6	1	4	1
広島県	計	91	209,775	14	38	12	20	7
	社団	70	85,579	9	29	9	20	3
	財団	21	124,196	5	9	3	0	4
山口県	計	68	60,408	18	28	10	10	2
	社団	48	32,450	15	18	8	6	1
	財団	20	27,958	3	10	2	4	1
徳島県	計	51	63,148	15	24	2	8	2
	社団	42	33,847	13	18	2	8	1
	財団	9	29,301	2	6	0	0	1
香川県	計	67	101,617	20	29	9	4	5
	社団	43	39,864	10	19	7	4	3
	財団	24	61,753	10	10	2	0	2
愛媛県	計	65	81,928	20	19	12	10	4
	社団	47	46,634	12	13	10	10	2
	財団	18	35,294	8	6	2	0	2
高知県	計	53	58,839	14	23	7	6	3
	社団	42	27,700	11	19	5	6	1
	財団	11	31,139	3	4	2	0	2
福岡県	計	163	327,106	30	69	28	27	9
	社団	132	181,019	17	59	23	27	6
	財団	31	146,087	13	10	5	0	3
佐賀県	計	38	44,280	11	12	8	4	3
	社団	29	25,016	7	8	8	4	2
	財団	9	19,264	4	4	0	0	1
長崎県	計	56	82,162	11	23	10	8	4
	社団	42	48,981	6	18	9	7	2
	財団	14	33,181	5	5	1	1	2
熊本県	計	59	60,912	11	22	13	11	2
	社団	48	50,611	8	19	11	9	1
	財団	11	10,301	3	3	2	2	1
大分県	計	74	345,583	21	28	13	9	3
	社団	60	36,857	17	24	11	7	1
	財団	14	308,726	4	4	2	2	2
宮崎県	計	61	52,555	17	27	6	8	3
	社団	43	28,657	13	17	5	7	1
	財団	18	23,898	4	10	1	1	2
鹿児島県	計	124	477,669	34	53	22	11	4
	社団	107	71,263	29	48	18	10	2
	財団	17	406,406	5	5	4	1	2
沖縄県	計	74	137,298	27	24	10	11	2
	社団	55	36,328	16	21	9	8	1
	財団	19	100,970	11	3	1	3	1

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

## 資料1-2-10 評議員数規模別の公益財団法人数

	法人数	評議員数計	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
合計	5,585	53,116	3,743	1,526	173	50	30	63
内閣府	1,856	17,645	1,209	537	68	13	6	23
都道府県計	3,729	35,471	2,534	989	105	37	24	40
北海道	126	1,278	74	44	5	1	1	1
青森県	40	515	25	10	1	1	1	2
岩手県	49	520	32	14	2	0	0	1
宮城県	66	595	46	18	2	0	0	0
秋田県	29	304	20	8	0	0	0	1
山形県	77	770	53	21	0	1	0	2
福島県	77	712	57	15	4	0	0	1
茨城県	59	700	33	20	4	1	0	1
栃木県	70	716	43	24	1	0	1	1
群馬県	63	670	41	19	1	0	1	1
埼玉県	92	867	57	31	1	2	1	0
千葉県	91	839	67	19	3	0	1	1
東京都	215	2,216	112	89	8	6	0	0
神奈川県	167	1,685	110	41	10	2	2	2
新潟県	106	1,015	71	29	4	1	0	1
富山県	74	957	39	24	4	2	4	1
石川県	71	611	52	18	0	0	0	1
福井県	52	461	38	12	1	0	0	1
山梨県	53	576	38	9	1	3	1	1
長野県	65	610	38	23	4	0	0	0
岐阜県	69	682	52	13	0	2	1	1
静岡県	95	972	64	27	1	0	1	2
愛知県	144	1,300	92	48	4	0	0	0
三重県	50	483	28	20	1	1	0	0
滋賀県	75	657	51	22	1	0	1	0
京都府	164	1,389	129	26	6	2	1	0
大阪府	129	1,089	102	24	1	0	1	1
兵庫県	150	1,387	98	47	1	1	1	2
奈良県	47	446	31	13	2	0	0	1
和歌山県	50	472	31	17	1	1	0	0
鳥取県	39	328	33	5	0	0	0	1
島根県	61	547	44	15	0	1	0	1
岡山県	99	911	70	25	2	1	0	1
広島県	95	854	67	22	3	2	0	1
山口県	52	478	38	12	0	1	0	1
徳島県	41	324	30	10	1	0	0	0
香川県	88	824	65	17	4	1	0	1
愛媛県	63	521	46	15	1	0	1	0
高知県	65	517	51	9	4	1	0	0
福岡県	156	1,178	132	18	3	1	1	1
佐賀県	38	420	25	10	0	1	1	1
長崎県	62	608	37	20	3	0	1	1
熊本県	42	448	25	13	3	0	0	1
大分県	48	466	30	15	2	0	0	1
宮崎県	42	419	30	9	1	0	1	1
鹿児島県	79	748	51	23	3	1	0	1
沖縄県	44	386	36	6	1	0	0	1

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

資料1-2-11 理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	理事数計	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
合計	計	9,741	129,184	4,372	3,885	860	269	141	214
	社団	4,152	78,393	666	2,249	679	214	135	209
	財団	5,589	50,791	3,706	1,636	181	55	6	5
内閣府	計	2,681	31,934	1,360	908	316	66	11	20
	社団	826	15,271	137	360	252	49	10	18
	財団	1,855	16,663	1,223	548	64	17	1	2
都道府県計	計	7,060	97,250	3,012	2,977	544	203	130	194
	社団	3,326	63,122	529	1,889	427	165	125	191
	財団	3,734	34,128	2,483	1,088	117	38	5	3
北海道	計	253	3,911	101	100	29	4	9	10
	社団	127	2,739	21	62	22	4	8	10
	財団	126	1,172	80	38	7	0	1	0
青森県	計	100	1,429	37	41	12	7	3	0
	社団	60	1,005	15	27	10	5	3	0
	財団	40	424	22	14	2	2	0	0
岩手県	計	93	1,236	37	42	6	4	2	2
	社団	44	765	8	23	6	3	2	2
	財団	49	471	29	19	0	1	0	0
宮城県	計	142	1,775	62	58	15	5	2	0
	社団	75	1,154	17	39	12	5	2	0
	財団	67	621	45	19	3	0	0	0
秋田県	計	69	899	29	28	10	0	2	0
	社団	40	657	8	21	9	0	2	0
	財団	29	242	21	7	1	0	0	0
山形県	計	136	1,558	66	54	9	6	1	0
	社団	59	949	10	35	8	5	1	0
	財団	77	609	56	19	1	1	0	0
福島県	計	154	2,026	67	66	10	5	2	4
	社団	77	1,310	20	38	9	4	2	4
	財団	77	716	47	28	1	1	0	0
茨城県	計	131	1,875	39	73	12	3	0	4
	社団	72	1,205	7	52	8	2	0	3
	財団	59	670	32	21	4	1	0	1
栃木県	計	123	1,584	57	53	5	3	1	4
	社団	53	987	7	35	3	3	1	4
	財団	70	597	50	18	2	0	0	0
群馬県	計	116	1,411	49	54	10	2	0	1
	社団	53	757	9	36	7	1	0	0
	財団	63	654	40	18	3	1	0	1
埼玉県	計	210	3,295	71	104	16	5	1	13
	社団	118	2,406	12	78	9	5	1	13
	財団	92	889	59	26	7	0	0	0
千葉県	計	189	2,528	81	84	11	4	4	5
	社団	98	1,769	15	61	10	3	4	5
	財団	91	759	66	23	1	1	0	0
東京都	計	432	6,500	156	197	34	12	19	14
	社団	217	4,478	20	128	26	10	19	14
	財団	215	2,022	136	69	8	2	0	0
神奈川県	計	299	4,240	126	110	38	10	10	5
	社団	132	2,744	14	65	29	9	10	5
	財団	167	1,496	112	45	9	1	0	0

		法人数	理事数計	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
新潟県	計	178	2,359	92	53	20	6	4	3
	社団	72	1,239	17	35	13	2	3	2
	財団	106	1,120	75	18	7	4	1	1
富山県	計	135	2,070	40	69	17	5	1	3
	社団	61	1,164	9	35	10	3	1	3
	財団	74	906	31	34	7	2	0	0
石川県	計	141	1,928	50	69	13	7	0	2
	社団	71	1,258	9	42	12	6	0	2
	財団	70	670	41	27	1	1	0	0
福井県	計	107	1,493	45	47	7	3	2	3
	社団	55	996	11	30	6	3	2	3
	財団	52	497	34	17	1	0	0	0
山梨県	計	86	1,145	43	32	3	5	1	2
	社団	33	647	5	21	1	3	1	2
	財団	53	498	38	11	2	2	0	0
長野県	計	121	1,367	56	55	9	1	0	0
	社団	56	799	13	34	8	1	0	0
	財団	65	568	43	21	1	0	0	0
岐阜県	計	127	1,570	44	72	6	3	1	1
	社団	58	879	8	42	5	1	1	1
	財団	69	691	36	30	1	2	0	0
静岡県	計	179	2,313	79	75	16	4	3	2
	社団	82	1,446	11	49	13	4	3	2
	財団	97	867	68	26	3	0	0	0
愛知県	計	263	3,933	96	128	18	4	3	14
	社団	119	2,621	6	80	13	3	3	14
	財団	144	1,312	90	48	5	1	0	0
三重県	計	104	1,456	36	52	10	0	2	4
	社団	54	986	8	32	8	0	2	4
	財団	50	470	28	20	2	0	0	0
滋賀県	計	138	2,003	58	62	10	1	1	6
	社団	63	1,350	4	43	8	1	1	6
	財団	75	653	54	19	2	0	0	0
京都府	計	254	3,785	128	88	15	7	5	11
	社団	90	2,355	15	41	13	5	5	11
	財団	164	1,430	113	47	2	2	0	0
大阪府	計	244	4,373	107	87	12	4	8	26
	社団	115	3,272	8	61	11	2	7	26
	財団	129	1,101	99	26	1	2	1	0
兵庫県	計	241	3,541	102	106	11	3	2	17
	社団	91	2,199	9	51	10	2	2	17
	財団	150	1,342	93	55	1	1	0	0
奈良県	計	98	1,359	41	44	7	2	0	4
	社団	51	928	11	30	4	2	0	4
	財団	47	431	30	14	3	0	0	0
和歌山県	計	93	1,377	43	40	2	1	1	6
	社団	43	944	9	24	2	1	1	6
	財団	50	433	34	16	0	0	0	0
鳥取県	計	74	802	43	26	3	2	0	0
	社団	35	488	10	21	2	2	0	0
	財団	39	314	33	5	1	0	0	0

		法人数	理事数計	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
島根県	計	105	1,175	59	37	3	3	1	2
	社団	42	668	11	23	3	2	1	2
	財団	63	507	48	14	0	1	0	0
岡山県	計	165	2,081	79	65	9	6	6	0
	社団	66	1,231	11	35	9	5	6	0
	財団	99	850	68	30	0	1	0	0
広島県	計	168	2,488	66	70	11	8	7	6
	社団	73	1,587	10	37	7	7	6	6
	財団	95	901	56	33	4	1	1	0
山口県	計	101	1,323	44	41	6	6	2	2
	社団	49	811	11	25	5	5	1	2
	財団	52	512	33	16	1	1	1	0
徳島県	計	84	1,073	44	29	5	2	3	1
	社団	43	696	15	19	3	2	3	1
	財団	41	377	29	10	2	0	0	0
香川県	計	133	1,683	73	48	3	4	1	4
	社団	45	933	9	26	1	4	1	4
	財団	88	750	64	22	2	0	0	0
愛媛県	計	111	1,556	48	48	5	4	2	4
	社団	48	1,002	7	27	4	4	2	4
	財団	63	554	41	21	1	0	0	0
高知県	計	112	1,230	63	36	8	4	0	1
	社団	47	706	15	21	6	4	0	1
	財団	65	524	48	15	2	0	0	0
福岡県	計	293	3,936	131	111	28	11	8	4
	社団	137	2,644	11	80	24	10	8	4
	財団	156	1,292	120	31	4	1	0	0
佐賀県	計	68	868	34	24	5	4	1	0
	社団	30	488	6	17	3	3	1	0
	財団	38	380	28	7	2	1	0	0
長崎県	計	106	1,180	58	36	7	3	0	2
	社団	44	709	10	24	5	3	0	2
	財団	62	471	48	12	2	0	0	0
熊本県	計	91	1,406	22	46	14	7	1	1
	社団	49	969	2	27	12	6	1	1
	財団	42	437	20	19	2	1	0	0
大分県	計	111	1,520	41	50	13	3	3	1
	社団	63	1,077	8	37	12	2	3	1
	財団	48	443	33	13	1	1	0	0
宮崎県	計	89	1,064	44	34	6	4	1	0
	社団	46	671	14	23	5	3	1	0
	財団	43	393	30	11	1	1	0	0
鹿児島県	計	194	2,320	75	100	14	3	2	0
	社団	115	1,613	26	72	13	2	2	0
	財団	79	707	49	28	1	1	0	0
沖縄県	計	99	1,206	50	33	11	3	2	0
	社団	55	821	17	25	8	3	2	0
	財団	44	385	33	8	3	0	0	0

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

## 資料1-2-12 常勤・非常勤別の理事数

	法人数	理事数計	常勤	非常勤
合計	9,746	129,184	9,146	120,038
内閣府	2,683	31,934	2,774	29,160
都道府県計	7,063	97,250	6,372	90,878
北海道	253	3,911	284	3,627
青森県	101	1,429	81	1,348
岩手県	93	1,236	90	1,146
宮城県	142	1,775	151	1,624
秋田県	69	899	56	843
山形県	136	1,558	99	1,459
福島県	154	2,026	171	1,855
茨城県	132	1,875	129	1,746
栃木県	123	1,584	110	1,474
群馬県	116	1,411	115	1,296
埼玉県	210	3,295	196	3,099
千葉県	189	2,528	189	2,339
東京都	432	6,500	351	6,149
神奈川県	299	4,240	286	3,954
新潟県	178	2,359	131	2,228
富山県	135	2,070	106	1,964
石川県	142	1,928	101	1,827
福井県	107	1,493	68	1,425
山梨県	86	1,145	88	1,057
長野県	121	1,367	113	1,254
岐阜県	127	1,570	110	1,460
静岡県	179	2,313	165	2,148
愛知県	263	3,933	247	3,686
三重県	104	1,456	85	1,371
滋賀県	138	2,003	135	1,868
京都府	254	3,785	233	3,552
大阪府	244	4,373	259	4,114
兵庫県	241	3,541	270	3,271
奈良県	98	1,359	61	1,298
和歌山県	93	1,377	66	1,311
鳥取県	74	802	75	727
島根県	105	1,175	95	1,080
岡山県	165	2,081	149	1,932
広島県	168	2,488	130	2,358
山口県	101	1,323	82	1,241
徳島県	84	1,073	76	997
香川県	133	1,683	89	1,594
愛媛県	111	1,556	75	1,481
高知県	112	1,230	88	1,142
福岡県	293	3,936	371	3,565
佐賀県	68	868	62	806
長崎県	106	1,180	83	1,097
熊本県	91	1,406	76	1,330
大分県	111	1,520	77	1,443
宮崎県	89	1,064	75	989
鹿児島県	194	2,320	144	2,176
沖縄県	99	1,206	79	1,127

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業

2 週3日以上出勤する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とす

## 資料1-2-13 監事数別の公益法人数（社団・財団別）

		全法人数	監事数計	1人	2人	3人	4人	5人以上
合計	計	9,744	19,824	1,218	7,106	1,311	89	20
	社団	4,154	9,212	200	2,964	897	77	16
	財団	5,590	10,612	1,018	4,142	414	12	4
内閣府	計	2,683	5,181	562	1,770	329	18	4
	社団	827	1,793	90	530	188	16	3
	財団	1,856	3,388	472	1,240	141	2	1
都道府県計	計	7,061	14,643	656	5,336	982	71	16
	社団	3,327	7,419	110	2,434	709	61	13
	財団	3,734	7,224	546	2,902	273	10	3
北海道	計	253	534	16	194	42	1	0
	社団	127	287	2	91	33	1	0
	財団	126	247	14	103	9	0	0
青森県	計	101	233	8	59	31	1	2
	社団	61	145	4	31	25	1	0
	財団	40	88	4	28	6	0	2
岩手県	計	93	202	2	74	16	1	0
	社団	44	101	0	32	11	1	0
	財団	49	101	2	42	5	0	0
宮城県	計	142	305	8	105	29	0	0
	社団	75	169	2	52	21	0	0
	財団	67	136	6	53	8	0	0
秋田県	計	69	159	1	48	18	2	0
	社団	40	99	0	23	15	2	0
	財団	29	60	1	25	3	0	0
山形県	計	136	275	14	105	17	0	0
	社団	59	128	4	41	14	0	0
	財団	77	147	10	64	3	0	0
福島県	計	154	340	7	112	32	2	1
	社団	77	180	1	52	22	1	1
	財団	77	160	6	60	10	1	0
茨城県	計	131	278	8	101	20	2	0
	社団	72	160	1	56	13	2	0
	財団	59	118	7	45	7	0	0
栃木県	計	123	265	6	97	16	3	1
	社団	53	127	0	37	12	3	1
	財団	70	138	6	60	4	0	0
群馬県	計	116	251	7	86	20	3	0
	社団	53	124	2	34	14	3	0
	財団	63	127	5	52	6	0	0
埼玉県	計	210	446	18	155	34	2	1
	社団	118	268	5	82	29	1	1
	財団	92	178	13	73	5	1	0
千葉県	計	189	398	15	144	25	5	0
	社団	98	220	2	74	18	4	0
	財団	91	178	13	70	7	1	0
東京都	計	432	908	34	326	67	4	1
	社団	217	484	5	163	44	4	1
	財団	215	424	29	163	23	0	0
神奈川県	計	299	611	34	222	40	2	1
	社団	132	292	6	95	29	1	1
	財団	167	319	28	127	11	1	0

		全法人数	監事数計	1人	2人	3人	4人	5人以上
新潟県	計	178	369	14	137	27	0	0
	社団	72	155	1	59	12	0	0
	財団	106	214	13	78	15	0	0
富山県	計	135	285	7	108	19	0	1
	社団	61	134	1	49	10	0	1
	財団	74	151	6	59	9	0	0
石川県	計	141	301	7	112	18	4	0
	社団	71	164	0	53	14	4	0
	財団	70	137	7	59	4	0	0
福井県	計	107	213	10	89	7	1	0
	社団	55	116	3	44	7	1	0
	財団	52	97	7	45	0	0	0
山梨県	計	86	185	6	63	16	0	1
	社団	33	80	0	21	11	0	1
	財団	53	105	6	42	5	0	0
長野県	計	121	247	12	97	10	1	1
	社団	56	122	2	47	5	1	1
	財団	65	125	10	50	5	0	0
岐阜県	計	127	259	11	100	16	0	0
	社団	58	124	2	46	10	0	0
	財団	69	135	9	54	6	0	0
静岡県	計	179	371	19	131	26	3	0
	社団	82	189	1	58	20	3	0
	財団	97	182	18	73	6	0	0
愛知県	計	263	541	25	202	32	4	0
	社団	119	268	3	87	25	4	0
	財団	144	273	22	115	7	0	0
三重県	計	104	218	5	84	15	0	0
	社団	54	119	0	43	11	0	0
	財団	50	99	5	41	4	0	0
滋賀県	計	138	280	15	106	15	2	0
	社団	63	136	3	48	11	1	0
	財団	75	144	12	58	4	1	0
京都府	計	254	530	23	189	39	3	0
	社団	90	209	1	62	24	3	0
	財団	164	321	22	127	15	0	0
大阪府	計	244	488	43	161	37	3	0
	社団	115	257	5	81	26	3	0
	財団	129	231	38	80	11	0	0
兵庫県	計	241	480	35	176	27	3	0
	社団	91	204	3	65	21	2	0
	財団	150	276	32	111	6	1	0
奈良県	計	98	188	14	78	6	0	0
	社団	51	103	3	44	4	0	0
	財団	47	85	11	34	2	0	0
和歌山県	計	93	186	12	69	12	0	0
	社団	43	92	4	29	10	0	0
	財団	50	94	8	40	2	0	0
鳥取県	計	74	154	1	67	5	1	0
	社団	35	75	1	29	4	1	0
	財団	39	79	0	38	1	0	0

		全法人数	監事数計	1人	2人	3人	4人	5人以上
島根県	計	105	214	8	85	12	0	0
	社団	42	92	1	32	9	0	0
	財団	63	122	7	53	3	0	0
岡山県	計	165	343	18	119	25	3	0
	社団	66	148	4	44	16	2	0
	財団	99	195	14	75	9	1	0
広島県	計	168	333	23	127	17	0	1
	社団	73	154	4	59	9	0	1
	財団	95	179	19	68	8	0	0
山口県	計	101	207	6	85	9	1	0
	社団	49	106	2	38	8	1	0
	財団	52	101	4	47	1	0	0
徳島県	計	84	178	3	68	13	0	0
	社団	43	96	0	33	10	0	0
	財団	41	82	3	35	3	0	0
香川県	計	133	262	17	104	11	1	0
	社団	45	100	0	36	8	1	0
	財団	88	162	17	68	3	0	0
愛媛県	計	111	228	12	81	18	0	0
	社団	48	107	2	33	13	0	0
	財団	63	121	10	48	5	0	0
高知県	計	112	216	20	80	12	0	0
	社団	47	98	6	31	10	0	0
	財団	65	118	14	49	2	0	0
福岡県	計	293	577	50	211	26	3	3
	社団	137	295	9	103	22	1	2
	財団	156	282	41	108	4	2	1
佐賀県	計	68	137	6	55	7	0	0
	社団	30	63	1	25	4	0	0
	財団	38	74	5	30	3	0	0
長崎県	計	106	204	18	79	8	1	0
	社団	44	92	5	31	7	1	0
	財団	62	112	13	48	1	0	0
熊本県	計	91	201	3	69	16	3	0
	社団	49	113	0	37	9	3	0
	財団	42	88	3	32	7	0	0
大分県	計	111	236	11	76	23	1	0
	社団	63	145	2	41	19	1	0
	財団	48	91	9	35	4	0	0
宮崎県	計	89	189	7	65	16	1	0
	社団	46	103	2	31	13	0	0
	財団	43	86	5	34	3	1	0
鹿児島県	計	194	417	11	151	26	4	2
	社団	115	260	5	83	21	4	2
	財団	79	157	6	68	5	0	0
沖縄県	計	99	201	6	84	9	0	0
	社団	55	116	0	49	6	0	0
	財団	44	85	6	35	3	0	0

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

## 資料1-2-14 常勤・非常勤別の監事数

	法人数	監事数計	常勤	非常勤
合計	9,746	19,824	74	19,750
内閣府	2,683	5,181	31	5,150
都道府県計	7,063	14,643	43	14,600
北海道	253	534	1	533
青森県	101	233	3	230
岩手県	93	202	0	202
宮城県	142	305	0	305
秋田県	69	159	0	159
山形県	136	275	0	275
福島県	154	340	0	340
茨城県	132	278	0	278
栃木県	123	265	0	265
群馬県	116	251	2	249
埼玉県	210	446	0	446
千葉県	189	398	0	398
東京都	432	908	2	906
神奈川県	299	611	0	611
新潟県	178	369	1	368
富山県	135	285	0	285
石川県	142	301	3	298
福井県	107	213	0	213
山梨県	86	185	1	184
長野県	121	247	1	246
岐阜県	127	259	0	259
静岡県	179	371	1	370
愛知県	263	541	7	534
三重県	104	218	0	218
滋賀県	138	280	0	280
京都府	254	530	2	528
大阪府	244	488	3	485
兵庫県	241	480	5	475
奈良県	98	188	0	188
和歌山県	93	186	0	186
鳥取県	74	154	0	154
島根県	105	214	0	214
岡山県	165	343	2	341
広島県	168	333	2	331
山口県	101	207	0	207
徳島県	84	178	0	178
香川県	133	262	0	262
愛媛県	111	228	2	226
高知県	112	216	0	216
福岡県	293	577	2	575
佐賀県	68	137	0	137
長崎県	106	204	1	203
熊本県	91	201	0	201
大分県	111	236	0	236
宮崎県	89	189	0	189
鹿児島県	194	417	1	416
沖縄県	99	201	1	200

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2 週3日以上出勤する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

## 資料1-2-15 会計監査人設置法人の割合

	全法人数	会計監査人設置法人数	全法人数中の割合 (%)
合計	9,746	461	4.7%
内閣府	2,683	226	8.4%
都道府県計	7,063	235	3.3%
北海道	253	11	4.3%
青森県	101	5	5.0%
岩手県	93	2	2.2%
宮城県	142	7	4.9%
秋田県	69	3	4.3%
山形県	136	6	4.4%
福島県	154	7	4.5%
茨城県	132	4	3.0%
栃木県	123	1	0.8%
群馬県	116	1	0.9%
埼玉県	210	8	3.8%
千葉県	189	3	1.6%
東京都	432	19	4.4%
神奈川県	299	6	2.0%
新潟県	178	6	3.4%
富山県	135	3	2.2%
石川県	142	6	4.2%
福井県	107	5	4.7%
山梨県	86	3	3.5%
長野県	121	4	3.3%
岐阜県	127	4	3.1%
静岡県	179	10	5.6%
愛知県	263	11	4.2%
三重県	104	2	1.9%
滋賀県	138	1	0.7%
京都府	254	16	6.3%
大阪府	244	8	3.3%
兵庫県	241	6	2.5%
奈良県	98	1	1.0%
和歌山県	93	3	3.2%
鳥取県	74	2	2.7%
島根県	105	2	1.9%
岡山県	165	7	4.2%
広島県	168	3	1.8%
山口県	101	5	5.0%
徳島県	84	2	2.4%
香川県	133	3	2.3%
愛媛県	111	2	1.8%
高知県	112	1	0.9%
福岡県	293	7	2.4%
佐賀県	68	0	0.0%
長崎県	106	6	5.7%
熊本県	91	3	3.3%
大分県	111	5	4.5%
宮崎県	89	3	3.4%
鹿児島県	194	10	5.2%
沖縄県	99	2	2.0%

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

資料1-2-16 職員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	職員数計	0人	1人	2～9人	10～49人	50～99人	100人以上
合計	計	9,746	292,864	524	1,128	4,871	2,290	444	489
	社団	4,155	87,330	168	428	2,427	948	96	88
	財団	5,591	205,534	356	700	2,444	1,342	348	401
内閣府	計	2,683	81,423	117	362	1,402	591	100	111
	社団	827	31,826	36	82	458	206	21	24
	財団	1,856	49,597	81	280	944	385	79	87
都道府県計	計	7,063	211,441	407	766	3,469	1,699	344	378
	社団	3,328	55,504	132	346	1,969	742	75	64
	財団	3,735	155,937	275	420	1,500	957	269	314
北海道	計	253	10,202	25	32	119	57	7	13
	社団	127	4,019	11	15	72	22	4	3
	財団	126	6,183	14	17	47	35	3	10
青森県	計	101	2,581	5	16	53	18	5	4
	社団	61	441	2	13	35	10	1	0
	財団	40	2,140	3	3	18	8	4	4
岩手県	計	93	2,703	1	7	52	22	7	4
	社団	44	393	0	2	32	9	1	0
	財団	49	2,310	1	5	20	13	6	4
宮城県	計	142	6,407	5	10	81	25	9	12
	社団	75	1,019	3	3	52	13	2	2
	財団	67	5,388	2	7	29	12	7	10
秋田県	計	69	1,217	6	7	40	12	1	3
	社団	40	300	3	5	27	4	1	0
	財団	29	917	3	2	13	8	0	3
山形県	計	136	1,639	13	33	60	23	4	3
	社団	59	446	4	15	31	7	2	0
	財団	77	1,193	9	18	29	16	2	3
福島県	計	154	8,300	3	15	77	36	10	13
	社団	77	528	1	11	48	17	0	0
	財団	77	7,772	2	4	29	19	10	13
茨城県	計	132	5,763	0	15	60	34	9	14
	社団	73	1,397	0	10	40	16	4	3
	財団	59	4,366	0	5	20	18	5	11
栃木県	計	123	2,324	3	7	79	21	6	7
	社団	53	443	1	2	40	9	0	1
	財団	70	1,881	2	5	39	12	6	6
群馬県	計	116	4,342	3	18	50	29	5	11
	社団	53	1,163	0	9	32	8	0	4
	財団	63	3,179	3	9	18	21	5	7
埼玉県	計	210	5,326	16	14	100	53	15	12
	社団	118	1,623	10	8	69	26	3	2
	財団	92	3,703	6	6	31	27	12	10
千葉県	計	189	7,508	10	9	95	56	5	14
	社団	98	1,077	8	4	58	26	1	1
	財団	91	6,431	2	5	37	30	4	13
東京都	計	432	18,522	18	36	199	121	19	39
	社団	217	3,873	4	9	122	72	5	5
	財団	215	14,649	14	27	77	49	14	34
神奈川県	計	299	14,300	15	28	121	81	27	27
	社団	132	1,952	8	16	69	30	6	3
	財団	167	12,348	7	12	52	51	21	24

		法人数	職員数計	0人	1人	2~9人	10~49人	50~99人	100人以上
新潟県	計	178	2,461	7	21	99	41	5	5
	社団	72	634	2	7	44	18	1	0
	財団	106	1,827	5	14	55	23	4	5
富山県	計	135	2,451	8	14	66	35	7	5
	社団	61	735	6	8	33	11	2	1
	財団	74	1,716	2	6	33	24	5	4
石川県	計	142	3,287	7	21	70	31	7	6
	社団	71	1,679	5	12	37	14	2	1
	財団	71	1,608	2	9	33	17	5	5
福井県	計	107	1,504	6	16	58	22	2	3
	社団	55	343	2	9	34	10	0	0
	財団	52	1,161	4	7	24	12	2	3
山梨県	計	86	4,183	5	6	48	15	4	8
	社団	33	1,673	1	0	25	4	1	2
	財団	53	2,510	4	6	23	11	3	6
長野県	計	121	2,155	10	13	57	36	2	3
	社団	56	490	4	6	24	21	1	0
	財団	65	1,665	6	7	33	15	1	3
岐阜県	計	127	2,101	8	9	72	30	5	3
	社団	58	932	4	3	35	14	1	1
	財団	69	1,169	4	6	37	16	4	2
静岡県	計	179	6,429	5	16	90	51	5	12
	社団	82	1,954	3	4	48	24	0	3
	財団	97	4,475	2	12	42	27	5	9
愛知県	計	263	8,185	14	22	125	69	15	18
	社団	119	1,152	2	6	77	31	3	0
	財団	144	7,033	12	16	48	38	12	18
三重県	計	104	1,923	0	7	58	29	4	6
	社団	54	612	0	4	35	14	0	1
	財団	50	1,311	0	3	23	15	4	5
滋賀県	計	138	3,326	7	23	60	34	9	5
	社団	63	527	2	13	30	17	1	0
	財団	75	2,799	5	10	30	17	8	5
京都府	計	254	6,501	46	22	108	60	10	8
	社団	90	3,373	4	12	53	15	3	3
	財団	164	3,128	42	10	55	45	7	5
大阪府	計	244	7,641	17	19	119	68	9	12
	社団	115	1,043	4	7	70	32	1	1
	財団	129	6,598	13	12	49	36	8	11
兵庫県	計	241	8,526	14	29	101	65	10	22
	社団	91	1,173	1	11	47	30	0	2
	財団	150	7,353	13	18	54	35	10	20
奈良県	計	98	830	12	8	63	12	2	1
	社団	51	348	4	3	38	5	1	0
	財団	47	482	8	5	25	7	1	1
和歌山県	計	93	1,292	7	15	49	16	4	2
	社団	43	326	1	4	29	8	1	0
	財団	50	966	6	11	20	8	3	2
鳥取県	計	74	1,909	1	6	34	23	5	5
	社団	35	541	1	4	20	7	2	1
	財団	39	1,368	0	2	14	16	3	4

		法人数	職員数計	0人	1人	2~9人	10~49人	50~99人	100人以上
島根県	計	105	2,085	4	16	49	27	7	2
	社団	42	790	0	6	26	8	1	1
	財団	63	1,295	4	10	23	19	6	1
岡山県	計	165	10,473	13	19	86	26	9	12
	社団	66	932	4	8	41	9	3	1
	財団	99	9,541	9	11	45	17	6	11
広島県	計	168	3,828	12	19	86	34	8	9
	社団	73	866	1	5	45	19	2	1
	財団	95	2,962	11	14	41	15	6	8
山口県	計	101	1,759	2	12	47	33	4	3
	社団	49	361	1	7	28	13	0	0
	財団	52	1,398	1	5	19	20	4	3
徳島県	計	84	1,176	4	15	43	15	5	2
	社団	43	476	2	8	26	4	3	0
	財団	41	700	2	7	17	11	2	2
香川県	計	133	1,787	12	21	62	29	6	3
	社団	45	463	1	6	28	7	3	0
	財団	88	1,324	11	15	34	22	3	3
愛媛県	計	111	1,866	12	13	57	23	3	3
	社団	48	402	6	6	28	6	1	1
	財団	63	1,464	6	7	29	17	2	2
高知県	計	112	1,383	12	19	47	28	4	2
	社団	47	262	4	9	28	6	0	0
	財団	65	1,121	8	10	19	22	4	2
福岡県	計	293	8,492	6	31	150	77	19	10
	社団	137	2,596	2	12	89	30	2	2
	財団	156	5,896	4	19	61	47	17	8
佐賀県	計	68	1,240	1	11	34	15	5	2
	社団	30	255	0	5	17	7	1	0
	財団	38	985	1	6	17	8	4	2
長崎県	計	106	1,352	8	12	63	16	5	2
	社団	44	360	1	4	35	2	1	1
	財団	62	992	7	8	28	14	4	1
熊本県	計	91	1,548	3	7	48	23	8	2
	社団	49	528	0	4	29	13	3	0
	財団	42	1,020	3	3	19	10	5	2
大分県	計	111	1,569	8	18	51	27	5	2
	社団	63	574	5	11	27	19	1	0
	財団	48	995	3	7	24	8	4	2
宮崎県	計	89	2,836	4	7	48	22	5	3
	社団	46	1,830	0	2	29	12	1	2
	財団	43	1,006	4	5	19	10	4	1
鹿児島県	計	194	11,949	8	22	86	50	10	18
	社団	115	7,245	4	13	57	27	1	13
	財団	79	4,704	4	9	29	23	9	5
沖縄県	計	99	2,260	1	10	49	29	7	3
	社団	55	1,355	0	5	30	16	2	2
	財団	44	905	1	5	19	13	5	1

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

## 資料1-2-17 常勤・非常勤別の職員数

	法人数	職員数計	常勤	非常勤
合計	9,746	292,864	222,157	70,707
内閣府	2,683	81,423	61,777	19,646
都道府県計	7,063	211,441	160,380	51,061
北海道	253	10,202	7,386	2,816
青森県	101	2,581	2,197	384
岩手県	93	2,703	2,407	296
宮城県	142	6,407	5,311	1,096
秋田県	69	1,217	1,102	115
山形県	136	1,639	1,276	363
福島県	154	8,300	6,713	1,587
茨城県	132	5,763	4,746	1,017
栃木県	123	2,324	2,128	196
群馬県	116	4,342	3,575	767
埼玉県	210	5,326	3,384	1,942
千葉県	189	7,508	3,658	3,850
東京都	432	18,522	13,386	5,136
神奈川県	299	14,300	8,037	6,263
新潟県	178	2,461	2,031	430
富山県	135	2,451	1,764	687
石川県	142	3,287	2,379	908
福井県	107	1,504	1,128	376
山梨県	86	4,183	3,283	900
長野県	121	2,155	1,517	638
岐阜県	127	2,101	1,577	524
静岡県	179	6,429	5,098	1,331
愛知県	263	8,185	6,269	1,916
三重県	104	1,923	1,401	522
滋賀県	138	3,326	2,339	987
京都府	254	6,501	4,789	1,712
大阪府	244	7,641	5,478	2,163
兵庫県	241	8,526	6,221	2,305
奈良県	98	830	588	242
和歌山県	93	1,292	1,040	252
鳥取県	74	1,909	1,643	266
島根県	105	2,085	1,773	312
岡山県	165	10,473	9,233	1,240
広島県	168	3,828	2,768	1,060
山口県	101	1,759	1,372	387
徳島県	84	1,176	903	273
香川県	133	1,787	1,451	336
愛媛県	111	1,866	1,539	327
高知県	112	1,383	1,288	95
福岡県	293	8,492	6,791	1,701
佐賀県	68	1,240	946	294
長崎県	106	1,352	1,219	133
熊本県	91	1,548	1,201	347
大分県	111	1,569	1,194	375
宮崎県	89	2,836	2,491	345
鹿児島県	194	11,949	10,481	1,468
沖縄県	99	2,260	1,879	381

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2 週3日以上出勤する者（パート、アルバイトや派遣の形態であっても、1年以上の長期間勤務（予定も含む。）を含む。）を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

資料1-3-1 事業年度の設定状況（社団・財団別）

		全法人数	1月～12月	2月～1月	3月～2月	4月～3月	5月～4月	6月～5月	7月～6月	8月～7月	9月～8月	10月～9月	11月～10月	12月～11月
合計	計	9,746	382	24	42	8,853	32	63	137	56	40	81	17	19
	社団	4,155	230	8	19	3,750	11	19	67	14	11	17	4	5
	財団	5,591	152	16	23	5,103	21	44	70	42	29	64	13	14
内閣府	計	2,683	169	12	32	2,237	16	26	64	32	22	48	12	13
	社団	827	58	4	17	676	5	8	26	8	8	12	3	2
	財団	1,856	111	8	15	1,561	11	18	38	24	14	36	9	11
都道府県計	計	7,063	213	12	10	6,616	16	37	73	24	18	33	5	6
	社団	3,328	172	4	2	3,074	6	11	41	6	3	5	1	3
	財団	3,735	41	8	8	3,542	10	26	32	18	15	28	4	3
北海道	計	253	2	1	0	244	0	0	2	1	1	2	0	0
	社団	127	1	0	0	126	0	0	0	0	0	0	0	0
	財団	126	1	1	0	118	0	0	2	1	1	2	0	0
青森県	計	101	6	0	0	93	1	0	1	0	0	0	0	0
	社団	61	6	0	0	53	1	0	1	0	0	0	0	0
	財団	40	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	計	93	1	0	0	91	0	0	1	0	0	0	0	0
	社団	44	1	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	0
	財団	49	0	0	0	48	0	0	1	0	0	0	0	0
宮城県	計	142	5	0	0	133	0	0	3	1	0	0	0	0
	社団	75	5	0	0	69	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	67	0	0	0	64	0	0	2	1	0	0	0	0
秋田県	計	69	1	0	0	67	0	0	1	0	0	0	0	0
	社団	40	1	0	0	38	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	29	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	計	136	10	1	0	120	0	0	2	0	1	2	0	0
	社団	59	10	1	0	46	0	0	2	0	0	0	0	0
	財団	77	0	0	0	74	0	0	0	0	1	2	0	0
福島県	計	154	9	0	0	142	0	0	2	0	0	0	0	1
	社団	77	7	0	0	68	0	0	1	0	0	0	0	1
	財団	77	2	0	0	74	0	0	1	0	0	0	0	0
茨城県	計	132	3	1	0	127	0	0	1	0	0	0	0	0
	社団	73	2	1	0	69	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	59	1	0	0	58	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	計	123	3	0	0	118	1	0	1	0	0	0	0	0
	社団	53	1	0	0	50	1	0	1	0	0	0	0	0
	財団	70	2	0	0	68	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	計	116	7	0	0	107	0	0	1	0	0	1	0	0
	社団	53	6	0	0	46	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	63	1	0	0	61	0	0	0	0	0	1	0	0
埼玉県	計	210	12	0	0	194	0	1	1	0	2	0	0	0
	社団	118	12	0	0	105	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	92	0	0	0	89	0	1	0	0	2	0	0	0
千葉県	計	189	9	1	0	178	0	0	1	0	0	0	0	0
	社団	98	8	1	0	88	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	91	1	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	計	432	5	0	0	416	1	3	0	2	2	3	0	0
	社団	217	4	0	0	212	0	0	0	0	1	0	0	0
	財団	215	1	0	0	204	1	3	0	2	1	3	0	0
神奈川県	計	299	16	0	0	273	0	2	5	2	1	0	0	0
	社団	132	12	0	0	119	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	167	4	0	0	154	0	2	4	2	1	0	0	0

		全法人数	1月～12月	2月～1月	3月～2月	4月～3月	5月～4月	6月～5月	7月～6月	8月～7月	9月～8月	10月～9月	11月～10月	12月～11月
新潟県	計	178	3	0	1	166	1	3	0	2	0	2	0	0
	社団	72	1	0	0	68	0	2	0	1	0	0	0	0
	財団	106	2	0	1	98	1	1	0	1	0	2	0	0
富山県	計	135	5	0	1	126	1	0	0	1	0	1	0	0
	社団	61	5	0	0	54	0	0	0	1	0	1	0	0
	財団	74	0	0	1	72	1	0	0	0	0	0	0	0
石川県	計	142	4	0	0	132	1	1	2	0	1	1	0	0
	社団	71	4	0	0	66	1	0	0	0	0	0	0	0
	財団	71	0	0	0	66	0	1	2	0	1	1	0	0
福井県	計	107	6	0	0	99	1	0	0	0	0	1	0	0
	社団	55	6	0	0	48	1	0	0	0	0	0	0	0
	財団	52	0	0	0	51	0	0	0	0	0	1	0	0
山梨県	計	86	2	0	0	81	0	0	0	0	0	2	0	1
	社団	33	1	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	1
	財団	53	1	0	0	50	0	0	0	0	0	2	0	0
長野県	計	121	12	0	1	101	2	2	0	1	1	1	0	0
	社団	56	7	0	0	47	1	0	0	0	1	0	0	0
	財団	65	5	0	1	54	1	2	0	1	0	1	0	0
岐阜県	計	127	2	0	1	114	0	5	1	0	1	1	2	0
	社団	58	1	0	0	53	0	3	1	0	0	0	0	0
	財団	69	1	0	1	61	0	2	0	0	1	1	2	0
静岡県	計	179	2	1	2	167	0	2	3	0	1	1	0	0
	社団	82	1	0	1	77	0	0	2	0	0	1	0	0
	財団	97	1	1	1	90	0	2	1	0	1	0	0	0
愛知県	計	263	7	2	0	247	1	0	2	1	0	2	1	0
	社団	119	6	0	0	110	0	0	1	1	0	0	1	0
	財団	144	1	2	0	137	1	0	1	0	0	2	0	0
三重県	計	104	2	0	0	100	0	0	1	0	0	1	0	0
	社団	54	2	0	0	51	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	50	0	0	0	49	0	0	0	0	0	1	0	0
滋賀県	計	138	7	0	0	126	0	0	5	0	0	0	0	0
	社団	63	6	0	0	55	0	0	2	0	0	0	0	0
	財団	75	1	0	0	71	0	0	3	0	0	0	0	0
京都府	計	254	8	1	1	238	1	1	1	0	0	3	0	0
	社団	90	4	1	0	84	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	164	4	0	1	154	1	1	0	0	0	3	0	0
大阪府	計	244	5	1	0	227	1	3	1	1	0	4	0	1
	社団	115	5	0	0	106	0	1	0	0	0	2	0	1
	財団	129	0	1	0	121	1	2	1	1	0	2	0	0
兵庫県	計	241	5	0	0	231	0	0	3	1	0	0	0	1
	社団	91	2	0	0	88	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	150	3	0	0	143	0	0	2	1	0	0	0	1
奈良県	計	98	1	0	0	92	0	1	2	2	0	0	0	0
	社団	51	1	0	0	48	0	1	1	0	0	0	0	0
	財団	47	0	0	0	44	0	0	1	2	0	0	0	0
和歌山県	計	93	1	0	0	89	0	0	2	1	0	0	0	0
	社団	43	0	0	0	42	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	50	1	0	0	47	0	0	1	1	0	0	0	0
鳥取県	計	74	1	1	0	71	0	0	1	0	0	0	0	0
	社団	35	1	0	0	33	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	39	0	1	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0

		法人人数	1月～12月	2月～1月	3月～2月	4月～3月	5月～4月	6月～5月	7月～6月	8月～7月	9月～8月	10月～9月	11月～10月	12月～11月
島根県	計	105	2	0	0	99	1	0	1	0	2	0	0	0
	社団	42	2	0	0	38	1	0	1	0	0	0	0	0
	財団	63	0	0	0	61	0	0	0	0	2	0	0	0
岡山県	計	165	4	2	0	156	0	1	0	0	1	1	0	0
	社団	66	4	0	0	62	0	0	0	0	0	0	0	0
	財団	99	0	2	0	94	0	1	0	0	1	1	0	0
広島県	計	168	4	0	1	156	0	0	3	0	1	1	1	1
	社団	73	2	0	0	69	0	0	1	0	0	1	0	0
	財団	95	2	0	1	87	0	0	2	0	1	0	1	1
山口県	計	101	4	0	0	94	1	0	1	1	0	0	0	0
	社団	49	2	0	0	45	0	0	1	1	0	0	0	0
	財団	52	2	0	0	49	1	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	計	84	1	0	0	80	0	0	2	1	0	0	0	0
	社団	43	1	0	0	40	0	0	2	0	0	0	0	0
	財団	41	0	0	0	40	0	0	0	1	0	0	0	0
香川県	計	133	5	0	0	124	0	0	2	1	0	1	0	0
	社団	45	5	0	0	39	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	88	0	0	0	85	0	0	1	1	0	1	0	0
愛媛県	計	111	5	0	0	104	0	0	1	0	1	0	0	0
	社団	48	5	0	0	42	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	63	0	0	0	62	0	0	0	0	1	0	0	0
高知県	計	112	7	0	0	100	0	0	3	0	1	0	1	0
	社団	47	4	0	0	42	0	0	0	0	1	0	0	0
	財団	65	3	0	0	58	0	0	3	0	0	0	1	0
福岡県	計	293	3	0	0	284	0	3	2	0	0	0	0	1
	社団	137	3	0	0	131	0	1	2	0	0	0	0	0
	財団	156	0	0	0	153	0	2	0	0	0	0	0	1
佐賀県	計	68	0	0	0	67	0	0	0	1	0	0	0	0
	社団	30	0	0	0	29	0	0	0	1	0	0	0	0
	財団	38	0	0	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	計	106	1	0	0	97	1	2	4	1	0	0	0	0
	社団	44	1	0	0	39	0	1	3	0	0	0	0	0
	財団	62	0	0	0	58	1	1	1	1	0	0	0	0
熊本県	計	91	0	0	1	87	0	0	3	0	0	0	0	0
	社団	49	0	0	0	48	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	42	0	0	1	39	0	0	2	0	0	0	0	0
大分県	計	111	3	0	0	103	0	2	1	1	1	0	0	0
	社団	63	3	0	0	59	0	0	1	0	0	0	0	0
	財団	48	0	0	0	44	0	2	0	1	1	0	0	0
宮崎県	計	89	0	0	0	87	0	0	1	1	0	0	0	0
	社団	46	0	0	0	44	0	0	1	1	0	0	0	0
	財団	43	0	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	計	194	8	0	1	178	1	3	2	1	0	0	0	0
	社団	115	7	0	1	105	0	1	1	0	0	0	0	0
	財団	79	1	0	0	73	1	2	1	1	0	0	0	0
沖縄県	計	99	4	0	0	90	0	2	1	0	0	2	0	0
	社団	55	4	0	0	49	0	1	1	0	0	0	0	0
	財団	44	0	0	0	41	0	1	0	0	0	2	0	0

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

資料1-4-1 資産額規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	資産額計 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
合計	計	9,682	33,495,476	579	1,857	1,173	2,783	1,035	2,255
	社団	4,144	4,760,520	455	1,346	743	1,029	218	353
	財団	5,538	28,734,956	124	511	430	1,754	817	1,902
内閣府	計	2,644	22,638,262	136	329	211	682	312	974
	社団	823	2,736,865	77	153	117	285	71	120
	財団	1,821	19,901,397	59	176	94	397	241	854
都道府県計	計	7,038	10,857,214	443	1,528	962	2,101	723	1,281
	社団	3,321	2,023,655	378	1,193	626	744	147	233
	財団	3,717	8,833,559	65	335	336	1,357	576	1,048
北海道	計	253	428,772	15	77	30	59	22	50
	社団	127	115,862	12	64	16	16	4	15
	財団	126	312,911	3	13	14	43	18	35
青森県	計	101	99,046	15	30	12	20	7	17
	社団	61	9,122	13	26	7	10	3	2
	財団	40	89,924	2	4	5	10	4	15
岩手県	計	93	127,513	8	24	5	27	9	20
	社団	44	16,664	7	21	5	4	1	6
	財団	49	110,849	1	3	0	23	8	14
宮城県	計	142	236,771	8	41	22	31	14	26
	社団	75	30,809	8	35	13	9	3	7
	財団	67	205,962	0	6	9	22	11	19
秋田県	計	69	126,095	7	24	9	11	5	13
	社団	40	8,767	6	22	6	2	2	2
	財団	29	117,329	1	2	3	9	3	11
山形県	計	136	158,178	11	37	22	40	6	20
	社団	59	37,371	11	26	8	8	2	4
	財団	77	120,807	0	11	14	32	4	16
福島県	計	154	424,387	14	36	25	31	11	37
	社団	77	86,627	13	29	15	10	3	7
	財団	77	337,760	1	7	10	21	8	30
茨城県	計	132	162,808	10	30	18	37	13	24
	社団	73	25,375	10	26	17	13	2	5
	財団	59	137,434	0	4	1	24	11	19
栃木県	計	122	136,447	4	34	15	36	11	22
	社団	53	12,416	4	23	8	12	4	2
	財団	69	124,031	0	11	7	24	7	20
群馬県	計	116	111,901	9	29	11	30	12	25
	社団	53	20,477	9	23	7	8	0	6
	財団	63	91,423	0	6	4	22	12	19
埼玉県	計	209	229,593	20	55	29	65	12	28
	社団	118	39,800	15	51	26	20	2	4
	財団	91	189,792	5	4	3	45	10	24
千葉県	計	188	214,155	10	37	28	58	21	34
	社団	98	44,881	10	33	21	26	2	6
	財団	90	169,275	0	4	7	32	19	28
東京都	計	431	1,556,998	8	43	51	166	62	101
	社団	217	232,056	7	33	38	114	11	14
	財団	214	1,324,942	1	10	13	52	51	87
神奈川県	計	296	451,124	24	42	29	95	37	69
	社団	131	41,725	18	33	21	43	9	7
	財団	165	409,399	6	9	8	52	28	62

		法人数	資産額計 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
新潟県	計	178	186,452	10	33	29	62	16	28
	社団	72	56,750	10	27	15	13	2	5
	財団	106	129,702	0	6	14	49	14	23
富山県	計	134	105,803	12	27	23	47	12	13
	社団	60	61,243	10	20	10	15	1	4
	財団	74	44,560	2	7	13	32	11	9
石川県	計	142	299,274	16	44	17	35	14	16
	社団	71	51,502	15	29	7	13	2	5
	財団	71	247,772	1	15	10	22	12	11
福井県	計	107	76,715	8	24	20	33	7	15
	社団	55	5,528	8	21	14	10	1	1
	財団	52	71,187	0	3	6	23	6	14
山梨県	計	85	94,480	4	14	14	24	11	18
	社団	33	22,514	3	10	10	4	2	4
	財団	52	71,966	1	4	4	20	9	14
長野県	計	120	188,859	7	19	18	41	10	25
	社団	56	55,188	6	14	10	18	2	6
	財団	64	133,671	1	5	8	23	8	19
岐阜県	計	127	260,417	5	32	15	51	6	18
	社団	58	123,586	5	25	11	11	1	5
	財団	69	136,831	0	7	4	40	5	13
静岡県	計	178	257,800	5	28	23	64	18	40
	社団	81	32,650	5	23	21	24	2	6
	財団	97	225,151	0	5	2	40	16	34
愛知県	計	261	413,233	12	40	46	78	25	60
	社団	119	22,894	9	35	40	28	2	5
	財団	142	390,339	3	5	6	50	23	55
三重県	計	104	152,859	4	24	15	32	12	17
	社団	54	19,100	4	20	7	14	4	5
	財団	50	133,759	0	4	8	18	8	12
滋賀県	計	138	236,836	7	36	26	37	13	19
	社団	63	5,569	7	30	12	12	2	0
	財団	75	231,267	0	6	14	25	11	19
京都府	計	253	176,981	6	25	47	108	30	37
	社団	90	46,759	4	16	30	28	7	5
	財団	163	130,221	2	9	17	80	23	32
大阪府	計	242	472,680	14	33	25	108	18	44
	社団	114	27,686	8	22	19	61	2	2
	財団	128	444,994	6	11	6	47	16	42
兵庫県	計	239	558,522	3	27	25	88	35	61
	社団	91	96,727	2	21	22	35	5	6
	財団	148	461,795	1	6	3	53	30	55
奈良県	計	98	63,551	5	33	13	24	10	13
	社団	51	10,336	4	28	7	7	2	3
	財団	47	53,215	1	5	6	17	8	10
和歌山県	計	93	61,002	5	19	21	27	13	8
	社団	43	10,147	3	13	11	10	4	2
	財団	50	50,855	2	6	10	17	9	6
鳥取県	計	74	97,713	5	26	8	13	10	12
	社団	35	5,781	5	18	7	1	2	2
	財団	39	91,932	0	8	1	12	8	10

		法人数	資産額計 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
島根県	計	104	271,086	10	26	13	24	12	19
	社団	41	97,610	8	18	4	3	5	3
	財団	63	173,476	2	8	9	21	7	16
岡山県	計	163	333,338	15	30	26	43	13	36
	社団	66	77,875	12	24	17	8	1	4
	財団	97	255,463	3	6	9	35	12	32
広島県	計	167	208,466	8	37	21	51	17	33
	社団	73	17,357	7	31	10	16	5	4
	財団	94	191,109	1	6	11	35	12	29
山口県	計	101	145,910	9	24	14	27	14	13
	社団	49	8,862	7	22	6	8	3	3
	財団	52	137,048	2	2	8	19	11	10
徳島県	計	84	117,999	6	26	7	23	12	10
	社団	43	30,602	6	17	5	7	6	2
	財団	41	87,398	0	9	2	16	6	8
香川県	計	133	100,425	5	35	23	35	15	20
	社団	45	13,186	4	18	9	7	3	4
	財団	88	87,239	1	17	14	28	12	16
愛媛県	計	111	101,115	12	26	8	31	18	16
	社団	48	8,513	9	20	3	11	4	1
	財団	63	92,602	3	6	5	20	14	15
高知県	計	112	66,473	12	29	17	28	13	13
	社団	47	5,687	8	19	10	7	2	1
	財団	65	60,786	4	10	7	21	11	12
福岡県	計	293	338,037	13	74	43	80	30	53
	社団	137	53,284	8	61	30	23	6	9
	財団	156	284,752	5	13	13	57	24	44
佐賀県	計	68	58,235	3	15	10	20	7	13
	社団	30	6,775	3	12	5	5	3	2
	財団	38	51,460	0	3	5	15	4	11
長崎県	計	105	152,019	4	23	15	28	15	20
	社団	44	51,383	4	16	11	7	2	4
	財団	61	100,636	0	7	4	21	13	16
熊本県	計	91	252,936	4	26	10	27	7	17
	社団	49	45,682	3	21	8	9	2	6
	財団	42	207,254	1	5	2	18	5	11
大分県	計	110	98,779	16	32	13	19	14	16
	社団	62	19,391	15	21	9	9	5	3
	財団	48	79,388	1	11	4	10	9	13
宮崎県	計	88	69,498	9	29	14	17	7	12
	社団	45	35,036	7	18	10	3	1	6
	財団	43	34,461	2	11	4	14	6	6
鹿児島県	計	194	256,927	19	50	22	47	13	43
	社団	115	134,859	19	42	15	14	3	22
	財団	79	122,068	0	8	7	33	10	21
沖縄県	計	99	119,002	7	23	15	23	14	17
	社団	55	41,639	7	16	13	8	5	6
	財団	44	77,363	0	7	2	15	9	11

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（令和6年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

資料1-4-2 負債額規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	合計 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
合計	計	9,682	14,987,838	4,700	2,312	731	1,200	228	511
	社団	4,144	2,977,008	1,947	1,300	316	395	50	136
	財団	5,538	12,010,830	2,753	1,012	415	805	178	375
内閣府	計	2,644	10,681,568	1,258	611	213	347	58	157
	社団	823	1,746,215	299	272	81	113	16	42
	財団	1,821	8,935,353	959	339	132	234	42	115
都道府県計	計	7,038	4,306,270	3,442	1,701	518	853	170	354
	社団	3,321	1,230,793	1,648	1,028	235	282	34	94
	財団	3,717	3,075,477	1,794	673	283	571	136	260
北海道	計	253	209,092	131	58	12	28	5	19
	社団	127	65,498	72	30	4	10	2	9
	財団	126	143,595	59	28	8	18	3	10
青森県	計	101	23,300	53	26	5	10	0	7
	社団	61	1,870	35	16	4	6	0	0
	財団	40	21,430	18	10	1	4	0	7
岩手県	計	93	61,473	47	22	7	7	2	8
	社団	44	7,824	25	12	0	3	0	4
	財団	49	53,649	22	10	7	4	2	4
宮城県	計	142	147,615	74	31	4	19	5	9
	社団	75	12,725	44	18	3	7	0	3
	財団	67	134,891	30	13	1	12	5	6
秋田県	計	69	58,149	41	17	3	4	1	3
	社団	40	4,626	24	12	2	1	0	1
	財団	29	53,523	17	5	1	3	1	2
山形県	計	136	78,644	90	22	8	9	0	7
	社団	59	29,607	38	12	3	4	0	2
	財団	77	49,037	52	10	5	5	0	5
福島県	計	154	273,616	76	32	10	17	6	13
	社団	77	52,358	43	20	3	9	1	1
	財団	77	221,258	33	12	7	8	5	12
茨城県	計	132	55,709	44	42	14	18	4	10
	社団	73	14,980	26	29	8	6	0	4
	財団	59	40,729	18	13	6	12	4	6
栃木県	計	122	28,273	62	28	10	11	5	6
	社団	53	6,453	27	18	5	1	0	2
	財団	69	21,820	35	10	5	10	5	4
群馬県	計	116	25,366	54	29	9	16	2	6
	社団	53	5,780	30	15	2	4	1	1
	財団	63	19,586	24	14	7	12	1	5
埼玉県	計	209	92,140	92	60	14	28	6	9
	社団	118	26,794	56	45	7	7	1	2
	財団	91	65,346	36	15	7	21	5	7
千葉県	計	188	87,596	78	50	17	30	5	8
	社団	98	31,335	41	36	10	9	0	2
	財団	90	56,261	37	14	7	21	5	6
東京都	計	431	894,023	158	113	53	65	17	25
	社団	217	170,433	74	71	36	27	4	5
	財団	214	723,590	84	42	17	38	13	20
神奈川県	計	296	145,144	120	70	20	51	14	21
	社団	131	7,549	62	42	10	14	1	2
	財団	165	137,594	58	28	10	37	13	19

		法人数	合計 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
新潟県	計	178	62,535	102	42	8	17	3	6
	社団	72	42,310	38	23	4	4	1	2
	財団	106	20,224	64	19	4	13	2	4
富山県	計	134	55,885	65	34	10	19	3	3
	社団	60	46,847	29	19	2	7	2	1
	財団	74	9,038	36	15	8	12	1	2
石川県	計	142	216,611	77	31	7	20	1	6
	社団	71	44,805	42	14	4	8	0	3
	財団	71	171,805	35	17	3	12	1	3
福井県	計	107	27,346	60	22	11	10	1	3
	社団	55	1,077	33	14	8	0	0	0
	財団	52	26,269	27	8	3	10	1	3
山梨県	計	85	35,181	38	23	4	9	4	7
	社団	33	14,012	12	14	1	2	2	2
	財団	52	21,169	26	9	3	7	2	5
長野県	計	120	54,165	61	37	5	9	3	5
	社団	56	44,783	21	23	4	5	0	3
	財団	64	9,382	40	14	1	4	3	2
岐阜県	計	127	85,843	80	21	10	12	0	4
	社団	58	73,307	37	11	4	3	0	3
	財団	69	12,536	43	10	6	9	0	1
静岡県	計	178	53,563	72	48	13	31	4	10
	社団	81	17,429	33	31	7	5	1	4
	財団	97	36,133	39	17	6	26	3	6
愛知県	計	261	149,967	116	61	25	33	8	18
	社団	119	6,444	53	42	14	8	1	1
	財団	142	143,523	63	19	11	25	7	17
三重県	計	104	13,043	49	25	9	18	1	2
	社団	54	7,971	26	16	5	6	0	1
	財団	50	5,072	23	9	4	12	1	1
滋賀県	計	138	17,934	74	28	14	16	1	5
	社団	63	1,415	36	19	5	3	0	0
	財団	75	16,519	38	9	9	13	1	5
京都府	計	253	63,021	127	64	20	29	5	8
	社団	90	30,590	42	33	4	8	0	3
	財団	163	32,431	85	31	16	21	5	5
大阪府	計	242	118,488	102	68	27	27	7	11
	社団	114	5,668	43	45	17	8	0	1
	財団	128	112,820	59	23	10	19	7	10
兵庫県	計	239	178,509	99	64	21	33	8	14
	社団	91	81,508	31	42	6	9	0	3
	財団	148	97,000	68	22	15	24	8	11
奈良県	計	98	7,702	58	25	4	9	0	2
	社団	51	4,859	27	17	3	3	0	1
	財団	47	2,843	31	8	1	6	0	1
和歌山県	計	93	21,432	49	24	11	5	0	4
	社団	43	2,937	18	17	6	1	0	1
	財団	50	18,495	31	7	5	4	0	3
鳥取県	計	74	45,714	38	14	7	10	3	2
	社団	35	1,617	22	9	2	0	2	0
	財団	39	44,097	16	5	5	10	1	2

		法人数	合計 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
島根県	計	104	76,909	56	18	11	11	2	6
	社団	41	65,610	26	6	4	2	1	2
	財団	63	11,298	30	12	7	9	1	4
岡山県	計	163	116,698	91	34	6	18	2	12
	社団	66	48,544	40	15	4	5	0	2
	財団	97	68,154	51	19	2	13	2	10
広島県	計	167	27,937	96	36	6	20	3	6
	社団	73	3,540	40	20	2	11	0	0
	財団	94	24,397	56	16	4	9	3	6
山口県	計	101	74,015	48	26	10	11	0	6
	社団	49	1,563	28	15	1	5	0	0
	財団	52	72,452	20	11	9	6	0	6
徳島県	計	84	77,521	44	17	8	9	3	3
	社団	43	24,849	23	10	3	3	2	2
	財団	41	52,673	21	7	5	6	1	1
香川県	計	133	19,324	79	28	6	16	2	2
	社団	45	2,145	25	11	2	7	0	0
	財団	88	17,179	54	17	4	9	2	2
愛媛県	計	111	29,084	68	20	6	12	0	5
	社団	48	4,558	30	9	3	5	0	1
	財団	63	24,526	38	11	3	7	0	4
高知県	計	112	18,546	61	23	12	9	5	2
	社団	47	1,338	33	10	2	1	1	0
	財団	65	17,208	28	13	10	8	4	2
福岡県	計	293	105,620	131	84	15	46	8	9
	社団	137	15,440	65	47	5	17	2	1
	財団	156	90,180	66	37	10	29	6	8
佐賀県	計	68	10,514	34	20	4	5	2	3
	社団	30	1,743	14	10	3	2	1	0
	財団	38	8,771	20	10	1	3	1	3
長崎県	計	105	55,406	60	28	4	6	3	4
	社団	44	31,286	24	15	0	4	0	1
	財団	61	24,120	36	13	4	2	3	3
熊本県	計	91	87,949	42	22	10	9	3	5
	社団	49	34,810	22	17	4	3	2	1
	財団	42	53,139	20	5	6	6	1	4
大分県	計	110	30,603	63	22	2	17	1	5
	社団	62	9,666	38	13	2	7	0	2
	財団	48	20,937	25	9	0	10	1	3
宮崎県	計	88	32,210	46	21	4	9	3	5
	社団	45	22,242	22	15	1	3	1	3
	財団	43	9,968	24	6	3	6	2	2
鹿児島県	計	194	129,175	98	40	11	22	9	14
	社団	115	78,756	59	25	4	13	5	9
	財団	79	50,418	39	15	7	9	4	5
沖縄県	計	99	27,681	38	31	11	13	0	6
	社団	55	19,289	19	25	2	6	0	3
	財団	44	8,392	19	6	9	7	0	3

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（令和6年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

資料1-4-3 公益法人の正味財産額（社団・財団別）

		法人数	正味財産 (百万円)	正味財産平均値 (百万円)	指定正味財産 (百万円)	一般正味財産 (百万円)
合計	計	9,682	18,507,714	1,912	12,518,368	6,024,555
	社団	4,144	1,783,203	430	730,708	1,032,537
	財団	5,538	16,724,511	3,020	11,787,659	4,992,018
内閣府	計	2,644	11,956,540	4,522	8,489,874	3,503,551
	社団	823	990,656	1,204	465,593	506,086
	財団	1,821	10,965,884	6,022	8,024,281	2,997,465
都道府県	計	7,038	6,551,174	931	4,028,494	2,521,004
	社団	3,321	792,547	239	265,115	526,451
	財団	3,717	5,758,627	1,549	3,763,379	1,994,553
北海道	計	253	219,680	868	139,063	80,614
	社団	127	50,364	397	19,340	31,024
	財団	126	169,316	1,344	119,722	49,590
青森県	計	101	75,746	750	39,280	36,463
	社団	61	7,252	119	3,546	3,703
	財団	40	68,494	1,712	35,734	32,760
岩手県	計	93	66,040	710	47,224	18,882
	社団	44	8,840	201	6,275	2,566
	財団	49	57,200	1,167	40,949	16,317
宮城県	計	142	89,127	628	45,645	43,228
	社団	75	18,056	241	1,988	15,815
	財団	67	71,071	1,061	43,658	27,412
秋田県	計	69	67,947	985	58,634	9,312
	社団	40	4,140	104	1,871	2,269
	財団	29	63,806	2,200	56,763	7,043
山形県	計	136	79,532	585	52,832	26,602
	社団	59	7,764	132	1,486	6,279
	財団	77	71,768	932	51,346	20,324
福島県	計	154	150,771	979	83,752	67,015
	社団	77	34,269	445	23,193	11,076
	財団	77	116,502	1,513	60,559	55,939
茨城県	計	132	107,100	811	60,334	46,766
	社団	73	10,395	142	2,770	7,625
	財団	59	96,705	1,639	57,564	39,141
栃木県	計	122	108,173	887	76,802	31,371
	社団	53	5,963	113	1,081	4,882
	財団	69	102,210	1,481	75,721	26,489
群馬県	計	116	86,535	746	38,768	47,767
	社団	53	14,697	277	2,295	12,401
	財団	63	71,838	1,140	36,473	35,365
埼玉県	計	209	137,465	658	71,631	65,800
	社団	118	13,018	110	986	11,998
	財団	91	124,447	1,368	70,645	53,802
千葉県	計	188	126,560	673	73,387	53,088
	社団	98	13,546	138	1,482	12,060
	財団	90	113,014	1,256	71,905	41,028
東京都	計	431	663,002	1,538	308,615	354,138
	社団	217	61,647	284	1,407	60,017
	財団	214	601,355	2,810	307,208	294,121
神奈川県	計	296	306,001	1,034	116,188	189,803
	社団	131	34,176	261	3,428	30,756
	財団	165	271,825	1,647	112,760	159,047

		法人数	正味財産 (百万円)	正味財産平均値 (百万円)	指定正味財産 (百万円)	一般正味財産 (百万円)
新潟県	計	178	124,439	699	80,759	43,565
	社団	72	14,440	201	3,550	10,875
	財団	106	109,999	1,038	77,209	32,690
富山県	計	134	49,919	373	29,437	20,485
	社団	60	14,397	240	4,499	9,897
	財団	74	35,522	480	24,937	10,588
石川県	計	142	82,664	582	48,792	33,864
	社団	71	6,697	94	1,064	5,627
	財団	71	75,967	1,070	47,728	28,237
福井県	計	107	49,369	461	30,561	18,808
	社団	55	4,452	81	550	3,902
	財団	52	44,918	864	30,012	14,906
山梨県	計	85	59,323	698	32,122	27,014
	社団	33	8,502	258	1,498	6,800
	財団	52	50,820	977	30,624	20,214
長野県	計	120	134,694	1,122	83,885	50,808
	社団	56	10,405	186	1,656	8,749
	財団	64	124,289	1,942	82,229	42,060
岐阜県	計	127	174,575	1,375	148,702	25,873
	社団	58	50,280	867	39,516	10,764
	財団	69	124,295	1,801	109,186	15,109
静岡県	計	178	204,243	1,147	140,672	63,571
	社団	81	15,221	188	5,559	9,661
	財団	97	189,023	1,949	135,113	53,910
愛知県	計	261	263,267	1,009	156,917	106,278
	社団	119	16,451	138	3,407	12,973
	財団	142	246,816	1,738	153,510	93,305
三重県	計	104	139,817	1,344	108,523	31,295
	社団	54	11,129	206	1,843	9,289
	財団	50	128,688	2,574	106,680	22,006
滋賀県	計	138	218,902	1,586	183,693	35,209
	社団	63	4,153	66	167	3,986
	財団	75	214,749	2,863	183,526	31,223
京都府	計	253	113,654	449	65,940	47,400
	社団	90	15,889	177	1,338	14,551
	財団	163	97,765	600	64,602	32,850
大阪府	計	242	354,192	1,464	222,707	131,465
	社団	114	22,018	193	5,740	16,254
	財団	128	332,174	2,595	216,968	115,211
兵庫県	計	239	380,043	1,590	273,067	106,976
	社団	91	15,215	167	4,929	10,286
	財団	148	364,828	2,465	268,138	96,690
奈良県	計	98	55,849	570	29,775	26,071
	社団	51	5,477	107	802	4,676
	財団	47	50,372	1,072	28,974	21,396
和歌山県	計	93	39,570	425	25,634	13,936
	社団	43	7,210	168	2,348	4,861
	財団	50	32,360	647	23,286	9,075
鳥取県	計	74	51,999	703	37,736	14,242
	社団	35	4,164	119	731	3,411
	財団	39	47,835	1,227	37,005	10,830

		法人数	正味財産 (百万円)	正味財産平均値 (百万円)	指定正味財産 (百万円)	一般正味財産 (百万円)
島根県	計	104	194,143	1,867	165,075	29,067
	社団	41	32,000	780	29,603	2,397
	財団	63	162,142	2,574	135,472	26,670
岡山県	計	163	216,640	1,329	85,401	131,221
	社団	66	29,331	444	8,071	21,260
	財団	97	187,309	1,931	77,330	109,961
広島県	計	167	180,527	1,081	151,214	29,312
	社団	73	13,815	189	3,944	9,871
	財団	94	166,712	1,774	147,270	19,441
山口県	計	101	71,895	712	41,387	30,508
	社団	49	7,299	149	3,084	4,215
	財団	52	64,596	1,242	38,303	26,293
徳島県	計	84	40,464	482	25,413	15,052
	社団	43	5,738	133	1,744	3,994
	財団	41	34,726	847	23,670	11,058
香川県	計	133	81,095	610	51,122	29,971
	社団	45	11,035	245	2,209	8,825
	財団	88	70,060	796	48,913	21,146
愛媛県	計	111	72,029	649	51,314	20,685
	社団	48	3,953	82	460	3,463
	財団	63	68,076	1,081	50,854	17,222
高知県	計	112	47,926	428	23,144	24,782
	社団	47	4,349	93	734	3,617
	財団	65	43,578	670	22,409	21,166
福岡県	計	293	232,416	793	137,177	95,201
	社団	137	37,844	276	8,557	29,249
	財団	156	194,572	1,247	128,621	65,952
佐賀県	計	68	47,721	702	32,850	14,871
	社団	30	5,032	168	2,083	2,949
	財団	38	42,689	1,123	30,767	11,922
長崎県	計	105	96,613	920	75,119	21,481
	社団	44	20,097	457	13,895	6,203
	財団	61	76,516	1,254	61,224	15,279
熊本県	計	91	164,987	1,813	109,561	55,425
	社団	49	10,872	222	5,063	5,809
	財団	42	154,115	3,669	104,499	49,616
大分県	計	110	68,176	620	39,292	28,880
	社団	62	9,725	157	2,086	7,634
	財団	48	58,452	1,218	37,205	21,246
宮崎県	計	88	37,288	424	22,814	14,473
	社団	45	12,794	284	5,623	7,171
	財団	43	24,494	570	17,192	7,302
鹿児島県	計	194	127,737	658	44,516	83,059
	社団	115	56,087	488	12,795	43,231
	財団	79	71,650	907	31,721	39,828
沖縄県	計	99	91,321	922	62,017	29,303
	社団	55	22,350	406	14,822	7,528
	財団	44	68,971	1,568	47,195	21,775

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（令和6年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

資料1-4-4 公益法人の遊休財産額（社団・財団別）

		法人数	総額（百万円）	平均値（百万円）
合計	計	9,682	1,234,567	128
	社団	4,144	364,166	88
	財団	5,538	870,401	157
内閣府	計	2,644	543,258	205
	社団	823	168,245	204
	財団	1,821	375,013	206
都道府県	計	7,038	691,309	98
	社団	3,321	195,920	59
	財団	3,717	495,388	133
北海道	計	253	27,759	110
	社団	127	6,446	51
	財団	126	21,314	169
青森県	計	101	9,340	92
	社団	61	1,823	30
	財団	40	7,518	188
岩手県	計	93	11,652	125
	社団	44	1,761	40
	財団	49	9,892	202
宮城県	計	142	14,068	99
	社団	75	5,403	72
	財団	67	8,664	129
秋田県	計	69	4,971	72
	社団	40	1,303	33
	財団	29	3,668	126
山形県	計	136	7,894	58
	社団	59	2,029	34
	財団	77	5,865	76
福島県	計	154	18,497	120
	社団	77	3,252	42
	財団	77	15,245	198
茨城県	計	132	13,123	99
	社団	73	3,618	50
	財団	59	9,505	161
栃木県	計	122	11,731	96
	社団	53	2,196	41
	財団	69	9,535	138
群馬県	計	116	15,278	132
	社団	53	4,676	88
	財団	63	10,602	168
埼玉県	計	209	18,337	88
	社団	118	5,204	44
	財団	91	13,134	144
千葉県	計	188	17,989	96
	社団	98	6,336	65
	財団	90	11,653	129
東京都	計	431	87,940	204
	社団	217	22,326	103
	財団	214	65,614	307
神奈川県	計	296	53,668	181
	社団	131	14,301	109
	財団	165	39,367	239

		法人数	総額（百万円）	平均値（百万円）
新潟県	計	178	9,076	51
	社団	72	2,770	38
	財団	106	6,306	59
富山県	計	134	9,589	72
	社団	60	3,762	63
	財団	74	5,827	79
石川県	計	142	6,534	46
	社団	71	3,177	45
	財団	71	3,357	47
福井県	計	107	4,870	46
	社団	55	1,422	26
	財団	52	3,448	66
山梨県	計	85	10,484	123
	社団	33	2,152	65
	財団	52	8,332	160
長野県	計	120	9,767	81
	社団	56	2,565	46
	財団	64	7,202	113
岐阜県	計	127	7,324	58
	社団	58	2,821	49
	財団	69	4,503	65
静岡県	計	178	17,431	98
	社団	81	3,251	40
	財団	97	14,180	146
愛知県	計	261	31,514	121
	社団	119	6,009	50
	財団	142	25,505	180
三重県	計	104	8,218	79
	社団	54	3,019	56
	財団	50	5,199	104
滋賀県	計	138	10,916	79
	社団	63	1,624	26
	財団	75	9,292	124
京都府	計	253	11,795	47
	社団	90	5,619	62
	財団	163	6,176	38
大阪府	計	242	25,223	104
	社団	114	5,557	49
	財団	128	19,665	154
兵庫県	計	239	29,721	124
	社団	91	6,251	69
	財団	148	23,471	159
奈良県	計	98	2,488	25
	社団	51	1,620	32
	財団	47	868	18
和歌山県	計	93	3,921	42
	社団	43	1,252	29
	財団	50	2,669	53
鳥取県	計	74	5,508	74
	社団	35	1,309	37
	財団	39	4,199	108

		法人数	総額（百万円）	平均値（百万円）
島根県	計	104	9,640	93
	社団	41	2,410	59
	財団	63	7,230	115
岡山県	計	163	39,186	240
	社団	66	3,558	54
	財団	97	35,628	367
広島県	計	167	9,406	56
	社団	73	3,611	49
	財団	94	5,796	62
山口県	計	101	5,346	53
	社団	49	1,632	33
	財団	52	3,715	71
徳島県	計	84	4,444	53
	社団	43	1,453	34
	財団	41	2,991	73
香川県	計	133	4,376	33
	社団	45	2,159	48
	財団	88	2,216	25
愛媛県	計	111	5,945	54
	社団	48	1,246	26
	財団	63	4,699	75
高知県	計	112	5,183	46
	社団	47	1,196	25
	財団	65	3,987	61
福岡県	計	293	24,575	84
	社団	137	10,570	77
	財団	156	14,005	90
佐賀県	計	68	4,307	63
	社団	30	1,156	39
	財団	38	3,152	83
長崎県	計	105	5,014	48
	社団	44	1,698	39
	財団	61	3,315	54
熊本県	計	91	7,096	78
	社団	49	2,301	47
	財団	42	4,795	114
大分県	計	110	7,171	65
	社団	62	2,562	41
	財団	48	4,609	96
宮崎県	計	88	5,785	66
	社団	45	3,265	73
	財団	43	2,519	59
鹿児島県	計	194	29,690	153
	社団	115	19,293	168
	財団	79	10,396	132
沖縄県	計	99	7,518	76
	社団	55	2,957	54
	財団	44	4,561	104

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（令和6年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

資料1-4-6 寄附金収入額規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	寄附金総額 (百万円)	寄附金あり の法人数	平均値 (百万円)	0円	1円以上 100万円未満	100万円以上 1000万円未満	1000万円以上 1億円未満	1億円以上
合計	計	9,682	618,585	5,175	120	4,507	1,816	1,904	1,142	313
	社団	4,144	33,751	1,831	18	2,313	1,003	607	193	28
	財団	5,538	584,833	3,344	175	2,194	813	1,297	949	285
内閣府	計	2,644	546,267	1,893	289	751	312	680	643	258
	社団	823	29,858	560	53	263	162	259	112	27
	財団	1,821	516,409	1,333	387	488	150	421	531	231
都道府県	計	7,038	72,318	3,282	22	3,756	1,504	1,224	499	55
	社団	3,321	3,893	1,271	3	2,050	841	348	81	1
	財団	3,717	68,424	2,011	34	1,706	663	876	418	54
北海道	計	253	2,102	172	12	81	101	44	24	3
	社団	127	171	93	2	34	77	11	5	0
	財団	126	1,931	79	24	47	24	33	19	3
青森県	計	101	312	51	6	50	34	13	3	1
	社団	61	62	33	2	28	25	6	2	0
	財団	40	250	18	14	22	9	7	1	1
岩手県	計	93	139	37	4	56	24	10	3	0
	社団	44	43	15	3	29	12	2	1	0
	財団	49	96	22	4	27	12	8	2	0
宮城県	計	142	444	91	5	51	58	23	9	1
	社団	75	74	55	1	20	48	6	1	0
	財団	67	370	36	10	31	10	17	8	1
秋田県	計	69	63	27	2	42	18	8	1	0
	社団	40	34	12	3	28	10	1	1	0
	財団	29	30	15	2	14	8	7	0	0
山形県	計	136	571	57	10	79	24	25	7	1
	社団	59	52	15	3	44	9	4	2	0
	財団	77	519	42	12	35	15	21	5	1
福島県	計	154	331	65	5	89	34	22	9	0
	社団	77	128	24	5	53	16	6	2	0
	財団	77	203	41	5	36	18	16	7	0
茨城県	計	132	414	45	9	87	14	23	8	0
	社団	73	46	16	3	57	7	8	1	0
	財団	59	368	29	13	30	7	15	7	0
栃木県	計	122	284	55	5	67	32	17	6	0
	社団	53	69	22	3	31	16	4	2	0
	財団	69	215	33	7	36	16	13	4	0
群馬県	計	116	510	49	10	67	15	26	7	1
	社団	53	68	23	3	30	11	11	1	0
	財団	63	442	26	17	37	4	15	6	1
埼玉県	計	209	1,019	106	10	103	61	33	10	2
	社団	118	151	59	3	59	45	11	3	0
	財団	91	868	47	18	44	16	22	7	2
千葉県	計	188	2,050	83	25	105	37	29	14	3
	社団	98	67	32	2	66	24	7	1	0
	財団	90	1,983	51	39	39	13	22	13	3
東京都	計	431	11,410	227	50	204	93	87	43	4
	社団	217	239	84	3	133	45	34	5	0
	財団	214	11,170	143	78	71	48	53	38	4
神奈川県	計	296	2,382	175	14	121	77	69	26	3
	社団	131	225	79	3	52	48	27	4	0
	財団	165	2,157	96	22	69	29	42	22	3

		法人数	寄附金総額 (百万円)	寄付金あり の法人数	平均値 (百万円)	0円	1円以上 100円未満	100円以上 1000円未満	1000円以上 1億円未満	1億円以上
新潟県	計	178	815	87	9	91	29	37	20	1
	社団	72	97	26	4	46	17	7	2	0
	財団	106	717	61	12	45	12	30	18	1
富山県	計	134	477	66	7	68	34	24	7	1
	社団	60	92	29	3	31	20	5	4	0
	財団	74	385	37	10	37	14	19	3	1
石川県	計	142	297	56	5	86	24	24	8	0
	社団	71	65	21	3	50	10	9	2	0
	財団	71	232	35	7	36	14	15	6	0
福井県	計	107	71	39	2	68	26	12	1	0
	社団	55	40	16	3	39	12	3	1	0
	財団	52	31	23	1	29	14	9	0	0
山梨県	計	85	269	31	9	54	10	17	4	0
	社団	33	28	7	4	26	4	2	1	0
	財団	52	241	24	10	28	6	15	3	0
長野県	計	120	4,392	51	86	69	14	23	12	2
	社団	56	40	11	4	45	6	4	1	0
	財団	64	4,353	40	109	24	8	19	11	2
岐阜県	計	127	750	57	13	70	28	20	8	1
	社団	58	201	22	9	36	14	5	3	0
	財団	69	549	35	16	34	14	15	5	1
静岡県	計	178	12,174	87	140	91	40	29	15	3
	社団	81	36	31	1	50	22	8	1	0
	財団	97	12,138	56	217	41	18	21	14	3
愛知県	計	261	1,422	100	14	161	26	42	31	1
	社団	119	230	26	9	93	14	7	5	0
	財団	142	1,192	74	16	68	12	35	26	1
三重県	計	104	313	44	7	60	16	19	9	0
	社団	54	52	20	3	34	12	7	1	0
	財団	50	261	24	11	26	4	12	8	0
滋賀県	計	138	335	80	4	58	45	29	6	0
	社団	63	27	35	1	28	28	7	0	0
	財団	75	307	45	7	30	17	22	6	0
京都府	計	253	1,461	154	9	99	61	65	25	3
	社団	90	159	46	3	44	24	19	3	0
	財団	163	1,302	108	12	55	37	46	22	3
大阪府	計	242	4,256	101	42	141	37	41	19	4
	社団	114	261	31	8	83	15	12	3	1
	財団	128	3,996	70	57	58	22	29	16	3
兵庫県	計	239	1,938	101	19	138	36	43	19	3
	社団	91	167	26	6	65	13	10	3	0
	財団	148	1,771	75	24	73	23	33	16	3
奈良県	計	98	207	39	5	59	20	10	9	0
	社団	51	38	12	3	39	7	3	2	0
	財団	47	169	27	6	20	13	7	7	0
和歌山県	計	93	148	29	5	64	13	13	3	0
	社団	43	13	6	2	37	3	3	0	0
	財団	50	135	23	6	27	10	10	3	0
鳥取県	計	74	79	35	2	39	21	12	2	0
	社団	35	32	16	2	19	12	3	1	0
	財団	39	47	19	2	20	9	9	1	0

		法人数	寄附金総額 (百万円)	寄付金あり の法人数	平均値 (百万円)	0円	1円以上 100円未満	100円以上 1000円未満	1000円以上 1億円未満	1億円以上
島根県	計	104	353	52	7	52	27	20	4	1
	社団	41	61	21	3	20	14	6	1	0
	財団	63	292	31	9	32	13	14	3	1
岡山県	計	163	3,502	80	44	83	29	35	14	2
	社団	66	44	18	2	48	9	8	1	0
	財団	97	3,459	62	56	35	20	27	13	2
広島県	計	167	8,350	103	81	64	43	32	24	4
	社団	73	176	42	4	31	27	11	4	0
	財団	94	8,174	61	134	33	16	21	20	4
山口県	計	101	103	41	3	60	24	13	4	0
	社団	49	18	21	1	28	17	4	0	0
	財団	52	85	20	4	32	7	9	4	0
徳島県	計	84	198	34	6	50	18	13	3	0
	社団	43	49	16	3	27	12	3	1	0
	財団	41	149	18	8	23	6	10	2	0
香川県	計	133	3,403	52	65	81	18	26	7	1
	社団	45	14	9	2	36	5	4	0	0
	財団	88	3,389	43	79	45	13	22	7	1
愛媛県	計	111	215	47	5	64	21	18	8	0
	社団	48	21	13	2	35	9	3	1	0
	財団	63	194	34	6	29	12	15	7	0
高知県	計	112	786	55	14	57	24	25	4	2
	社団	47	40	23	2	24	13	10	0	0
	財団	65	746	32	23	33	11	15	4	2
福岡県	計	293	1,043	113	9	180	48	49	14	2
	社団	137	68	36	2	101	20	16	0	0
	財団	156	975	77	13	79	28	33	14	2
佐賀県	計	68	711	34	21	34	21	7	5	1
	社団	30	26	11	2	19	9	1	1	0
	財団	38	684	23	30	15	12	6	4	1
長崎県	計	105	140	33	4	72	14	16	3	0
	社団	44	45	10	4	34	7	2	1	0
	財団	61	96	23	4	38	7	14	2	0
熊本県	計	91	518	36	14	55	11	17	7	1
	社団	49	84	14	6	35	7	6	1	0
	財団	42	435	22	20	20	4	11	6	1
大分県	計	110	387	58	7	52	36	14	7	1
	社団	62	19	30	1	32	27	3	0	0
	財団	48	368	28	13	20	9	11	7	1
宮崎県	計	88	118	29	4	59	14	10	5	0
	社団	45	43	8	5	37	3	4	1	0
	財団	43	75	21	4	22	11	6	4	0
鹿児島県	計	194	656	57	12	137	28	17	10	2
	社団	115	58	23	3	92	15	6	2	0
	財団	79	598	34	18	45	13	11	8	2
沖縄県	計	99	399	61	7	38	26	23	12	0
	社団	55	122	33	4	22	21	9	3	0
	財団	44	278	28	10	16	5	14	9	0

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（令和6年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

資料1-4-7 会費収入のある公益社団法人数

	法人数	総額 (百万円)	会費収入のある法人数	平均値 (百万円)	0円	1円以上 100万円未満	100万円以上 1000万円未満	1000万円以上 1億円未満	1億円以上
合計	4,144	109,541	3,636	30	508	1,250	1,552	719	115
内閣府	823	78,801	719	110	104	96	264	286	73
都道府県	3,321	30,740	2,917	11	404	1,154	1,288	433	42
北海道	127	785	103	8	24	55	36	9	3
青森県	61	344	57	6	4	25	23	9	0
岩手県	44	587	29	20	15	13	11	4	1
宮城県	75	403	66	6	9	32	27	7	0
秋田県	40	122	33	4	7	13	15	5	0
山形県	59	834	53	16	6	20	27	5	1
福島県	77	298	70	4	7	32	30	8	0
茨城県	73	532	68	8	5	37	19	12	0
栃木県	53	726	50	15	3	26	17	6	1
群馬県	53	415	48	9	5	20	22	6	0
埼玉県	118	626	112	6	6	39	65	7	1
千葉県	98	3,763	88	43	10	27	44	15	2
東京都	217	3,920	194	20	23	37	94	56	7
神奈川県	131	1,555	114	14	17	32	51	28	3
新潟県	72	1,087	64	17	8	24	30	9	1
富山県	60	243	52	5	8	18	29	5	0
石川県	71	297	64	5	7	31	25	8	0
福井県	55	229	51	4	4	25	21	5	0
山梨県	33	174	28	6	5	16	7	5	0
長野県	56	498	53	9	3	18	22	12	1
岐阜県	58	340	54	6	4	27	20	7	0
静岡県	81	676	75	9	6	29	31	13	2
愛知県	119	1,303	116	11	3	52	41	20	3
三重県	54	1,169	42	28	12	9	24	8	1
滋賀県	63	261	57	5	6	15	36	6	0
京都府	90	610	69	9	21	28	27	13	1
大阪府	114	845	108	8	6	27	62	17	2
兵庫県	91	497	85	6	6	27	44	13	1
奈良県	51	744	44	17	7	24	17	2	1
和歌山県	43	133	30	4	13	12	14	4	0
鳥取県	35	203	31	7	4	16	8	7	0
島根県	41	182	39	5	2	12	23	4	0
岡山県	66	450	58	8	8	28	22	7	1
広島県	73	599	65	9	8	24	30	10	1
山口県	49	222	44	5	5	20	18	6	0
徳島県	43	209	28	7	15	11	13	4	0
香川県	45	514	41	13	4	17	19	4	1
愛媛県	48	666	44	15	4	15	25	3	1
高知県	47	103	39	3	8	20	17	2	0
福岡県	137	1,365	123	11	14	49	56	13	5
佐賀県	30	109	27	4	3	13	11	3	0
長崎県	44	163	28	6	16	12	12	4	0
熊本県	49	357	34	11	15	18	10	6	0
大分県	62	222	56	4	6	29	22	5	0
宮崎県	45	230	37	6	8	19	15	3	0
鹿児島県	115	890	98	9	17	34	41	22	1
沖縄県	55	240	48	5	7	27	15	6	0

(注) 過去1年間に提出された事業報告書等(令和6年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

資料1-4-8 公益目的事業費用額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
合計	計	9,682	6,321,650	653	1,477	2,775	1,210	2,683	682	855
	社団	4,144	1,776,238	429	545	1,195	556	1,375	251	222
	財団	5,538	4,545,412	821	932	1,580	654	1,308	431	633
内閣府	計	2,644	3,210,643	1,214	289	778	408	742	177	250
	社団	823	850,837	1,034	59	250	142	253	54	65
	財団	1,821	2,359,807	1,296	230	528	266	489	123	185
都道府県	計	7,038	3,111,007	442	1,188	1,997	802	1,941	505	605
	社団	3,321	925,401	279	486	945	414	1,122	197	157
	財団	3,717	2,185,605	588	702	1,052	388	819	308	448
北海道	計	253	144,233	570	45	66	36	68	12	26
	社団	127	59,063	465	21	33	18	38	5	12
	財団	126	85,170	676	24	33	18	30	7	14
青森県	計	101	33,659	333	19	30	12	25	8	7
	社団	61	8,781	144	11	19	9	18	3	1
	財団	40	24,877	622	8	11	3	7	5	6
岩手県	計	93	34,114	367	14	21	18	24	5	11
	社団	44	9,074	206	6	9	11	14	1	3
	財団	49	25,039	511	8	12	7	10	4	8
宮城県	計	142	77,055	543	25	31	23	35	11	17
	社団	75	17,438	233	8	20	14	25	3	5
	財団	67	59,617	890	17	11	9	10	8	12
秋田県	計	69	16,525	239	21	16	5	20	4	3
	社団	40	8,132	203	15	7	3	13	1	1
	財団	29	8,393	289	6	9	2	7	3	2
山形県	計	136	28,893	212	51	33	10	27	7	8
	社団	59	12,455	211	16	15	4	16	5	3
	財団	77	16,438	213	35	18	6	11	2	5
福島県	計	154	104,956	682	23	45	14	38	13	21
	社団	77	12,320	160	14	23	10	22	7	1
	財団	77	92,636	1,203	9	22	4	16	6	20
茨城県	計	132	86,312	654	14	28	11	52	10	17
	社団	73	22,426	307	9	14	7	36	2	5
	財団	59	63,885	1,083	5	14	4	16	8	12
栃木県	計	122	38,890	319	18	37	20	27	12	8
	社団	53	10,690	202	1	15	13	20	3	1
	財団	69	28,200	409	17	22	7	7	9	7
群馬県	計	116	44,758	386	23	30	13	27	11	12
	社団	53	13,198	249	12	14	6	15	3	3
	財団	63	31,560	501	11	16	7	12	8	9
埼玉県	計	209	109,121	522	31	47	25	66	18	22
	社団	118	27,571	234	17	28	15	42	10	6
	財団	91	81,550	896	14	19	10	24	8	16
千葉県	計	188	79,032	420	26	45	21	59	22	15
	社団	98	24,023	245	11	25	12	36	10	4
	財団	90	55,009	611	15	20	9	23	12	11
東京都	計	431	425,115	986	29	128	56	107	44	67
	社団	217	88,432	408	7	67	30	62	29	22
	財団	214	336,684	1,573	22	61	26	45	15	45
神奈川県	計	296	200,928	679	41	87	22	80	25	41
	社団	131	29,986	229	22	45	13	41	5	5
	財団	165	170,942	1,036	19	42	9	39	20	36

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
新潟県	計	178	47,771	268	26	60	32	39	7	14
	社団	72	21,300	296	9	20	10	27	2	4
	財団	106	26,472	250	17	40	22	12	5	10
富山県	計	134	37,391	279	22	33	19	43	7	10
	社団	60	12,870	214	11	19	8	17	2	3
	財団	74	24,521	331	11	14	11	26	5	7
石川県	計	142	37,367	263	28	38	23	34	12	7
	社団	71	19,038	268	16	17	11	20	4	3
	財団	71	18,329	258	12	21	12	14	8	4
福井県	計	107	23,665	221	30	27	8	28	7	7
	社団	55	10,099	184	14	16	5	16	2	2
	財団	52	13,566	261	16	11	3	12	5	5
山梨県	計	85	42,519	500	17	21	9	26	3	9
	社団	33	17,295	524	3	11	3	13	2	1
	財団	52	25,224	485	14	10	6	13	1	8
長野県	計	120	32,810	273	21	37	14	33	6	9
	社団	56	13,531	242	9	14	5	21	5	2
	財団	64	19,278	301	12	23	9	12	1	7
岐阜県	計	127	34,290	270	28	35	18	28	10	8
	社団	58	12,996	224	5	15	14	18	4	2
	財団	69	21,294	309	23	20	4	10	6	6
静岡県	計	178	86,711	487	25	44	21	57	14	17
	社団	81	26,127	323	11	18	11	32	4	5
	財団	97	60,584	625	14	26	10	25	10	12
愛知県	計	261	142,100	544	28	68	29	86	17	33
	社団	119	26,993	227	6	31	20	52	7	3
	財団	142	115,108	811	22	37	9	34	10	30
三重県	計	104	30,559	294	9	37	15	26	8	9
	社団	54	10,644	197	4	17	10	19	3	1
	財団	50	19,915	398	5	20	5	7	5	8
滋賀県	計	138	38,901	282	27	38	10	47	8	8
	社団	63	11,706	186	10	22	5	23	1	2
	財団	75	27,195	363	17	16	5	24	7	6
京都府	計	253	87,452	346	38	88	29	77	7	14
	社団	90	45,059	501	12	29	8	32	4	5
	財団	163	42,393	260	26	59	21	45	3	9
大阪府	計	242	123,701	511	24	96	14	64	23	21
	社団	114	30,051	264	9	50	4	34	13	4
	財団	128	93,650	732	15	46	10	30	10	17
兵庫県	計	239	120,860	506	23	77	22	74	19	24
	社団	91	24,766	272	4	32	6	40	5	4
	財団	148	96,094	649	19	45	16	34	14	20
奈良県	計	98	11,464	117	17	34	15	26	6	0
	社団	51	6,590	129	6	16	7	19	3	0
	財団	47	4,874	104	11	18	8	7	3	0
和歌山県	計	93	15,904	171	18	31	15	24	3	2
	社団	43	5,240	122	3	16	8	16	0	0
	財団	50	10,664	213	15	15	7	8	3	2
鳥取県	計	74	20,784	281	6	21	13	23	6	5
	社団	35	6,088	174	5	11	7	10	1	1
	財団	39	14,697	377	1	10	6	13	5	4

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
島根県	計	104	24,075	231	26	29	8	26	10	5
	社団	41	8,729	213	10	12	4	11	3	1
	財団	63	15,346	244	16	17	4	15	7	4
岡山県	計	163	129,592	795	37	51	17	31	10	17
	社団	66	11,239	170	16	20	8	16	4	2
	財団	97	118,353	1,220	21	31	9	15	6	15
広島県	計	167	48,954	293	36	52	14	42	11	12
	社団	73	13,512	185	9	26	4	27	5	2
	財団	94	35,442	377	27	26	10	15	6	10
山口県	計	101	27,191	269	23	25	9	32	5	7
	社団	49	6,900	141	13	14	2	18	2	0
	財団	52	20,291	390	10	11	7	14	3	7
徳島県	計	84	14,963	178	20	21	7	26	8	2
	社団	43	6,776	158	7	12	5	15	3	1
	財団	41	8,187	200	13	9	2	11	5	1
香川県	計	133	20,589	155	33	40	13	36	9	2
	社団	45	7,227	161	7	15	3	17	3	0
	財団	88	13,363	152	26	25	10	19	6	2
愛媛県	計	111	20,364	183	33	34	12	21	7	4
	社団	48	6,081	127	17	11	8	9	2	1
	財団	63	14,284	227	16	23	4	12	5	3
高知県	計	112	19,485	174	26	32	13	29	8	4
	社団	47	4,649	99	12	14	8	11	2	0
	財団	65	14,835	228	14	18	5	18	6	4
福岡県	計	293	136,851	467	45	77	27	94	27	23
	社団	137	38,608	282	14	38	13	56	9	7
	財団	156	98,242	630	31	39	14	38	18	16
佐賀県	計	68	16,853	248	8	22	12	18	2	6
	社団	30	6,311	210	3	10	4	11	0	2
	財団	38	10,542	277	5	12	8	7	2	4
長崎県	計	105	20,041	191	22	36	10	28	6	3
	社団	44	7,107	162	8	15	4	14	2	1
	財団	61	12,935	212	14	21	6	14	4	2
熊本県	計	91	33,626	370	16	19	10	32	8	6
	社団	49	16,210	331	8	10	5	20	4	2
	財団	42	17,416	415	8	9	5	12	4	4
大分県	計	110	19,496	177	29	33	8	29	7	4
	社団	62	9,195	148	19	15	4	19	3	2
	財団	48	10,300	215	10	18	4	10	4	2
宮崎県	計	88	45,276	514	20	18	10	28	5	7
	社団	45	31,266	695	8	6	7	20	0	4
	財団	43	14,010	326	12	12	3	8	5	3
鹿児島県	計	194	139,925	721	33	52	29	44	11	25
	社団	115	89,278	776	20	27	21	27	4	16
	財団	79	50,647	641	13	25	8	17	7	9
沖縄県	計	99	35,885	362	14	27	11	35	6	6
	社団	55	18,331	333	8	12	7	24	2	2
	財団	44	17,554	399	6	15	4	11	4	4

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（令和6年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

資料1-4-9 公益目的事業収入額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	収入なし	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
合計	計	9,682	3,860,297	399	2,190	2,257	1,445	811	1,885	475	619
	社団	4,144	1,210,878	292	424	1,141	675	470	1,105	182	147
	財団	5,538	2,649,419	478	1,766	1,116	770	341	780	293	472
内閣府	計	2,644	1,397,198	528	929	486	415	208	366	100	140
	社団	823	514,595	625	66	185	230	112	164	35	31
	財団	1,821	882,603	485	863	301	185	96	202	65	109
都道府県	計	7,038	2,463,099	350	1,261	1,771	1,030	603	1,519	375	479
	社団	3,321	696,283	210	358	956	445	358	941	147	116
	財団	3,717	1,766,816	475	903	815	585	245	578	228	363
北海道	計	253	116,764	462	56	58	34	27	50	7	21
	社団	127	47,004	370	17	30	21	18	28	4	9
	財団	126	69,760	554	39	28	13	9	22	3	12
青森県	計	101	26,861	266	16	32	18	5	20	3	7
	社団	61	5,997	98	6	23	11	4	15	1	1
	財団	40	20,864	522	10	9	7	1	5	2	6
岩手県	計	93	26,960	290	17	21	15	9	18	4	9
	社団	44	5,516	125	3	12	8	6	13	0	2
	財団	49	21,444	438	14	9	7	3	5	4	7
宮城県	計	142	63,997	451	25	28	21	14	33	7	14
	社団	75	14,221	190	6	18	13	11	20	2	5
	財団	67	49,776	743	19	10	8	3	13	5	9
秋田県	計	69	12,479	181	16	20	12	4	11	3	3
	社団	40	6,343	159	8	14	3	3	10	1	1
	財団	29	6,137	212	8	6	9	1	1	2	2
山形県	計	136	23,507	173	45	31	18	8	23	4	7
	社団	59	10,036	170	12	17	5	4	16	3	2
	財団	77	13,471	175	33	14	13	4	7	1	5
福島県	計	154	95,621	621	18	39	19	18	33	7	20
	社団	77	8,770	114	4	25	11	11	23	2	1
	財団	77	86,851	1,128	14	14	8	7	10	5	19
茨城県	計	132	72,743	551	14	27	16	15	42	6	12
	社団	73	16,685	229	3	17	8	10	30	2	3
	財団	59	56,058	950	11	10	8	5	12	4	9
栃木県	計	122	29,887	245	17	35	17	17	21	8	7
	社団	53	6,054	114	3	12	8	12	16	2	0
	財団	69	23,834	345	14	23	9	5	5	6	7
群馬県	計	116	37,194	321	23	23	17	8	27	7	11
	社団	53	10,161	192	9	14	6	5	14	3	2
	財団	63	27,033	429	14	9	11	3	13	4	9
埼玉県	計	209	96,780	463	24	51	18	21	62	15	18
	社団	118	23,171	196	9	34	11	14	37	8	5
	財団	91	73,610	809	15	17	7	7	25	7	13
千葉県	計	188	61,323	326	12	60	24	10	52	20	10
	社団	98	15,925	163	3	30	14	6	34	10	1
	財団	90	45,398	504	9	30	10	4	18	10	9
東京都	計	431	325,749	756	48	98	70	33	88	42	52
	社団	217	75,862	350	8	67	23	18	55	27	19
	財団	214	249,887	1,168	40	31	47	15	33	15	33
神奈川県	計	296	169,901	574	43	68	42	23	68	16	36
	社団	131	23,049	176	16	41	20	14	33	3	4
	財団	165	146,851	890	27	27	22	9	35	13	32

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	収入なし	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
新潟県	計	178	35,406	199	38	39	42	12	29	7	11
	社団	72	14,337	199	16	13	10	8	21	1	3
	財団	106	21,069	199	22	26	32	4	8	6	8
富山県	計	134	26,075	195	22	26	25	14	33	6	8
	社団	60	8,084	135	8	16	13	4	15	2	2
	財団	74	17,990	243	14	10	12	10	18	4	6
石川県	計	142	29,066	205	24	38	24	14	28	8	6
	社団	71	17,065	240	7	21	10	9	19	2	3
	財団	71	12,001	169	17	17	14	5	9	6	3
福井県	計	107	15,636	146	31	27	12	8	19	6	4
	社団	55	5,210	95	13	16	6	6	11	3	0
	財団	52	10,426	200	18	11	6	2	8	3	4
山梨県	計	85	37,468	441	17	18	12	7	19	4	8
	社団	33	15,629	474	1	11	5	2	11	2	1
	財団	52	21,839	420	16	7	7	5	8	2	7
長野県	計	120	25,675	214	22	36	23	7	19	7	6
	社団	56	10,952	196	6	16	9	2	16	6	1
	財団	64	14,724	230	16	20	14	5	3	1	5
岐阜県	計	127	23,379	184	37	25	15	16	23	5	6
	社団	58	10,663	184	7	12	7	14	14	2	2
	財団	69	12,716	184	30	13	8	2	9	3	4
静岡県	計	178	73,921	415	25	44	26	12	49	9	13
	社団	81	22,155	274	6	25	6	8	30	3	3
	財団	97	51,766	534	19	19	20	4	19	6	10
愛知県	計	261	112,469	431	46	49	35	16	76	13	26
	社団	119	21,254	179	7	29	16	11	48	5	3
	財団	142	91,215	642	39	20	19	5	28	8	23
三重県	計	104	22,304	214	15	24	21	11	21	6	6
	社団	54	7,979	148	6	13	10	7	15	2	1
	財団	50	14,325	286	9	11	11	4	6	4	5
滋賀県	計	138	26,073	189	24	39	16	13	36	6	4
	社団	63	6,915	110	4	22	11	7	17	1	1
	財団	75	19,158	255	20	17	5	6	19	5	3
京都府	計	253	55,994	221	19	96	44	25	52	8	9
	社団	90	28,906	321	5	37	10	7	25	3	3
	財団	163	27,089	166	14	59	34	18	27	5	6
大阪府	計	242	101,168	418	52	62	30	12	51	16	19
	社団	114	23,317	205	13	41	11	5	31	10	3
	財団	128	77,852	608	39	21	19	7	20	6	16
兵庫県	計	239	94,500	395	44	62	28	12	61	12	20
	社団	91	19,300	212	6	32	7	4	35	3	4
	財団	148	75,200	508	38	30	21	8	26	9	16
奈良県	計	98	7,227	74	19	27	19	12	18	3	0
	社団	51	4,409	86	5	13	9	9	14	1	0
	財団	47	2,818	60	14	14	10	3	4	2	0
和歌山県	計	93	11,177	120	20	31	13	10	15	2	2
	社団	43	3,641	85	5	13	7	6	12	0	0
	財団	50	7,536	151	15	18	6	4	3	2	2
鳥取県	計	74	16,030	217	9	18	13	10	17	3	4
	社団	35	4,224	121	4	9	9	5	7	0	1
	財団	39	11,806	303	5	9	4	5	10	3	3

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	収入なし	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
島根県	計	104	17,655	170	15	36	16	4	23	7	3
	社団	41	5,783	141	7	14	6	2	10	1	1
	財団	63	11,872	188	8	22	10	2	13	6	2
岡山県	計	163	121,422	745	42	36	31	10	23	7	14
	社団	66	9,196	139	10	18	14	7	14	1	2
	財団	97	112,226	1,157	32	18	17	3	9	6	12
広島県	計	167	37,107	222	45	41	22	7	39	5	8
	社団	73	8,645	118	7	23	11	4	25	3	0
	財団	94	28,462	303	38	18	11	3	14	2	8
山口県	計	101	19,317	191	18	27	14	7	25	5	5
	社団	49	5,425	111	10	14	5	2	16	2	0
	財団	52	13,892	267	8	13	9	5	9	3	5
徳島県	計	84	11,305	135	15	21	12	9	19	7	1
	社団	43	5,235	122	4	10	6	8	12	3	0
	財団	41	6,070	148	11	11	6	1	7	4	1
香川県	計	133	16,012	120	34	34	20	10	24	9	2
	社団	45	5,154	115	8	11	6	4	13	3	0
	財団	88	10,858	123	26	23	14	6	11	6	2
愛媛県	計	111	15,782	142	28	45	9	7	14	5	3
	社団	48	4,162	87	7	23	4	4	8	2	0
	財団	63	11,620	184	21	22	5	3	6	3	3
高知県	計	112	12,853	115	13	32	22	20	18	5	2
	社団	47	3,829	81	4	16	10	9	6	2	0
	財団	65	9,024	139	9	16	12	11	12	3	2
福岡県	計	293	108,345	370	61	61	34	35	66	17	19
	社団	137	30,295	221	12	40	12	18	45	4	6
	財団	156	78,051	500	49	21	22	17	21	13	13
佐賀県	計	68	11,117	163	10	21	11	7	13	2	4
	社団	30	3,420	114	3	8	4	7	7	0	1
	財団	38	7,697	203	7	13	7	0	6	2	3
長崎県	計	105	15,101	144	18	33	18	9	20	5	2
	社団	44	4,600	105	5	13	7	6	11	2	0
	財団	61	10,500	172	13	20	11	3	9	3	2
熊本県	計	91	21,735	239	18	18	15	8	25	2	5
	社団	49	7,781	159	8	10	5	5	18	2	1
	財団	42	13,954	332	10	8	10	3	7	0	4
大分県	計	110	14,870	135	20	34	19	8	19	7	3
	社団	62	6,556	106	9	21	8	5	16	2	1
	財団	48	8,314	173	11	13	11	3	3	5	2
宮崎県	計	88	29,232	332	13	23	10	14	17	6	5
	社団	45	20,609	458	2	11	4	9	15	1	3
	財団	43	8,623	201	11	12	6	5	2	5	2
鹿児島県	計	194	115,651	596	47	35	25	18	36	11	22
	社団	115	70,478	613	25	18	18	13	23	4	14
	財団	79	45,173	572	22	17	7	5	13	7	8
沖縄県	計	99	22,258	225	26	22	13	7	24	5	2
	社団	55	12,282	223	11	13	7	5	17	1	1
	財団	44	9,976	227	15	9	6	2	7	4	1

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（令和6年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

資料1-4-11 公益目的事業比率別の法人数（社団・財団別）

		全法人数	90%以上	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	50%以上 60%未満	50%未満
合計	計	9,682	4,369	2,272	1,418	1,065	494	64
	社団	4,144	1,865	684	568	649	347	31
	財団	5,538	2,504	1,588	850	416	147	33
内閣府	計	2,644	1,052	823	447	231	77	14
	社団	823	262	256	158	108	36	3
	財団	1,821	790	567	289	123	41	11
都道府県計	計	7,038	3,317	1,449	971	834	417	50
	社団	3,321	1,603	428	410	541	311	28
	財団	3,717	1,714	1,021	561	293	106	22
北海道	計	253	107	55	38	27	25	1
	社団	127	54	19	16	16	22	0
	財団	126	53	36	22	11	3	1
青森県	計	101	47	12	18	14	9	1
	社団	61	24	7	10	13	6	1
	財団	40	23	5	8	1	3	0
岩手県	計	93	40	19	18	12	4	0
	社団	44	23	2	10	6	3	0
	財団	49	17	17	8	6	1	0
宮城県	計	142	71	27	22	11	11	0
	社団	75	41	10	8	7	9	0
	財団	67	30	17	14	4	2	0
秋田県	計	69	25	17	7	15	5	0
	社団	40	18	3	3	12	4	0
	財団	29	7	14	4	3	1	0
山形県	計	136	54	34	21	15	10	2
	社団	59	25	10	7	11	6	0
	財団	77	29	24	14	4	4	2
福島県	計	154	82	25	18	15	12	2
	社団	77	37	6	9	13	11	1
	財団	77	45	19	9	2	1	1
茨城県	計	132	73	17	22	12	8	0
	社団	73	45	3	10	9	6	0
	財団	59	28	14	12	3	2	0
栃木県	計	122	65	23	12	15	7	0
	社団	53	35	3	4	6	5	0
	財団	69	30	20	8	9	2	0
群馬県	計	116	56	22	18	9	11	0
	社団	53	25	9	7	4	8	0
	財団	63	31	13	11	5	3	0
埼玉県	計	209	105	32	33	24	14	1
	社団	118	66	11	14	12	14	1
	財団	91	39	21	19	12	0	0
千葉県	計	188	89	38	18	21	20	2
	社団	98	51	10	8	12	16	1
	財団	90	38	28	10	9	4	1
東京都	計	431	186	114	49	53	28	1
	社団	217	91	39	23	39	24	1
	財団	214	95	75	26	14	4	0
神奈川県	計	296	108	68	49	38	26	7
	社団	131	40	19	22	22	22	6
	財団	165	68	49	27	16	4	1

		全法人数	90%以上	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	50%以上 60%未満	50%未満
新潟県	計	178	86	47	21	18	6	0
	社団	72	40	9	7	12	4	0
	財団	106	46	38	14	6	2	0
富山県	計	134	59	36	17	15	5	2
	社団	60	25	13	8	8	4	2
	財団	74	34	23	9	7	1	0
石川県	計	142	74	29	22	12	5	0
	社団	71	36	14	13	7	1	0
	財団	71	38	15	9	5	4	0
福井県	計	107	55	18	18	10	5	1
	社団	55	29	6	11	6	3	0
	財団	52	26	12	7	4	2	1
山梨県	計	85	46	20	11	7	1	0
	社団	33	17	7	4	4	1	0
	財団	52	29	13	7	3	0	0
長野県	計	120	53	25	23	14	3	2
	社団	56	30	4	10	10	1	1
	財団	64	23	21	13	4	2	1
岐阜県	計	127	71	28	11	9	6	2
	社団	58	36	9	2	5	5	1
	財団	69	35	19	9	4	1	1
静岡県	計	178	96	25	24	17	15	1
	社団	81	42	9	10	10	9	1
	財団	97	54	16	14	7	6	0
愛知県	計	261	145	58	22	21	15	0
	社団	119	68	18	6	14	13	0
	財団	142	77	40	16	7	2	0
三重県	計	104	56	16	21	9	2	0
	社団	54	27	9	8	8	2	0
	財団	50	29	7	13	1	0	0
滋賀県	計	138	55	26	27	17	12	1
	社団	63	24	5	13	10	10	1
	財団	75	31	21	14	7	2	0
京都府	計	253	85	60	44	47	12	5
	社団	90	34	13	13	21	6	3
	財団	163	51	47	31	26	6	2
大阪府	計	242	112	50	24	36	18	2
	社団	114	48	11	11	29	15	0
	財団	128	64	39	13	7	3	2
兵庫県	計	239	99	43	44	35	17	1
	社団	91	45	7	9	20	10	0
	財団	148	54	36	35	15	7	1
奈良県	計	98	49	15	14	16	4	0
	社団	51	27	8	6	6	4	0
	財団	47	22	7	8	10	0	0
和歌山県	計	93	42	18	10	15	7	1
	社団	43	20	6	2	11	4	0
	財団	50	22	12	8	4	3	1
鳥取県	計	74	41	18	11	3	1	0
	社団	35	18	8	7	2	0	0
	財団	39	23	10	4	1	1	0

		全法人数	90%以上	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	50%以上 60%未満	50%未満
島根県	計	104	49	20	20	12	3	0
	社団	41	19	5	11	5	1	0
	財団	63	30	15	9	7	2	0
岡山県	計	163	88	31	24	15	4	1
	社団	66	28	11	13	11	3	0
	財団	97	60	20	11	4	1	1
広島県	計	167	71	43	25	18	9	1
	社団	73	34	11	6	13	8	1
	財団	94	37	32	19	5	1	0
山口県	計	101	34	24	22	17	3	1
	社団	49	18	6	10	12	2	1
	財団	52	16	18	12	5	1	0
徳島県	計	84	41	16	10	14	2	1
	社団	43	23	4	5	10	1	0
	財団	41	18	12	5	4	1	1
香川県	計	133	69	32	14	15	1	2
	社団	45	27	4	3	10	0	1
	財団	88	42	28	11	5	1	1
愛媛県	計	111	55	17	12	19	7	1
	社団	48	16	4	6	16	6	0
	財団	63	39	13	6	3	1	1
高知県	計	112	58	20	16	14	4	0
	社団	47	21	6	8	10	2	0
	財団	65	37	14	8	4	2	0
福岡県	計	293	135	72	35	35	16	0
	社団	137	65	21	17	24	10	0
	財団	156	70	51	18	11	6	0
佐賀県	計	68	29	13	9	11	6	0
	社団	30	18	0	2	6	4	0
	財団	38	11	13	7	5	2	0
長崎県	計	105	57	20	12	13	3	0
	社団	44	22	6	5	10	1	0
	財団	61	35	14	7	3	2	0
熊本県	計	91	43	13	11	12	11	1
	社団	49	24	5	4	8	8	0
	財団	42	19	8	7	4	3	1
大分県	計	110	45	28	15	16	4	2
	社団	62	24	15	9	11	1	2
	財団	48	21	13	6	5	3	0
宮崎県	計	88	51	14	13	8	2	0
	社団	45	29	3	7	4	2	0
	財団	43	22	11	6	4	0	0
鹿児島県	計	194	110	29	15	25	13	2
	社団	115	66	12	7	20	9	1
	財団	79	44	17	8	5	4	1
沖縄県	計	99	50	22	11	8	5	3
	社団	55	28	8	6	6	5	2
	財団	44	22	14	5	2	0	1

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

資料1-4-12 収益事業等を実施している法人数（社団・財団別）

		全法人数	収益事業等を行っている法人数	収益事業等を行っている法人の割合 (%)
合計	計	9,682	4,240	43.8%
	社団	4,144	2,147	51.8%
	財団	5,538	2,093	37.8%
内閣府	計	2,644	831	31.4%
	社団	823	390	47.4%
	財団	1,821	441	24.2%
都道府県計	計	7,038	3,409	48.4%
	社団	3,321	1,757	52.9%
	財団	3,717	1,652	44.4%
北海道	計	253	125	49.4%
	社団	127	72	56.7%
	財団	126	53	42.1%
青森県	計	101	51	50.5%
	社団	61	35	57.4%
	財団	40	16	40.0%
岩手県	計	93	46	49.5%
	社団	44	22	50.0%
	財団	49	24	49.0%
宮城県	計	142	61	43.0%
	社団	75	34	45.3%
	財団	67	27	40.3%
秋田県	計	69	38	55.1%
	社団	40	23	57.5%
	財団	29	15	51.7%
山形県	計	136	62	45.6%
	社団	59	31	52.5%
	財団	77	31	40.3%
福島県	計	154	67	43.5%
	社団	77	35	45.5%
	財団	77	32	41.6%
茨城県	計	132	61	46.2%
	社団	73	30	41.1%
	財団	59	31	52.5%
栃木県	計	122	49	40.2%
	社団	53	20	37.7%
	財団	69	29	42.0%
群馬県	計	116	53	45.7%
	社団	53	29	54.7%
	財団	63	24	38.1%
埼玉県	計	209	96	45.9%
	社団	118	47	39.8%
	財団	91	49	53.8%
千葉県	計	188	97	51.6%
	社団	98	55	56.1%
	財団	90	42	46.7%
東京都	計	431	271	62.9%
	社団	217	149	68.7%
	財団	214	122	57.0%
神奈川県	計	296	180	60.8%
	社団	131	97	74.0%
	財団	165	83	50.3%

		全法人数	収益事業等を行っている法人数	収益事業等を行っている法人の割合 (%)
新潟県	計	178	77	43.3%
	社団	72	31	43.1%
	財団	106	46	43.4%
富山県	計	134	71	53.0%
	社団	60	28	46.7%
	財団	74	43	58.1%
石川県	計	142	60	42.3%
	社団	71	33	46.5%
	財団	71	27	38.0%
福井県	計	107	42	39.3%
	社団	55	27	49.1%
	財団	52	15	28.8%
山梨県	計	85	33	38.8%
	社団	33	15	45.5%
	財団	52	18	34.6%
長野県	計	120	42	35.0%
	社団	56	23	41.1%
	財団	64	19	29.7%
岐阜県	計	127	39	30.7%
	社団	58	16	27.6%
	財団	69	23	33.3%
静岡県	計	178	91	51.1%
	社団	81	42	51.9%
	財団	97	49	50.5%
愛知県	計	261	97	37.2%
	社団	119	49	41.2%
	財団	142	48	33.8%
三重県	計	104	48	46.2%
	社団	54	26	48.1%
	財団	50	22	44.0%
滋賀県	計	138	80	58.0%
	社団	63	40	63.5%
	財団	75	40	53.3%
京都府	計	253	175	69.2%
	社団	90	67	74.4%
	財団	163	108	66.3%
大阪府	計	242	126	52.1%
	社団	114	68	59.6%
	財団	128	58	45.3%
兵庫県	計	239	154	64.4%
	社団	91	76	83.5%
	財団	148	78	52.7%
奈良県	計	98	39	39.8%
	社団	51	21	41.2%
	財団	47	18	38.3%
和歌山県	計	93	38	40.9%
	社団	43	20	46.5%
	財団	50	18	36.0%
鳥取県	計	74	23	31.1%
	社団	35	14	40.0%
	財団	39	9	23.1%

		全法人数	収益事業等を行っている法人数	収益事業等を行っている法人の割合 (%)
島根県	計	104	43	41.3%
	社団	41	20	48.8%
	財団	63	23	36.5%
岡山県	計	163	60	36.8%
	社団	66	33	50.0%
	財団	97	27	27.8%
広島県	計	167	90	53.9%
	社団	73	42	57.5%
	財団	94	48	51.1%
山口県	計	101	62	61.4%
	社団	49	27	55.1%
	財団	52	35	67.3%
徳島県	計	84	36	42.9%
	社団	43	22	51.2%
	財団	41	14	34.1%
香川県	計	133	57	42.9%
	社団	45	24	53.3%
	財団	88	33	37.5%
愛媛県	計	111	51	45.9%
	社団	48	29	60.4%
	財団	63	22	34.9%
高知県	計	112	34	30.4%
	社団	47	21	44.7%
	財団	65	13	20.0%
福岡県	計	293	146	49.8%
	社団	137	71	51.8%
	財団	156	75	48.1%
佐賀県	計	68	36	52.9%
	社団	30	16	53.3%
	財団	38	20	52.6%
長崎県	計	105	41	39.0%
	社団	44	20	45.5%
	財団	61	21	34.4%
熊本県	計	91	40	44.0%
	社団	49	23	46.9%
	財団	42	17	40.5%
大分県	計	110	46	41.8%
	社団	62	27	43.5%
	財団	48	19	39.6%
宮崎県	計	88	31	35.2%
	社団	45	15	33.3%
	財団	43	16	37.2%
鹿児島県	計	194	95	49.0%
	社団	115	65	56.5%
	財団	79	30	38.0%
沖縄県	計	99	49	49.5%
	社団	55	27	49.1%
	財団	44	22	50.0%

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

## 資料1-6-1 行政庁別及び社団・財団別の移行法人数とその割合

	合計	社団法人数	社団法人の割合 (%)	財団法人数	財団法人の割合 (%)
合計	5,680	2,687	47.3%	2,993	52.7%
内閣府	946	279	29.5%	667	70.5%
都道府県計	4,734	2,408	50.9%	2,326	49.1%
北海道	217	97	44.7%	120	55.3%
青森県	91	42	46.2%	49	53.8%
岩手県	94	58	61.7%	36	38.3%
宮城県	75	35	46.7%	40	53.3%
秋田県	57	34	59.6%	23	40.4%
山形県	54	18	33.3%	36	66.7%
福島県	81	33	40.7%	48	59.3%
茨城県	85	37	43.5%	48	56.5%
栃木県	68	40	58.8%	28	41.2%
群馬県	66	32	48.5%	34	51.5%
埼玉県	111	70	63.1%	41	36.9%
千葉県	109	62	56.9%	47	43.1%
東京都	237	122	51.5%	115	48.5%
神奈川県	168	93	55.4%	75	44.6%
新潟県	86	37	43.0%	49	57.0%
富山県	52	23	44.2%	29	55.8%
石川県	68	31	45.6%	37	54.4%
福井県	71	38	53.5%	33	46.5%
山梨県	59	32	54.2%	27	45.8%
長野県	164	79	48.2%	85	51.8%
岐阜県	101	54	53.5%	47	46.5%
静岡県	207	148	71.5%	59	28.5%
愛知県	151	81	53.6%	70	46.4%
三重県	78	40	51.3%	38	48.7%
滋賀県	56	20	35.7%	36	64.3%
京都府	127	47	37.0%	80	63.0%
大阪府	293	163	55.6%	130	44.4%
兵庫県	211	104	49.3%	107	50.7%
奈良県	73	41	56.2%	32	43.8%
和歌山県	64	33	51.6%	31	48.4%
鳥取県	34	13	38.2%	21	61.8%
島根県	60	23	38.3%	37	61.7%
岡山県	119	51	42.9%	68	57.1%
広島県	145	64	44.1%	81	55.9%
山口県	121	68	56.2%	53	43.8%
徳島県	51	35	68.6%	16	31.4%
香川県	61	29	47.5%	32	52.5%
愛媛県	67	33	49.3%	34	50.7%
高知県	44	24	54.5%	20	45.5%
福岡県	169	77	45.6%	92	54.4%
佐賀県	63	32	50.8%	31	49.2%
長崎県	81	44	54.3%	37	45.7%
熊本県	100	49	49.0%	51	51.0%
大分県	66	40	60.6%	26	39.4%
宮崎県	57	34	59.6%	23	40.4%
鹿児島県	54	15	27.8%	39	72.2%
沖縄県	68	33	48.5%	35	51.5%

(注) 令和6年12月1日現在

資料1-6-2 各年12月1日時点の移行法人数（社団・財団別）

		令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
合計	合計	7,539	7,110	6,690	6,345	6,014	5,680
	社団	3,972	3,669	3,366	3,131	2,913	2,687
	財団	3,567	3,441	3,324	3,214	3,101	2,993
内閣府	合計	1,285	1,208	1,119	1,062	1,008	946
	社団	488	434	375	341	312	279
	財団	797	774	744	721	696	667
都道府県計	合計	6,254	5,902	5,571	5,283	5,006	4,734
	社団	3,484	3,235	2,991	2,790	2,601	2,408
	財団	2,770	2,667	2,580	2,493	2,405	2,326
北海道	合計	313	283	264	244	230	217
	社団	170	146	130	115	105	97
	財団	143	137	134	129	125	120
青森県	合計	136	123	111	100	93	91
	社団	62	56	49	47	42	42
	財団	74	67	62	53	51	49
岩手県	合計	127	116	110	100	96	94
	社団	81	73	69	63	60	58
	財団	46	43	41	37	36	36
宮城県	合計	105	98	94	87	77	75
	社団	56	51	49	43	36	35
	財団	49	47	45	44	41	40
秋田県	合計	74	68	65	64	62	57
	社団	46	42	40	39	38	34
	財団	28	26	25	25	24	23
山形県	合計	81	72	63	60	55	54
	社団	41	34	26	24	19	18
	財団	40	38	37	36	36	36
福島県	合計	125	121	105	102	87	81
	社団	66	64	53	50	39	33
	財団	59	57	52	52	48	48
茨城県	合計	117	107	101	97	94	85
	社団	59	52	47	44	43	37
	財団	58	55	54	53	51	48
栃木県	合計	89	87	81	79	76	68
	社団	54	53	50	48	46	40
	財団	35	34	31	31	30	28
群馬県	合計	109	102	94	83	74	66
	社団	67	63	57	46	39	32
	財団	42	39	37	37	35	34
埼玉県	合計	150	134	129	120	117	111
	社団	100	87	84	75	73	70
	財団	50	47	45	45	44	41
千葉県	合計	140	131	122	116	111	109
	社団	85	80	73	67	63	62
	財団	55	51	49	49	48	47
東京都	合計	288	278	265	260	240	237
	社団	150	143	138	135	124	122
	財団	138	135	127	125	116	115
神奈川県	合計	217	204	193	184	179	168
	社団	130	119	110	103	100	93
	財団	87	85	83	81	79	75

		令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
新潟県	合計	123	119	109	99	94	86
	社団	61	58	51	43	40	37
	財団	62	61	58	56	54	49
富山県	合計	72	69	64	63	59	52
	社団	36	34	32	31	29	23
	財団	36	35	32	32	30	29
石川県	合計	96	89	80	78	71	68
	社団	48	44	38	38	32	31
	財団	48	45	42	40	39	37
福井県	合計	84	81	76	74	74	71
	社団	48	45	42	41	41	38
	財団	36	36	34	33	33	33
山梨県	合計	76	72	70	64	62	59
	社団	42	39	37	35	34	32
	財団	34	33	33	29	28	27
長野県	合計	214	199	192	184	174	164
	社団	119	107	100	95	87	79
	財団	95	92	92	89	87	85
岐阜県	合計	140	135	131	121	111	101
	社団	77	75	74	67	62	54
	財団	63	60	57	54	49	47
静岡県	合計	254	240	230	220	214	207
	社団	186	174	167	158	154	148
	財団	68	66	63	62	60	59
愛知県	合計	181	178	169	166	162	151
	社団	102	100	93	91	90	81
	財団	79	78	76	75	72	70
三重県	合計	104	94	87	84	80	78
	社団	58	52	45	43	40	40
	財団	46	42	42	41	40	38
滋賀県	合計	72	69	61	58	57	56
	社団	31	30	23	21	21	20
	財団	41	39	38	37	36	36
京都府	合計	165	157	150	145	133	127
	社団	70	65	61	59	51	47
	財団	95	92	89	86	82	80
大阪府	合計	379	356	344	324	306	293
	社団	224	207	197	184	169	163
	財団	155	149	147	140	137	130
兵庫県	合計	253	245	237	222	217	211
	社団	136	131	124	113	109	104
	財団	117	114	113	109	108	107
奈良県	合計	89	86	86	81	76	73
	社団	46	46	46	43	42	41
	財団	43	40	40	38	34	32
和歌山県	合計	79	77	76	73	72	64
	社団	45	43	43	41	40	33
	財団	34	34	33	32	32	31
鳥取県	合計	54	46	46	41	36	34
	社団	26	21	21	18	15	13
	財団	28	25	25	23	21	21

		令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
島根県	合計	83	82	76	67	64	60
	社団	40	39	35	29	27	23
	財団	43	43	41	38	37	37
岡山県	合計	154	148	134	128	122	119
	社団	77	73	62	58	53	51
	財団	77	75	72	70	69	68
広島県	合計	173	167	164	157	152	145
	社団	81	78	75	69	66	64
	財団	92	89	89	88	86	81
山口県	合計	161	154	144	135	129	121
	社団	99	95	85	80	76	68
	財団	62	59	59	55	53	53
徳島県	合計	73	70	58	58	55	51
	社団	50	48	41	41	39	35
	財団	23	22	17	17	16	16
香川県	合計	76	73	69	67	65	61
	社団	40	37	35	33	31	29
	財団	36	36	34	34	34	32
愛媛県	合計	85	84	78	76	72	67
	社団	47	46	41	39	36	33
	財団	38	38	37	37	36	34
高知県	合計	69	68	62	54	47	44
	社団	46	45	40	34	27	24
	財団	23	23	22	20	20	20
福岡県	合計	225	215	198	194	181	169
	社団	125	117	103	101	89	77
	財団	100	98	95	93	92	92
佐賀県	合計	85	82	82	73	70	63
	社団	47	44	44	36	36	32
	財団	38	38	38	37	34	31
長崎県	合計	103	97	94	89	87	81
	社団	64	58	55	50	49	44
	財団	39	39	39	39	38	37
熊本県	合計	123	118	113	110	108	100
	社団	62	59	55	54	53	49
	財団	61	59	58	56	55	51
大分県	合計	94	82	77	73	71	66
	社団	58	49	45	43	42	40
	財団	36	33	32	30	29	26
宮崎県	合計	78	72	70	68	63	57
	社団	50	46	44	43	39	34
	財団	28	26	26	25	24	23
鹿児島県	合計	72	69	64	60	58	54
	社団	28	26	22	21	19	15
	財団	44	43	42	39	39	39
沖縄県	合計	94	85	83	81	73	68
	社団	48	41	40	39	36	33
	財団	46	44	43	42	37	35

(注) 各年12月1日現在

資料1-6-5 公益目的財産額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	合計 (百万円)	平均値 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
合計	合計	5,680	7,259,569	1,278	236	939	800	2,013	669	1,023
	社団	2,687	3,091,975	1,151	189	550	401	910	290	347
	財団	2,993	4,167,593	1,392	47	389	399	1,103	379	676
内閣府	合計	946	4,518,379	4,776	13	49	44	246	163	431
	社団	279	2,030,438	7,278	9	24	19	87	41	99
	財団	667	2,487,941	3,730	4	25	25	159	122	332
都道府県計	合計	4,734	2,741,190	579	223	890	756	1,767	506	592
	社団	2,408	1,061,537	441	180	526	382	823	249	248
	財団	2,326	1,679,653	722	43	364	374	944	257	344
北海道	合計	217	116,001	535	6	31	38	85	31	26
	社団	97	45,951	474	6	13	19	38	12	9
	財団	120	70,050	584	0	18	19	47	19	17
青森県	合計	91	36,628	403	3	23	15	34	8	8
	社団	42	8,983	214	3	12	6	15	5	1
	財団	49	27,645	564	0	11	9	19	3	7
岩手県	合計	94	26,514	282	8	20	24	28	8	6
	社団	58	12,272	212	6	15	15	13	8	1
	財団	36	14,241	396	2	5	9	15	0	5
宮城県	合計	75	31,590	421	1	18	9	27	10	10
	社団	35	12,979	371	1	11	1	14	4	4
	財団	40	18,611	465	0	7	8	13	6	6
秋田県	合計	57	17,884	314	4	12	10	19	6	6
	社団	34	8,570	252	3	10	7	8	4	2
	財団	23	9,313	405	1	2	3	11	2	4
山形県	合計	54	19,858	368	3	13	12	17	4	5
	社団	18	11,237	624	0	7	2	5	1	3
	財団	36	8,621	239	3	6	10	12	3	2
福島県	合計	81	51,959	641	5	17	14	23	11	11
	社団	33	6,199	188	5	6	10	7	5	0
	財団	48	45,760	953	0	11	4	16	6	11
茨城県	合計	85	50,734	597	4	16	18	30	4	13
	社団	37	8,541	231	4	10	10	9	2	2
	財団	48	42,192	879	0	6	8	21	2	11
栃木県	合計	68	19,014	280	10	11	12	23	8	4
	社団	40	10,120	253	8	9	5	10	6	2
	財団	28	8,894	318	2	2	7	13	2	2
群馬県	合計	66	26,537	402	2	14	10	26	8	6
	社団	32	15,270	477	2	5	5	12	4	4
	財団	34	11,266	331	0	9	5	14	4	2
埼玉県	合計	111	73,486	662	3	14	16	44	17	17
	社団	70	47,222	675	2	6	11	27	12	12
	財団	41	26,264	641	1	8	5	17	5	5
千葉県	合計	109	79,693	731	9	14	14	46	9	17
	社団	62	20,965	338	8	13	11	22	1	7
	財団	47	58,728	1,250	1	1	3	24	8	10
東京都	合計	237	383,666	1,619	5	15	25	89	36	67
	社団	122	104,069	853	4	8	15	46	19	30
	財団	115	279,597	2,431	1	7	10	43	17	37
神奈川県	合計	168	132,835	791	3	19	23	77	15	31
	社団	93	51,896	558	3	12	17	46	2	13
	財団	75	80,939	1,079	0	7	6	31	13	18

		法人数	合計 (百万円)	平均値 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
新潟県	合計	86	54,489	634	1	19	11	33	5	17
	社団	37	20,374	551	1	15	4	12	2	3
	財団	49	34,115	696	0	4	7	21	3	14
富山県	合計	52	16,994	327	3	14	8	17	4	6
	社団	23	6,853	298	3	7	3	6	1	3
	財団	29	10,141	350	0	7	5	11	3	3
石川県	合計	68	17,017	250	5	14	18	22	4	5
	社団	31	9,235	298	3	7	8	7	2	4
	財団	37	7,782	210	2	7	10	15	2	1
福井県	合計	71	28,462	401	3	15	14	25	8	6
	社団	38	8,950	236	3	13	6	10	4	2
	財団	33	19,511	591	0	2	8	15	4	4
山梨県	合計	59	17,194	291	5	17	12	12	11	2
	社団	32	6,735	210	5	10	6	5	6	0
	財団	27	10,459	387	0	7	6	7	5	2
長野県	合計	164	64,237	392	3	38	29	64	13	17
	社団	79	26,504	335	3	21	12	29	6	8
	財団	85	37,733	444	0	17	17	35	7	9
岐阜県	合計	101	44,519	441	7	19	15	41	6	13
	社団	54	19,069	353	6	11	5	24	2	6
	財団	47	25,449	541	1	8	10	17	4	7
静岡県	合計	207	94,855	458	9	49	33	68	25	23
	社団	148	53,538	362	9	37	27	48	16	11
	財団	59	41,317	700	0	12	6	20	9	12
愛知県	合計	151	123,035	815	5	21	17	67	18	23
	社団	81	58,946	728	5	11	10	34	10	11
	財団	70	64,089	916	0	10	7	33	8	12
三重県	合計	78	28,033	359	2	17	12	31	6	10
	社団	40	12,477	312	2	11	6	14	5	2
	財団	38	15,556	409	0	6	6	17	1	8
滋賀県	合計	56	38,945	695	1	12	12	19	5	7
	社団	20	20,016	1,001	1	7	4	3	2	3
	財団	36	18,929	526	0	5	8	16	3	4
京都府	合計	127	75,583	595	4	26	16	49	12	20
	社団	47	24,178	514	2	11	3	22	3	6
	財団	80	51,405	643	2	15	13	27	9	14
大阪府	合計	293	187,844	641	3	30	54	128	38	40
	社団	163	91,616	562	2	20	31	75	19	16
	財団	130	96,228	740	1	10	23	53	19	24
兵庫県	合計	211	178,507	846	11	30	23	86	25	36
	社団	104	58,343	561	7	26	15	34	7	15
	財団	107	120,164	1,123	4	4	8	52	18	21
奈良県	合計	73	23,313	319	8	14	11	28	6	6
	社団	41	13,196	322	8	10	4	14	1	4
	財団	32	10,117	316	0	4	7	14	5	2
和歌山県	合計	64	48,797	762	1	16	13	25	5	4
	社団	33	6,065	184	1	7	9	13	3	0
	財団	31	42,732	1,378	0	9	4	12	2	4
鳥取県	合計	34	7,758	228	4	7	5	13	4	1
	社団	13	2,879	221	2	2	2	5	2	0
	財団	21	4,878	232	2	5	3	8	2	1

		法人数	合計 (百万円)	平均値 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
島根県	合計	60	19,199	320	5	10	8	30	3	4
	社団	23	4,023	175	3	7	1	11	1	0
	財団	37	15,175	410	2	3	7	19	2	4
岡山県	合計	119	76,137	640	8	27	17	42	10	15
	社団	51	15,020	295	5	19	7	12	4	4
	財団	68	61,117	899	3	8	10	30	6	11
広島県	合計	145	83,519	576	6	30	25	49	18	17
	社団	64	39,516	617	5	14	10	17	9	9
	財団	81	44,003	543	1	16	15	32	9	8
山口県	合計	121	34,859	288	6	29	21	46	11	8
	社団	68	17,688	260	6	18	13	22	6	3
	財団	53	17,171	324	0	11	8	24	5	5
徳島県	合計	51	29,738	583	5	13	8	14	6	5
	社団	35	23,082	659	5	12	6	5	3	4
	財団	16	6,655	416	0	1	2	9	3	1
香川県	合計	61	25,292	415	8	13	9	21	5	5
	社団	29	9,497	327	6	5	3	9	3	3
	財団	32	15,795	494	2	8	6	12	2	2
愛媛県	合計	67	34,284	512	4	10	12	23	7	11
	社団	33	18,660	565	2	3	7	10	4	7
	財団	34	15,624	460	2	7	5	13	3	4
高知県	合計	44	9,194	209	3	14	6	15	4	2
	社団	24	6,763	282	2	6	3	8	3	2
	財団	20	2,431	122	1	8	3	7	1	0
福岡県	合計	169	98,349	582	5	33	24	62	24	21
	社団	77	37,336	485	3	17	7	31	10	9
	財団	92	61,013	663	2	16	17	31	14	12
佐賀県	合計	63	20,354	323	2	15	13	24	6	3
	社団	32	7,288	228	2	11	6	9	3	1
	財団	31	13,066	421	0	4	7	15	3	2
長崎県	合計	81	21,328	263	8	25	12	24	8	4
	社団	44	14,512	330	5	10	6	15	6	2
	財団	37	6,816	184	3	15	6	9	2	2
熊本県	合計	100	44,684	447	6	23	12	43	6	10
	社団	49	20,899	427	5	15	5	15	3	6
	財団	51	23,786	466	1	8	7	28	3	4
大分県	合計	66	21,203	321	5	20	14	14	6	7
	社団	40	13,114	328	3	13	6	9	5	4
	財団	26	8,090	311	2	7	8	5	1	3
宮崎県	合計	57	22,692	398	6	13	10	17	4	7
	社団	34	11,119	327	5	8	3	9	4	5
	財団	23	11,573	503	1	5	7	8	0	2
鹿児島県	合計	54	52,572	974	2	9	7	24	8	4
	社団	15	6,773	452	2	3	1	5	3	1
	財団	39	45,799	1,174	0	6	6	19	5	3
沖縄県	合計	68	31,805	468	3	11	15	23	10	6
	社団	33	12,997	394	3	2	9	9	6	4
	財団	35	18,808	537	0	9	6	14	4	2

(注) 過去1年間の公益目的財産額の確定手続又は公益目的支出計画実施報告書（令和6年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

資料1-6-6 年間の公益目的支出額の規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	支出額計 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
合計	合計	5,680	580,866	2,721	1,665	473	614	108	99
	社団	2,687	300,840	1,262	784	229	310	54	48
	財団	2,993	280,026	1,459	881	244	304	54	51
内閣府	合計	946	272,440	189	315	131	216	44	51
	社団	279	106,975	64	87	39	61	15	13
	財団	667	165,465	125	228	92	155	29	38
都道府県計	合計	4,734	308,425	2,532	1,350	342	398	64	48
	社団	2,408	193,865	1,198	697	190	249	39	35
	財団	2,326	114,560	1,334	653	152	149	25	13
北海道	合計	217	14,440	115	69	8	21	1	3
	社団	97	11,359	46	30	5	12	1	3
	財団	120	3,081	69	39	3	9	0	0
青森県	合計	91	6,837	50	25	5	8	2	1
	社団	42	3,767	25	10	2	4	0	1
	財団	49	3,070	25	15	3	4	2	0
岩手県	合計	94	3,734	59	24	5	4	2	0
	社団	58	2,441	33	17	3	4	1	0
	財団	36	1,293	26	7	2	0	1	0
宮城県	合計	75	4,699	32	28	9	4	1	1
	社団	35	4,017	8	15	7	3	1	1
	財団	40	682	24	13	2	1	0	0
秋田県	合計	57	3,210	30	16	6	4	0	1
	社団	34	2,233	19	9	4	1	0	1
	財団	23	976	11	7	2	3	0	0
山形県	合計	54	1,506	40	10	3	0	1	0
	社団	18	1,130	12	4	1	0	1	0
	財団	36	377	28	6	2	0	0	0
福島県	合計	81	4,298	44	21	6	8	1	1
	社団	33	898	18	11	1	3	0	0
	財団	48	3,400	26	10	5	5	1	1
茨城県	合計	85	4,787	37	30	10	4	4	0
	社団	37	1,525	18	13	3	2	1	0
	財団	48	3,262	19	17	7	2	3	0
栃木県	合計	68	2,405	40	18	7	2	0	1
	社団	40	1,936	23	11	3	2	0	1
	財団	28	469	17	7	4	0	0	0
群馬県	合計	66	7,984	27	24	9	5	0	1
	社団	32	7,263	11	10	6	4	0	1
	財団	34	721	16	14	3	1	0	0
埼玉県	合計	111	11,501	36	36	14	20	3	2
	社団	70	10,147	16	22	10	17	3	2
	財団	41	1,354	20	14	4	3	0	0
千葉県	合計	109	8,348	48	37	8	13	2	1
	社団	62	5,730	28	19	6	7	1	1
	財団	47	2,618	20	18	2	6	1	0
東京都	合計	237	40,629	91	73	21	38	9	5
	社団	122	17,334	36	42	15	20	5	4
	財団	115	23,295	55	31	6	18	4	1
神奈川県	合計	168	10,083	71	69	14	10	2	2
	社団	93	7,126	40	35	9	6	1	2
	財団	75	2,957	31	34	5	4	1	0

		法人数	支出額計 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
新潟県	合計	86	4,226	40	29	4	12	1	0
	社団	37	1,109	18	13	3	3	0	0
	財団	49	3,117	22	16	1	9	1	0
富山県	合計	52	1,751	31	13	1	7	0	0
	社団	23	813	15	5	0	3	0	0
	財団	29	939	16	8	1	4	0	0
石川県	合計	68	2,535	43	12	7	5	1	0
	社団	31	1,178	18	4	5	4	0	0
	財団	37	1,357	25	8	2	1	1	0
福井県	合計	71	2,034	36	25	3	7	0	0
	社団	38	725	21	14	0	3	0	0
	財団	33	1,309	15	11	3	4	0	0
山梨県	合計	59	1,525	41	10	4	4	0	0
	社団	32	1,217	20	6	2	4	0	0
	財団	27	307	21	4	2	0	0	0
長野県	合計	164	5,798	84	58	7	13	2	0
	社団	79	4,063	37	28	3	9	2	0
	財団	85	1,734	47	30	4	4	0	0
岐阜県	合計	101	6,444	56	22	13	8	0	2
	社団	54	4,734	29	14	5	4	0	2
	財団	47	1,710	27	8	8	4	0	0
静岡県	合計	207	6,617	127	49	13	17	1	0
	社団	148	3,485	96	34	7	11	0	0
	財団	59	3,132	31	15	6	6	1	0
愛知県	合計	151	24,611	71	40	11	20	4	5
	社団	81	20,786	29	23	6	15	4	4
	財団	70	3,825	42	17	5	5	0	1
三重県	合計	78	2,382	44	17	12	4	1	0
	社団	40	1,508	21	9	7	2	1	0
	財団	38	874	23	8	5	2	0	0
滋賀県	合計	56	2,377	38	9	4	4	1	0
	社団	20	1,791	13	0	3	3	1	0
	財団	36	586	25	9	1	1	0	0
京都府	合計	127	9,703	75	32	9	6	3	2
	社団	47	3,256	23	15	4	3	2	0
	財団	80	6,447	52	17	5	3	1	2
大阪府	合計	293	16,959	139	106	17	24	5	2
	社団	163	8,317	80	59	5	15	4	0
	財団	130	8,642	59	47	12	9	1	2
兵庫県	合計	211	12,731	131	56	9	7	5	3
	社団	104	7,958	67	27	1	4	3	2
	財団	107	4,774	64	29	8	3	2	1
奈良県	合計	73	2,198	48	15	3	7	0	0
	社団	41	1,285	25	10	2	4	0	0
	財団	32	913	23	5	1	3	0	0
和歌山県	合計	64	1,737	43	15	3	2	1	0
	社団	33	1,088	28	2	1	1	1	0
	財団	31	649	15	13	2	1	0	0
鳥取県	合計	34	1,053	18	9	4	3	0	0
	社団	13	444	5	4	3	1	0	0
	財団	21	609	13	5	1	2	0	0

		法人数	支出額計 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
島根県	合計	60	5,464	11	22	12	13	2	0
	社団	23	2,344	5	8	3	6	1	0
	財団	37	3,120	6	14	9	7	1	0
岡山県	合計	119	7,904	72	31	11	2	1	2
	社団	51	1,462	30	14	5	2	0	0
	財団	68	6,442	42	17	6	0	1	2
広島県	合計	145	11,927	82	35	7	17	3	1
	社団	64	9,724	26	18	4	13	2	1
	財団	81	2,203	56	17	3	4	1	0
山口県	合計	121	1,778	81	34	3	3	0	0
	社団	68	1,337	42	20	3	3	0	0
	財団	53	442	39	14	0	0	0	0
徳島県	合計	51	1,424	31	12	5	3	0	0
	社団	35	1,136	24	5	3	3	0	0
	財団	16	287	7	7	2	0	0	0
香川県	合計	61	2,037	37	16	2	6	0	0
	社団	29	1,407	13	10	2	4	0	0
	財団	32	630	24	6	0	2	0	0
愛媛県	合計	67	2,764	36	17	5	9	0	0
	社団	33	2,280	13	9	4	7	0	0
	財団	34	485	23	8	1	2	0	0
高知県	合計	44	1,500	22	15	2	5	0	0
	社団	24	995	8	11	1	4	0	0
	財団	20	505	14	4	1	1	0	0
福岡県	合計	169	16,666	83	53	14	14	0	5
	社団	77	13,538	26	28	9	10	0	4
	財団	92	3,128	57	25	5	4	0	1
佐賀県	合計	63	2,466	43	11	4	4	0	1
	社団	32	1,029	20	5	3	4	0	0
	財団	31	1,436	23	6	1	0	0	1
長崎県	合計	81	7,486	46	20	5	5	2	3
	社団	44	4,880	22	11	5	3	1	2
	財団	37	2,606	24	9	0	2	1	1
熊本県	合計	100	7,504	62	24	6	6	0	2
	社団	49	6,173	28	13	3	3	0	2
	財団	51	1,331	34	11	3	3	0	0
大分県	合計	66	2,100	44	13	3	5	1	0
	社団	40	1,906	24	7	3	5	1	0
	財団	26	194	20	6	0	0	0	0
宮崎県	合計	57	4,027	26	15	10	4	1	1
	社団	34	3,527	13	8	8	3	1	1
	財団	23	500	13	7	2	1	0	0
鹿児島県	合計	54	1,596	34	14	1	5	0	0
	社団	15	279	8	6	0	1	0	0
	財団	39	1,317	26	8	1	4	0	0
沖縄県	合計	68	2,639	37	21	3	6	1	0
	社団	33	1,185	18	9	2	4	0	0
	財団	35	1,455	19	12	1	2	1	0

(注) 過去1年間の公益目的財産額の確定手続又は公益目的支出計画実施報告書（令和6年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

資料2-2-1 年度別の公益認定申請件数

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
合計	94	97	100	91	76	99
内閣府	46	62	51	52	46	58
都道府県計	48	35	49	39	30	41
北海道	0	2	2	2	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	1	0	0	0
宮城県	0	1	1	0	0	1
秋田県	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0
茨城県	2	1	1	0	0	2
栃木県	1	1	0	0	0	1
群馬県	2	0	1	0	0	1
埼玉県	2	0	2	3	1	1
千葉県	0	1	1	1	1	2
東京都	0	3	2	5	2	0
神奈川県	1	5	3	2	4	2
新潟県	1	2	0	1	0	2
富山県	1	0	1	1	1	0
石川県	1	0	0	0	2	0
福井県	0	0	0	0	0	1
山梨県	0	0	0	1	0	1
長野県	3	1	1	0	1	1
岐阜県	1	0	0	1	0	2
静岡県	1	2	2	1	1	0
愛知県	3	4	6	2	1	2
三重県	0	0	2	1	0	1
滋賀県	1	1	0	0	1	2
京都府	1	1	0	0	3	0
大阪府	3	2	8	5	2	3
兵庫県	4	0	3	2	3	5
奈良県	1	1	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	1	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0
島根県	0	1	0	0	2	0
岡山県	2	0	1	1	2	1
広島県	5	1	3	0	1	0
山口県	0	0	1	1	0	0
徳島県	0	0	0	2	0	0
香川県	0	1	0	1	1	1
愛媛県	3	0	0	1	0	0
高知県	0	0	1	0	0	1
福岡県	4	2	2	2	0	3
佐賀県	1	1	0	1	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	1
熊本県	1	0	1	0	0	0
大分県	1	0	1	0	1	0
宮崎県	1	0	1	0	0	1
鹿児島県	1	1	1	1	0	2
沖縄県	0	0	0	0	0	1

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

資料2-2-4 年度別の公益認定処分件数

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
合計	86	77	77	84	63	83
内閣府	36	39	42	41	31	51
都道府県計	50	38	35	43	32	32
北海道	1	2	1	3	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	1	0	0	0
宮城県	0	1	0	1	0	1
秋田県	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0
茨城県	1	2	1	0	0	2
栃木県	1	1	0	0	0	1
群馬県	0	2	0	1	0	0
埼玉県	2	0	1	2	2	1
千葉県	0	0	1	1	1	2
東京都	4	2	2	3	3	0
神奈川県	1	3	3	3	5	3
新潟県	1	2	0	1	0	2
富山県	1	0	0	1	1	1
石川県	0	1	0	0	2	0
福井県	2	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	1	0	1
長野県	3	1	1	1	0	1
岐阜県	0	1	0	0	1	2
静岡県	1	2	2	1	1	1
愛知県	2	2	3	6	2	1
三重県	1	0	2	1	0	0
滋賀県	1	1	1	0	0	0
京都府	0	2	0	0	1	2
大阪府	4	1	5	5	4	1
兵庫県	0	2	2	1	4	1
奈良県	1	1	0	0	0	0
和歌山県	1	0	0	1	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0
島根県	1	1	0	0	0	0
岡山県	4	1	1	1	2	1
広島県	4	2	2	1	0	1
山口県	0	0	0	1	1	0
徳島県	0	0	0	2	0	0
香川県	0	1	0	0	1	2
愛媛県	1	0	0	1	0	0
高知県	0	0	1	0	0	0
福岡県	5	0	3	1	0	0
佐賀県	2	1	0	0	1	0
長崎県	0	0	0	0	0	1
熊本県	1	0	0	1	0	0
大分県	0	1	0	1	0	1
宮崎県	1	1	0	0	0	1
鹿児島県	2	1	2	1	0	1
沖縄県	1	0	0	0	0	1

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

資料2-2-5 年度別の公益不認定処分件数

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
合計	1	4	1	0	0	0
内閣府	1	1	1	0	0	0
都道府県計	0	3	0	0	0	0
北海道	0	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0
東京都	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0	0
三重県	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0
兵庫県	0	3	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0	0	0
山口県	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	0	0	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0
大分県	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

資料2-2-6 年度別の公益認定申請取下げ等の件数

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
合計	29	29	51	34	29	32
内閣府	25	18	32	26	23	24
都道府県計	4	11	19	8	6	8
北海道	0	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	1	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0
埼玉県	0	1	0	0	0	1
千葉県	1	0	1	2	0	0
東京都	2	3	2	2	0	2
神奈川県	1	0	1	1	1	0
新潟県	0	2	0	0	2	1
富山県	0	1	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	1
静岡県	0	1	0	0	0	0
愛知県	0	1	0	0	0	0
三重県	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	1	1	0	1
京都府	0	0	0	0	1	0
大阪府	0	0	10	2	1	0
兵庫県	0	1	1	0	0	1
奈良県	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	1
鳥取県	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0	0	0
山口県	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	0	2	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0
大分県	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	1	0
鹿児島県	0	0	1	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

資料2-2-8 年度別の変更認定申請・変更届出件数

	令和元年度			2年度			3年度			4年度			5年度			6年度		
	計	変更認定	変更届															
合計	12,186	338	11,848	12,014	357	11,657	12,746	342	12,404	12,047	313	11,734	12,425	297	12,128	12,049	221	11,828
内閣府	3,146	112	3,034	2,992	113	2,879	3,127	107	3,020	3,124	103	3,021	3,159	99	3,060	3,163	61	3,102
都道府県計	9,040	226	8,814	9,022	244	8,778	9,619	235	9,384	8,923	210	8,713	9,266	198	9,068	8,886	160	8,726
北海道	334	13	321	328	8	320	336	5	331	317	6	311	356	10	346	303	0	303
青森県	138	5	133	160	6	154	157	3	154	147	6	141	145	9	136	129	1	128
岩手県	137	2	135	150	3	147	183	4	179	169	5	164	151	2	149	131	1	130
宮城県	180	5	175	194	7	187	204	10	194	189	3	186	184	2	182	177	1	176
秋田県	84	3	81	93	1	92	106	4	102	82	4	78	87	2	85	94	7	87
山形県	148	1	147	144	6	138	146	1	145	171	3	168	161	2	159	150	5	145
福島県	223	1	222	183	0	183	234	4	230	198	3	195	210	3	207	212	3	209
茨城県	165	5	160	157	8	149	159	4	155	167	5	162	148	5	143	156	7	149
栃木県	150	3	147	146	2	144	158	3	155	147	7	140	166	7	159	143	1	142
群馬県	143	0	143	142	0	142	156	3	153	149	6	143	152	4	148	132	8	124
埼玉県	274	5	269	278	5	273	289	6	283	277	5	272	286	2	284	264	7	257
千葉県	251	6	245	244	5	239	304	5	299	237	4	233	280	7	273	261	0	261
東京都	661	13	648	566	11	555	616	13	603	526	9	517	624	5	619	578	3	575
神奈川県	359	9	350	401	16	385	362	9	353	327	8	319	351	7	344	339	0	339
新潟県	216	4	212	187	3	184	221	6	215	199	4	195	223	1	222	218	6	212
富山県	187	1	186	199	3	196	206	5	201	186	1	185	205	3	202	199	1	198
石川県	165	7	158	164	4	160	173	3	170	171	1	170	171	2	169	160	1	159
福井県	133	4	129	119	1	118	140	1	139	131	0	131	151	3	148	115	0	115
山梨県	104	2	102	119	4	115	109	3	106	104	3	101	106	1	105	113	4	109
長野県	133	2	131	139	4	135	153	1	152	137	0	137	128	1	127	126	1	125
岐阜県	166	4	162	187	5	182	201	1	200	159	2	157	151	2	149	157	1	156
静岡県	240	12	228	236	15	221	255	10	245	227	9	218	258	17	241	233	12	221
愛知県	356	3	353	351	1	350	355	5	350	347	8	339	350	6	344	346	3	343
三重県	135	1	134	132	3	129	145	4	141	139	2	137	145	1	144	152	5	147
滋賀県	185	3	182	198	0	198	197	7	190	163	1	162	194	4	190	197	3	194
京都府	281	10	271	275	14	261	285	3	282	261	8	253	273	3	270	256	3	253
大阪府	295	13	282	297	9	288	286	7	279	304	9	295	297	11	286	311	6	305
兵庫県	325	7	318	314	16	298	346	14	332	344	12	332	319	17	302	311	11	300
奈良県	136	1	135	119	2	117	124	1	123	140	2	138	117	0	117	123	0	123
和歌山県	99	2	97	118	6	112	106	3	103	96	3	93	100	1	99	104	0	104
鳥取県	115	2	113	102	2	100	121	2	119	96	1	95	103	4	99	102	3	99
島根県	129	1	128	134	2	132	141	0	141	112	2	110	137	3	134	127	4	123
岡山県	180	9	171	188	4	184	199	8	191	189	9	180	189	9	180	194	4	190
広島県	187	8	179	178	7	171	190	10	180	208	5	203	202	5	197	192	6	186
山口県	146	4	142	139	7	132	135	3	132	118	6	112	129	1	128	124	0	124
徳島県	96	2	94	117	6	111	102	3	99	109	4	105	121	1	120	121	2	119
香川県	188	5	183	179	6	173	217	18	199	208	7	201	204	10	194	205	5	200
愛媛県	172	4	168	176	6	170	151	2	149	142	2	140	156	1	155	168	2	166
高知県	131	11	120	138	6	132	171	4	167	155	4	151	157	6	151	179	15	164
福岡県	398	10	388	386	6	380	405	7	398	378	10	368	386	4	382	381	6	375
佐賀県	102	7	95	119	9	110	115	15	100	113	11	102	111	4	107	96	4	92
長崎県	139	7	132	125	6	119	141	1	140	123	2	121	124	1	123	112	2	110
熊本県	109	3	106	131	2	129	143	1	142	119	1	118	129	1	128	112	1	111
大分県	112	1	111	123	1	122	183	6	177	168	2	166	132	0	132	131	2	129
宮崎県	109	3	106	108	0	108	116	6	110	103	1	102	111	2	109	102	1	101
鹿児島県	223	2	221	227	3	224	254	1	253	258	3	255	260	4	256	240	1	239
沖縄県	101	0	101	112	3	109	123	0	123	113	1	112	126	2	124	110	1	109

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

資料2-2-9 年度別の変更認定処分件数

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
合計	338	338	313	302	268	245
内閣府	115	93	105	88	92	88
都道府県計	223	245	208	214	176	157
北海道	13	8	5	6	10	0
青森県	6	6	2	5	7	2
岩手県	2	4	4	4	3	1
宮城県	6	7	10	3	2	1
秋田県	3	1	4	3	3	7
山形県	1	5	2	3	2	5
福島県	0	1	3	3	4	3
茨城県	5	7	4	3	5	7
栃木県	4	1	2	6	7	1
群馬県	0	0	3	5	5	6
埼玉県	1	5	4	6	3	5
千葉県	6	4	5	3	7	0
東京都	10	12	12	9	3	3
神奈川県	8	15	8	8	6	1
新潟県	4	3	6	3	2	6
富山県	1	3	5	1	2	1
石川県	5	4	2	3	2	0
福井県	2	3	1	0	1	1
山梨県	2	4	2	4	1	4
長野県	2	4	1	0	1	1
岐阜県	5	5	1	2	2	1
静岡県	11	15	10	7	12	15
愛知県	5	2	4	7	5	3
三重県	1	3	4	2	1	5
滋賀県	2	1	5	3	4	3
京都府	10	14	3	8	1	5
大阪府	17	9	5	11	9	8
兵庫県	8	16	10	15	11	10
奈良県	1	2	1	2	0	0
和歌山県	1	7	3	3	1	0
鳥取県	2	2	2	1	4	3
島根県	1	1	1	2	2	4
岡山県	8	5	7	9	9	4
広島県	9	6	6	7	4	5
山口県	4	7	3	5	2	0
徳島県	1	5	3	3	1	2
香川県	4	6	17	7	8	6
愛媛県	3	4	2	1	1	2
高知県	14	4	4	6	4	9
福岡県	13	8	8	10	4	5
佐賀県	8	9	15	11	4	5
長崎県	8	6	1	2	1	2
熊本県	2	3	0	2	4	1
大分県	1	1	5	3	0	1
宮崎県	1	2	2	4	2	1
鹿児島県	2	3	1	3	3	1
沖縄県	0	2	0	0	1	1

(注) 1 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

資料2-2-23 年度別の不認可処分件数

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
合計	0	0	0	0	0	1
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県計	0	0	0	0	0	1
北海道	0	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	1
茨城県	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0
東京都	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0	0
三重県	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0
兵庫県	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0	0	0
山口県	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	0	0	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0
大分県	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0

(注) 1 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

2 同一法人が複数回申請を行った場合は、それぞれ計上している。